

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	  桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	

枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

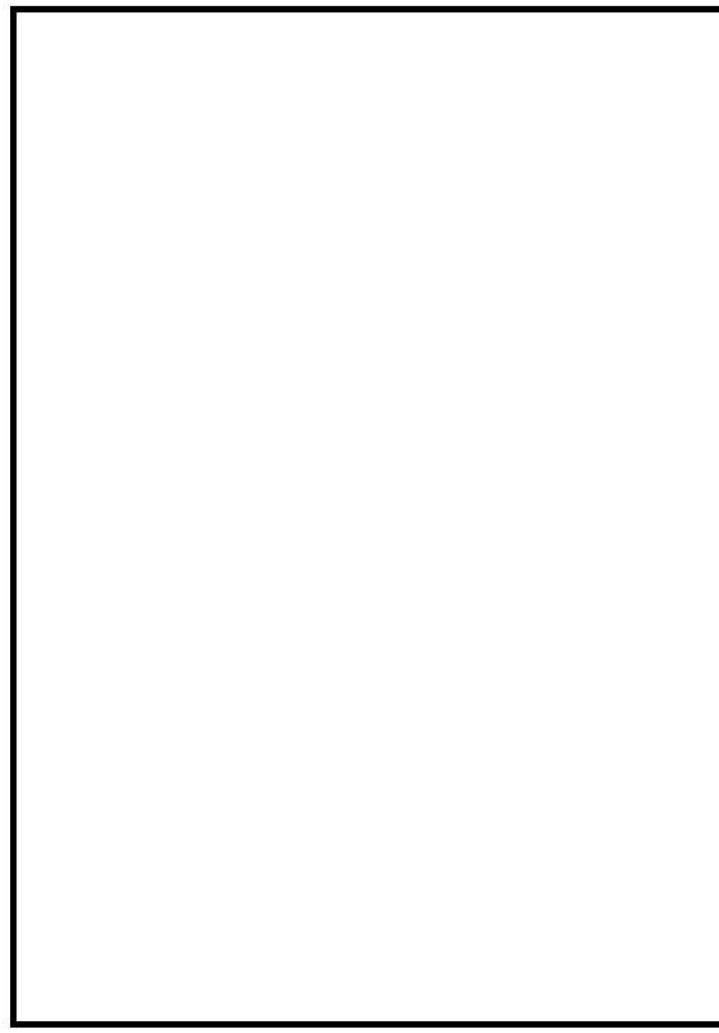
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>枠固みの範囲は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>枠内のみの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 	

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
55-5 系統図	55-4 系統図	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

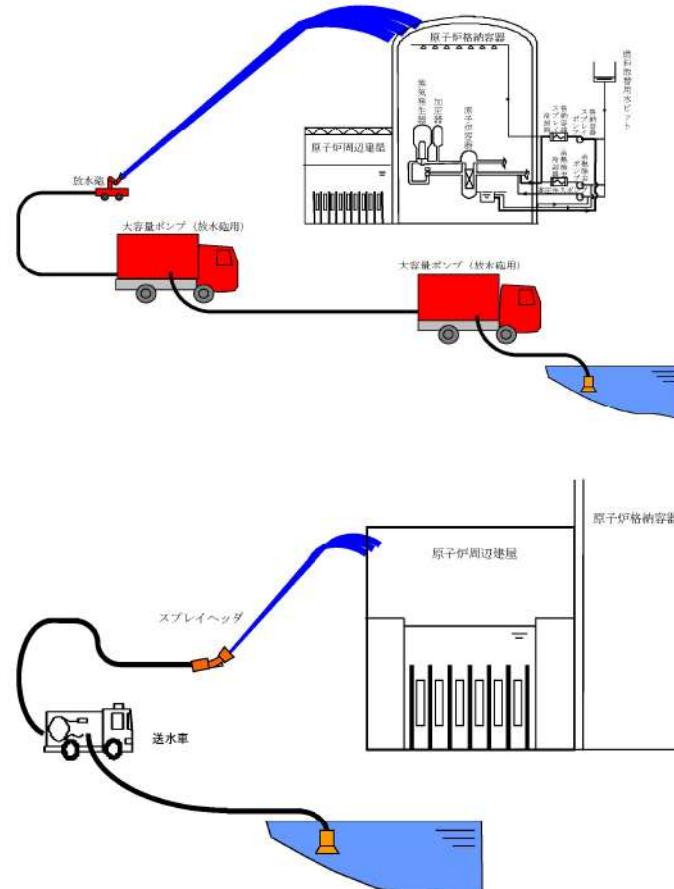
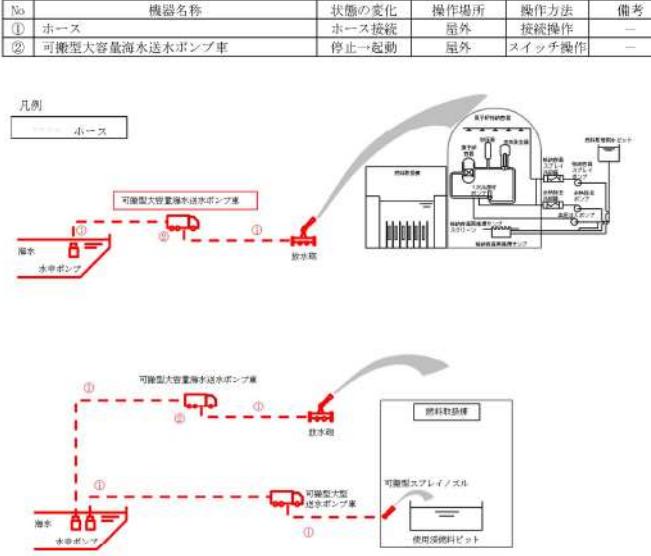
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 概略系統図（1）</p>	 <p>No. 機器名称 状態の変化 操作場所 操作方法 備考</p> <p>① ホース ホース接続 屋外 接続操作 —</p> <p>② 可搬型大容量海水送水ポンプ車 停止→起動 屋外 スイッチ操作 —</p> <p>凡例 ホース 可搬型大容量海水送水ポンプ車 海水 水供給 放水栓 原子炉周辺建屋 原子炉格納容器 送水車 スプレイヘッダ 燃料供給 可搬型スプレインズル 使用液供給ピット</p>	

図 55-4-1 放水設備（大気への拡散抑制設備）及びスプレイ設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

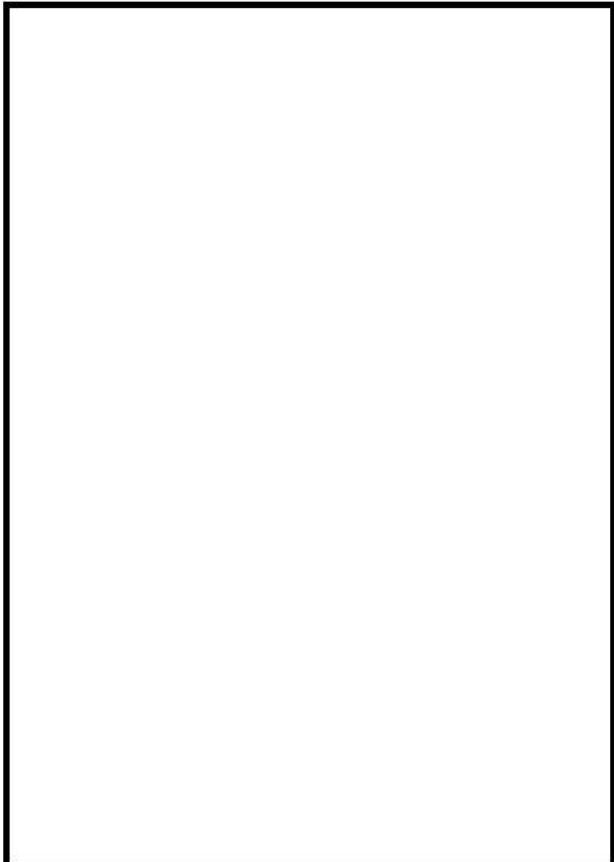
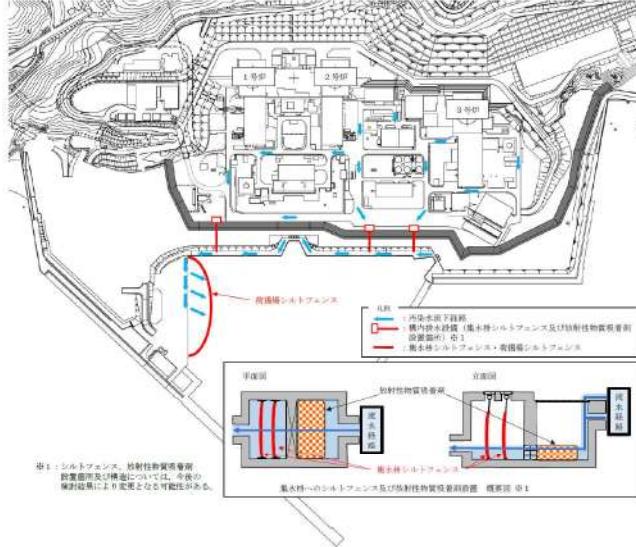
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		

図 55-4-2 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への拡散抑制

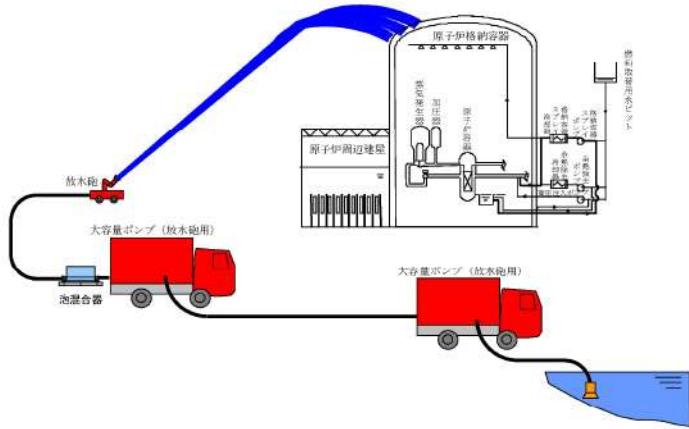
発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 概略系統図（2）

詳細みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
 <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 概略系統図（3）</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>接続操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車</td> <td>停止→起動</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 55-4-3 放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火</p>	No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	—	②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	—	
No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考															
①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	—															
②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	—															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
55-6 容量設定根拠 3号炉	55-5 容量設定根拠	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">容積 吐出圧力 最高使用圧力 最高使用温度 原動機の出力</p> <p>【設定根拠】 (注1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備で使用する場合の値（使用済燃料ピットへの注水） (注2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備で使用する場合の値（使用済燃料ピットへのスプレー） (注3) 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備で使用する場合の値 (注4) 原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備で使用する場合の値 (注5) 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）で使用する場合の値 (注6) 公称値 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備、原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）と兼用 【設定根拠】 ・重大事故等対処設備 重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。 送水車は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<p style="text-align: right;">容積 吐出圧力 最高使用圧力 最高使用温度 原動機の出力</p> <p>【設定根拠】 (概要) 重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。 可搬型注水設備（使用済燃料ピットへの注水） 系統構成は、可搬型注水設備としては海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホースを取り付けることにより使用済燃料ピットへ注水する設計とする。 可搬型大型送水ポンプ車は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために設置する。 系統構成は、可搬型スプレー設備としては、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホースを取り付けることにより可搬型スプレインノズルへ送水し、使用済燃料ピットへスプレーを行う設計とする。 可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所等外への放射性物質の拡散を抑制す</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>容積 吐出圧力 最高使用圧力 最高使用温度 原動機の出力</p> <p>【設定根拠】 (概要) 重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。 可搬型注水設備（使用済燃料ピットへの注水） 系統構成は、可搬型注水設備としては、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホースを取り付けることにより使用済燃料ピットへ注水する設計とする。 可搬型大型送水ポンプ車は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために設置する。 系統構成は、可搬型スプレー設備としては、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホースを取り付けることにより可搬型スプレインノズルへ送水し、使用済燃料ピットへスプレーを行う設計とする。 可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所等外への放射性物質の拡散を抑制す</p> </div>	容-6(1/12)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、可搬型代替注水設備（使用済燃料ピットへの注水）としては、海水を送水車により使用済燃料ピットへ注水できる設計とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料ピットの冷却機能の喪失及び注水機能の喪失による水位低下を防止するため、使用済燃料ピットに貯蔵している燃料体等からの崩壊熱による使用済燃料ピット水の蒸散量を上回る補給量を有する設計とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型スプレイ設備として、海を水源とした送水車により可搬型ホース及びスプレイヘッダを介して使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。</p> <p>可搬型スプレイ設備は、使用済燃料ピット全面にスプレイすることで燃料損傷の進行を緩和し、できる限り環境への放射性物質の放出を低減することができる設計とする。</p> <p>送水車は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、大気への拡散抑制として、海を水源とした送水車により可搬型ホース及びスプレイヘッダを介して原子炉周辺建屋へ放水を行う設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、使用済燃料ピットへの水の注水手段の水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の重大事故等対処設備（海から使用済燃料ピットへの注水）として、送水車、軽油ドラム缶を使用する。海を水源とした送水車は、可搬型ホースを介して使用済燃料ピットへ水を注水する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備と</p>	<p>るために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等対処設備（大気への拡散抑制）として、海を水源として可搬型大型送水ポンプ車にて送水し、可搬型スプレイノズルを介して燃料取扱建屋へ放水を行う設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより可搬型スプレイノズルへ送水し、使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するための代替格納容器スプレイポンプ等の水源となる燃料取替用水ピット若しくは原子炉へ直接海水等を注水するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注入機能が喪失した場合に海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を接続することで、代替格納容器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ピットへ海水等を補給し、若しくは格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ直接注水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計</p>	<p>容-6(2/12)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>して使用する送水車は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ海水を注水できる設計とする。</p> <p>送水車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることで原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p>	<p style="text-align: right;">容-6(3/12)</p> <p>基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより燃料取替用水ピットへ送水し、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルからの通水により原子炉格納容器内に水を張ることで残存溶融デブリの冷却を行い、原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるため燃料取替用水ピットに海水等を補給するために設置する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため代替格納容器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ピットに海水等を補給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合に海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより燃料取替用水ピットへ送水し、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることにより圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させる設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために設置する。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、重大事故等により、蒸気発生器二次側への注水手段の水源となる復水ピットが枯渇した場合の重大事故等対処設備として、送水車及び軽油ドラム缶を使用する。海を水源とした送水車は、可搬型ホースを介して復水ピットへ水を補給できる設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である仮設組立式水槽、送水車、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクロ</p>	<p style="text-align: right;">容-6(4/12)</p> <p>系統構成は、使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより可搬型スプレイノズルへ送水し、使用済燃料ピット全面ヘスプレイすることにより使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行緩和、臨界防止及び放射性物質の放出低減を行う設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は原子炉補機冷却水設備への送水とそれ以外の設備への送水のために2台必要であることから、保有数は4台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計6台を分散して保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>1.1 使用済燃料ピットへ注水する場合の容量 ■ m³/h/個以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへ注水する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、使用済燃料ピット水の小規模の漏えいによる水位低下について、使用済燃料ピット入口配管からの漏えいの場合は、サイフォンブレーカの効果によりサイフォンブレーカ開口部の高さで水位低下は止まり、最も水位が低下する使用済燃料ピット出口配管からの漏えいの場合は、出口配管の高さまで水位が低下することで漏えいは止まるため、出口配管の水位から遮蔽基準値に相当する水位に到達するまでは余裕があることから、使用済燃料ピットの蒸発量■ m³/h) を上回る容量として、■ m³/h/個以上とする。</p> <p>1.2 使用済燃料ピットヘスプレイする場合の容量 ■ m³/h/個以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットヘスプレイする可搬型大型送水ポンプ車の容量は、使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備による注水を行っても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合において、使用済燃料ピット全面にスプレイ又は大量の水を放水することにより、できる限り環境への放射性物質の放出を低減できることを添付資料21「使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書」にて確認しており、そのときの容量が■ m³/hであることから■ m³/h/個以上とする。</p> <p>1.3 代替炉心注水を行う場合の容量 ■ m³/h/個以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水■ m³/h/個のみの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>一リーリー及び軽油ドラム缶を使用する。送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して、格納容器へ注水できる設計とする。</p> <p>送水車の保有数量は、3号炉、4号炉それぞれ2セット2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台（3号炉及び4号炉共用の予備1台含む）を分散して保管する。</p> <p>1. 容量 送水車は、以下の機能を十分に発揮するために、必要な容量を基に設定する。 • 使用済燃料ピットへの注水のための必要容量を満足する設計とする。 • 使用済燃料ピットへのスプレイのための必要容量を満足する設計とする。 • 可搬式代替低圧注水ポンプによる炉心への注水のための必要容量を満足する設計とする。 • タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水に必要な容量を満足する設計とする。 • 可搬式代替低圧注水ポンプによる原子炉格納容器内への注水のための必要容量を満足する設計とする。</p> <p>(1) 使用済燃料ピットへ注水する場合の容量 ($\square \text{m}^3/\text{h}$以上) 使用済燃料ピットへの注水容量については、重大事故等対策有効性評価の中で、想定事故1（使用済燃料ピット冷却系及び補給水系の故障）のシナリオにおいて最大必要容量は $\square \text{m}^3/\text{h}$ と評価しており、解析の結果、使用済燃料ピット内の燃料集合体の崩壊熱を除去できることが確認できていることから、これを上回る容量 ($\square \text{m}^3/\text{h}$以上) とする。 送水車は、使用済燃料ピットへの注水、仮設組立式水槽への補給及び復水ピットへの補給に同時に使用することから、これを上回る容量 ($\square \text{m}^3/\text{h}/\text{台}$) とする。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットへスプレイする場合の容量 ($\square \text{m}^3/\text{h}$以上) 使用済燃料ピットへのスプレイ容量については、使用済燃料ピットスプレイヘッダにて、使用済燃料ピット全体に放水することができる流量である $\square \text{m}^3/\text{h}$ 以上とする。 送水車は、これを上回る容量 ($\square \text{m}^3/\text{h}/\text{台}$) とする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>時に海水等を原子炉へ注水する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、可搬型大型送水ポンプ車は設計基準対象施設の機能喪失時に使用する代替格納容器スプレイポンプの代替設備であることから、燃料取替用水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプの有効性評価解析において、有効性が確認されている原子炉への注入流量を確保できる流量である $\square \text{m}^3/\text{h}/\text{個}$ 以上とする。</p> <p>1.4 燃料取替用水ピットへ補給を行う場合の容量 ($\square \text{m}^3/\text{h}/\text{個}$ 以上) 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に代替格納容器スプレイポンプの水源となる燃料取替用水ピットへ海水等を供給する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、燃料取替用水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプの有効性評価解析において、有効性が確認されている原子炉への注入流量を確保できる流量である $\square \text{m}^3/\text{h}/\text{個}$ 以上とする。</p> <p>1.5 代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の容量 ($\square \text{m}^3/\text{h}/\text{個}$ 以上) 原子炉冷却系統施設のうち原子炉補機冷却設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う可搬型大型送水ポンプ車の容量は、原子炉補機冷却系統を介して高圧注入ポンプ、PASS及び格納容器再循環ユニットへ海水等を送水し、各補機類の冷却及び格納容器内を自然対流冷却する設備であることから、高圧注入ポンプ、PASSの冷却及び格納容器再循環ユニットを用いた格納容器自然対流冷却を行うために必要な容量である $\square \text{m}^3/\text{h}/\text{個}$ 以上とする。</p> <p>1.6 補助給水ピットへ補給する場合の容量 ($\square \text{m}^3/\text{h}/\text{個}$ 以上) 原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備として補助給水ピットへの補給を行なう可搬型大型送水ポンプ車の容量は、蒸気発生器2次側へ給水する補助給水ポンプの水源である補助給水ピットへ補給する設備であることから、補助給水ポンプの給水流量を確保できる容量である $\square \text{m}^3/\text{h}/\text{個}$ 以上とする。</p> <p>1.7 燃料取替用水ピットへ補給する場合の容量 ($\square \text{m}^3/\text{h}/\text{個}$ 以上) 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として格納容器スプレイ時に燃料取替用水ピットへ海水等を補給する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、可搬型大型送水ポンプ車が設計基準対象施設の機能喪失時に使用する代替格納容器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ピットへ補給する設備であることから、代替格納容器スプレイポンプの有効性評価解析において有効性が確認されている格納容器への注水流量を確保できる容量である $\square \text{m}^3/\text{h}/\text{個}$ 以上とする。</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>容-6(5/12)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
<p>(3) 仮設組立式水槽へ補給する場合の容量 (□ m³/h以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉へ注水する場合の容量 □ m³/h以上 <p>原子炉への注水容量の最大値については、重大事故等対策有効性評価の中で、中小LOCA(2インチ破裂)+ECCS注入失敗の注水量が □ m³/hである。</p> <p>送水車は、これを上回る容量 (□ m³/h/台) とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器内へスプレイする場合の容量 (□ m³/h以上) <p>格納容器へのスプレイ容量の最大値は、重大事故等対策有効性評価の中で、大LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗の注水量が □ m³/hである。</p> <p>送水車は、これを上回る容量 (□ m³/h/台) とする。</p> <p>(4) 復水ピットへ補給する場合の容量 □ m³/h以上</p> <p>全交流電源喪失+RCP シール LOCA 時に必要となる復水ピットへの補給容量については、ストレステスト報告書および審査資料の中において、復水ピット水の枯渇後の崩壊熱に応じた水量として □ m³/h を設定しており、解析の結果、蒸気発生器による炉心冷却の健全性は確保されていることが確認できている。</p> <p>送水車は、これを上回る容量 (□ m³/h/台) とする。</p> <p>2. 吐出圧力</p> <p>(1) 使用済燃料ピットへ注水する場合の吐出圧力</p> <p>使用済燃料ピットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり □ MPa となる。</p> <table> <tr> <td>ホース圧力損失</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>□ MPa</td> </tr> </table> <p>これを上回る吐出圧 (□ MPa) の送水車で □ m³/hを注水可能な設計とする。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットへスプレイする場合の吐出圧力</p> <p>使用済燃料ピットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)、スプレイヘッダ必要圧力を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり □ MPa となる。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	ホース圧力損失	□ MPa	静水頭	□ MPa	合計	□ MPa	<p>泊発電所3号炉</p> <p>容-6(6/12)</p> <p>公称値については、本設備は使用済燃料ピットへの注水と燃料取替用水ピットへの補給、使用済燃料ピットへの注水と補助給水ピットへの補給、若しくは代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却をそれぞれ1台の可搬型大型送水ポンプ車で同時に供給することがあるため、同時に供給する最大容量である代替補機冷却と格納容器自然対流冷却を行いう場合の □ m³/hを上回る □ m³/hとする。</p> <p>2. 吐出圧力</p> <p>2.1 使用済燃料ピットへ注水する場合の吐出圧力 □ MPa以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへ注水する場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を使用済燃料ピットへ注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に、同時に送水を考慮して設定する。</p> <table> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約 0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約 0.227MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約 □ MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約 □ MPa</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>約 □ MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへ注水する場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、 □ MPa以上とする。</p> <p>2.2 使用済燃料ピットへスプレイする場合の吐出圧力 □ MPa以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへスプレイする場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を使用済燃料ピットへスプレイする場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約 0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約 0.227MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損 (スプレイノズル)</td> <td>約 □ MPa</td> </tr> </table> <p>□枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	水源と移送先の圧力差	約 0MPa	静水頭	約 0.227MPa	機器圧損	約 □ MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約 □ MPa	合 計	約 □ MPa	水源と移送先の圧力差	約 0MPa	静水頭	約 0.227MPa	機器圧損 (スプレイノズル)	約 □ MPa	
ホース圧力損失	□ MPa																							
静水頭	□ MPa																							
合計	□ MPa																							
水源と移送先の圧力差	約 0MPa																							
静水頭	約 0.227MPa																							
機器圧損	約 □ MPa																							
配管・ホース及び弁類圧損	約 □ MPa																							
合 計	約 □ MPa																							
水源と移送先の圧力差	約 0MPa																							
静水頭	約 0.227MPa																							
機器圧損 (スプレイノズル)	約 □ MPa																							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ホース圧力損失 [] MPa 静水頭 [] MPa スプレイヘッダ必要圧力 [] MPa 合計 [] MPa</p> <p>これを上回る吐出圧 ([] MPa) の送水車で [] m³/h をスプレイ可能な設計とする。</p> <p>(3) 仮設組立式水槽へ補給する場合の吐出圧力</p> <p>原子炉への注水又は原子炉格納容器内へスプレイする場合に使用する仮設組立式水槽への補給流量に対する必要吐出は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり [] MPa となる。</p> <p>ホース圧力損失 [] MPa 静水頭 [] MPa 合計 [] MPa</p> <p>これを上回る吐出圧 ([] MPa) の送水車で [] m³/h を補給可能な設計とする。</p> <p>(4) 復水ピットへ補給する場合の吐出圧力</p> <p>復水ピットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり [] MPa となる。</p> <p>ホース圧力損失 [] MPa 静水頭 [] MPa 合計 [] MPa</p> <p>これを上回る吐出圧 ([] MPa) の送水車で [] m³/h を補給可能な設計とする。</p> <p>3. 最高使用圧力</p> <p>送水車での最大必要吐出圧は [] MPa であり、消防法に適合する使用圧力 [] MPa 以下の [] MPa を最高使用圧力とする。</p> <p>[] 案内のみの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>配管・ホース及び弁類圧損 約 [] MPa 合 計 約 [] MPa</p> <p>以上より、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵冷却浄化設備として使用済燃料ピットへスプレイする場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、 [] MPa 以上とする。</p> <p>2.3 代替炉心注水を行う場合の吐出圧力 [] MPa 以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として代替炉心注水を行う可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>水源と移送先の圧力差 約 0.700MPa 静水頭 約 0.124MPa 機器圧損 約 [] MPa 配管・ホース及び弁類圧損 約 [] MPa 合 計 約 [] MPa</p> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として代替炉心注水を行う可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、 [] MPa 以上とする。</p> <p>2.4 燃料取替用水ピットへ補給する場合の吐出圧力 [] MPa 以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として燃料取替用水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を燃料取替用水ピットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>水源と移送先の圧力差 約 0MPa 静水頭 約 0.295MPa 機器圧損 約 [] MPa 配管・ホース及び弁類圧損 約 [] MPa 合 計 約 [] MPa</p> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備とし [] 案内のみの範囲は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p>4. 最高使用温度 送水車の最高使用温度は、水源である海水の温度及び補給先である復水ピットの最高使用温度が□℃であり、同仕様で設計し、□℃とする。</p> <p>5. 原動機の出力 送水車の原動機出力は、消防法に適合した送水車を配備することから、その原動機出力が□kWであり、原動機出力を□kW以上とする。</p> <p>枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>容-6(8/12)</p> <p>て燃料取替用水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、□MPa以上とする。</p> <p>2.5 代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の吐出圧力 □MPa以上 原子炉冷却系統施設のうち補機冷却水設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を原子炉補機冷却水系統に送水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約</td> <td>0.275MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.323MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td>□MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td>□MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約</td> <td>□MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち補機冷却水設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、□MPa以上とする。</p> <p>2.6 補助給水ピットへ補給する場合の吐出圧力 □MPa以上 原子炉冷却系統施設のうち、蒸気タービン附属設備として補助給水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を補助給水ピットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に同時送水を考慮して設定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約</td> <td>0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.190MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td>□MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td>□MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約</td> <td>□MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち、蒸気タービン附属設備として補助給水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、□MPa以上とする。</p> <p>□枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	水源と移送先の圧力差	約	0.275MPa	静水頭	約	0.323MPa	機器圧損	約	□MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	□MPa	合計	約	□MPa	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.190MPa	機器圧損	約	□MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	□MPa	合計	約	□MPa	
水源と移送先の圧力差	約	0.275MPa																														
静水頭	約	0.323MPa																														
機器圧損	約	□MPa																														
配管・ホース及び弁類圧損	約	□MPa																														
合計	約	□MPa																														
水源と移送先の圧力差	約	0MPa																														
静水頭	約	0.190MPa																														
機器圧損	約	□MPa																														
配管・ホース及び弁類圧損	約	□MPa																														
合計	約	□MPa																														

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p style="text-align: right;">容-6(9/12)</p> <p>2.7 燃料取替用水ピットへ補給する場合の吐出圧力 ■ MPa以上 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として燃料取替用水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を燃料取替用水ピットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に同時に送水を考慮し設定する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">水源と移送先の圧力差</td> <td style="width: 10%;">約</td> <td style="width: 60%;">0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.295MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td>■ Pa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td>■ Pa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約</td> <td>■ Pa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として燃料取替用水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、■ MPa以上とする。</p> <p>公称値については、要求される最大吐出圧力■ MPaを上回る■ MPaのポンプとする。</p> <p>3. 最高使用圧力 ^(注1) 可搬型大型送水ポンプ車を重大事故等時において使用する場合の圧力は、ポンプ吐出圧力を電気的に1.6MPaに制限していることから、その制限値である1.6MPaとする。</p> <p>4. 最高使用温度 ^(注1) 可搬型大型送水ポンプ車を重大事故等時において使用する場合の温度は、水源である海水の温度 ^(注2)が40°Cを下回るため40°Cとする。</p> <p>5. 原動機出力 可搬型大型送水ポンプ車の原動機出力は、流量■ m³/h時の軸動力を基に設定する。 可搬型大型送水ポンプ車の流量が■ m³/h、吐出圧力が■ MPa、そのときの同ポンプの必要軸動力は、メーカ設定値より■ kW/個とする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(注1) 重大事故等対処設備については、重大事故等時において使用する場合の圧力及び温度を記載する。</p> <p style="text-align: center;">■ 案内のみの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.295MPa	機器圧損	約	■ Pa	配管・ホース及び弁類圧損	約	■ Pa	合計	約	■ Pa	
水源と移送先の圧力差	約	0MPa															
静水頭	約	0.295MPa															
機器圧損	約	■ Pa															
配管・ホース及び弁類圧損	約	■ Pa															
合計	約	■ Pa															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-6(10/12)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 以降の重大事故等時の最高使用圧力及び最高使用温度についても同様の記載とする。 <p style="margin-top: 10px;">(注2) 海水の温度は、外気の温度である原子炉設置変更許可申請書添付書類6に示す泊発電所における最高の月平均気温である8月の約25.6°C（寿都特別地域気象観測所24.5°C、小樽特別地域気象観測所25.6°C）を下回る。 </p> </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

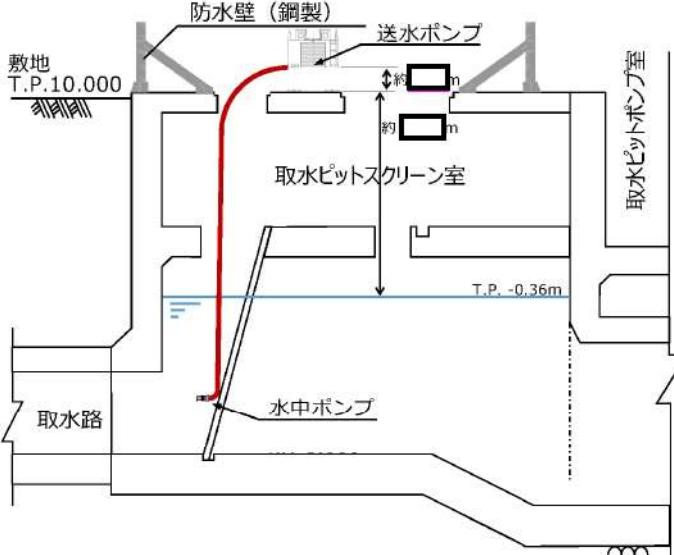
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<p style="text-align: right;">容-6(11/12)</p> <p><u>参考 可搬型大型送水ポンプ車付属水中ポンプの揚程について</u></p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、付属の水中ポンプにて取水し、車載の送水ポンプにて送水する構造である。</p> <p>容量設定根拠で示している吐出圧力は、送水ポンプ（送水側）によるものであることから、ここでは、可搬型大型送水ポンプ車付属の水中ポンプによって各取水場所から取水し、送水ポンプに送水できることを示す。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、動力消防ポンプ車の技術上の規格を定める省令（自治省令24号）に準拠して製造されており、水中ポンプを用いて吸水（大気圧のみで水を吸い上げる）することが可能である。可搬型大型送水ポンプ車は、同省令第21条（ポンプの放水性能試験）で定める放水性能試験にて、吸水高さ3mの状態において定格容量を満足することを確認している。</p> <p>注水設備及び除熱設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差が最大となる3号炉取水ビットスクリーン室から送水ポンプへ取水する時でも、付属の水中ポンプを用いることにより最大取水量を満足する設計をしている。</p> <p>放水性能試験時及び水中ポンプを用いた3号炉取水ビットスクリーン室からの最大取水時の有効吸込み水頭を第1表に示す。</p> <p>第1表に示すとおり、放水性能試験における送水ポンプの有効吸込み水頭 [] に対し、水中ポンプの定格揚程、最大取水時における取水ラインホースの圧力損失、取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差等を考慮した場合の有効吸込み水頭は [] であり、放水性能試験における送水ポンプの有効吸込み水頭を上回っていることから、水中ポンプから送水ポンプへの送水が可能である。</p> <p>なお、水中ポンプは、水面下約5mに吊り下げられることから引き津波を考慮しても運転必要最低水位が常に確保されるため、水中ポンプにキャビテーションを発生させることなく、送水ポンプへ送水可能である。</p> <p style="text-align: center;">第1表 取水場所で供給可能な吸込み水頭</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>取水方法</th> <th>取水場所</th> <th>取水量 [m³/h]</th> <th>取水首と送水ポンプ吸込み口の高差 [m]</th> <th>ホースの圧力損失 [Pa]</th> <th>水中ポンプの定格揚程 [m]</th> <th>大気圧 [Pa]</th> <th>飽和蒸気圧力* [Pa]</th> <th>有効吸込み水頭 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吸水</td> <td>—</td> <td>300</td> <td>3</td> <td>[]</td> <td>—</td> <td>10.3</td> <td>0.08 (水温50℃の値)</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>付属水中ポンプ</td> <td>3号炉取水ビットスクリーン室</td> <td>187.5</td> <td>[]</td> <td>[]</td> <td>10</td> <td>10.3</td> <td>0.70 (水温40℃の値)</td> <td>[]</td> </tr> </tbody> </table> <p>*放水性能試験における水温の規定はないため、安全側に飽和蒸気圧力を設定している。</p> <p>[] 案内のみの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	取水方法	取水場所	取水量 [m ³ /h]	取水首と送水ポンプ吸込み口の高差 [m]	ホースの圧力損失 [Pa]	水中ポンプの定格揚程 [m]	大気圧 [Pa]	飽和蒸気圧力* [Pa]	有効吸込み水頭 [m]	吸水	—	300	3	[]	—	10.3	0.08 (水温50℃の値)	[]	付属水中ポンプ	3号炉取水ビットスクリーン室	187.5	[]	[]	10	10.3	0.70 (水温40℃の値)	[]	
取水方法	取水場所	取水量 [m ³ /h]	取水首と送水ポンプ吸込み口の高差 [m]	ホースの圧力損失 [Pa]	水中ポンプの定格揚程 [m]	大気圧 [Pa]	飽和蒸気圧力* [Pa]	有効吸込み水頭 [m]																					
吸水	—	300	3	[]	—	10.3	0.08 (水温50℃の値)	[]																					
付属水中ポンプ	3号炉取水ビットスクリーン室	187.5	[]	[]	10	10.3	0.70 (水温40℃の値)	[]																					

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備, 運用又は体制の相違 (設計方針の相違)
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)
 緑字 : 記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-6(12/12)</p>  <p>容-6(12/12)</p> <p>防水壁 (鋼製)</p> <p>約 10m</p> <p>取水ピットスクリーン室</p> <p>T.P. -0.36m</p> <p>取水路</p> <p>水中ポンプ</p> <p>敷地 T.P. 10.000</p> <p>取水ピットポンプ室</p> <p>□ 條開きの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

第1図 可搬型大型送水ポンプ車の3号炉取水ピットスクリーン室上部配置図

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
<p style="text-align: right;">容-13(1/1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td>スプレイヘッダ</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力</td> <td>MPa</td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度</td> <td>℃</td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>外 径</td> <td>mm</td> <td style="text-align: center;">65A (注1)</td> </tr> </table> <p>(注1) 取り合うホースの呼び径を示す。</p> <p>【設 定 根 据】</p> <p>本配管は、使用済燃料ピットスプレイラインのスプレイヘッダ送水用ホースと接続する可搬型配管である。</p> <p>重大事故等対処設備として送水車により使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋へスプレイするために設置する。</p> <p>本配管の保有数は、使用済燃料ピット（Aエリア及びBエリア）又は原子炉周辺建屋へスプレイするため、3号機及び4号機それぞれ1セット2個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも直ちに使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1セット2個（3号及び4号機共用）の合計6個を保管する。</p> <p>1. 最高使用圧力 (<input type="text"/> MPa) 本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用圧力は、送水車に接続されることから、送水車の最高使用圧力と同じ、<input type="text"/> MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 (<input type="text"/> C) 本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、送水車の最高使用温度と同じ、<input type="text"/> Cとする。</p> <p>3. 外径 (65A) 本配管を重大事故等時において使用する場合の外径は、<input type="text"/> m³/h (注2)を通水するため、圧力損失を確認し、また、取り合う配管の呼び径に合わせた配管口径として65Aとする。</p> <p>(注2) スプレイヘッダの能力 <input type="text"/> m³/h (分岐管下流の流量 <input type="text"/> m³/h)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">機密のみの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	名 称	スプレイヘッダ	最 高 使 用 圧 力	MPa	<input type="text"/>	最 高 使 用 温 度	℃	<input type="text"/>	外 径	mm	65A (注1)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td>可搬型スプレイノズル</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力</td> <td>MPa</td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度</td> <td>℃</td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>個</td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>外 径</td> <td>mm</td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> </tr> </table> <p>【設 定 根 据】</p> <p>(概 要) 本配管は、使用済燃料ピットスプレイラインホースと接続する可搬型配管であり、重大事故等対処設備として可搬型大型送水ポンプ車により海水を使用済燃料ピットへスプレイするために設置する。</p> <p>本配管の保有数は、A、B-使用済燃料ピットへスプレイするため、<input type="text"/> する。 <input type="text"/> 保管</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、<input type="text"/> とする。</p> <p>2. 最高使用温度 本配管を重大事故等時において使用する場合の温度は、<input type="text"/> とする。</p> <p>3. 外径 本配管を重大事故等時において使用する場合の外径は、使用済燃料ピット全面にスプレイでき、定格流量である <input type="text"/> m³/h を送水する際に可搬型大型送水ポンプ車にて十分に送水可能な圧力損失であり、完成品として選定可能な外径（呼称）として <input type="text"/> mm とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">機密のみの範囲は機密情報に属しますので公開できません。</div>	名 称	可搬型スプレイノズル	最 高 使 用 圧 力	MPa	<input type="text"/>	最 高 使 用 温 度	℃	<input type="text"/>	個 数	個	<input type="text"/>	外 径	mm	<input type="text"/>	
名 称	スプレイヘッダ																										
最 高 使 用 圧 力	MPa	<input type="text"/>																									
最 高 使 用 温 度	℃	<input type="text"/>																									
外 径	mm	65A (注1)																									
名 称	可搬型スプレイノズル																										
最 高 使 用 圧 力	MPa	<input type="text"/>																									
最 高 使 用 温 度	℃	<input type="text"/>																									
個 数	個	<input type="text"/>																									
外 径	mm	<input type="text"/>																									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p style="text-align: right;">春-14(1/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">大容量ポンプ（放水砲用） (3・4号機共用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>m³/h/個</td> </tr> <tr> <td>吐 出 圧 力</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度</td> <td>℃</td> </tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td> <td>kW/個</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 公称値</p> <p>【設 定 根 据】</p> <p>重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する大容量ポンプ（放水砲用）は、以下の機能を有する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、使用済燃料ビットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ビットの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料ビット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和及び放射性物質の放出を低減するために設置する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するための設備のうち、使用済燃料ビットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ビット水位が使用済燃料ビット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ビットへの十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に大量の水を放水できる設計とし、建屋の損壊等により開口部がある状態においては、建屋内の使用済燃料ビット周辺に向けた放水ができる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に大量の水を放水できる設計とする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">機密範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	大容量ポンプ（放水砲用） (3・4号機共用)		容 量	m ³ /h/個	吐 出 圧 力	MPa	最 高 使 用 圧 力	MPa	最 高 使 用 温 度	℃	原 動 機 出 力	kW/個	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">可搬型大容量海水送水ポンプ車</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">HS900N</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">HS1200</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>m³/h/個</td> </tr> <tr> <td>吐 出 圧 力</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力</td> <td>MPa</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度</td> <td>℃</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td> <td>kW/個</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 据】</p> <p>(概 要)</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する可搬型大容量海水送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、使用済燃料ビットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ビットの水位が異常に低下した場合において、ビット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和及び放射性物質の放出を低減するために設置する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するための設備のうち、使用済燃料ビットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型大型送水ポンプ車においても使用済燃料ビット水位が使用済燃料ビット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ビットへの十分な量の水を供給するため設置する。</p> <p>これらの系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、燃料取扱建屋に大量の水を放水することによって、一部の水が使用済燃料ビットに注水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、燃料取扱建屋へ放水できる設計とする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">機密範囲の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	可搬型大容量海水送水ポンプ車			HS900N		HS1200	容 量	m ³ /h/個	吐 出 圧 力	MPa	最 高 使 用 圧 力	MPa	最 高 使 用 温 度	℃	個 数	台	原 動 機 出 力	kW/個	
大容量ポンプ（放水砲用） (3・4号機共用)																																
容 量	m ³ /h/個																															
吐 出 圧 力	MPa																															
最 高 使 用 圧 力	MPa																															
最 高 使 用 温 度	℃																															
原 動 機 出 力	kW/個																															
可搬型大容量海水送水ポンプ車																																
	HS900N																															
	HS1200																															
容 量	m ³ /h/個																															
吐 出 圧 力	MPa																															
最 高 使 用 圧 力	MPa																															
最 高 使 用 温 度	℃																															
個 数	台																															
原 動 機 出 力	kW/個																															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する大容量ポンプ（放水砲用）は、以下の機能を有する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p>	<p style="text-align: center;">容-14(2/4)</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲は、設置場所内を移動等することにより、複数の方向から燃料取扱建屋に向けて放水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、泡消火剤と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬型大容量海水送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大容量海水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲は、設置場所内を移動等することにより複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、泡消火剤と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

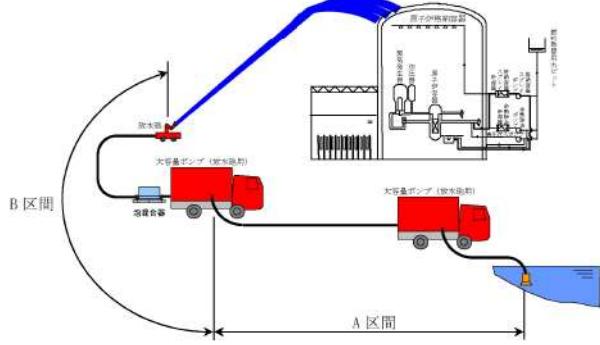
第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大容量ポンプ（放水砲用）は、定格容量 [] m³/h/個、吐出圧力 [] MPaの水中ポンプにて海水を取水し、うず巻形ポンプまで送水する設計とし、2個直列に設置する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、3号炉及び4号炉で1セット2台とし、故障時のバックアップ用として1台（原子炉冷却系統施設の大容量ポンプを予備として兼用）の合計3台を分散して保管する。</p> <p>1. 容量 ([] m³/h/個以上 [] m³/h/個)～([] m³/h/個))</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）を重大事故等において使用する場合の容量は、最大放水量となる3号機と4号機の両方に同時に原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水する場合の容量を基に設定する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、放射性物質の拡散を抑制するため、第1図の性能曲線に示すおり、[] m³/hで放水（直線状放水）することで、原子炉格納容器の最高点である頂部に放水が可能である。したがって、大容量ポンプ（放水砲用）の容量は1台で3号機と4号機の両方に同時に放水する場合の容量である [] m³/h以上とする。また、原子炉周辺建屋等に放水する場合は、噴霧状放水とすることでより広範囲において放水が可能である。</p> <p>[] [] []</p> <p>なお、公称値については、大容量ポンプ（放水砲用）に要求される最大容量 [] m³/h/個を満足するものとして、定格容量 [] m³/h/個～[] m³/h/個とする。</p> <p>2. 吐出圧力 ([] MPa以上 ([] MPa))</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）を重大事故等において使用する場合の揚程は、移送先圧力、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>[] []</p> <p>枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、[] [] 保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車の容量は原子炉格納容器又は燃料取扱建屋等に放水する場合の容量を基に設定する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、放射性物質の拡散を抑制するため、放水砲を用いて [] m³/hで放水（棒状放水）することで、原子炉格納容器の最高点である頂部に放水が可能である。したがって、可搬型大容量海水送水ポンプ車の容量は1台で原子炉格納容器に放水する場合の容量である [] m³/h以上とする。また、燃料取扱建屋等に放水する場合は、霧状放水とすることでより広範囲において放水が可能である。</p> <p>なお、泡消火時に必要な容量は、国際民間航空機関（ICAO）発行の空港業務マニュアルに規定されている容量である []</p> <p>公称値については、要求される最大容量 [] m³/h/個を上回る []</p> <p>2. 吐出圧力</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車の吐出圧力は、移送先圧力、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>[]</p> <p>以上より、可搬型大容量海水送水ポンプ車の吐出圧力は [] MPa以上とする。</p> <p>公称値については、要求される最大吐出圧力 [] MPaとする。</p> <p>3. 最高使用圧力</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車を重大事故等において使用する場合の圧力は、ポンプ吐出圧力を電気的に [] 制限していることから、その制限値である [] MPaとする。</p> <p>[] 枠組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>容-14(3/4)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">圧力損失 (MPa)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A区間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移送先圧力</td> <td>[] MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>[] MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>[] MPa</td> </tr> <tr> <td>A区間合計</td> <td>[] MPa以下で問題なし</td> </tr> <tr> <td>B区間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移送先圧力</td> <td>[] MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>[] MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>[] MPa</td> </tr> <tr> <td>B区間合計</td> <td>[] MPa</td> </tr> <tr> <td>A区間合計、B区間合計のうち大きい値</td> <td>[] MPa</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上より、大容量ポンプ（放水砲用）の揚程は約 [] MPa以上とする。 なお、公称値については、大容量ポンプ（放水砲用）に要求される最大揚程約 [] MPaを満足するものとして定格揚程、[] MPaとする。</p>  <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	圧力損失 (MPa)		A区間		移送先圧力	[] MPa	静水頭	[] MPa	配管・ホース及び弁類圧損	[] MPa	A区間合計	[] MPa以下で問題なし	B区間		移送先圧力	[] MPa	機器圧損	[] MPa	配管・ホース及び弁類圧損	[] MPa	B区間合計	[] MPa	A区間合計、B区間合計のうち大きい値	[] MPa	<p>容-14(4/4)</p> <p>4. 最高使用温度 可搬型大容量海水送水ポンプ車を重大事故等時において使用する場合の温度は、[] とする。</p> <p>5. 原動機出力 可搬型大容量海水送水ポンプ車の原動機出力は、定格流量点 [] での軸動力を考慮し、[] とする。</p> <p>[]</p> <p>[]</p> <p>[]</p> <p>[]</p> <p>[]</p>	
圧力損失 (MPa)																										
A区間																										
移送先圧力	[] MPa																									
静水頭	[] MPa																									
配管・ホース及び弁類圧損	[] MPa																									
A区間合計	[] MPa以下で問題なし																									
B区間																										
移送先圧力	[] MPa																									
機器圧損	[] MPa																									
配管・ホース及び弁類圧損	[] MPa																									
B区間合計	[] MPa																									
A区間合計、B区間合計のうち大きい値	[] MPa																									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1図 容量 $\square \text{m}^3/\text{h}$における性能曲線</p> <p>原子炉格納容器高さ (E.L. + \squaremより) 約 \squarem</p> <p>約 \squarem</p> <p>水放射</p> <p>射程 : [m]</p> <p>第1図 容量 $\square \text{m}^3/\text{h}$における性能曲線</p> <p>3. 最高使用圧力 (\square MPa) 大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の送水ポンプの最高使用圧力は、締切圧力が \square MPaであることから、\square MPaとする。</p> <p>4. 最高使用温度 (\square °C) 大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、水源である海水の温度が \square °Cを下回るため \square °Cとする。</p> <p>5. 原動機出力 (\square kW~\square kW) 大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の原動機出力は、定格流量点（容量：$\square \text{m}^3/\text{h}$~$\square \text{m}^3/\text{h}$、吐出圧力：$\square$ MPa）での軸動力を考慮し、\square kW~\square kWとする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
<p style="text-align: right;">容-15(1/1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="3">放水砲 (3・4号機共用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td colspan="3">1.2</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td colspan="3">□</td> </tr> <tr> <td>外　　径</td> <td>mm</td> <td>220</td> <td>216.3</td> <td>318.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】</p> <p>重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する放水砲(3・4号機共用)は、以下の機能を有する。</p> <p>放水砲は、使用済燃料ビットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ビットの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料ビット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和及び放射性物質の放出を低減するために設置する。</p> <p>放水砲は、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するための設備のうち、使用済燃料ビットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ビット水位が使用済燃料ビット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ビットへの十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に大量の水を放水できる設計とし、建屋の損壊等により開口部がある状態においては、建屋内の使用済燃料ビット周辺に向けた放水ができる設計とする。</p> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	名称		放水砲 (3・4号機共用)			最高使用圧力	MPa	1.2			最高使用温度	℃	□			外　　径	mm	220	216.3	318.5	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="3">放水砲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td colspan="3">□</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td colspan="3">□</td> </tr> <tr> <td>個　　数</td> <td>台</td> <td colspan="3">□</td> </tr> <tr> <td>外　　径</td> <td>mm</td> <td>□</td> <td>□</td> <td>□</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】</p> <p>(概　要)</p> <p>本配管は、可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲用□ホースを介して接続される配管であり、重大事故等対処設備として可搬型大容量海水送水ポンプ車により原子炉格納容器及びアニュラス部又は燃料取扱建屋へ海水を放水するために設置する。</p> <p>本配管の保有数は、□ □</p> <p>1. 最高使用圧力 本配管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、□ □</p> <p>2. 最高使用温度 本配管を重大事故等時において使用する場合の温度は、□ □</p> <p>3. 外径 本配管を重大事故等時において使用する場合の外径は、先行PWRプラント実績を参考に圧力損失上許容でき、かつ取り合ひホースの呼び径に合わせ、完成品として選定可能な外径を選定する。取り合ひホースの外径は□であることから、本配管の取り合ひ部の外径は□とし、原子炉格納容器の最高点である頂部に放水するために圧力損失上許容可能な外径として□、及び□を選定する。</p> <p style="text-align: center;">□枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	名称		放水砲			最高使用圧力	MPa	□			最高使用温度	℃	□			個　　数	台	□			外　　径	mm	□	□	□	
名称		放水砲 (3・4号機共用)																																													
最高使用圧力	MPa	1.2																																													
最高使用温度	℃	□																																													
外　　径	mm	220	216.3	318.5																																											
名称		放水砲																																													
最高使用圧力	MPa	□																																													
最高使用温度	℃	□																																													
個　　数	台	□																																													
外　　径	mm	□	□	□																																											

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するため設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する大容量ポンプ（放水砲用）は、以下の機能を有する。</p> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする。</p> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するため設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>放水砲の保有数は、3・4号機同時放水を想定し1セット2台とし、故障時のバックアップ用として1台の合計3台を保管する。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 最高使用圧力 (1.2MPa) 放水砲を重大事故等において使用する場合の最高使用圧力は、メーカが規定する使用圧力である1.2MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 (□C) 放水砲を重大事故等において使用する場合の最高使用温度は、水源である海水の温度が□Cを下回るため□Cとする。</p> <p>3. 外径 (220mm、216.3mm、318.5mm) 放水砲を重大事故等において使用する場合の外径は、先行PWRプラント実績に基づき定めた標準流速における流量が当該配管に要求される設計流量を上回るものとして決定する。 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の配管外径及び標準流速における流量の関係を第1表に示す。</p> <p>3.1 外径 220mm 本配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。 本配管の流量は、□m³/h (注1)であるため、第1表を基に呼び径8B以上の配管を選定する。 以上より、本配管の外径は、220mmとする。</p> <p>3.2 外径 216.3mm 本配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。 本配管の流量は、□m³/h (注1)であるため、第1表を基に呼び径8B以上の配管を選定する。 以上より、本配管の外径は、216.3mm (8B) とする。</p> <p>3.3 外径 318.5mm 本配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。 本配管の流量は、□m³/h (注1)であるため、第1表を基に呼び径8B以上の配管を選定する。 以上より、本配管の外径は、318.5mm (12B) とする。</p> <p>(注1) 大容量ポンプが供給する放水海水流量 □m³/h</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
<p>第1表 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の配管外径及び標準流速における流量の関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び径 (B)</th><th>外径 A (mm)</th><th>厚さ B (mm)</th><th>内径 C (mm)</th><th>標準流速 D (m/s)</th><th>標準流速における流量 E (m³/h)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>34.0</td><td>3.0</td><td>28.0</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>60.5</td><td>3.5</td><td>53.5</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2 1/2</td><td>76.3</td><td>3.5</td><td>69.3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>89.1</td><td>4.0</td><td>81.1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>114.3</td><td>4.0</td><td>106.3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>165.2</td><td>5.0</td><td>155.2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>216.3</td><td>6.5</td><td>203.3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>267.4</td><td>6.5</td><td>254.4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>318.5</td><td>6.5</td><td>305.5</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注2) 標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。</p> $C = A - 2B$ $E = D \times 3,600 \times \frac{\pi}{4} \times \left(\frac{C}{1,000} \right)^2$ <p>詳細の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	呼び径 (B)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準流速 D (m/s)	標準流速における流量 E (m ³ /h)	1	34.0	3.0	28.0			2	60.5	3.5	53.5			2 1/2	76.3	3.5	69.3			3	89.1	4.0	81.1			4	114.3	4.0	106.3			6	165.2	5.0	155.2			8	216.3	6.5	203.3			10	267.4	6.5	254.4			12	318.5	6.5	305.5				
呼び径 (B)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準流速 D (m/s)	標準流速における流量 E (m ³ /h)																																																									
1	34.0	3.0	28.0																																																											
2	60.5	3.5	53.5																																																											
2 1/2	76.3	3.5	69.3																																																											
3	89.1	4.0	81.1																																																											
4	114.3	4.0	106.3																																																											
6	165.2	5.0	155.2																																																											
8	216.3	6.5	203.3																																																											
10	267.4	6.5	254.4																																																											
12	318.5	6.5	305.5																																																											

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

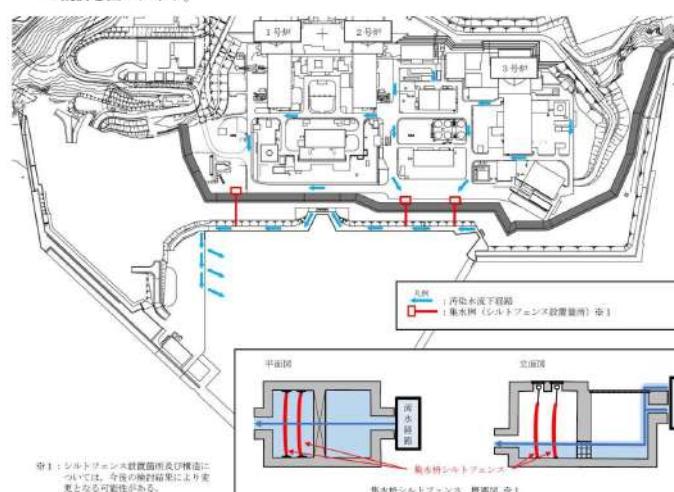
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
	<p style="text-align: right;">容-21(1/1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>泡混合設備</th> </tr> <tr> <th>容 量</th> <th>m³</th> <th>2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【設 定 根 拠】</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(概 要)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 航空機燃料火災への泡消火として、泡混合設備は、可搬型ホースにより海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車に接続し、泡消火剤（2m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。 </td> </tr> <tr> <td colspan="3">1. 容量</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 泡混合設備の泡消火剤容量は、以下の通り、空港での防災業務について定めている国際民間航空機関（ICAO）発行の空港業務マニュアル（第1部）（以下「空港業務マニュアル」という）を基に最大の容量を考慮して設定する。 空港業務マニュアルに基づき、発泡のために必要な水の容量は32.3m³であり、泡消火剤が1%水成膜泡消火剤であるため、泡消火剤の必要量は以下の通り0.323m³となる。 $32.3 \times 1\% = 0.323\text{m}^3$ また、空港業務マニュアルでは2倍の泡消火剤の容量 $0.323\text{m}^3 \times 2 = 0.646\text{m}^3$ を保有することが規定されている。 以上より、泡混合設備の泡消火剤容量は、空港業務マニュアルより規定されている容量0.646m³を上回る2m³とする。 </td> </tr> </tbody> </table>	名 称		泡混合設備	容 量	m ³	2	【設 定 根 拠】			(概 要)			航空機燃料火災への泡消火として、泡混合設備は、可搬型ホースにより海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車に接続し、泡消火剤（2m ³ ）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。			1. 容量			泡混合設備の泡消火剤容量は、以下の通り、空港での防災業務について定めている国際民間航空機関（ICAO）発行の空港業務マニュアル（第1部）（以下「空港業務マニュアル」という）を基に最大の容量を考慮して設定する。 空港業務マニュアルに基づき、発泡のために必要な水の容量は32.3m ³ であり、泡消火剤が1%水成膜泡消火剤であるため、泡消火剤の必要量は以下の通り0.323m ³ となる。 $32.3 \times 1\% = 0.323\text{m}^3$ また、空港業務マニュアルでは2倍の泡消火剤の容量 $0.323\text{m}^3 \times 2 = 0.646\text{m}^3$ を保有することが規定されている。 以上より、泡混合設備の泡消火剤容量は、空港業務マニュアルより規定されている容量0.646m ³ を上回る2m ³ とする。			
名 称		泡混合設備																					
容 量	m ³	2																					
【設 定 根 拠】																							
(概 要)																							
航空機燃料火災への泡消火として、泡混合設備は、可搬型ホースにより海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車に接続し、泡消火剤（2m ³ ）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。																							
1. 容量																							
泡混合設備の泡消火剤容量は、以下の通り、空港での防災業務について定めている国際民間航空機関（ICAO）発行の空港業務マニュアル（第1部）（以下「空港業務マニュアル」という）を基に最大の容量を考慮して設定する。 空港業務マニュアルに基づき、発泡のために必要な水の容量は32.3m ³ であり、泡消火剤が1%水成膜泡消火剤であるため、泡消火剤の必要量は以下の通り0.323m ³ となる。 $32.3 \times 1\% = 0.323\text{m}^3$ また、空港業務マニュアルでは2倍の泡消火剤の容量 $0.323\text{m}^3 \times 2 = 0.646\text{m}^3$ を保有することが規定されている。 以上より、泡混合設備の泡消火剤容量は、空港業務マニュアルより規定されている容量0.646m ³ を上回る2m ³ とする。																							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">放水による発電所外への放射性物質の流出経路および拡散抑制対策概要</p> <p>1. 発生する汚染水とその流出経路</p> <p>発電所外への大気への放射性物質の拡散を抑制するため、原子炉格納容器等への放水砲による放水により発生した汚染水は、原子炉建屋の屋上より敷地内10m盤へ落水し、雨水排水の一般構内排水路に導かれる。なお、一般構内排水路の排水能力を超えた場合には、一般構内排水路から敷地10m盤の道路面に溢れ出し、道路面を流下する状況となる。</p> <p>防潮堤内と防潮堤外を結ぶ排水経路は、集水樹を経由した排水経路のみであり、泊3号炉の原子炉格納容器等へ放水砲により放水した場合には、3つの集水樹により汚染水を呑み込み、専用港護岸部へ流出する経路となる。</p> <p>流出先の専用港護岸部は東側が閉塞した状態のため、汚染水は西側へ向かって流下する経路となり、専用港荷揚場から海洋に流出する経路となる。</p> <p>2. 海洋への放射性物質の拡散抑制対策</p> <p>原子炉格納容器等への放水砲による放水により発生した汚染水が、海洋へ拡散することを抑制するため、構内排水設備の集水樹3箇所にシルトフェンスを設置する。海洋への拡散抑制対策の概要を図1に示す。</p>  <p>図1 海洋への放射性物質の拡散抑制概要図</p>	

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

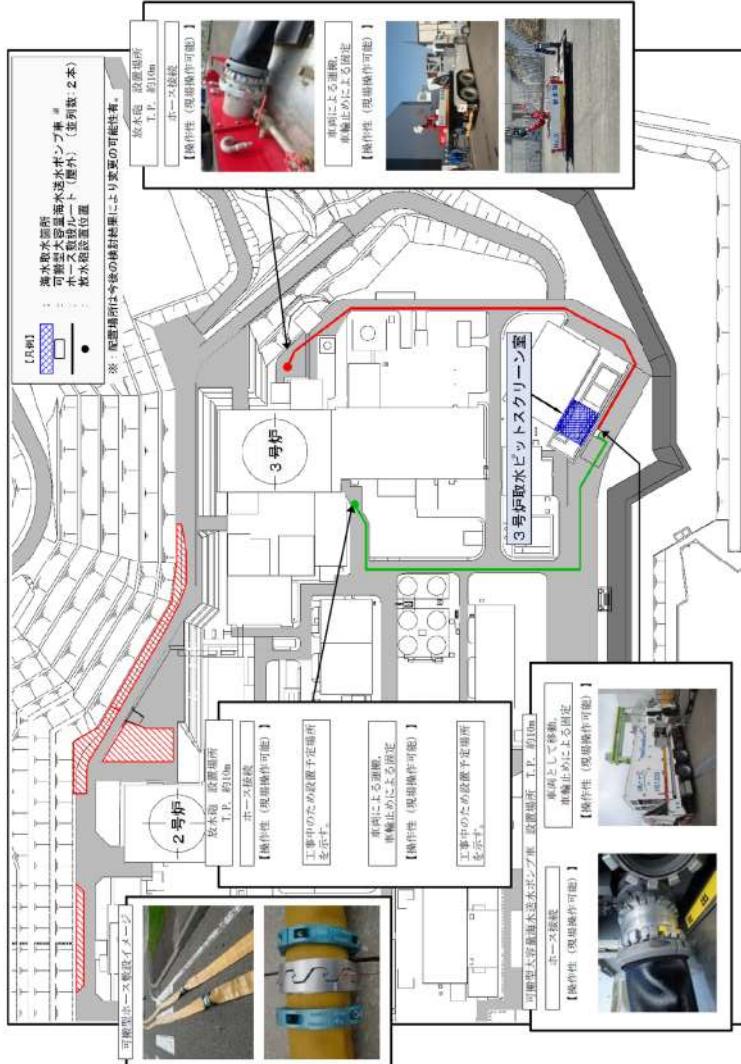
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
55-2 配置図 3号炉	55-6 接続図	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

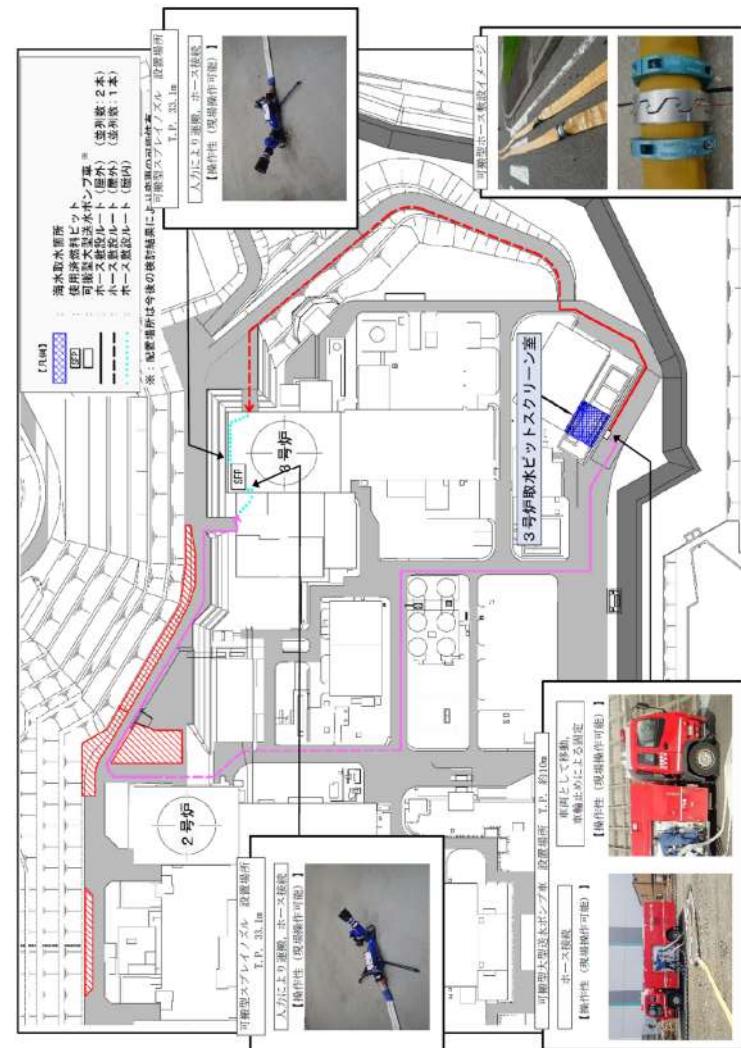
第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>機密範囲の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 図55-6-1 接続図（放水設備（大気への拡散抑制設備）及びスプレイ設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制）	55-6-1

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図55-6-2 接続図（放水設備（大気への拡散抑制設備）及びスプレイ設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制）</p>	

機密のみの範囲に概要に係る事項ですので公開することはできません。

55-2-5

55-6-2

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>機密のみの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>図55-6-2 接続図（放水設備（大気への拡散抑制設備）及びスプレイ設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制）</small>	<small>比較のため前項貼り付け</small>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

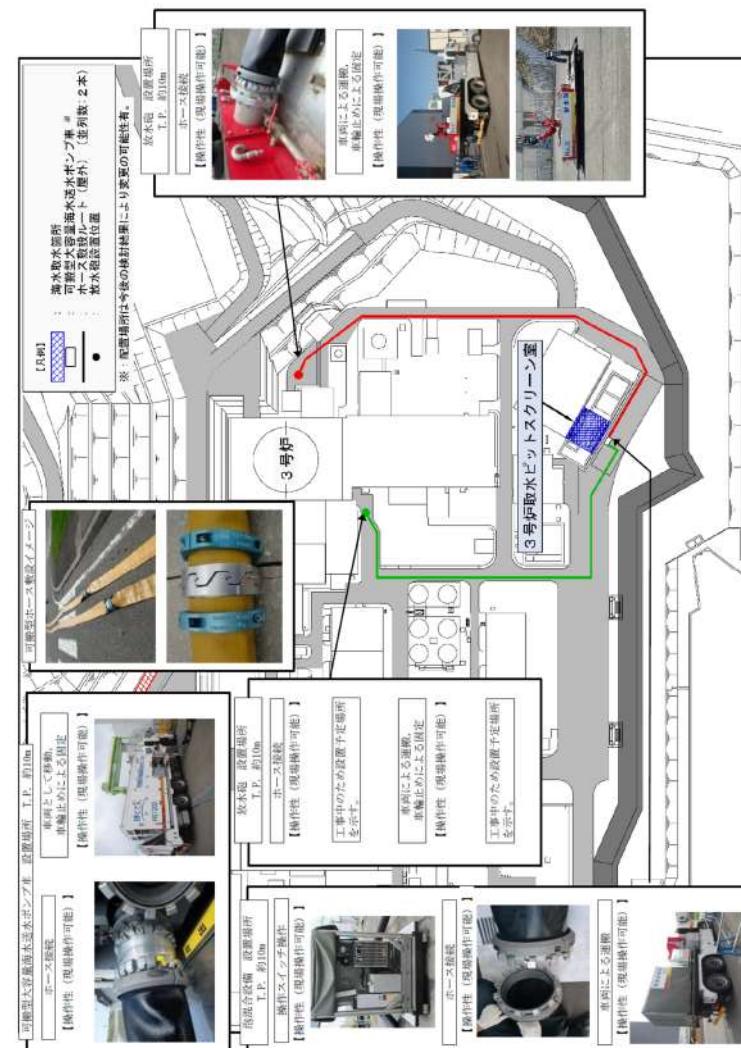
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		

図55-6-3 接続図（放水設備（泡消火設備）による航空機燃料火災への泡消火）

機密のみの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

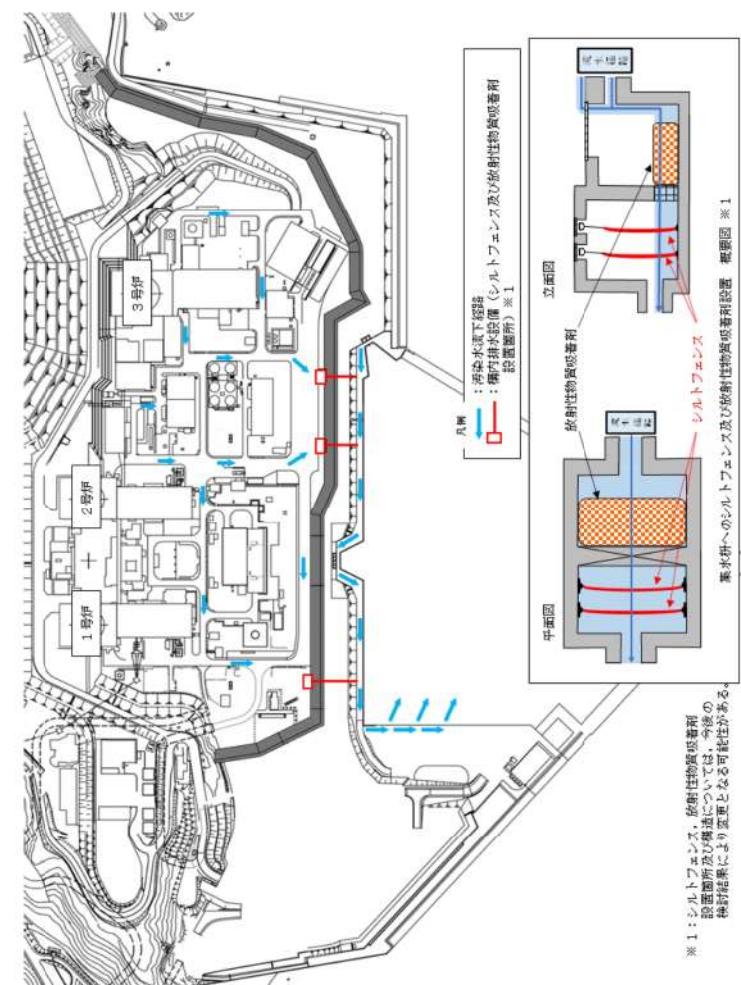
55-2-4

55-6-3

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図55-6-4 接続図（海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）による海洋への拡散抑制）</p> <p>※1: シルトフェンス、放射性物質貯蔵槽については、今後の設備動向及び構造について、は、今後の検討結果により変更となる可能性がある。</p>	

機密範囲は機密に係る事項でありますので公開することはできません。

55-2-3

55-6-4

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

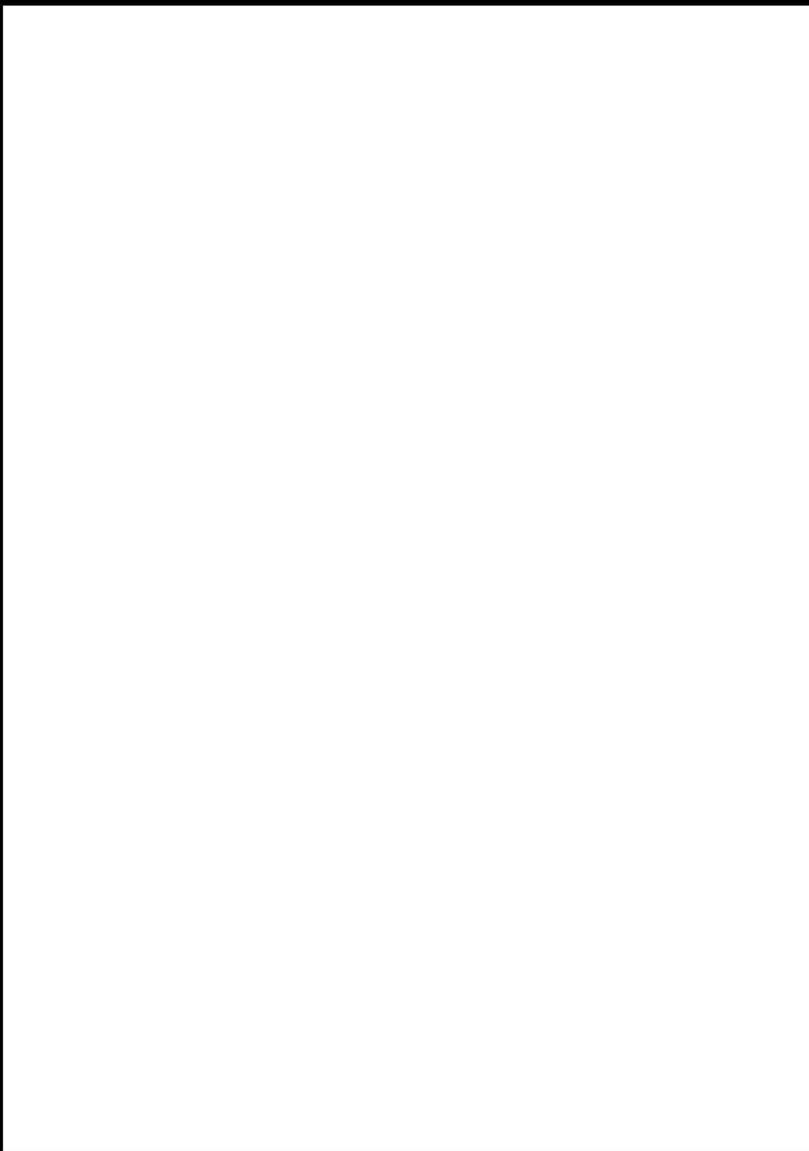
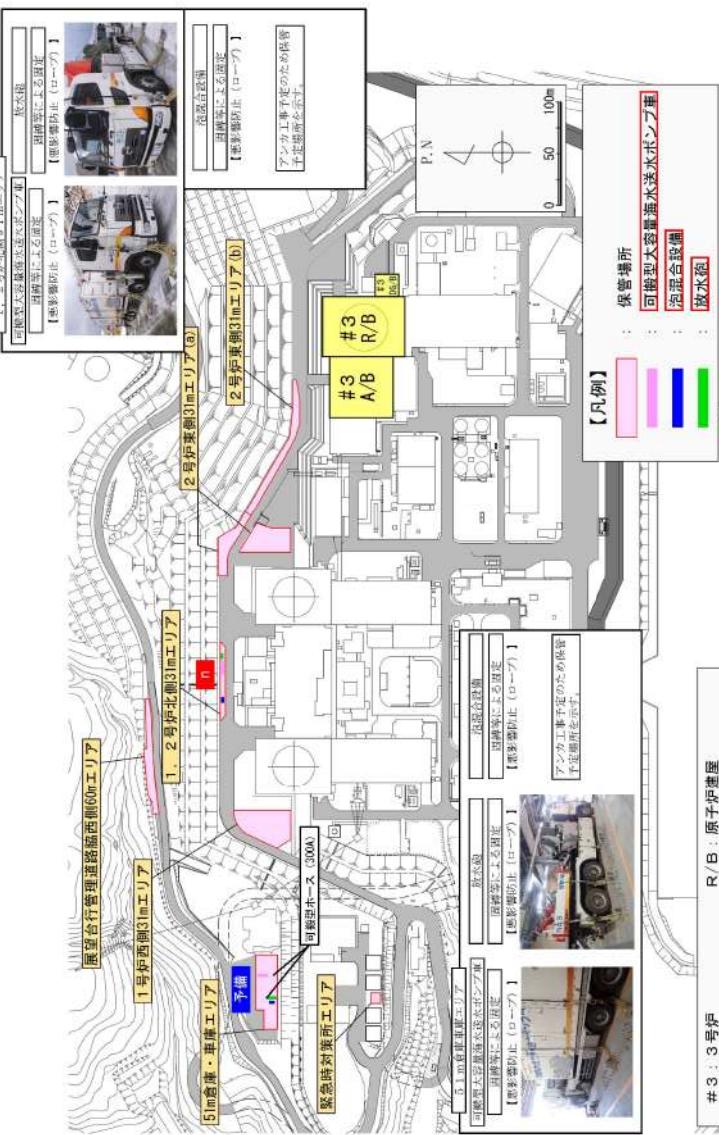
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
55-2 配置図 3号炉	55-7 保管場所図	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

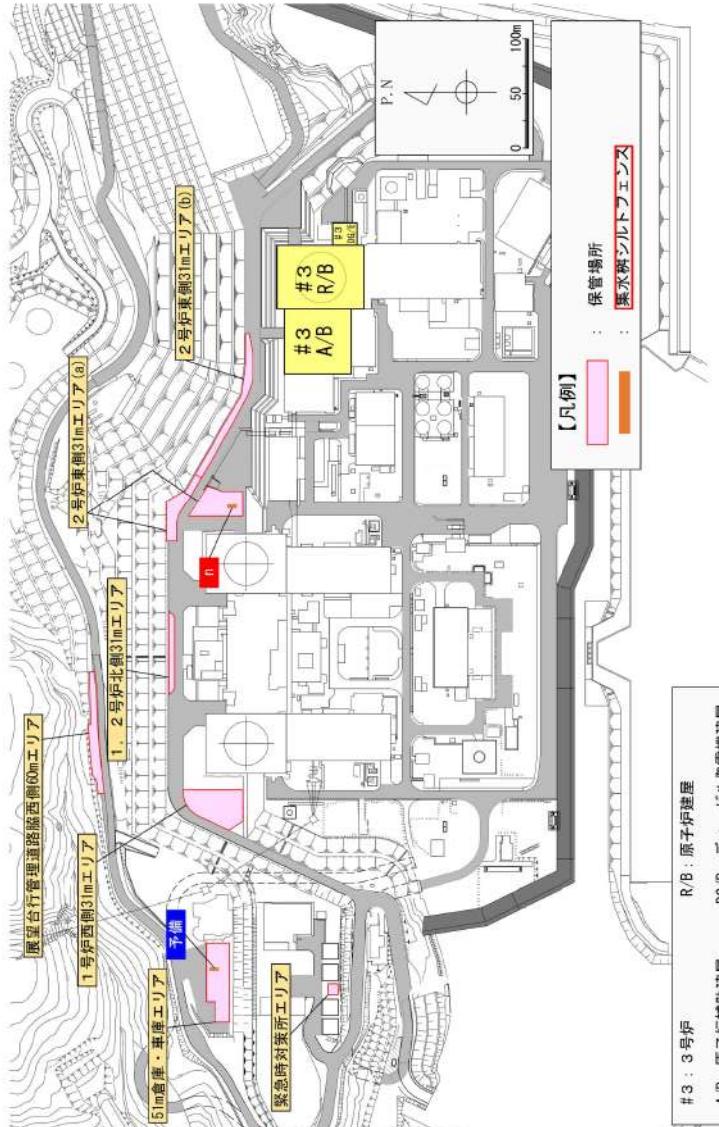
第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>機密のみの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ : 可燃型大容量海水ポンプ車 ■ : 泡混合設備 ■ : 放水池 <p>#3 : 3号炉 R / B : 原子炉建屋 D G / B : ディーゼル発電機建屋</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

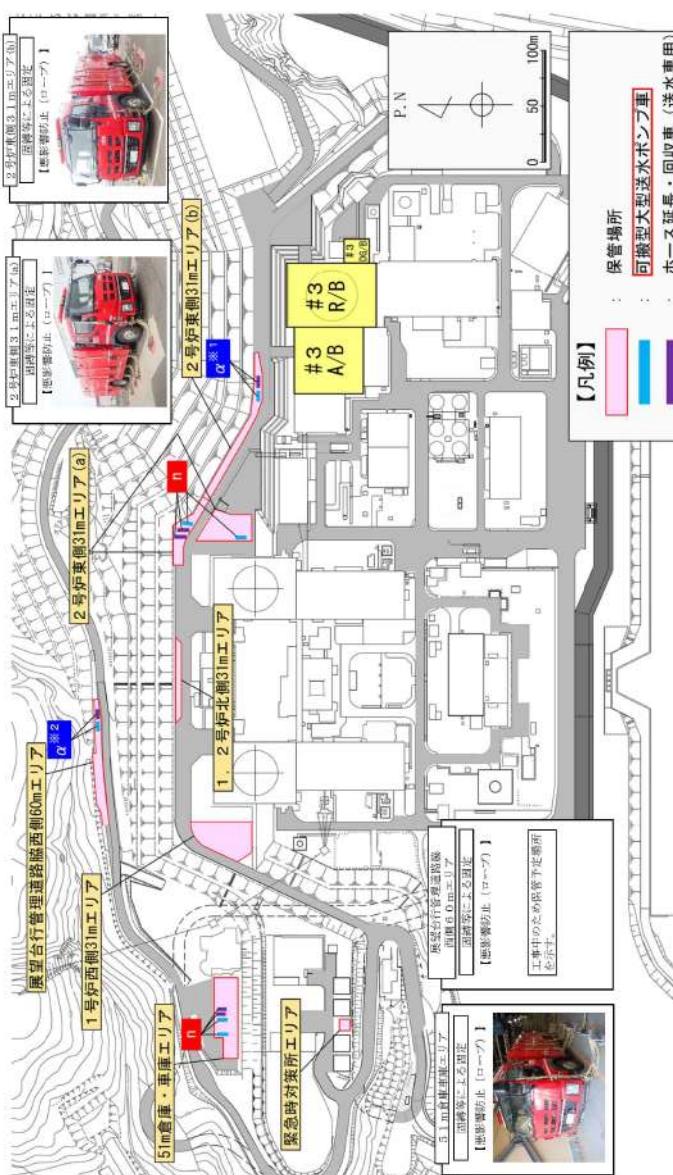
第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>The site map illustrates the layout of the Tomi Nuclear Power Plant. Key features include:</p> <ul style="list-style-type: none"> Buildings: #3 R/B (Reactor Building), #3 A/B (Auxiliary Building), DG/B (Diesel Generator Building), and Emergency Response Center. Areas: 1号炉西側31mエリア (1st Reactor West Side 31m Area), 1号炉東側31mエリア (1st Reactor East Side 31m Area), 2号炉北側31mエリア (2nd Reactor North Side 31m Area), 2号炉東側31mエリア (2nd Reactor East Side 31m Area), 展望台行管理通路脇西側30mエリア (Observation Deck Management Path West Side 30m Area), 5m倉庫・車庫エリア (5m Warehouse/Vehicle Garage Area), and 緊急時対策所エリア (Emergency Response Area). Infrastructure: Roads, rail tracks, and water bodies like the Kiso River. Legend: 【凡例】 (Legend) includes 保管場所 (Storage Site) and 東水解シルトフェンス (East Water Discharge Silto Fence). Scale: A scale bar indicates distances from 0 to 100m. 	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

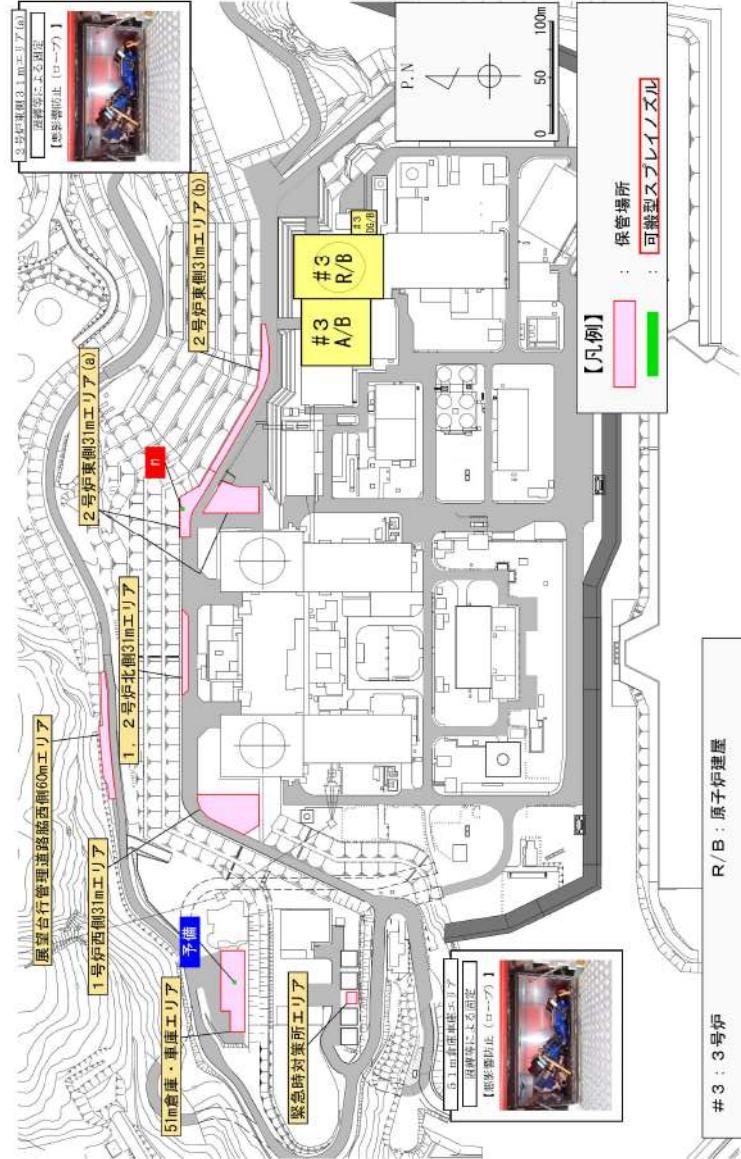
第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>The site map illustrates the layout of the Hamaoka Nuclear Power Plant. Key features include:</p> <ul style="list-style-type: none"> Reactor Buildings: #3 R/B and #3 A/B. Emergency Response Areas: <ul style="list-style-type: none"> 1号炉西側3mエリア (1st Reactor West Side 3m Area) 2号炉東側3mエリア (a) (2nd Reactor East Side 3m Area) 2号炉東側3mエリア (b) (2nd Reactor East Side 3m Area) 1.2号炉北側3mエリア (1.2th Reactor North Side 3m Area) 展望台行管理道路脇西側60mエリア (Observation Deck Management Road West Side 60m Area) Other Areas: 5m倉庫・車庫エリア (5m Warehouse & Garage Area), 緊急時対策所 (Emergency Response Center), and 工事中のため仮設予定箇所 (Area planned for temporary construction due to ongoing work). Legend: <ul style="list-style-type: none"> 【凡例】 (Example): 保管場所 (Storage Site), 可搬型大型送水ポンプ車 (Mobile Large Water Pump Truck), ホース延長・回収車 (Water Supply Hose Extension and Recovery Vehicle). ※1: 故障時のバックアップ ※2: 保守点検による特種除外時のバックアップ 	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

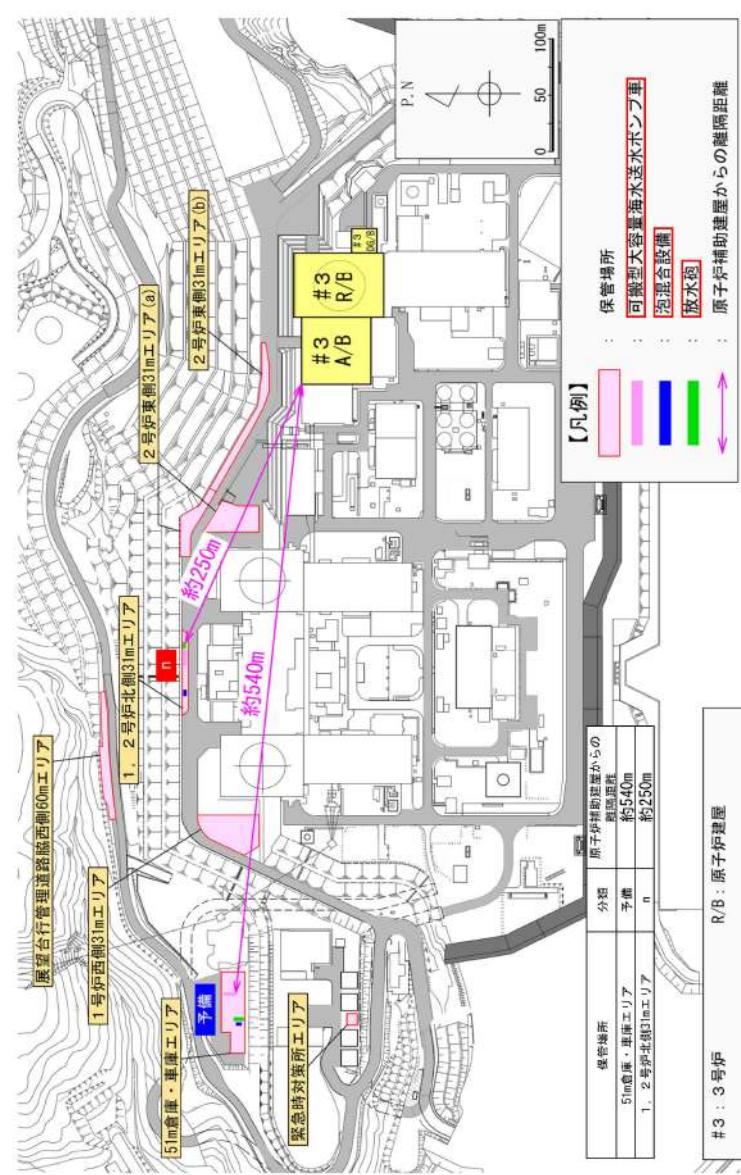
第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>The site map illustrates the layout of the Tomi Nuclear Power Plant. Key features include:</p> <ul style="list-style-type: none"> 3号炉東側3.1mエリア(a): Located to the east of Unit 3. 2号炉東側3.1mエリア(b): Located to the east of Unit 2. 1号炉北側3.1mエリア: Located to the north of Unit 1. 1号炉西側3.1mエリア: Located to the west of Unit 1. 展望台行管理道路脇西側60mエリア: Located along the management road. 5m倉庫・車庫エリア: Located near the entrance. 緊急時対策所エリア: Located near the entrance. 予備: Located near the entrance. #3 R/B: Located near Unit 3. #3 A/B: Located near Unit 3. P.N.: Located near the north entrance. 100m: Scale bar indicating distance. <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 : 可搬型スプレイノズル <p>Legend:</p> <ul style="list-style-type: none"> #3 : 3号炉 R/B : 原子炉建屋 A/B : 原子炉補助建屋 DG/B : ディーゼル発電機建屋 	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

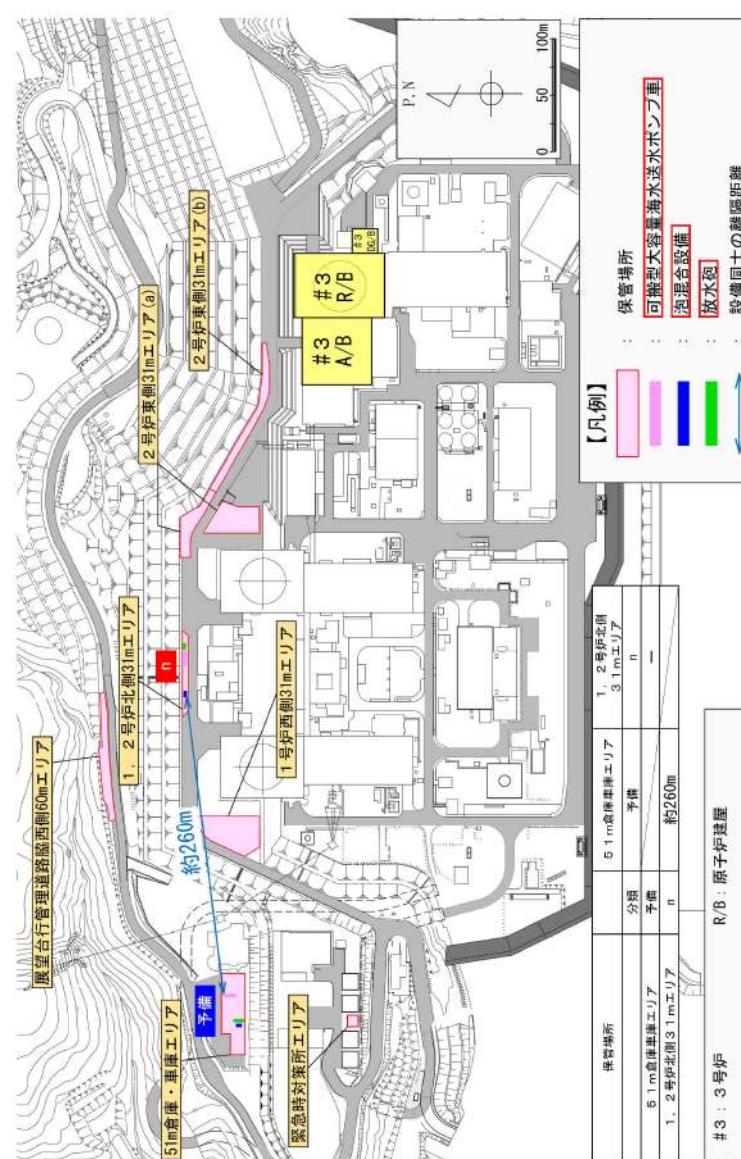
第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	 <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 可搬型大容量海水送水ポンプ車 泡混合設備 放水渠 <p>* 原子炉補助建屋からの離隔距離 重大事故等対処設備、原子炉建屋はディーゼル発電機建屋のうち、可搬型記載している。</p> <table border="1"> <tr> <td>保管場所</td> <td>原子炉補助建屋からの離隔距離</td> </tr> <tr> <td>5m@車庫・車庫エリア</td> <td>約40m</td> </tr> <tr> <td>1、2号炉北側31mエリア</td> <td>約250m</td> </tr> </table> <p>#3 : 3号炉 A/B : 原子炉補助建屋 D/G/B : ディーゼル発電機建屋</p>	保管場所	原子炉補助建屋からの離隔距離	5m@車庫・車庫エリア	約40m	1、2号炉北側31mエリア	約250m	
保管場所	原子炉補助建屋からの離隔距離							
5m@車庫・車庫エリア	約40m							
1、2号炉北側31mエリア	約250m							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

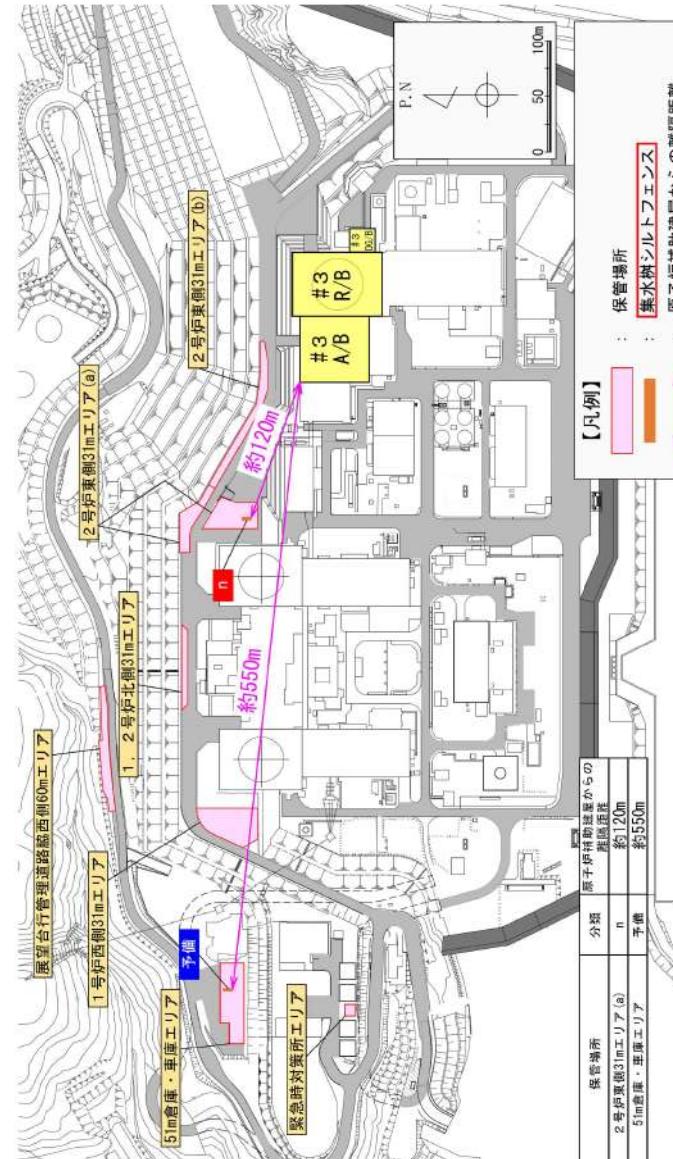
第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
	 <table border="1" data-bbox="1662 746 1751 1333"> <tr> <td>保管場所</td> <td>5 1 m倉庫兼作業エリア</td> <td>1, 2号炉北側</td> </tr> <tr> <td>5 1 m倉庫兼作業エリア</td> <td>予備</td> <td>3 1 mエリア</td> </tr> <tr> <td>1, 2号炉北側3 1 mエリア</td> <td>n</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>#3 : 3号炉 A/B : 原子炉補助建屋 R/B : 原子炉建屋 D6/B : ティーゼル発電機建屋</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 可搬型大容量海水送水ポンプ車 混合設備 放水渠 設備同士の離隔距離 	保管場所	5 1 m倉庫兼作業エリア	1, 2号炉北側	5 1 m倉庫兼作業エリア	予備	3 1 mエリア	1, 2号炉北側3 1 mエリア	n	—	
保管場所	5 1 m倉庫兼作業エリア	1, 2号炉北側									
5 1 m倉庫兼作業エリア	予備	3 1 mエリア									
1, 2号炉北側3 1 mエリア	n	—									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

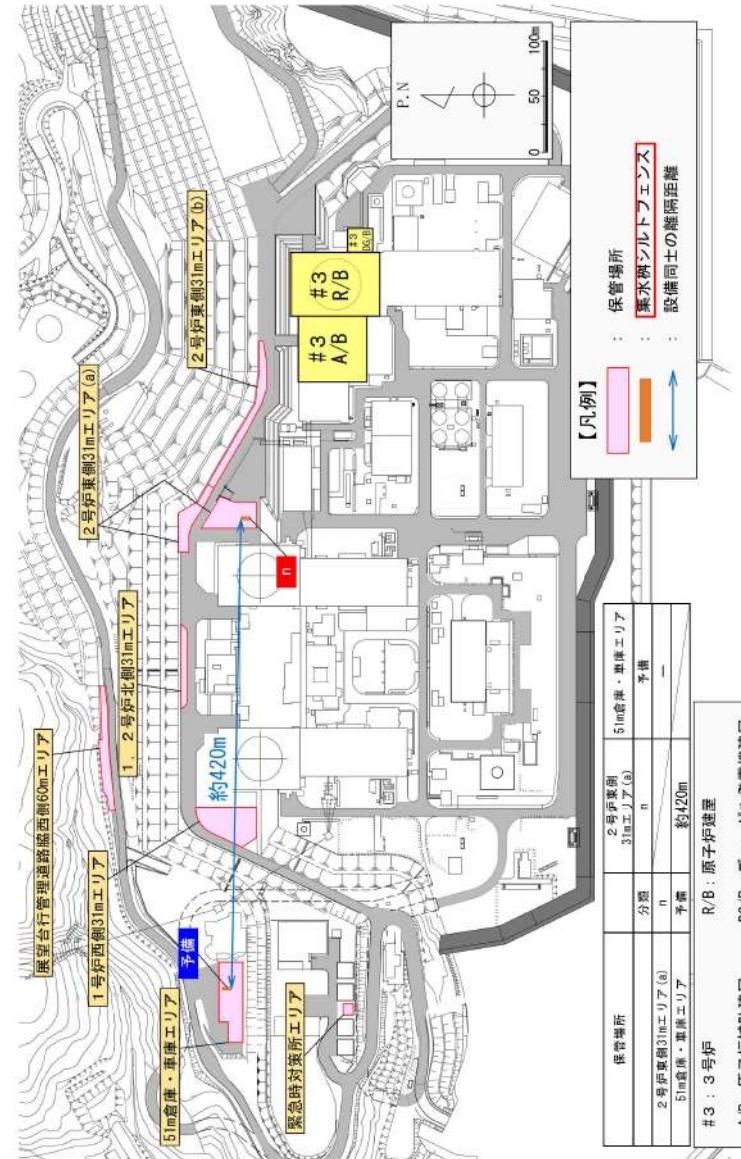
第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
	 <p>Site map of the Tomi Nuclear Power Plant showing the following areas:</p> <ul style="list-style-type: none"> 展望台行管理道路線西側60mエリア (Observation deck management road west side 60m area) 1号炉西側31mエリア (1st reactor west side 31m area) 1,2号炉北側31mエリア (1,2nd reactor north side 31m area) 2号炉東側31mエリア (a) (2nd reactor east side 31m area (a)) 2号炉東側31mエリア (b) (2nd reactor east side 31m area (b)) 51m倉庫・車庫エリア (51m warehouse・garage area) 緊急時対策所エリア (Emergency response area) 予備 (Reserve) <p>Distances from the reactor buildings:</p> <ul style="list-style-type: none"> 約120m (approx. 120m) from #3 R/B 約550m (approx. 550m) from #3 A/B <p>Legend:</p> <ul style="list-style-type: none"> 【凡例】 (Example): <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 (Storage facility): Pink rectangle 集水汎シルトフェンス (Water diversion fence): Orange rectangle 原子炉補助建屋からの離隔距離 (Distance from auxiliary building of reactor): Double-headed arrow ※ 原子炉補助建屋、原子炉建屋又はディーゼル発電機建屋のうち、可燃型重大事故等対処設備に最も近接している原子炉補助建屋を代表して記載している。 <table border="1"> <tr> <td>保管場所</td> <td>分類</td> <td>原子炉補助建屋からの離隔距離</td> </tr> <tr> <td>2号炉東側31mエリア (a)</td> <td>n</td> <td>約120m</td> </tr> <tr> <td>51m倉庫・車庫エリア</td> <td>予備</td> <td>約550m</td> </tr> </table> <p>#3 : 3号炉 A/B : 原子炉補助建屋 R/B : 原子炉建屋 DG/B : ディーゼル発電機建屋</p>	保管場所	分類	原子炉補助建屋からの離隔距離	2号炉東側31mエリア (a)	n	約120m	51m倉庫・車庫エリア	予備	約550m	
保管場所	分類	原子炉補助建屋からの離隔距離									
2号炉東側31mエリア (a)	n	約120m									
51m倉庫・車庫エリア	予備	約550m									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	 <p>The site map illustrates the layout of the Tomi Nuclear Power Plant. Key features include:</p> <ul style="list-style-type: none"> #3 R/B and #3 A/B: Units 3 Reactor Building and Auxiliary Building. 緊急時対策所: Emergency Countermeasures Room. 5m倉庫・車庫エリア: 5m Warehouse and Garage Area. 予備: Reserve area. 展望台行管理通路西側60mエリア: Observation Deck Management Path West Side 60m Area. 1号炉東側31mエリア (a), 2号炉東側31mエリア (b), 1,2号炉北側31mエリア: Areas 31m from the East of Unit 1, East of Unit 2, and North of Units 1,2 respectively. 約420m: Approximate distance between the northern boundary of the plant and the northern boundary of the 1,2号炉北側31mエリア. 保管場所: Storage locations indicated by pink boxes. 乗水層シルトフェンス: Flood Layer Silto Fence. 設備同士の離隔距離: Distance between equipment. <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ : 保管場所 ■ : 乗水層シルトフェンス ■ : 設備同士の離隔距離 <table border="1"> <tr> <td>保管場所</td> <td>2号炉東側31mエリア(a)</td> <td>31m倉庫・車庫エリア</td> <td>5m倉庫・車庫エリア</td> </tr> <tr> <td>分類</td> <td>n</td> <td>n</td> <td>予備</td> </tr> <tr> <td>予備</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>#3 : 3号炉 R/B : 原子炉建屋 DG/B : ディーゼル発電機建屋 A/B : 原子炉補助建屋</p>	保管場所	2号炉東側31mエリア(a)	31m倉庫・車庫エリア	5m倉庫・車庫エリア	分類	n	n	予備	予備	—	—	—	
保管場所	2号炉東側31mエリア(a)	31m倉庫・車庫エリア	5m倉庫・車庫エリア											
分類	n	n	予備											
予備	—	—	—											

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

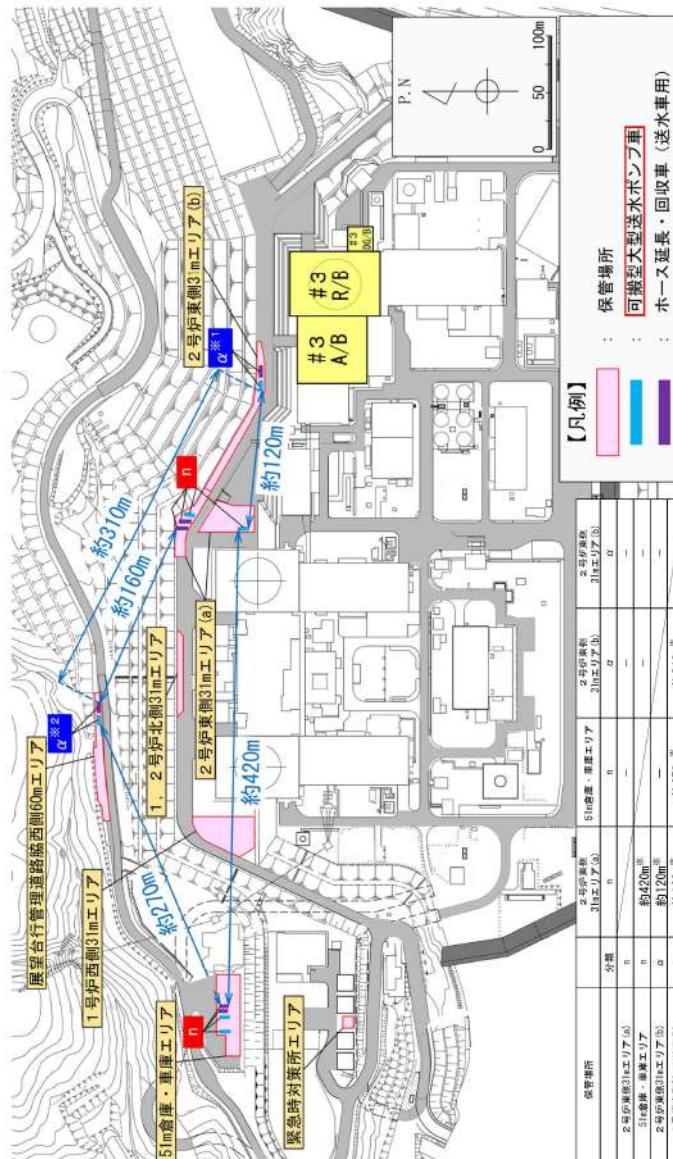
第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p> <p>※ 1 故障時のバックアップ ※ 2 保守点検による待機除外時のバックアップ</p> <p>※ 1: 原子炉建屋、原子炉建屋、ディーゼル発電機建屋又は2次系給水タンクのうち、可搬型重大事故等対応装置に最も近接している原原子炉補助建屋を代表として記載している。</p> <p>※ 2: 保守点検による待機除外時のバックアップ</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

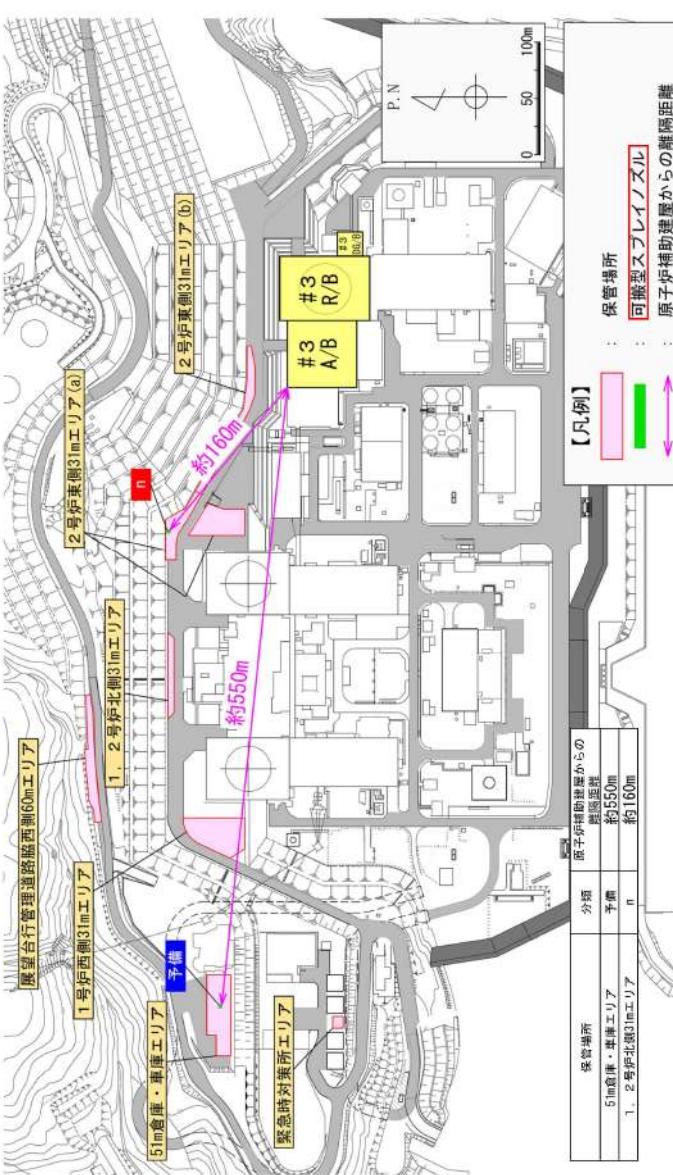
第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>Site map of the Tomi Nuclear Power Plant showing various safety zones around the reactor buildings and roads.</p> <p>The map includes labels such as:</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号炉西側3mエリア (1.2号炉北側3mエリア) 2号炉東側3mエリア (a), 2号炉東側3mエリア (b) 約310m, 約160m, 約420m, 約120m, 約270m 保管場所 (Storage area) 可搬型大型送水ポンプ車 (Mobile large water pump truck) ホース延長・回収車 (Water hose extension/recovery vehicle) 設備同士の離隔距離 (Distance between equipment) 【凡例】 (Legend) 各保有場所 (List of ownership locations) #3 R/B, #3 A/B, DG/B P.N., P.T. <p>※ 1 故障時のバックアップ ※ 2 保守点検による待機線外時のバックアップ</p> <p>#3 : 3号炉 R/B : 原子炉建屋 DG/B : ディーゼル発電機建屋</p> <p>A/B : 原子炉補助建屋</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

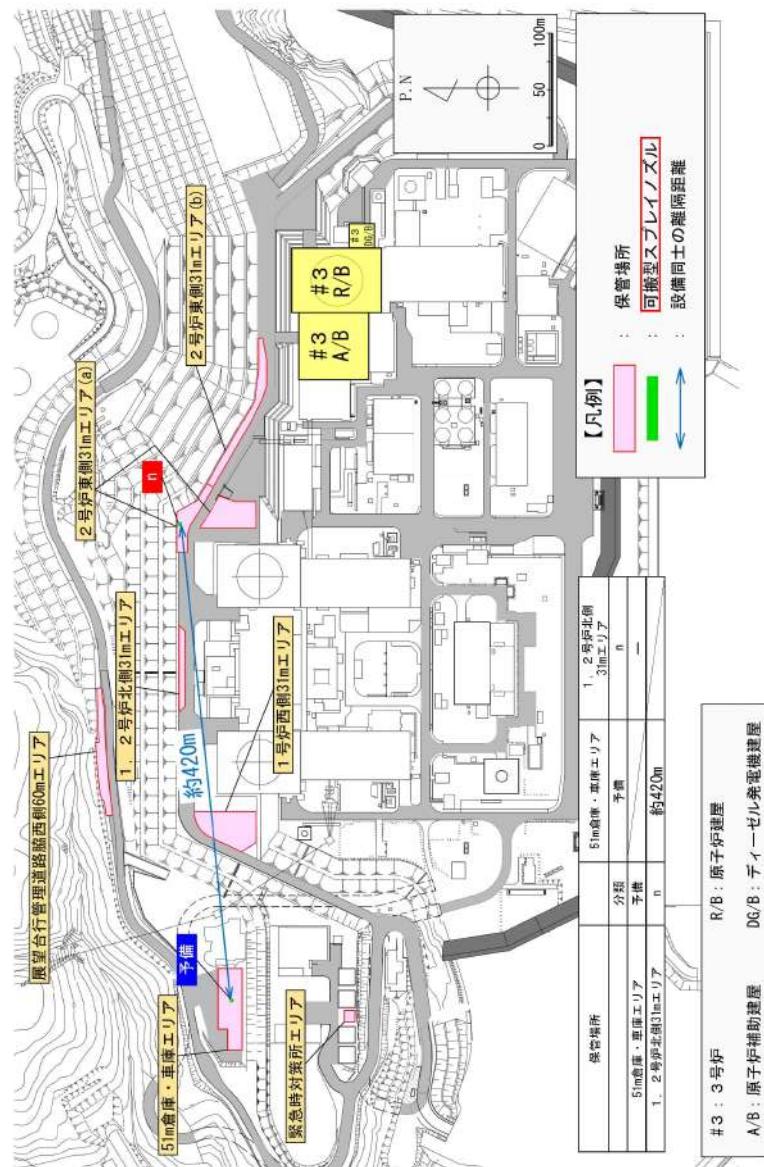
第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
	 <p>The site map illustrates the layout of the Tomi Nuclear Power Plant. Key features include:</p> <ul style="list-style-type: none"> Buildings: #3 R/B (Reactor Building), #3 A/B (Auxiliary Building), DG/B (Diesel Generator Building), 5t倉庫・生産エリア (Storage and Production Area), 緊急時対策所エリア (Emergency Response Area), 1号炉西側31mエリア (Area 1m west of Unit 1), 1, 2号炉北側31mエリア (Area 1m north of Units 1, 2), 2号炉東側31mエリア (Area 1m east of Unit 2). Distances: 約160m (approx. 160m) between the Reactor Building and the northern boundary; 紦550m (approx. 550m) between the Reactor Building and the western boundary. Legend: <ul style="list-style-type: none"> 【凡例】 (Legend): 保管場所 (Storage Site) indicated by a pink rectangle, 可搬型スプレイノズル (Portable Spray Nozzle) indicated by a green rectangle, and 原子炉補助建屋からの離隔距離 (Distance from auxiliary building of the reactor) indicated by a red arrow. 【例】 (Example): Shows the distance from the Reactor Building (R/B) to the northern boundary (約160m). Table: 表子原子炉補助建屋からの離隔距離 (Distance from auxiliary building of the reactor). <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>分類</th> <th>距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5t倉庫・生産エリア</td> <td>予備</td> <td>約550m</td> </tr> <tr> <td>1, 2号炉北側31mエリア</td> <td>n</td> <td>約160m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：原子炉補助建屋、原子炉建屋又はディーゼル発電機建屋のうち、可搬型 重大事故等対応設備に最も近接している原子炉補助建屋を代表して 記載している。</p>	保管場所	分類	距離	5t倉庫・生産エリア	予備	約550m	1, 2号炉北側31mエリア	n	約160m	
保管場所	分類	距離									
5t倉庫・生産エリア	予備	約550m									
1, 2号炉北側31mエリア	n	約160m									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>The site map illustrates the layout of the Tomi Nuclear Power Plant. Key features include:</p> <ul style="list-style-type: none"> Buildings: #3 R/B (Reactor Building), #3 A/B (Auxiliary Building), 51m倉庫・車庫エリア (51m Warehouse・Garage Area), 緊急時対策所エリア (Emergency Response Area), and 2号炉東側31mエリア (a) (2nd Reactor East Side 31m Area). Areas: 1号炉西側31mエリア (1st Reactor West Side 31m Area), 1.2号炉北側31mエリア (1.2th Reactor North Side 31m Area), 2号炉東側31mエリア (b) (2nd Reactor East Side 31m Area), and 展望台行管理道路脇西側60mエリア (Observation Deck Management Road Side 60m Area). Equipment: A pink rectangle labeled "予備" (Reserve) is located near the 51m Warehouse. A green rectangle labeled "可搬型スプレイノズル" (Portable Spray Nozzle) is shown near the reactor buildings. Legend: <ul style="list-style-type: none"> 【凡例】 (Legend): 保管場所 (Storage Site) indicated by a pink box, 可搬型スプレイノズル (Portable Spray Nozzle) indicated by a green box, and 設備同士の離隔距離 (Distance between equipment) indicated by a blue double-headed arrow. Table: Comparison of storage sites and distances. 	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

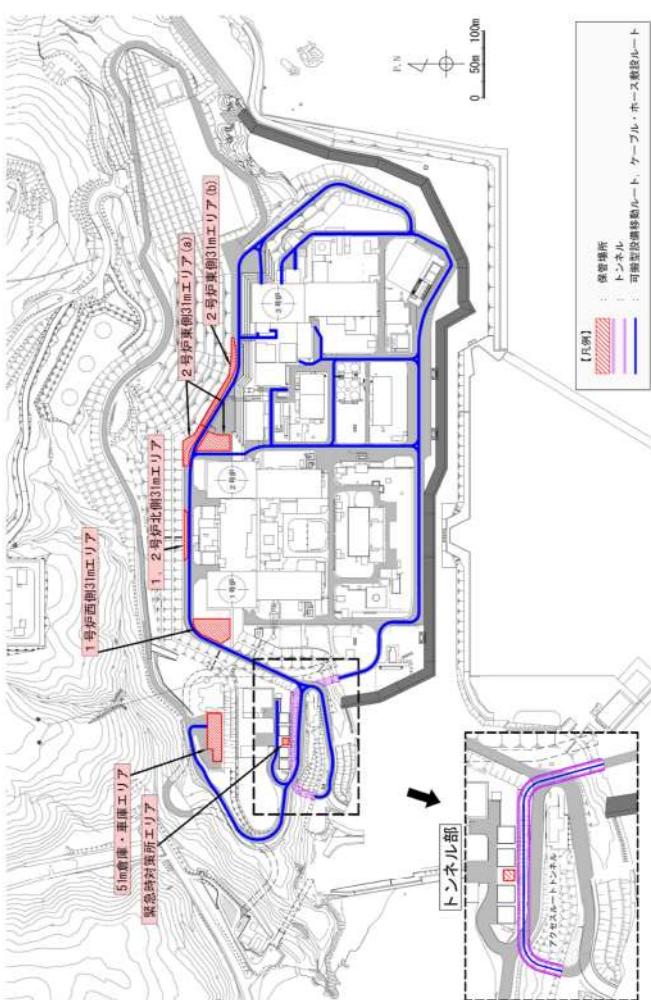
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【記載表現の相違】 女川の資料構成に合わせ技術的能力 L.0.2 アクセスルートの資料内容に基づき設備側審査資料として構成している。</p>

55-8 アクセスルート図

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

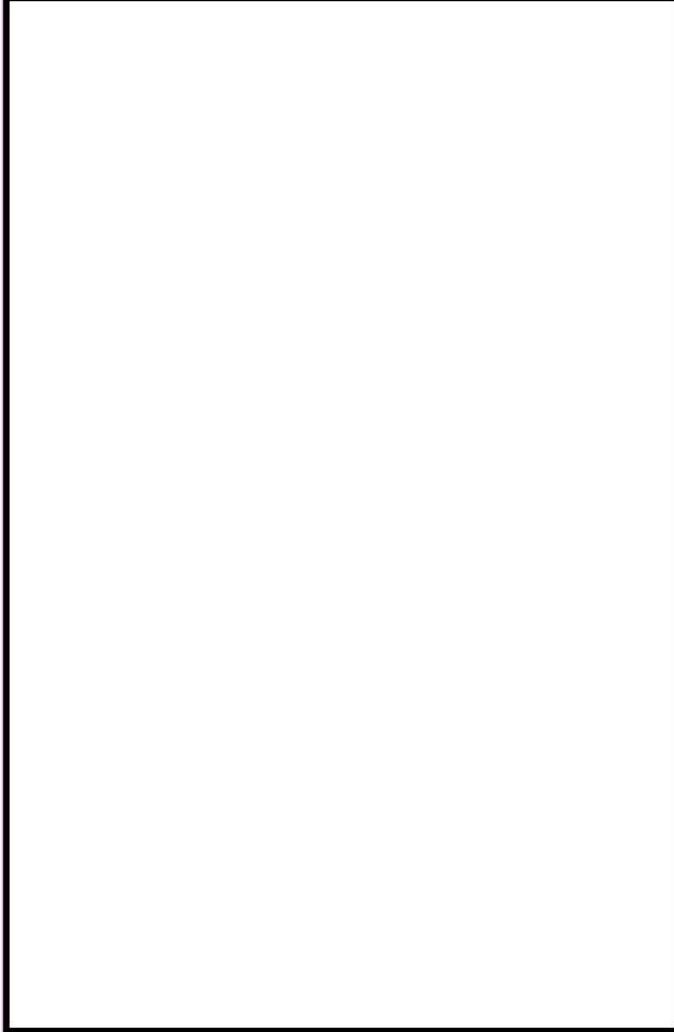
第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>The map illustrates the plant's layout with several colored areas indicating safety zones:</p> <ul style="list-style-type: none"> Red areas: 1号炉西側3mエリア (1st reactor west side 3m area), 2号炉東側3mエリア (a) (2nd reactor east side 3m area (a)), 2号炉東側3mエリア (b) (2nd reactor east side 3m area (b)), 5m警備・重機エリア (5m security and heavy machinery area), and 緊急時待避所エリア (Emergency evacuation area). Blue areas: 1・2号炉北側3mエリア (1・2nd reactor north side 3m area). Purple areas: 2号炉東側3mエリア (c) (2nd reactor east side 3m area (c)). Black dashed lines: Tunnel sections. Legend [例] (Example): <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 (Storage site): Red hatched area. トンネル (Tunnel): Blue line. 可動型防護遮蔽活動ルート (Movable protective shield activity route): Purple line. ケーブル・ホース入出入口 (Cable/hose entrance/exit): White area with black outline. <p>A scale bar indicates 0 to 100m, and a north arrow is present.</p>	<p>保管場所及びアクセスルート図</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>地震時のアクセスルート図</small>	

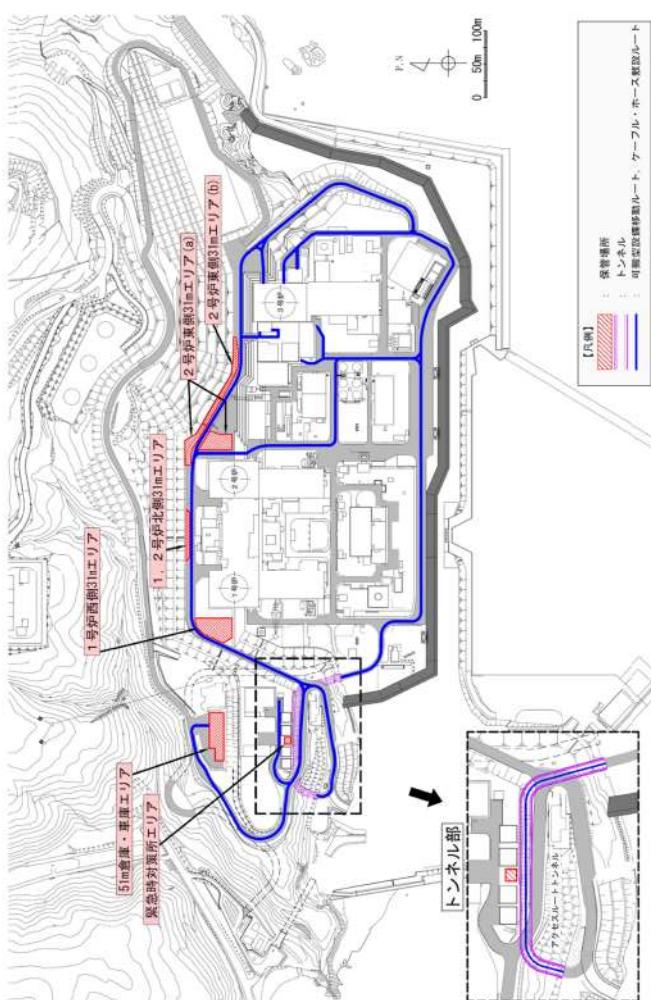
枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

55-8-2

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>The map illustrates the site layout of the Tomi Nuclear Power Plant. It shows various buildings, roads, and terrain. Key features labeled include:</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号炉西側エリア (1号炉 West Area) 1号炉・新炉エリア (1号炉・New Reactor Area) 緊急時対策所エリア (Emergency Response Area) 2号炉東部3mエリア (a) (2号炉 East 3m Area (a)) 2号炉東部3mエリア (b) (2号炉 East 3m Area (b)) トンネル部 (Tunnel Area) <p>A legend on the right side of the map indicates:</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育園所 (Daycare Center) トール (Toll) 可燃設備移動ルート (Flammable Equipment Movement Route) <p>An inset map titled 「[R-4]」 provides a detailed view of the tunnel area, showing the movement routes for flammable equipment.</p>	<p>津波時のアセスルート図</p>

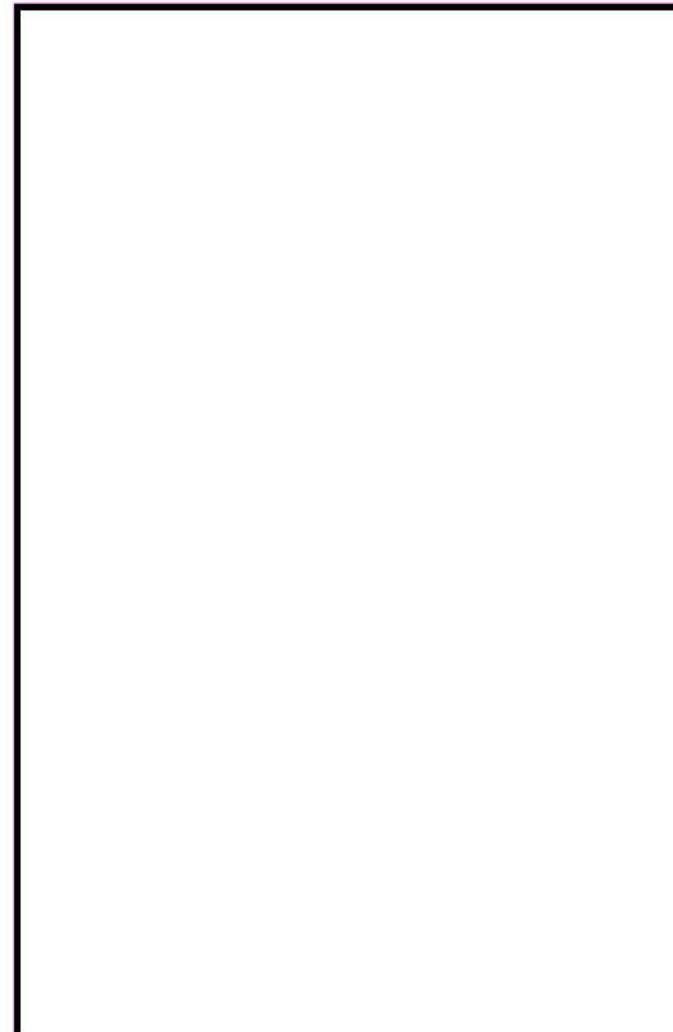
55-8-3

55-8-4

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>火災時のアクセスルート図</small>	

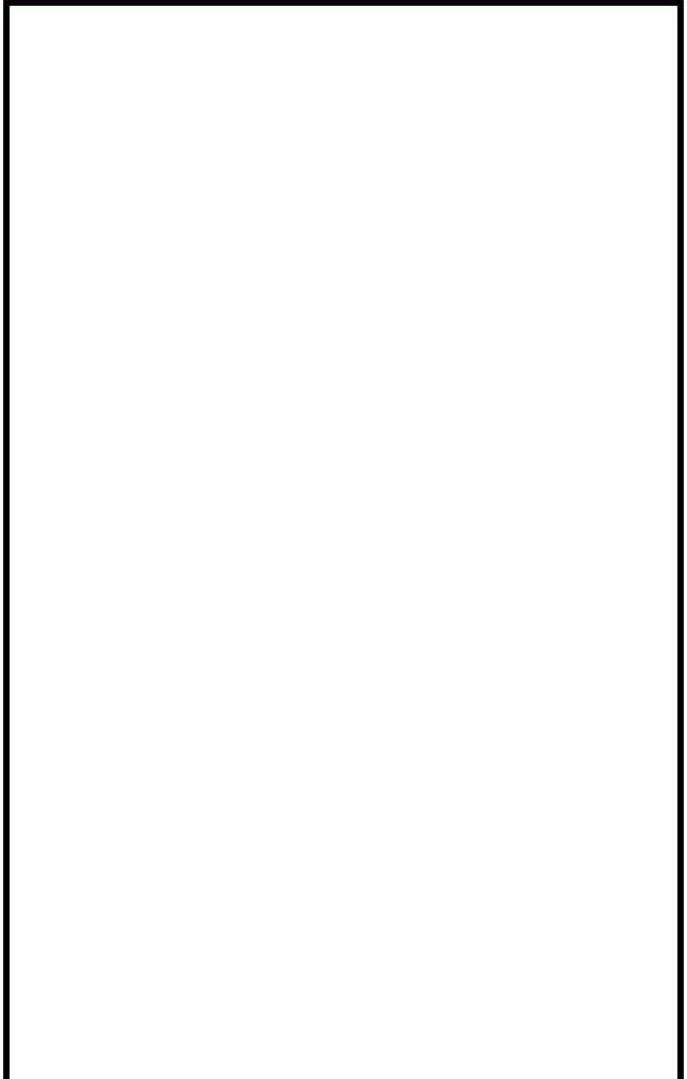
 條目みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

55-8-4

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		

 條目みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

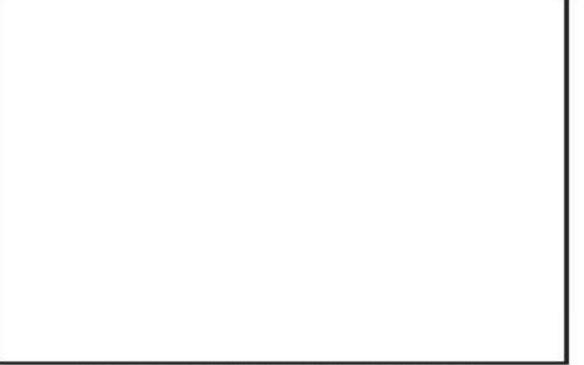
第55条 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
大飯に該当資料なし	55-10 大容量送水ポンプ（タイプI）の構造について	55-10 可搬型大型送水ポンプ車の構造について	General 本補足説明資料は大飯 3 / 4 号炉にないため、女川 2 号炉との比較を行った。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>大容量送水ポンプ（タイプII）の構造について</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）は、図 55-10-1 に示すとおり増圧ポンプ1台、付属水中ポンプ2台、ディーゼルエンジン1台等で構成される。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）は、付属水中ポンプ及び増圧ポンプをディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）は、淡水又は海水を付属水中ポンプにて取水した後、ホースを介して増圧ポンプへと送水し、加圧した水を各注水先へ送水する。</p> <p>なお、付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p>  <p>図 55-10-1 大容量送水ポンプ（タイプII）の構造概要図</p> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">枠開きの内容は商業機密の範囲から公開できません。</div>	<p>可搬型大型送水ポンプ車の構造について</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、図 55-10-1 に示すとおり送水ポンプ1台、付属水中ポンプ1台、車両のディーゼルエンジン1台等で構成される。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、送水ポンプ及び付属水中ポンプを車両のディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、淡水又は海水を付属水中ポンプにて取水した後、可搬型ホースを介して送水ポンプへと送水し、加圧した水を各注水先へ送水する。</p> <p>なお、付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p>  <p>図 55-10-1 可搬型大型送水ポンプ車の構造概要図</p> <div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">枠開きの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>設備の相違 ・泊の可搬型大型送水ポンプ車は水中ポンプ1台で定格容量を確保できる設計である。</p> <p>設備の相違 ・泊の可搬型大型送水ポンプ車は消防自動車同様に車両のエンジンをポンプの駆動源としている。</p>

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第55条 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
大飯に該当資料なし	55-10 大容量送水ポンプ（タイプ II）の構造について	55-11 可搬型大容量海水送水ポンプ車の構造について	General 本補足説明資料は大飯 3 / 4 号炉にないため、女川 2 号炉との比較を行った。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第55条 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>大容量送水ポンプ（タイプII）の構造について</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）は、図 55-10-1 に示すとおり増圧ポンプ1台、付属水中ポンプ2台、ディーゼルエンジン1台等で構成される。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）は、付属水中ポンプ及び増圧ポンプをディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）は、淡水又は海水を付属水中ポンプにて取水した後、ホースを介して増圧ポンプへと送水し、加圧した水を各注水先へ送水する。</p> <p>なお、付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p>  <p>図 55-10-1 大容量送水ポンプ（タイプII）の構造概要図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</div>	<p>可搬型大容量海水送水ポンプ車の構造について</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、図 55-11-1 に示すとおり増圧ポンプ1台、付属水中ポンプ2台、ディーゼルエンジン1台等で構成される。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、増圧ポンプ及び付属水中ポンプをディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、海水を付属水中ポンプにて取水した後、可搬型ホースを介して増圧ポンプへと送水し、加圧した水を送水する。</p> <p>なお、付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p>  <p>図 55-11-1 可搬型大容量海水送水ポンプ車の構造概要図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p><u>設計方針の相違</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では可搬型大容量海水送水ポンプ車を海水にしか使用しない。 ・泊では可搬型大容量海水送水ポンプ車を注水に用いない。

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	SA56H-9 r. 3.0
提出年月日	令和5年12月22日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

56条

令和5年12月
北海道電力株式会社

[REDACTED] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
補足資料のうちSA基準適合性一覧表および関連資料の相違箇所に対する考え方について		
<p>「SA基準適合性一覧表」およびその適合性を確認するための「関連資料」について、大飯との比較による相違箇所について類型化し考え方を整理した結果をそれぞれ「適合性一覧表の相違箇所について」及び「関連資料の相違箇所について」に示す。</p>		
<p>【適合性一覧表の相違箇所について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 43条のSA設備要求事項に対する適合性について、大飯との適合性一覧表における記述の比較結果および相違に対する設計方針の相違有無については表-1の通り。 ➢ 記述内容は相違しているが、類型化にて整理した結果を記載していること、適合するための設計を行う方針であることについて相違はない。 ➢ 類型化の整理結果は相違するものの、類型化に従った適合方針について記載したまとめ資料本文にて比較しているため、本資料（比較表）では相違箇所の識別のみとする。 <p>【関連資料の相違箇所について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 43条の要求事項に対する設計方針を補足する関連資料について、大飯および女川との比較により相違する項目、関連資料および相違理由については表-2の通り。 ➢ 適合性一覧にて示している関連資料において記載事項は異なるが、いずれかの資料にて適合状況の確認が可能な記述があることを確認している。 ➢ よって、表-2の整理結果との紐付け記号をSA基準適合性一覧表の比較表に記載するのみとする。 		

表-1

各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】	
記号	相違のある要求事項
①	環境条件_環境影響
②	環境条件_海水通水
③	操作性
④	切り替え性
⑤	悪影響防止_系統設計
⑥	設置場所
⑦	容量等
⑧	共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象
⑨	共通要因故障防止_サポート系

表-2

記号	43条適合性確認項目	関連資料			大飯との相違理由
		【大飯】	【泊】	【女川】(参考)	
①	環境条件における健全性	配置図	配線図(保管場所図) 系統図 接続図	配線図(保管場所図) 系統図 接続図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付いている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
②	操作性	配置図	配置図 接続図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付いている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
③	試験・検査	構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他	試験・検査説明資料	試験及び検査	大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし
④	切り替え性	系統図 配置図	系統図	系統図	大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作の確実性について示されている 配置図における情報量に相違はなく、各設備の操作の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要ないと判断している
⑤	悪影響防止	系統図 配置図	配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料	系統図 試験及び検査	泊では試験・検査説明資料は関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを捕足するため紐づけているものである
⑥	設置場所	配置図	接続図 配置図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付いている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
⑦	容量(常設、可搬)	容量設定根拠	容量設定根拠	容量設定根拠	資料の内容については設計進捗により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし （単号炉申請であり共用設備なし）
⑧	共用の禁止	—	—	—	記載表現の相違、内容に相違なし
⑨	共通要因故障防止(常設)	配置図 系統図 設備概要	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし
⑩	接続性	系統図	接続図	接続図	
⑪	異なる複数の接続箇所	配置図	接続図	接続図	
⑫	設置場所	配置図	接続図	接続図	紐付いている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし
⑬	保管場所	配置図	保管場所図	保管場所図	
⑭	アクセスルート	補足説明資料共通4	アクセスルート	アクセスルート図	
⑮	共通要因故障防止(可搬)	配置図 系統図 設備概要	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
設計方針・運用・体制を変更するものではないが、補足資料の記載の充実を行った箇所と理由		
女川2号炉まとめ資料と比較した結果変更したもの		
<p>重大事故等対応設備の手段が類似する「54条_使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」の資料比較により、先行審査実績との比較を行い、 補足説明資料の資料構成及び資料内の記載内容・情報について、それぞれの資料の記載を充実する事項を抽出し、 重大事故等対応設備の手段が相違する条文の補足説明資料についても、同様の視点で資料充実・反映を行いました。</p>		
【共通（資料構成の変更）】		
<ul style="list-style-type: none"> ・基準適合性一覧の適合性を確認するための関連資料の種類を次のとおり、女川2号炉と同じ書類構成としました。 <ul style="list-style-type: none"> (変更前) 配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠 (変更後) 配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠、単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図 		
<p>「単線結線図」は、電源設備にて作成していたが、各条にて給電経路を説明するため作成することとしました。 「接続図、保管場所図、アクセスルート図」は、変更前の配置図他にて同様の情報を扱っていたが、基準適合性をより適切に説明するため作成することとしました。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・自主対策設備についての説明資料を新規作成しました。 ・各資料の比較表を作成し、相違箇所については、本文まとめ資料の比較表を参照して相違理由の記載を充実しました。 		
【配置図】		
<ul style="list-style-type: none"> ・新たに作成した「接続図、保管場所図、アクセスルート図」と掲載する情報を区分し、前ページ表2のとおり設置許可基準43条の各項目を示す資料を変更しました。 配置図は、屋内設備の設置・保管場所を示し、環境条件、位置的分散の関連資料であるとともに、操作性、悪影響防止の対応状況を示す写真を掲載しました。 ・機能喪失を想定する設計基準事故対応設備に加え、重大事故等対応設備が位置的分散を図る対象設備を明示するよう追加しました。 ・重大事故等対応設備の写真掲載に加え、位置的分散の対象とする設備の写真について追加しました。 ・操作性を示す関連資料として、操作スイッチ（MCRも）を示す配置図を追加し、操作性が確認できる操作スイッチ等の写真を追加しました。 また、操作ができることを示すため、現場操作を行う弁について写真を追加しました。 		
【試験検査】		
<ul style="list-style-type: none"> ・関連資料が相違する場合には、試験検査ができるることを示す関連資料として、適切と判断する理由を相違理由に記載しました。 ・比較プラントが定期事業者検査実績（検査計画、検査要領書）を関連資料として示す場合であっても、 泊3号炉は定期事業者検査の実施回数が少なく検査実績を示せない場合には、設備構造図や系統図等の設計資料を関連資料として掲示し、 試験検査ができるることを示す比較プラントの関連資料と相違する場合には、相違理由の記載を充実しました。 		
【系統図】		
<ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉の系統図様式（操作設備を掲載し、系統図にて対象設備を識別）にて、新たに作成しました。 なお、屋外・屋内の接続箇所ごとの系統図は作成せず、屋外設備等の複数経路は接続図、アクセスルート図等を関連資料としました。 		
【容量設定根拠】		
<ul style="list-style-type: none"> ・建設時に設定根拠説明書を作成したことから変更前後の記載としていましたが、容量仕様は現設計値のみ記載するよう変更しました。 ・容量等の説明に加え、女川2号炉において補足する資料の有無を確認し、必要な資料を追加しました。 		
【単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図】		
<ul style="list-style-type: none"> ・従来、複数要求への対応を示す関連資料であった配置図が有する情報について、女川2号炉の資料構成を参照し、新規作成しました。 		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

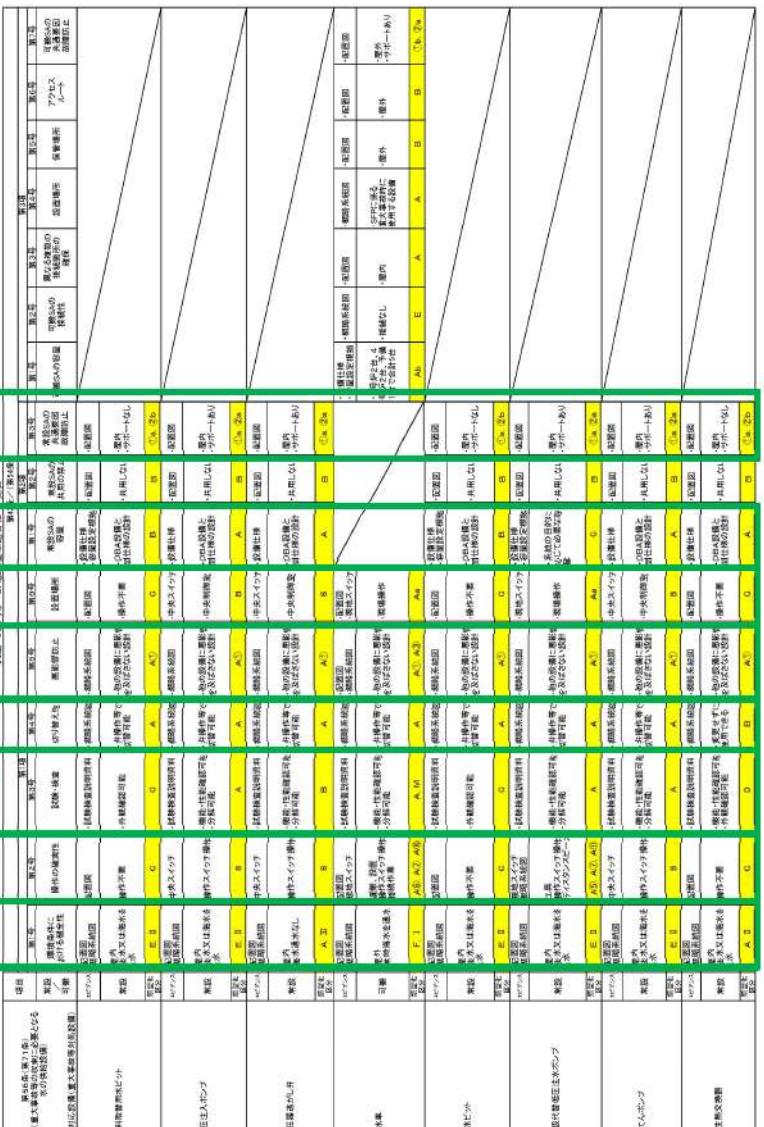
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
56-1 SA 設備基準適合性 一覧表	5 6 - 1 S A 設備 基準適合性一覧表	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

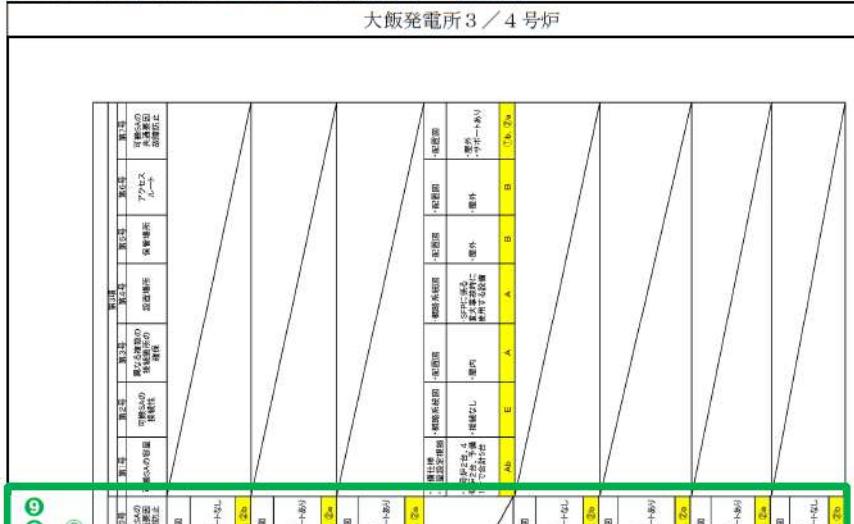
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
<p>① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨</p>  <p>泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表</p> <p>本表は、重大事故等に応じて必要となる水源及び水の供給設備について、大飯発電所3号炉と泊発電所3号炉の間で相違する点を比較するためのものです。相違箇所は緑色で示されています。</p> <p>相違箇所の主な項目は以下の通りです：</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料取替用水ピット (①): 泊では、D/F以外の屋内・その他 (原子炉建屋) / 分離設置 (有効に機能を發揮する)。 海水 (②): 海水又は淡水 (海水を用いる可能性あり)。 電動ポンプ (③): (機器が操作不能ない) (周辺隔壁等からの限制事項により機能を失うおそれがない)。 対象外 (操作不要) (④): ピット (漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能・アクセスドア設置) (注水装置及び有効水量の確認が可能)。 【1次系PAB】DB施設と同じ用途で使用又は切替せずに使用 (DB施設と同じ系統構成で使用) (⑤): 【1次系PAB】DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)。 切り替え性 (⑥): 地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない。 耐震設計 (⑦): 地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない (DB施設と同仕様で設計)。 現地操作 (設置場所) (⑧): 現地操作 (設置場所)。 常時給水の容量 (⑨): (共用しない)。 共用の禁止 (⑩): (防護設備／共通要因の考慮対象設備あり／屋内 (S/02次側による冷却冷卻に使用する補助給水ピットと異なる水源) (補助給水ピットと位置的分散))。 サポート装置回路 (⑪): 対象外 (サポート系なし)。 	<p>泊発電所3号炉 SA基準適合性 一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相違箇所</th> <th>相違内容</th> <th>類型化区分</th> <th>関連資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>D/F以外の屋内・その他 (原子炉建屋) / 分離設置 (有効に機能を発揮する)</td> <td>B d</td> <td>[補足説明資料]56-2 配置図</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>海水又は淡水 (海水を用いる可能性あり)</td> <td>II</td> <td>[補足説明資料]56-4 系統図</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>(機器が操作不能ない) (周辺隔壁等からの限制事項により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>対象外 (操作不要)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>ピット (漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能・アクセスドア設置) (注水装置及び有効水量の確認が可能)</td> <td>C</td> <td>[補足説明資料]56-3 試験・検査説明資料</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>【1次系PAB】DB施設と同じ用途で使用又は切替せずに使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)</td> <td>B b</td> <td>[補足説明資料]56-4 系統図</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>【1次系PAB】DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)</td> <td>A d</td> <td>[補足説明資料]56-4 系統図</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない (DB施設と同仕様で設計)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>現地操作 (設置場所)</td> <td>A a</td> <td>[補足説明資料]56-2 配置図</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>(共用しない)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>(防護設備／共通要因の考慮対象設備あり／屋内 (S/02次側による冷却冷卻に使用する補助給水ピットと異なる水源) (補助給水ピットと位置的分散))</td> <td>A a</td> <td>[補足説明資料]56-2 配置図</td> </tr> <tr> <td>⑫</td> <td>対象外 (サポート系なし)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	相違箇所	相違内容	類型化区分	関連資料	①	D/F以外の屋内・その他 (原子炉建屋) / 分離設置 (有効に機能を発揮する)	B d	[補足説明資料]56-2 配置図	②	海水又は淡水 (海水を用いる可能性あり)	II	[補足説明資料]56-4 系統図	③	(機器が操作不能ない) (周辺隔壁等からの限制事項により機能を失うおそれがない)	-	-	④	対象外 (操作不要)	-	-	⑤	ピット (漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能・アクセスドア設置) (注水装置及び有効水量の確認が可能)	C	[補足説明資料]56-3 試験・検査説明資料	⑥	【1次系PAB】DB施設と同じ用途で使用又は切替せずに使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[補足説明資料]56-4 系統図	⑦	【1次系PAB】DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[補足説明資料]56-4 系統図	⑧	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない (DB施設と同仕様で設計)	-	-	⑨	現地操作 (設置場所)	A a	[補足説明資料]56-2 配置図	⑩	(共用しない)	-	-	⑪	(防護設備／共通要因の考慮対象設備あり／屋内 (S/02次側による冷却冷卻に使用する補助給水ピットと異なる水源) (補助給水ピットと位置的分散))	A a	[補足説明資料]56-2 配置図	⑫	対象外 (サポート系なし)	-	-	
相違箇所	相違内容	類型化区分	関連資料																																																			
①	D/F以外の屋内・その他 (原子炉建屋) / 分離設置 (有効に機能を発揮する)	B d	[補足説明資料]56-2 配置図																																																			
②	海水又は淡水 (海水を用いる可能性あり)	II	[補足説明資料]56-4 系統図																																																			
③	(機器が操作不能ない) (周辺隔壁等からの限制事項により機能を失うおそれがない)	-	-																																																			
④	対象外 (操作不要)	-	-																																																			
⑤	ピット (漏えいの確認が可能) (内部の確認が可能・アクセスドア設置) (注水装置及び有効水量の確認が可能)	C	[補足説明資料]56-3 試験・検査説明資料																																																			
⑥	【1次系PAB】DB施設と同じ用途で使用又は切替せずに使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[補足説明資料]56-4 系統図																																																			
⑦	【1次系PAB】DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[補足説明資料]56-4 系統図																																																			
⑧	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない (DB施設と同仕様で設計)	-	-																																																			
⑨	現地操作 (設置場所)	A a	[補足説明資料]56-2 配置図																																																			
⑩	(共用しない)	-	-																																																			
⑪	(防護設備／共通要因の考慮対象設備あり／屋内 (S/02次側による冷却冷卻に使用する補助給水ピットと異なる水源) (補助給水ピットと位置的分散))	A a	[補足説明資料]56-2 配置図																																																			
⑫	対象外 (サポート系なし)	-	-																																																			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ 1 2 3 4 5 6 7 8 9	 1 2 3 4 5 6 7 8 9	 1 2 3 4 5 6 7 8 9		

泊發電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉

56-1-1

泊発電所 3号炉

泊発電所3号炉 S A設備基準適合性 一覧表(可視)

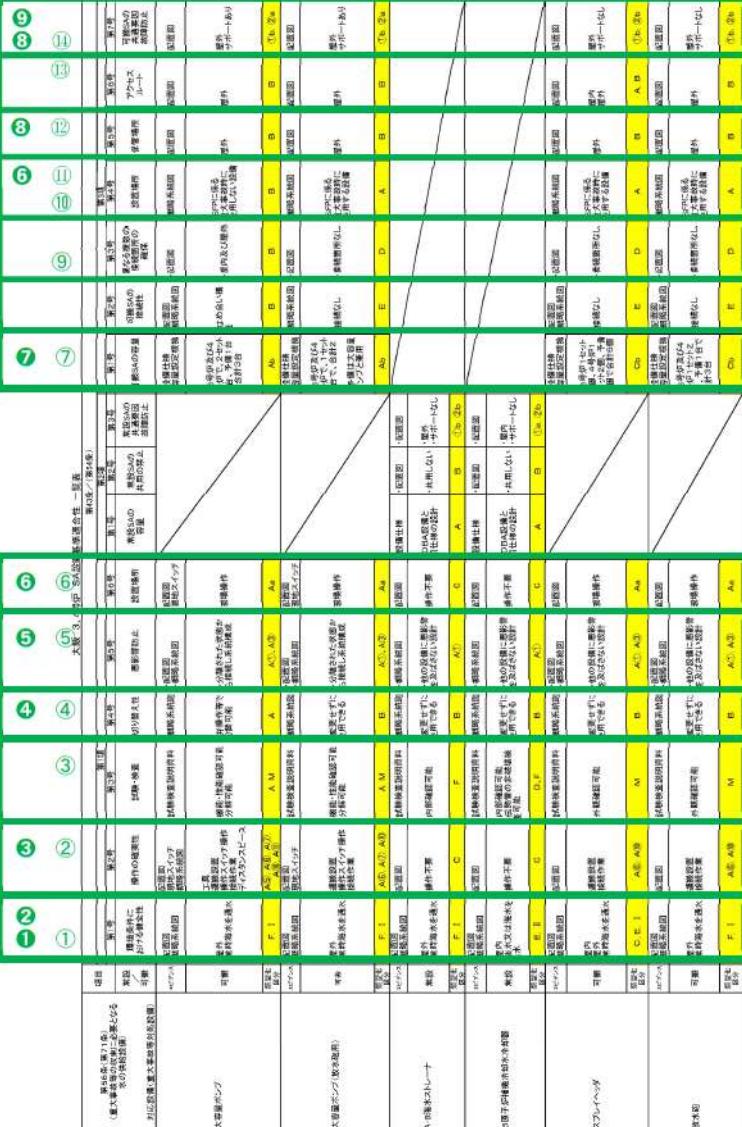
規格番号		可搬型大型送水ポンプ車		型式区分	関連資料
規格番号	規格名	① 屋外 （有効に機械を操作する）	-	□	【補足説明資料】58-7 保管場所
規格番号	規格名	② 深水 （海水を吐き出せる可能性あり） （海水による際の異常の注入防止を考慮）	-	II	【補足説明資料】58-4 統合
規格番号	規格名	③ 電動式 （周辺障害物からの干渉無しにより機械を走らせるのがない）	-	-	【補足説明資料】58-8 接続
規格番号	規格名	④ 操作性 （工具備品：一般的な工具） （運転装置：車両として移動可能、車両止めを指揮） （操作スイッチ操作：付属の操作装置により現場での操作が可能） （接続作業：フランジ接続とし、可搬型クースを確実に接続できる）	A(5) A(6) A(7) A(8)	②	【補足説明資料】58-6 接続 【補足説明資料】58-4 統合
規格番号	規格名	⑤ ポンプ （機能、性能及び漏れなしの確認が可能） （分離が可能） （車両として運転状態及び外観の確認が可能）	A	③	【補足説明資料】58-3 試験・検査説明資料 【補足説明資料】58-4 統合
規格番号	規格名	⑥ 切り替え性 （補助給水ピットへの補給、燃料取替用用水ピットへの補給） （D維持としての機能を有さない） （主と副装置）	B a 1	④	【補足説明資料】58-4 統合
規格番号	規格名	⑦ 構造設計 （通常時は分離） （通常時に接続先の系統に分離された状態）	A b	⑤	【補足説明資料】58-3 試験・検査説明資料 【補足説明資料】58-4 統合
規格番号	規格名	⑧ 防震設計 （地震、震水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない、（面縫等により固定） （その他の防護物） （当地の防護規範） （主回路配線）	- B	-	【補足説明資料】58-7 保管場所
規格番号	規格名	⑨ 収納場所 （操作は設置場所で可能）	A a	⑥	【補足説明資料】58-8 接続
規格番号	規格名	⑩ 可搬性の回答 （原子炉建屋外から水素は電力を供給 (APR又はEWS-P:「重大事故時の収容に必要な量となる水の供給が可能な容量」) (押出数は2セット2台、故障時及び保育点保険時のバックアップとして 2台の計4台) (可搬型オフсет、複数オフセット考慮しそれぞれの内に必要なれば民さを満足する数量の合計 に、故障時及び保守点検による専用部外へのバッゲagingを考慮した数量)	A	⑦	【補足説明資料】58-5 容量設備
規格番号	規格名	⑪ 可搬性の特徴性 （フランジ接続）	B	⑨	【補足説明資料】58-8 接続
規格番号	規格名	⑫ 異なる建物の接続箇所の選択 （補接続箇所12、原子炉建屋及び原子炉建屋接続の異なる隣接しない位置に複数 箇所）	A	⑩	【補足説明資料】58-8 接続
規格番号	規格名	⑬ 故障場所 （SIP事故時以外に使用する設備 （放射能の高くなるところの少しの少ない場所を選定）	B	⑪	【補足説明資料】58-8 接続
規格番号	規格名	⑭ 保守場所 （補助給水ピットへの補給、燃料取替用用水ピットへの補給） （防止設備・共通要因の考慮対策設備なし 修理設備・同様目的の改修なし／屋外 後回復段階／同一目的の改修なし／屋外）	B a	⑫	【補足説明資料】58-7 保管場所
規格番号	規格名	⑮ アクセスルート （屋外アクセスルート）	B	⑬	【補足説明資料】58-8 ウォークルート図
規格番号	規格名	⑯ 延長条件、直角規則、内部入出庫事項、油分、火災 （補助給水ピットへの補給、燃料取替用用水ピットへの補給） （防止設備・共通要因の考慮対策設備なし 修理設備・同様目的の改修なし （可搬型オフセット、屋外敷設認定）、位置の分類を回る）	/	⑭	-
規格番号	規格名	⑰ サポート装置図 （対象外（サポート系なし））	/	⑮	-

56-1-1

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

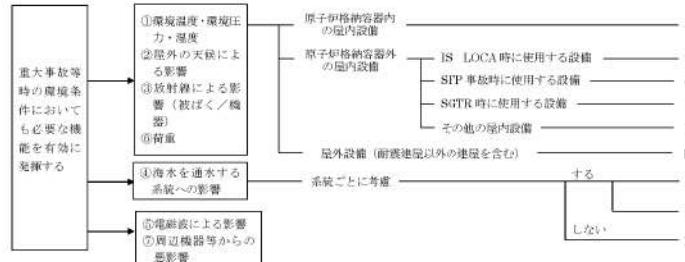
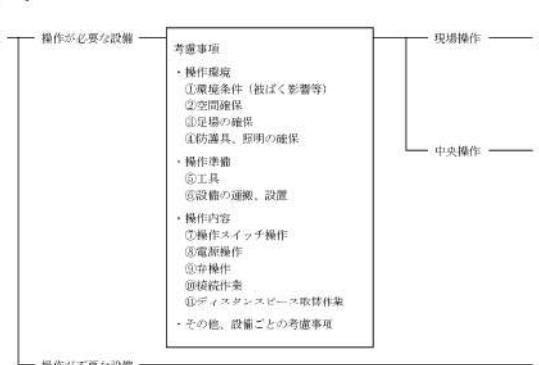
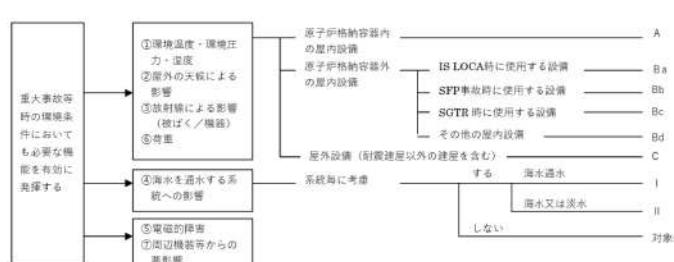
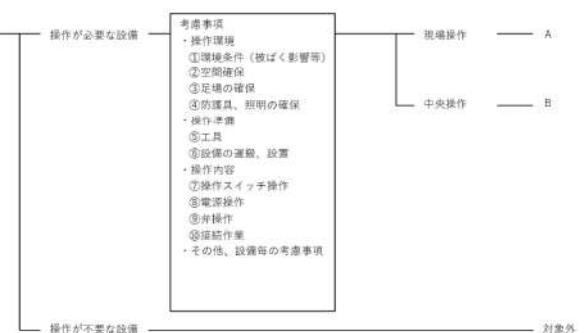
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
 <p>①～⑩番の順序で示す 大飯3号炉の各部の相違箇所</p> <p>⑪～⑯番の順序で示す 大飯3号炉と泊3号炉の相違箇所</p> <p>⑰～⑳番の順序で示す 大飯3号炉の各部の相違箇所</p> <p>⑳番の順序で示す 大飯3号炉と泊3号炉の相違箇所</p>	 <p>①～⑩番の順序で示す 泊3号炉の各部の相違箇所</p> <p>⑪～⑯番の順序で示す 泊3号炉と大飯3号炉の相違箇所</p> <p>⑰～⑳番の順序で示す 泊3号炉の各部の相違箇所</p> <p>⑳番の順序で示す 泊3号炉と大飯3号炉の相違箇所</p>			
①～⑩番の順序で示す 大飯3号炉の各部の相違箇所	①～⑩番の順序で示す 泊3号炉の各部の相違箇所	⑪～⑯番の順序で示す 大飯3号炉と泊3号炉の相違箇所	⑰～⑳番の順序で示す 泊3号炉の各部の相違箇所	⑳番の順序で示す 泊3号炉と大飯3号炉の相違箇所

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

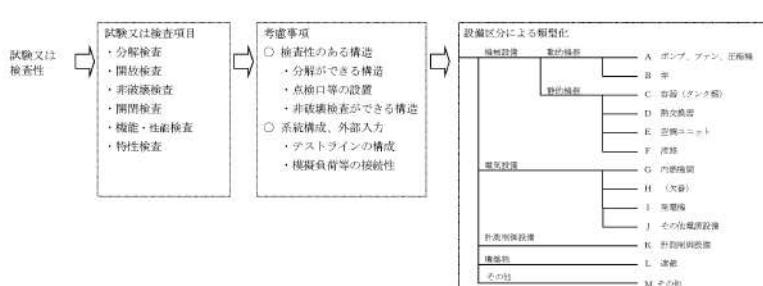
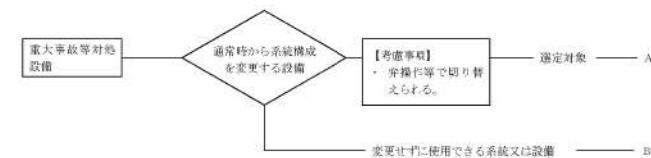
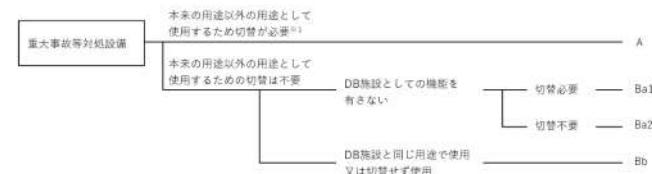
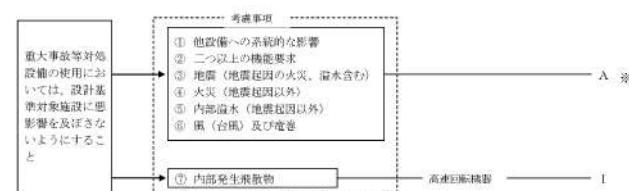
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 S A設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>④海水を通水する系統については、I：通常時に海水を通水する系統、II：淡水又は海水から選択できる系統、III：海水を通水しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 (例: A③, A⑤, A⑦等)</p> <p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> 		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																								
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p>  <p>試験又は検査性</p> <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査性のある構造 <ul style="list-style-type: none"> ・分解検査 ・開閉検査 ・非液漏検査 ・開閉検査 ・機能・性能検査 ・特性検査 ○ 系統構成、外部入力 <ul style="list-style-type: none"> ・テストラインの構成 ・模擬負荷等の接続性 <p>設備区分による類型化</p> <table border="1"> <tr><td>構成部品</td><td>動作機器</td><td>A ポンプ、ファン、圧縮機</td></tr> <tr><td>構成部品</td><td>開閉機器</td><td>B 開閉装置</td></tr> <tr><td>構成部品</td><td>点検口等の設置</td><td>C 点検（ランク類）</td></tr> <tr><td>構成部品</td><td>非液漏検査</td><td>D 熱交換器</td></tr> <tr><td>構成部品</td><td>開閉機器</td><td>E 空調ユニット</td></tr> <tr><td>構成部品</td><td>点検口等の設置</td><td>F 流路</td></tr> <tr><td>構成部品</td><td>機能・性能検査</td><td>G 内燃機関</td></tr> <tr><td>構成部品</td><td>開閉機器</td><td>H 次品</td></tr> <tr><td>構成部品</td><td>点検口等の設置</td><td>I 安全機器</td></tr> <tr><td>構成部品</td><td>機能・性能検査</td><td>J その他の機器</td></tr> <tr><td>構成部品</td><td>開閉機器</td><td>K 送風機</td></tr> <tr><td>構成部品</td><td>点検口等の設置</td><td>L 送風機</td></tr> <tr><td>構成部品</td><td>機能・性能検査</td><td>M その他</td></tr> </table>	構成部品	動作機器	A ポンプ、ファン、圧縮機	構成部品	開閉機器	B 開閉装置	構成部品	点検口等の設置	C 点検（ランク類）	構成部品	非液漏検査	D 熱交換器	構成部品	開閉機器	E 空調ユニット	構成部品	点検口等の設置	F 流路	構成部品	機能・性能検査	G 内燃機関	構成部品	開閉機器	H 次品	構成部品	点検口等の設置	I 安全機器	構成部品	機能・性能検査	J その他の機器	構成部品	開閉機器	K 送風機	構成部品	点検口等の設置	L 送風機	構成部品	機能・性能検査	M その他	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p>  <p>試験又は検査性</p> <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査性のある構造 <ul style="list-style-type: none"> ・分解検査 ・開閉検査 ・点検口等の設置 ・非液漏検査 ・開閉機器 ・構成部品 ・機能・性能検査 ・特性検査 ○ 組成構成、外部入力 <ul style="list-style-type: none"> ・テストラインの構成 ・模擬負荷等の接続性 <p>設備区分による類型化</p> <table border="1"> <tr><td>構成部品</td><td>動作機器</td><td>A ポンプ、ファン</td></tr> <tr><td>構成部品</td><td>開閉機器</td><td>B 開閉装置</td></tr> <tr><td>構成部品</td><td>点検（ランク類）</td><td>C 空調（タンク類）</td></tr> <tr><td>構成部品</td><td>熱交換器</td><td>D 熱交換器</td></tr> <tr><td>構成部品</td><td>空調ユニット</td><td>E 空調ユニット</td></tr> <tr><td>構成部品</td><td>流路</td><td>F 流路</td></tr> <tr><td>構成部品</td><td>内燃機関</td><td>G 内燃機関</td></tr> <tr><td>構成部品</td><td>安全機器</td><td>H 安全機器</td></tr> <tr><td>構成部品</td><td>その他の機器</td><td>I その他の機器</td></tr> <tr><td>構成部品</td><td>計量制御装置</td><td>J 計量制御装置</td></tr> <tr><td>構成部品</td><td>送風機</td><td>K 送風機</td></tr> </table>	構成部品	動作機器	A ポンプ、ファン	構成部品	開閉機器	B 開閉装置	構成部品	点検（ランク類）	C 空調（タンク類）	構成部品	熱交換器	D 熱交換器	構成部品	空調ユニット	E 空調ユニット	構成部品	流路	F 流路	構成部品	内燃機関	G 内燃機関	構成部品	安全機器	H 安全機器	構成部品	その他の機器	I その他の機器	構成部品	計量制御装置	J 計量制御装置	構成部品	送風機	K 送風機	
構成部品	動作機器	A ポンプ、ファン、圧縮機																																																																								
構成部品	開閉機器	B 開閉装置																																																																								
構成部品	点検口等の設置	C 点検（ランク類）																																																																								
構成部品	非液漏検査	D 熱交換器																																																																								
構成部品	開閉機器	E 空調ユニット																																																																								
構成部品	点検口等の設置	F 流路																																																																								
構成部品	機能・性能検査	G 内燃機関																																																																								
構成部品	開閉機器	H 次品																																																																								
構成部品	点検口等の設置	I 安全機器																																																																								
構成部品	機能・性能検査	J その他の機器																																																																								
構成部品	開閉機器	K 送風機																																																																								
構成部品	点検口等の設置	L 送風機																																																																								
構成部品	機能・性能検査	M その他																																																																								
構成部品	動作機器	A ポンプ、ファン																																																																								
構成部品	開閉機器	B 開閉装置																																																																								
構成部品	点検（ランク類）	C 空調（タンク類）																																																																								
構成部品	熱交換器	D 熱交換器																																																																								
構成部品	空調ユニット	E 空調ユニット																																																																								
構成部品	流路	F 流路																																																																								
構成部品	内燃機関	G 内燃機関																																																																								
構成部品	安全機器	H 安全機器																																																																								
構成部品	その他の機器	I その他の機器																																																																								
構成部品	計量制御装置	J 計量制御装置																																																																								
構成部品	送風機	K 送風機																																																																								
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p>  <p>重大事故等対処設備</p> <p>通常時から系統構成を変更する設備</p> <p>【考慮事項】 ・ 斧操盤等で切り替えられる。</p> <p>選定対象 —— A</p> <p>変更仕様に使用できる系統又は設備 —— B</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p>  <p>重大事故等対処設備</p> <p>本来の用途以外の用途として使用するため切替が必要</p> <p>DB施設としての機能を有さない</p> <p>切替必要 —— A</p> <p>切替不要 —— B</p> <p>DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 —— Bb</p>																																																																									
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p>  <p>重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象施設に悪影響を及ぼさないようにすること</p> <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 他設備への系統的影響 ② 二つ以上の機能要求 ③ 地震（地震起因の火災、漏水含む） ④ 火災（地震起因以外） ⑤ 内部漏水（地震起因以外） ⑥ 風（台風）及び竜巻 <p>内部発生飛散物</p> <p>高速回転機器 —— I</p> <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。（例：A①、A③等）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p>  <p>考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 他設備への系統的影響 ② 二つ以上の機能要求 ③ 地震（地震起因の火災、漏水含む） ④ 火災（地震起因以外） ⑤ 内部漏水（地震起因以外） ⑥ 風（台風）及び竜巻 <p>内部発生飛散物</p> <p>分離で系統構成 —— Aa</p> <p>通常時は分離 —— Ab</p> <p>地震時から独立 —— Ac</p> <p>DBと共に系統構成 —— Ad</p> <p>放射性物質又は漏水を含む系統との分離 —— Ae</p> <p>高速回転機器 —— B</p> <p>高速回転機器以外 —— 対象外</p>																																																																									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p>									
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対処設備の容量等について</p>									
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での共用の禁止について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設計方針	関連資料	備考	-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-	
区分	設計方針	関連資料	備考							
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-							
<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p> <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又は+bを記載する。(例: ①a, ①b, ②a, ②b)</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因故障について</p>									

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等に必要となる水源及び水の供給設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>【考慮事項】 ① 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 ② 負荷に直接接続する可搬型直流水源設備、可搬型バッテリ、可搬型ポンベ等がどうか 売荷に直接接続する可搬型直流水源設備、可搬型バッテリ、可搬型ポンベ等 ①、②以外 千両数の考え方へ</p> <p>必要数量 — A 売荷に直接接続する可搬型直流水源設備、可搬型バッテリ、可搬型ポンベ等 — B ①、②以外 — C</p> <p>予備数量 — 【考慮事項】 ④ プラント定査中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか ⑤ 保守点検中でも使用可能（外縦目視、給油・給脂、メガチェック、構造確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む）の際に事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備 保守点検中でも使用可能（外縦目視、給油・給脂、メガチェック、構造確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む）の際に事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備 ④、⑤以外 — C</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>必要数量 — 【考慮事項】 ① 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 ② 負荷に直接接続する可搬型バッテリ及び可搬型ポンベ等がどうか 売荷に直接接続する可搬型バッテリ及び可搬型ポンベ等 ①、②以外 — C</p> <p>A B C</p> <p>予備数量も含めて設計方針とする。</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続 — 【考慮事項】 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一 ケーブル — A 上り簡便な接続規格等による接続 — C 配管 — ボルト締フランジ接続 — B 上り簡便な接続規格等による接続 — C その他の措置 — D 接続なし — E</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続 — 【考慮事項】 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一 ケーブル — A 品種供給 — 端子のボルト・ネジによる接続 — A 通信・計装各設備電源による接続 — D 小・空気配管 — 大口径等 ボルト締フランジ接続 — B 小口径等 より簡便な接続規格等による接続 — C 油配管、計装付属配管 — 専用の接続方法による接続 — D</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所 (建屋外からの供給するものに限る) — 【考慮事項】 ・放射線による影響因子 ・浸水、火災 ・自然現象 ・外部人為事象 水・電力 — A 屋内(壁面含む) — A 屋内及び屋外 — B その他(空気) — C 接続箇所なし — D</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所 (建屋外からの供給するものに限る) — 【考慮事項】 ・環境条件 ・浸水、火災 ・自然現象 ・外部人為事象 水・電力 — A 屋内(壁面含む) — A その他(空気) — C 対象外 — D</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> <pre> graph LR A[考慮事項 放射線の影響] --> A1[SFP 事故時に使用する設備] A[考慮事項 放射線の影響] --> B1[その他の設備] style A fill:#fff,stroke:#000 style B fill:#fff,stroke:#000 style A1 fill:#fff,stroke:#000 style B1 fill:#fff,stroke:#000 </pre>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> <pre> graph LR A2[【考慮事項】 放射線の影響] --> A2_1[SFP 事故時に使用する設備] A2[【考慮事項】 放射線の影響] --> B2_1[その他の設備] style A2 fill:#fff,stroke:#000 style B2_1 fill:#fff,stroke:#000 </pre>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <pre> graph LR A3[考慮事項 ・環境条件 ・自然現象 ・外部人為事象 ・溢水 ・火災] --> A3_1[位置的分散] A3[考慮事項 ・環境条件 ・自然現象 ・外部人為事象 ・溢水 ・火災] --> B3_1[屋外] style A3 fill:#fff,stroke:#000 style A3_1 fill:#fff,stroke:#000 style B3_1 fill:#fff,stroke:#000 </pre>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <pre> graph LR A4[考慮事項 ・環境条件 ・自然現象 ・外部人為事象 ・溢水 ・火災] --> A4_1[位置的分散] A4[考慮事項 ・環境条件 ・自然現象 ・外部人為事象 ・溢水 ・火災] --> B4_1[屋外] style A4 fill:#fff,stroke:#000 style A4_1 fill:#fff,stroke:#000 style B4_1 fill:#fff,stroke:#000 </pre>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <pre> graph LR A5[考慮事項 ①複数のアクセスルートの確保 ②夜間及び停電時 ③放射線、化学薬品等の影響 ④障害物 ⑤自然現象 ⑥外部人為事象] --> A5_1[屋内] A5[考慮事項 ①複数のアクセスルートの確保 ②夜間及び停電時 ③放射線、化学薬品等の影響 ④障害物 ⑤自然現象 ⑥外部人為事象] --> B5_1[屋外] style A5 fill:#fff,stroke:#000 style A5_1 fill:#fff,stroke:#000 style B5_1 fill:#fff,stroke:#000 </pre>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <pre> graph LR A6[考慮事項 ①夜間及び停電時 ②放射線、化学薬品等の影響 ③自然現象 ④外部人為事象 ⑤溢水 ⑥火災] --> A6_1[屋内] A6[考慮事項 ①夜間及び停電時 ②放射線、化学薬品等の影響 ③自然現象 ④外部人為事象 ⑤溢水 ⑥火災] --> B6_1[屋外] style A6 fill:#fff,stroke:#000 style A6_1 fill:#fff,stroke:#000 style B6_1 fill:#fff,stroke:#000 </pre>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> <pre> graph LR A7[重大事故防止設備のうち可搬型のものの共通要因故障防止を行う] --> A7_1[考慮事項 ①環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災] A7[重大事故防止設備のうち可搬型のものの共通要因故障防止を行う] --> A7_2[②サポート系による要因] A7_1 --> A7_1_1[位置的分散] A7_1 --> B7_1[屋外] style A7 fill:#fff,stroke:#000 style A7_1 fill:#fff,stroke:#000 style B7_1 fill:#fff,stroke:#000 </pre> <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又は+bを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> <pre> graph LR A8[可搬型重大事故防止設備の共通要因故障防止を行う] --> A8_1[考慮事項 ①環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災] A8[可搬型重大事故防止設備の共通要因故障防止を行う] --> A8_2[②サポート系による要因] A8_1 --> A8_1_1[防止設備] A8_1_1 --> A8_1_1_1[屋内設備] A8_1_1 --> A8_1_1_2[屋外設備] A8_1 --> A8_1_2[種別設備] A8_1_2 --> A8_1_2_1[同一目的のSA設備あり] A8_1_2 --> A8_1_2_2[同一目的のSA設備なし] A8_1_2 --> A8_1_2_3[代替するDB設備あり] A8_1_2 --> A8_1_2_4[代替するDB設備なし] style A8 fill:#fff,stroke:#000 style A8_1 fill:#fff,stroke:#000 style A8_1_1 fill:#fff,stroke:#000 style A8_1_1_1 fill:#fff,stroke:#000 style A8_1_1_2 fill:#fff,stroke:#000 style A8_1_2 fill:#fff,stroke:#000 style A8_1_2_1 fill:#fff,stroke:#000 style A8_1_2_2 fill:#fff,stroke:#000 style A8_1_2_3 fill:#fff,stroke:#000 style A8_1_2_4 fill:#fff,stroke:#000 </pre>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
56-2 配置図 3号炉	56-2 配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の構成 配置箇所の相違により、比較対象資料は一致せず。 ・SA基準適合性一覧表に取りまとめた内容に対して、設備の設置、保管場所を示すとともに環境条件、位置的分散、操作性および悪影響防止等の適合性を確認するための資料構成に相違なし(以降、配置図において相違理由省略)

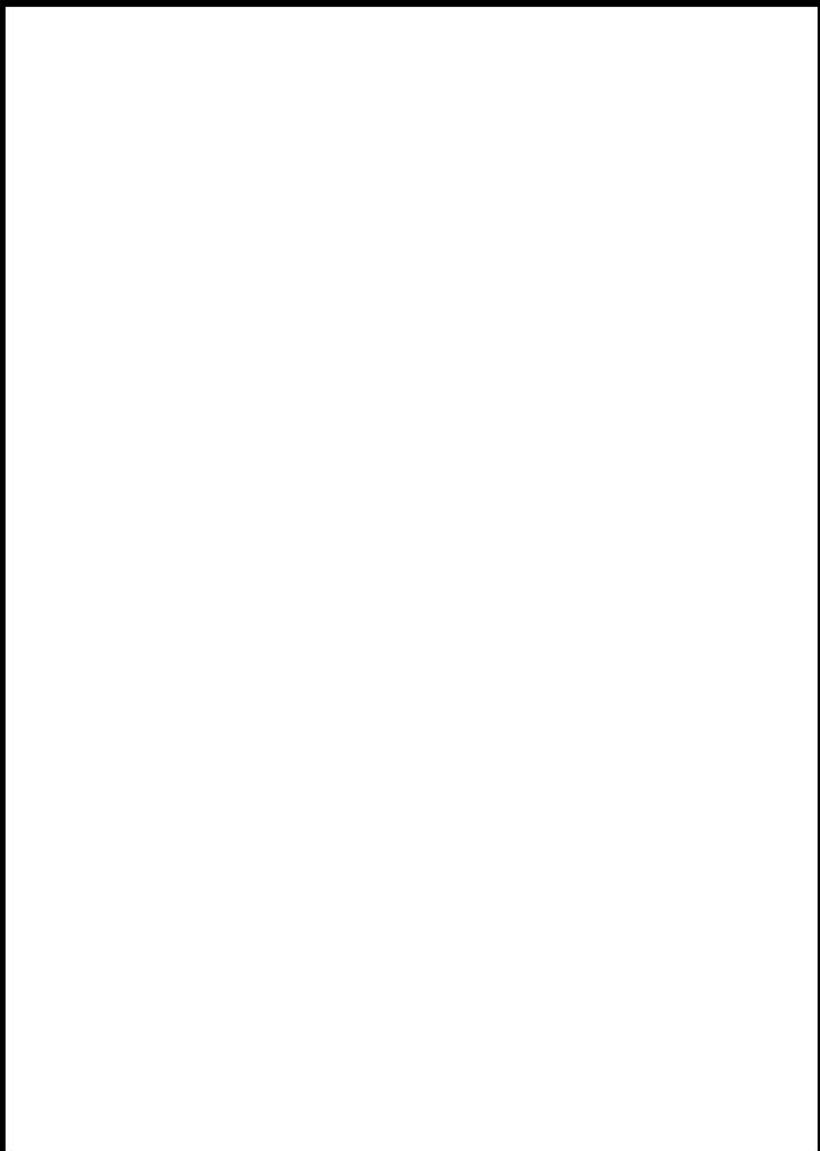
凡例

- | | |
|---|------------|
| ■ | ：設計基準対象施設 |
| ■ | ：重大事故等対処設備 |

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>機密範囲の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

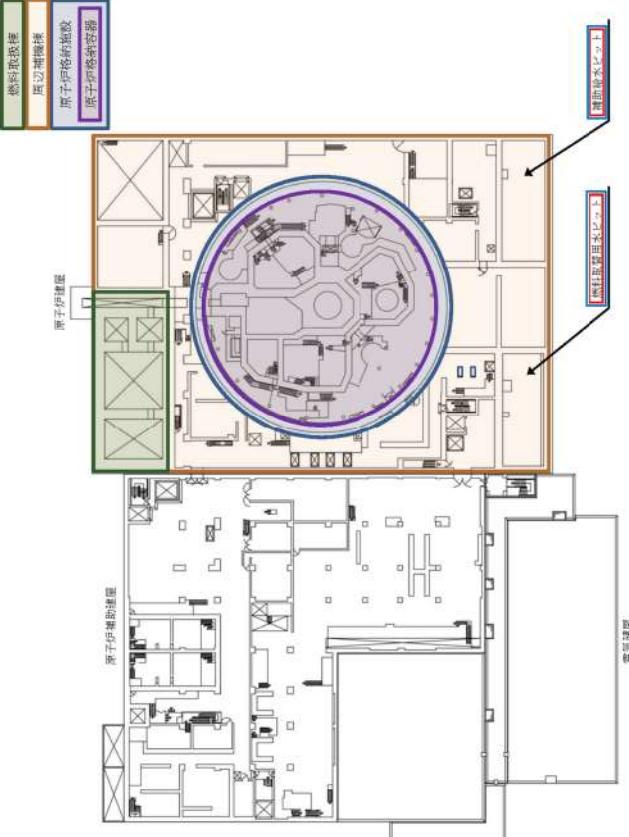
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		

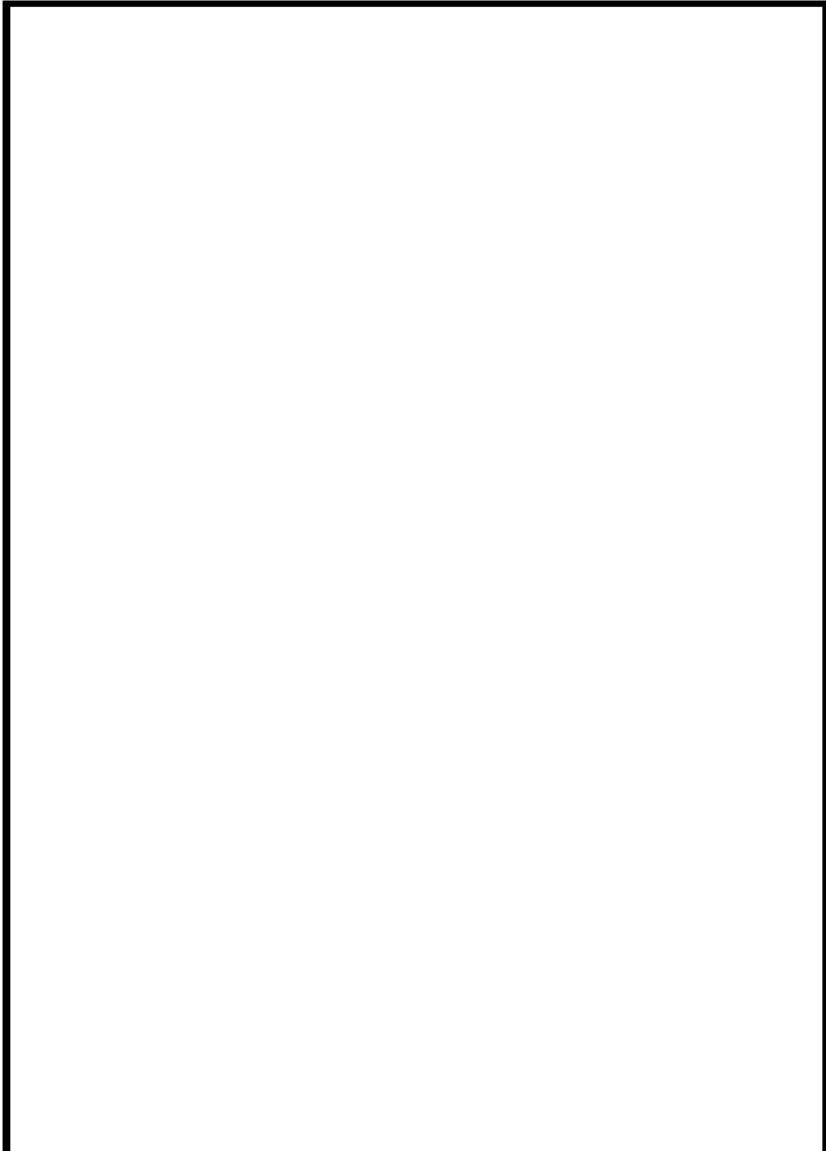
図56-2-1 屋内配置図（重大事故等収束のための水源）

56-2-1

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

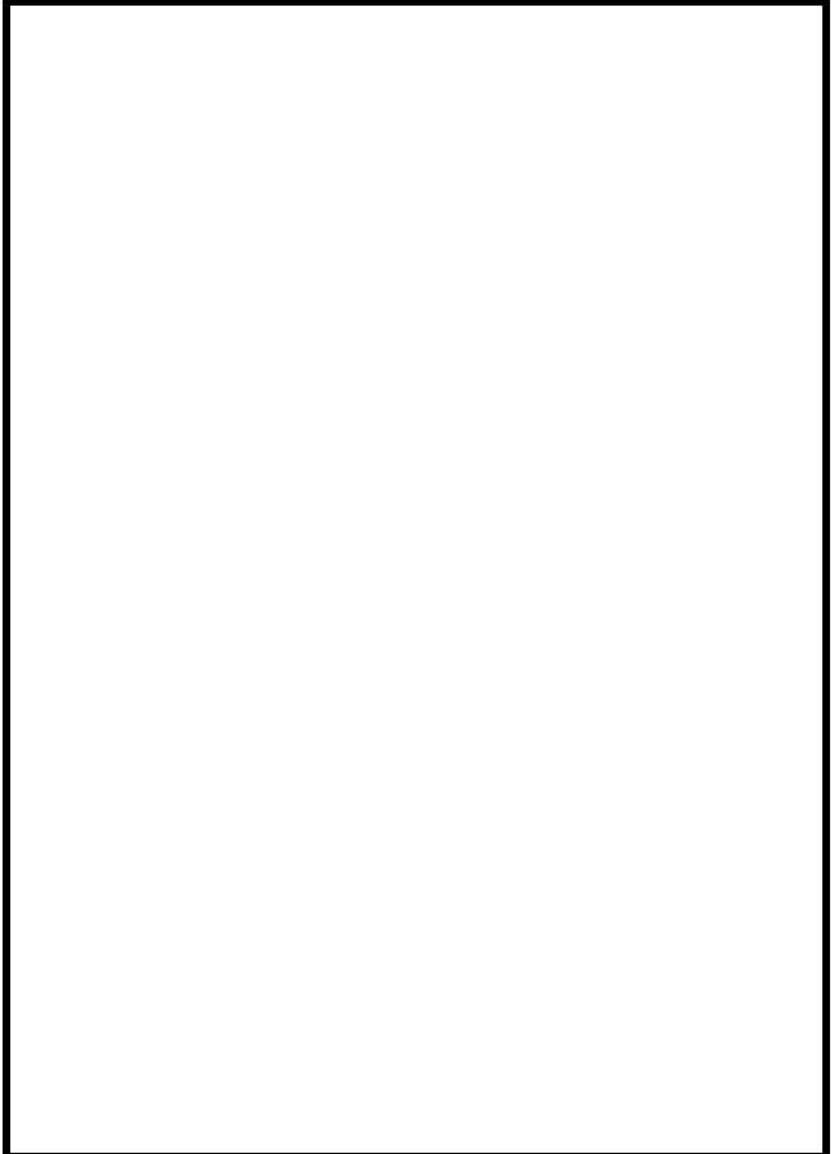
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。		

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

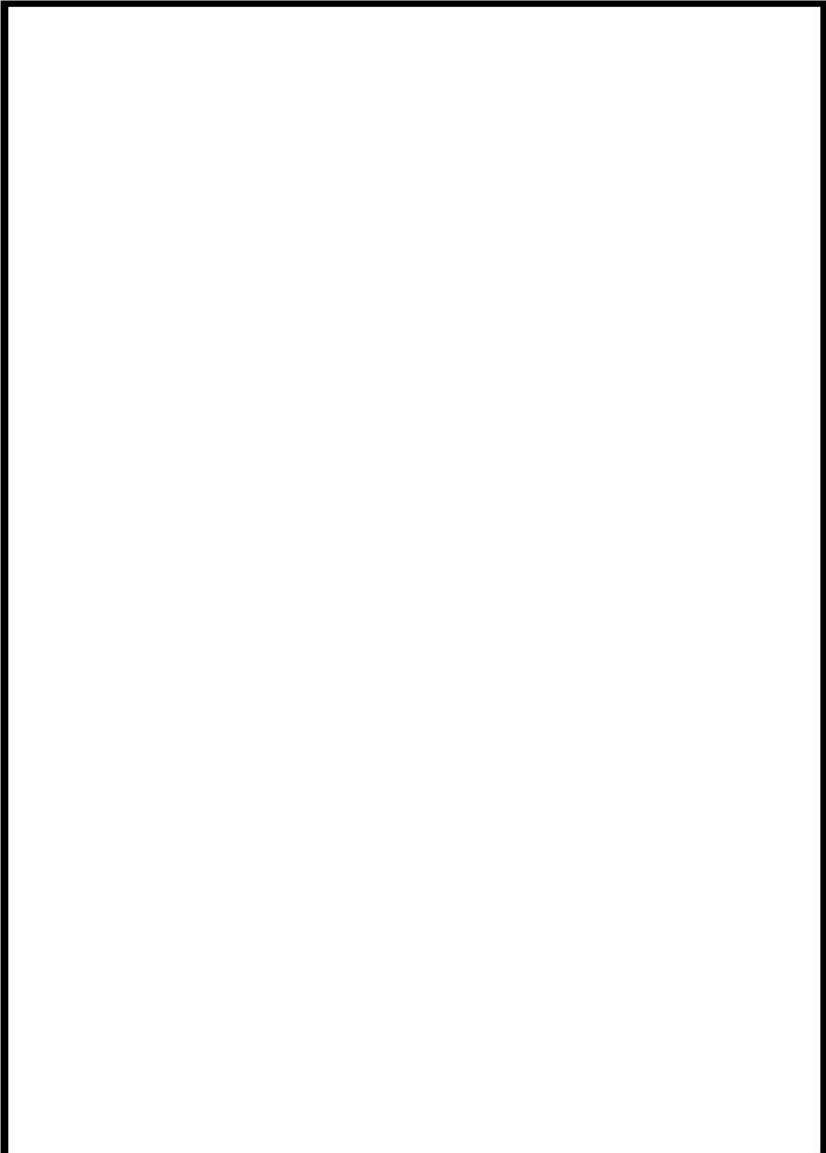
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。		

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 : 可搬型大型送水ポンプ車 ホース延長・回収車(送水車用) : ホース延長のバックアップ ホース延長による配管 : ホース延長による配管 【運転停止】 : 運転停止 (ローブ) 【緊急停機】 : 緊急停機 (ローブ) 【運転再開】 : 運転再開 (ローブ) 【運転再開】 : 工事中のため保管・定期検査所を介す <p>#3 : 3号炉 R/B : 原子炉建屋 A/B : 原子炉補助建屋 D G/B : ティーゼル発電機建屋</p>	

図56-2-2 屋外配置図（水の供給）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図56-2-3 屋外配置図（水の供給）</p> <p>56-2-3</p>	

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
56-4 試験・検査説明資料 3号炉	56-3 試験・検査説明資料	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

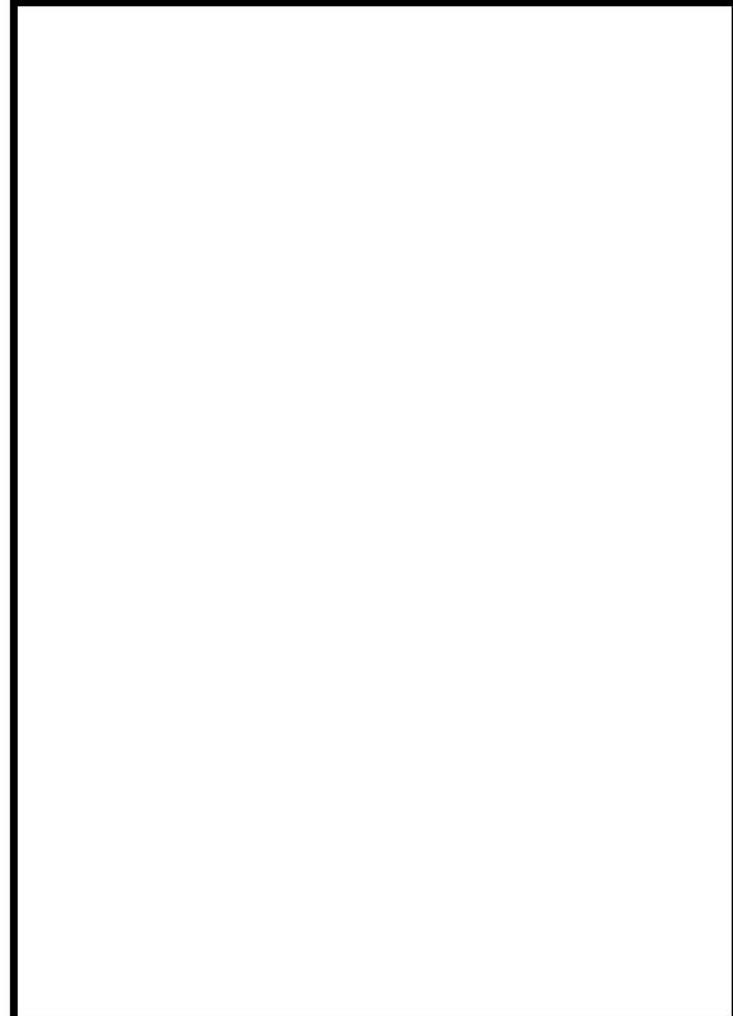
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>枠開きの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	資料構成の相違 ・試験検査に係る資料の充実化 ・試験検査の適合性としてアクセストアを設ける設計と している関連資料として建屋配置図を示している。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

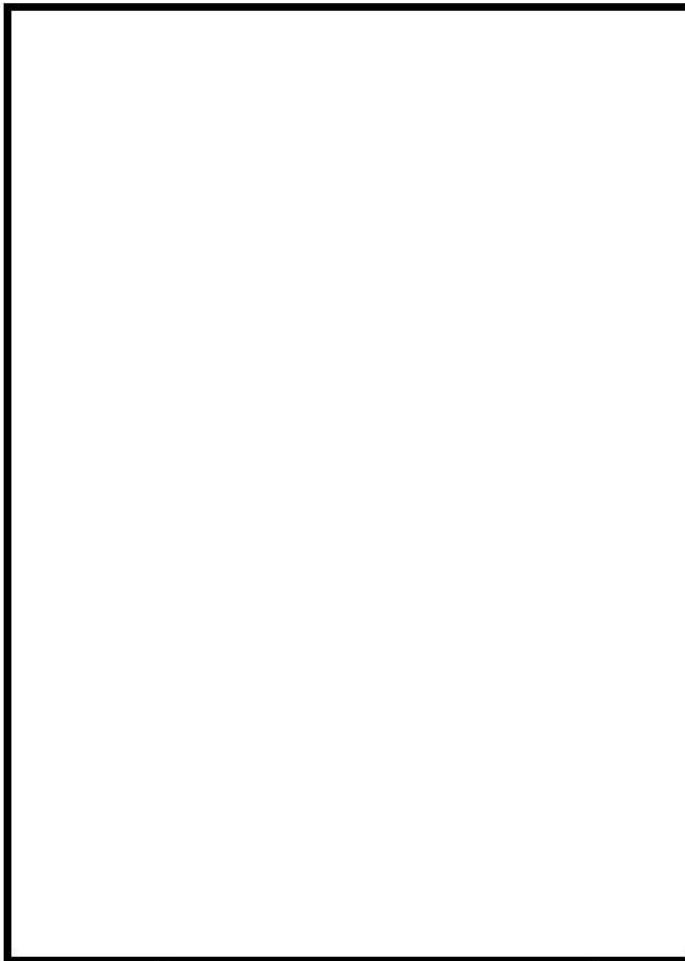
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

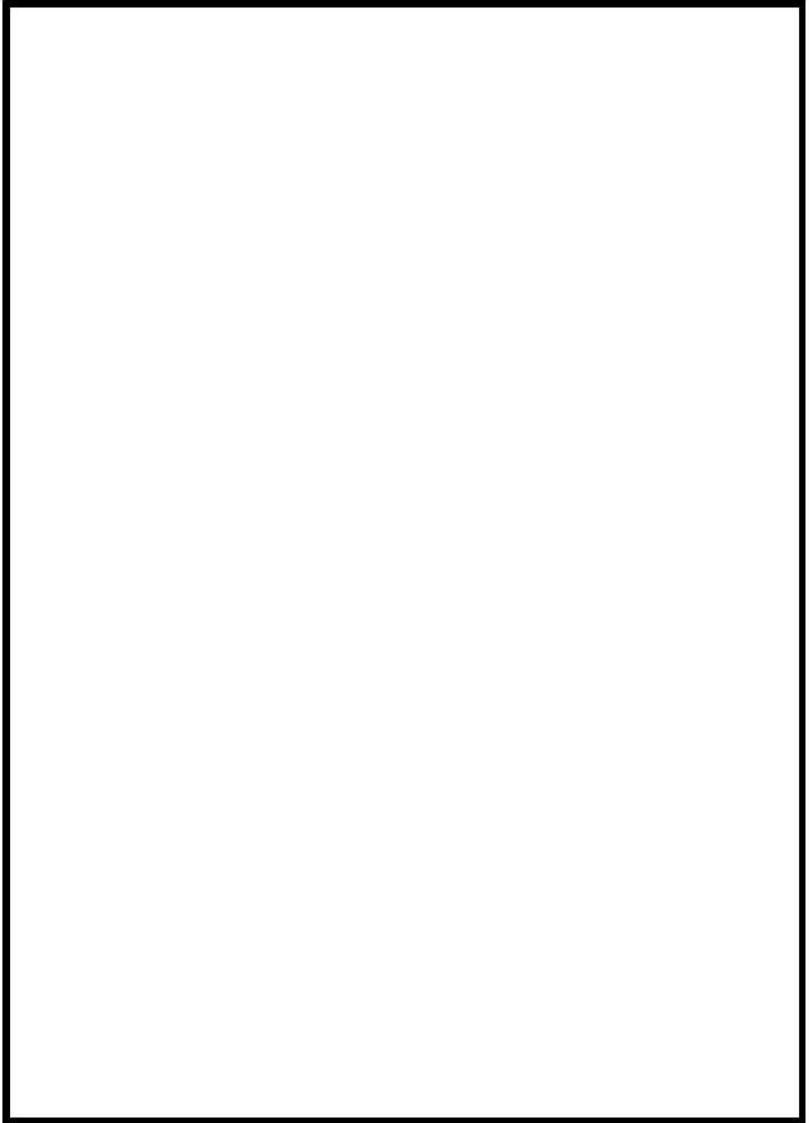
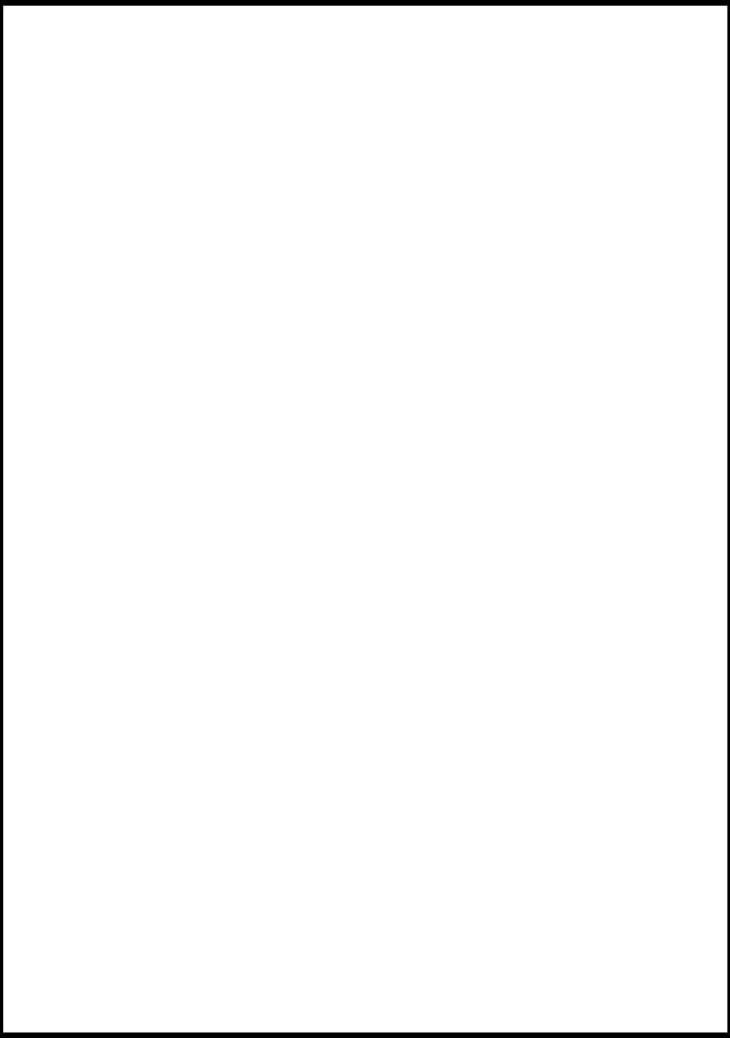
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	資料構成の相違 • 試験検査に係る資料の充実化 • 試験検査の適合性としてアクセストアを設ける設計である記述の確認資料として建屋配置図に図示している。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

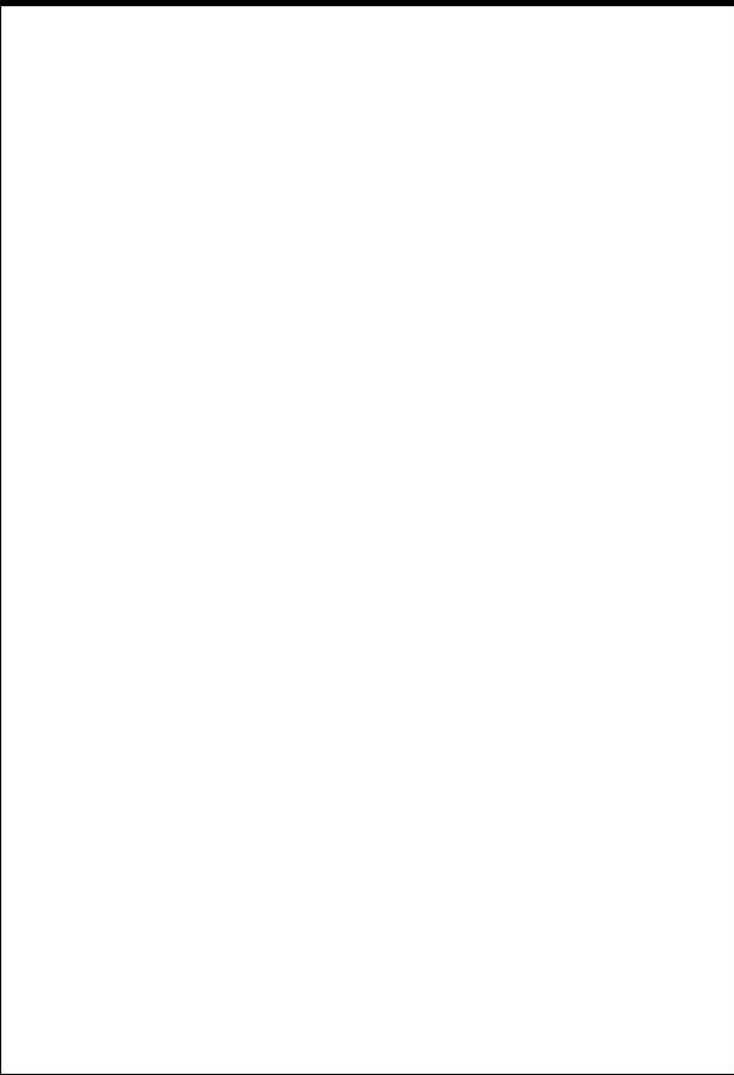
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

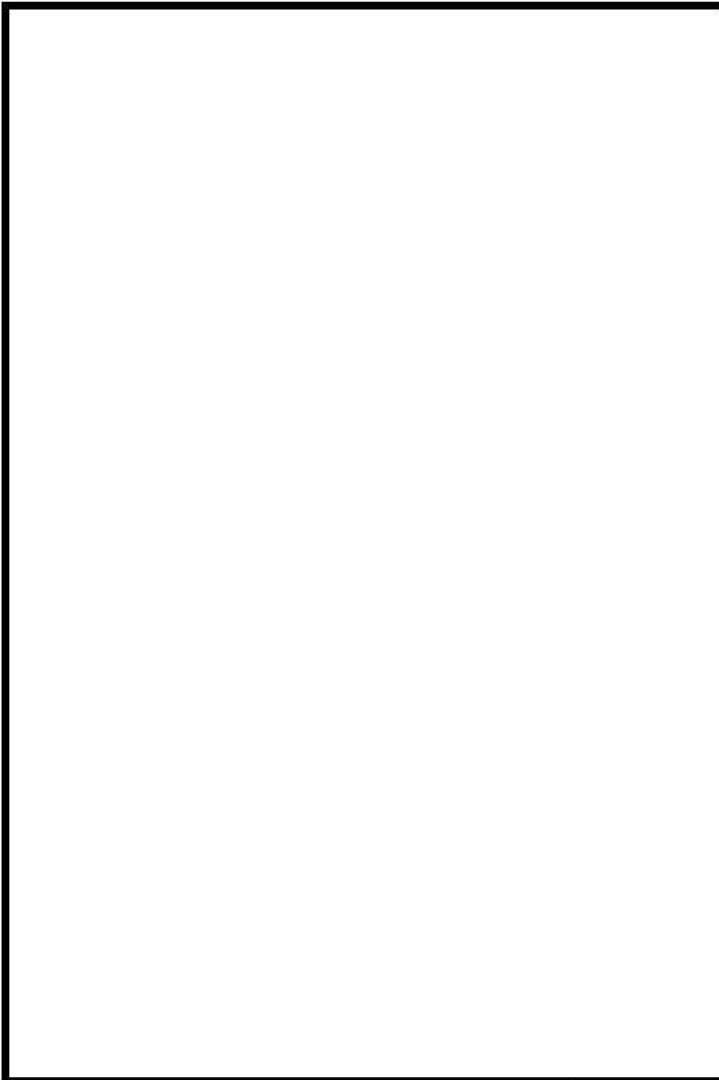
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		<p>SA手段の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では、可搬型ポンプ（可搬式代替低圧注水ポンプ等）を使った代替転心注水において、仮設組立式水槽を使用する ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能なため、仮設組立式水槽は使用しないため比較対象資料なし。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

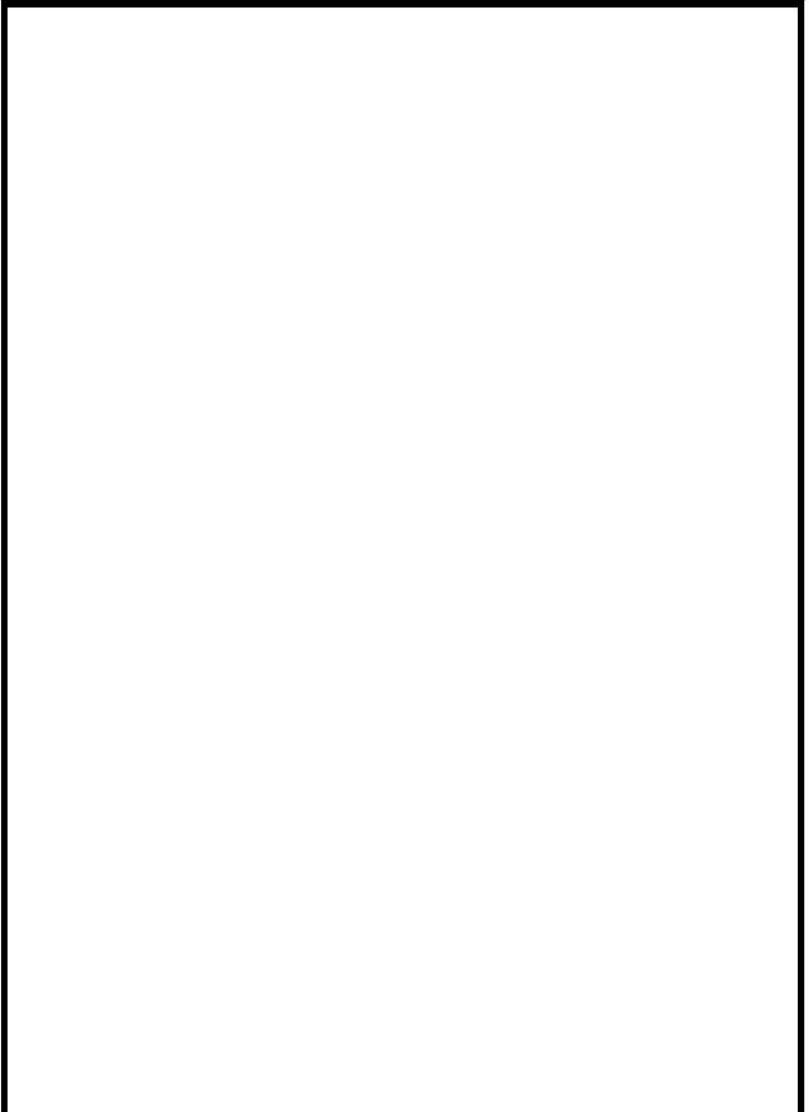
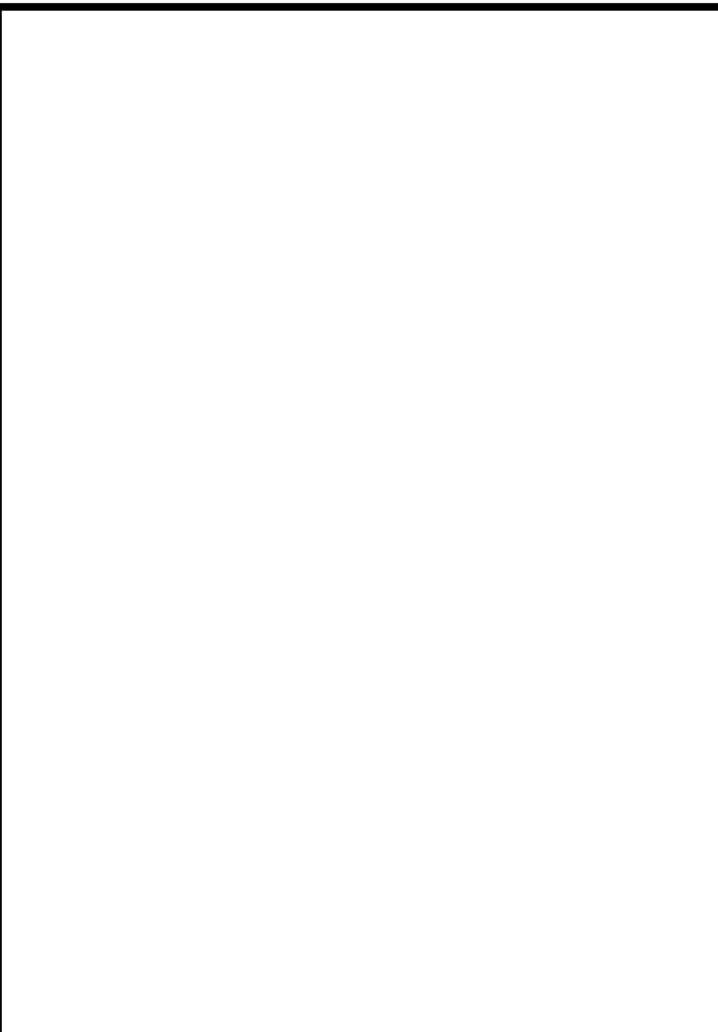
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

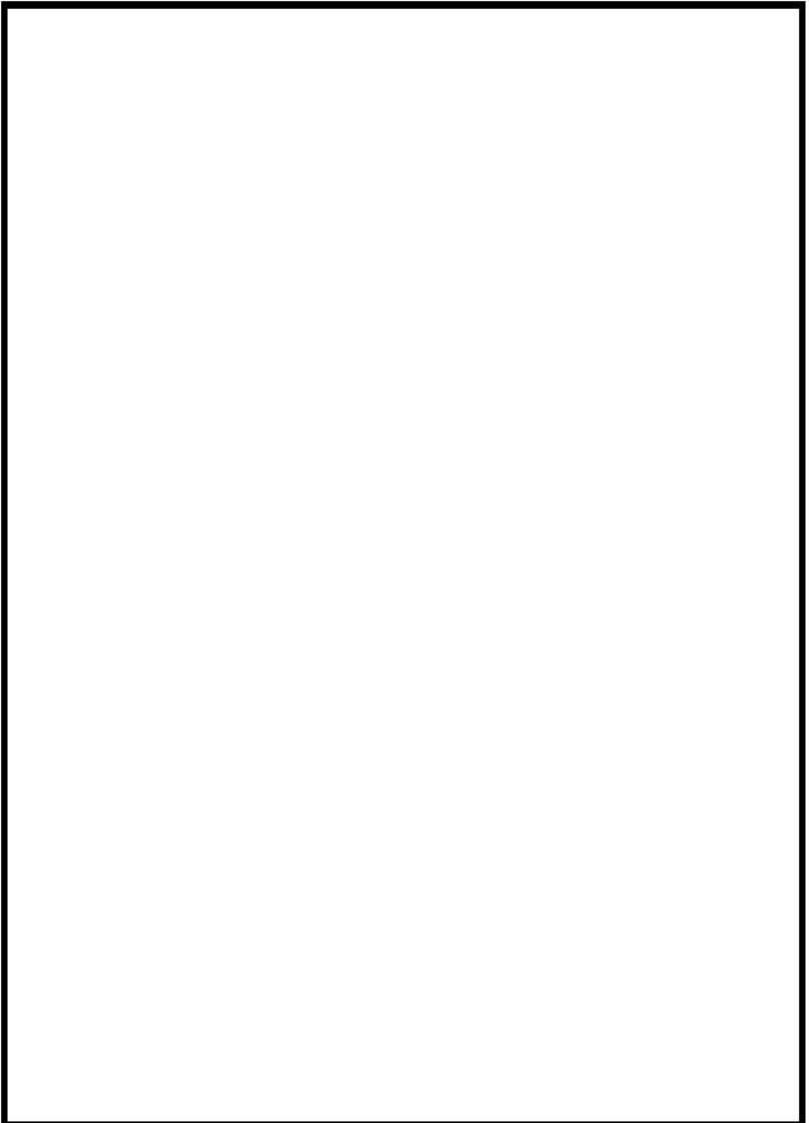
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	  枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

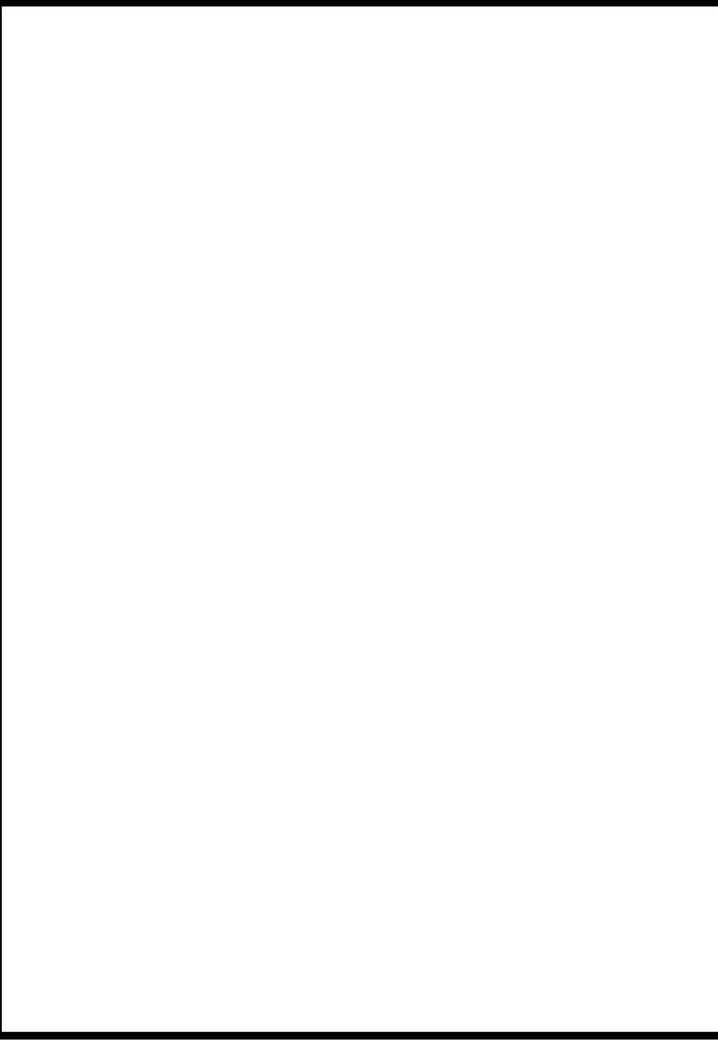
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		<small>関連資料の相違</small> •大飯の図面は、前頁の大容量ポンプ図面から仕様表を削除した内容であり、情報量としては前頁の図面にて網羅している内容である。 •泊は、前頁に掲載したとおり、大飯と同等情報量の関連資料を付しておらず、本頁の図面については添付しない。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</small>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

機器又は系統名	実施枚(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は期間	検査名	相違理由
原子炉冷却系装置(余熱除去設備) その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検	高・低 5DN～12DN	1次系弁検査	(注)内は適用する 設備の種別
原子炉冷却系装置(余熱除去設備) その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検	高・低 13DN～18DN		有効性評価No. 3反対
原子炉冷却系装置(余熱除去設備) その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検	高 13DN～18DN		
その他の原子炉冷却系装置	1式	1.分解点検	低 65DN～132DN		
原子炉冷却系装置(余熱除去設備) [非常用主ポンプ・電動機] [非常用主ポンプ・電動機] [余熱除去装置・低圧主ポンプを含む]		1.機能・性能試験・弁・弁駆動部 (含む) 2.機能・性能試験・弁・弁駆動部 (含む)	高 DN	測定中の主要部品検査後直前 監査(含む) A.非常用主ポンプ B.非常用主ポンプ分離検査 (監査診断: 3M)	資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)
非常用主ポンプ・電動機		1.分解点検 (ポンプ) 2.分解点検 (電動機) 3.機能点検 (カニカル・トルク)	高 DN	非常用主ポンプ分離検査 (監査診断: 3M)	
非常用主ポンプ・電動機		4.機能点検 (潤滑油・栓) (ポンプ)	高 DN		
非常用主ポンプ・電動機		1.分解点検 (ポンプ) 2.分解点検 (電動機) 3.機能点検 (カニカル・トルク)	高 DN	非常用主ポンプ分離検査 (監査診断: 3M)	
非常用主ポンプ・電動機		4.機能点検 (潤滑油・栓) (ポンプ)	高 DN		
泊発電所3号炉					
大飯発電所3号炉					

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

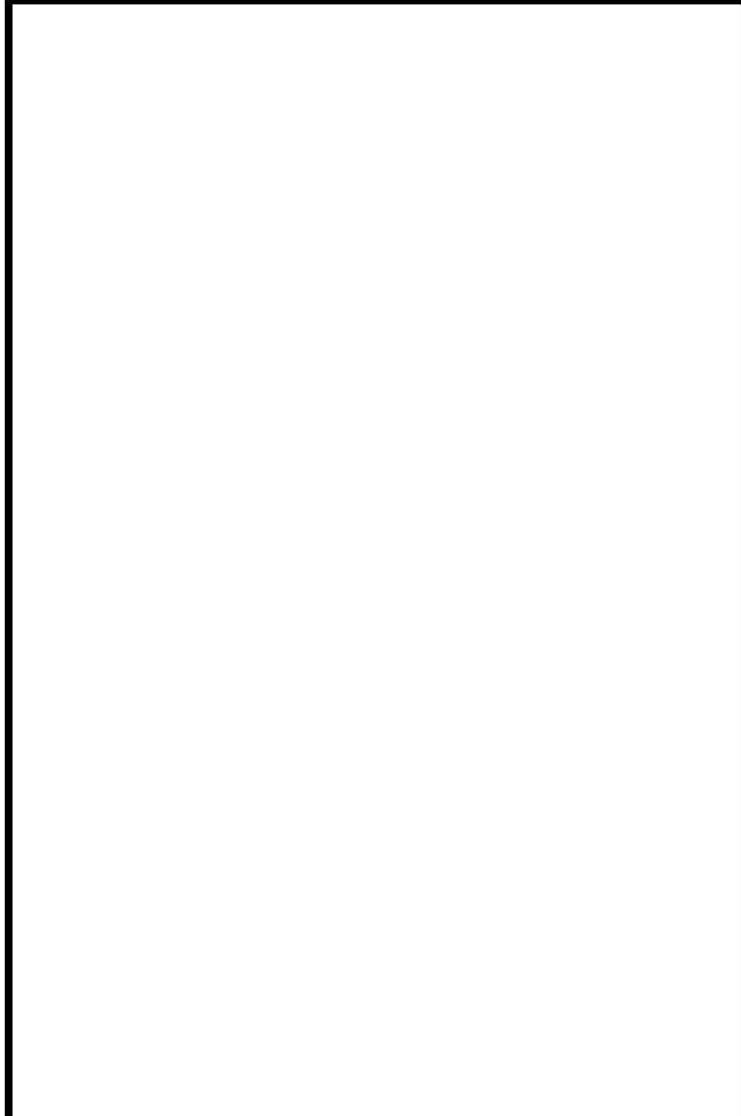
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>改_1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：非常用炉心冷却系機能検査 要領書番号：O3-16-123</p>		<p>資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>改 <u>0</u></p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備、原子炉格納施設 検査名：運転中の主要機器機能検査 要領書番号：O3-15-114</p>		<p>資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

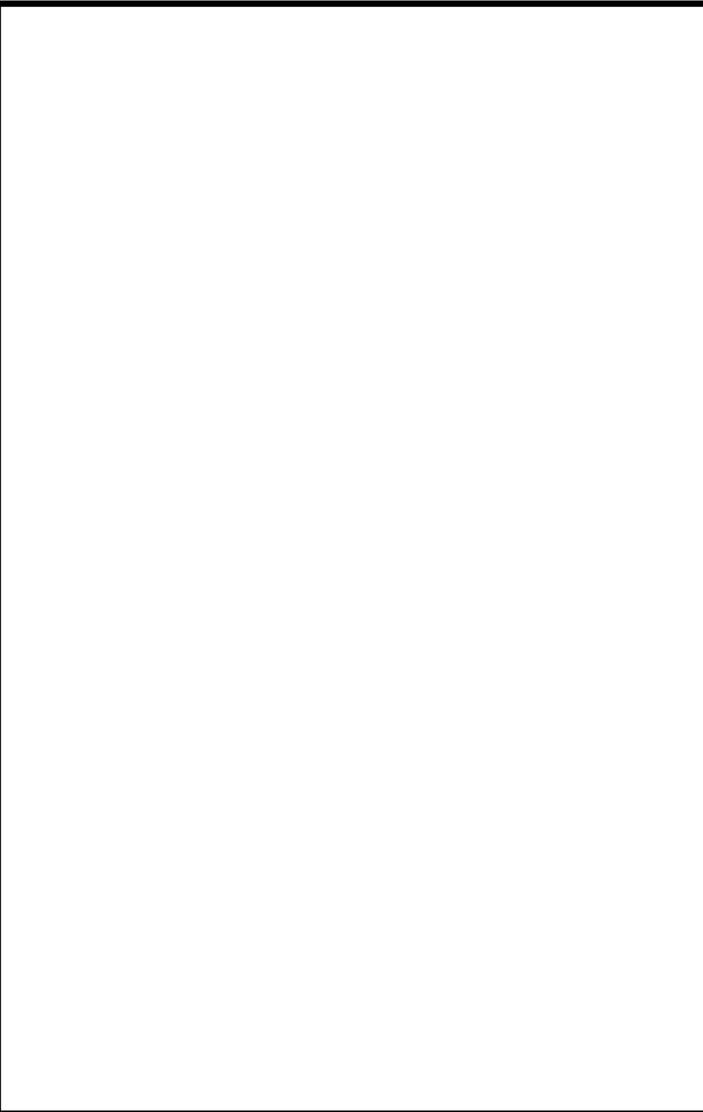
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改_1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第13回 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：高圧注入系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-13-17</p>		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

機器又は系統名	実施枚(機器名)	点検又は試験の項目	保全度 重要度	保全方式 又は期間	検査名	備考 (①内に記載する 設備の用件)	相違理由
C系統余生器	伝熱管 3,382本 1次側 2次側	1.非燃性油膜 2.開放点目	高	29M 蒸気余生器伝熱管体積検査	1次系燃支器伝熱管体積検査		
		1.開放点目	高	13M	1次系燃支器検査		
		2.油漏れ油箱 (スッシャーハウジング)	高	13M			
		マントホール 炉外貯蔵庫	高	13M			
D系統余生器	伝熱管 3,382本 1次側 2次側	1.開放点目 2.開放点目 (スッシャーハウジング)	高	29M 蒸気余生器伝熱管体積検査	蒸気余生器伝熱管体積検査		
		マントホール (スッシャーハウジング)	高	13M	1次系燃支器検査		
		1.開放点目	高	13M	1次系燃支器検査		
加圧安全弁	3選 3V-RG-055 3V-RG-056 3V-RG-057	1.機能・性能検査 2.漏えい試験	高	1F	加圧安全弁機能検査		
		3.分解点目	高	日	加圧安全弁点検		
加圧安全弁 3PCV-452A		1.機能・性能検査 2.漏えい試験	高	1F	加圧安全弁機能検査		
		3.分解点目	高	29M	加圧安全弁分解検査		
加圧安全弁 3PCV-452A		1.機能・性能検査 2.漏えい試験	高	1F	加圧安全弁機能検査		
		3.分解点目	高	29M	加圧安全弁分解検査		
加圧安全弁 3PCV-452B		1.機能・性能検査 2.漏えい試験	高	1F	加圧安全弁機能検査		
		3.分解点目	高	29M	加圧安全弁分解検査		
加圧安全弁 2種点目 (特性点目)		1.分解点目 2.漏えい試験	高	29M			
加圧安全弁 2種点目 (特性点目)			高	13M			

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁機能検査 要領書番号：O3-16-114</p>		<p>資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁漏えい検査 要領書番号：O3-16-115</p>		<p>資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

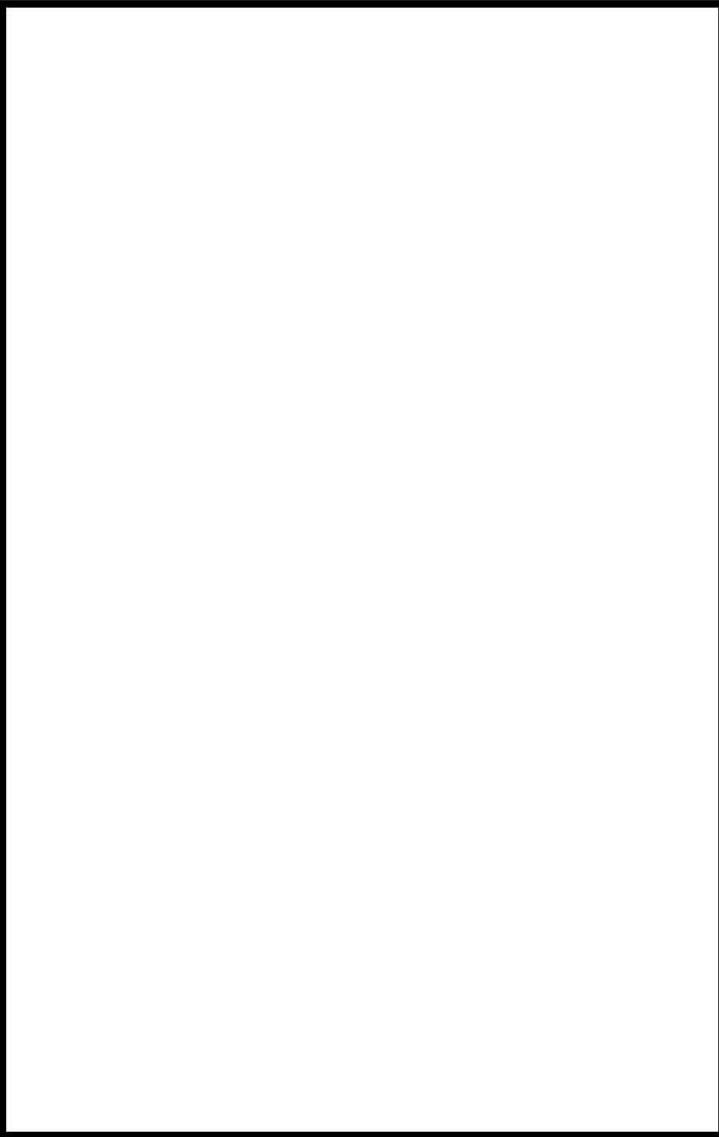
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁分解検査 要領書番号：O3-16-116</p>		<p>資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

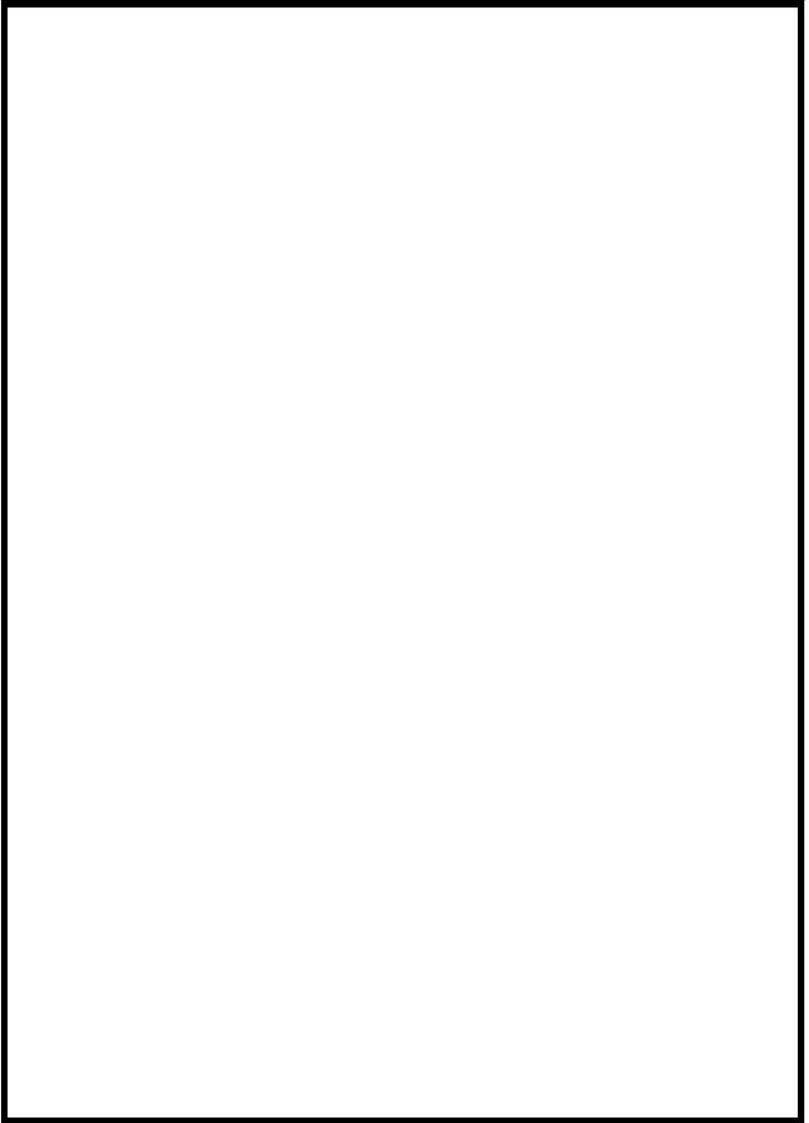
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉							泊発電所3号炉							相違理由
機器又は系統名		実施日(機器名)		点検される機器の項目			保全方式 又は定期点検度		検査名		備考			
原子炉内冷却系系統	原子炉内冷却系系統	3日	3日	1. 分解点検 (ボンブ・自動切換等含む)	IP	IP	定期点検用 化水部機器部検査室 による定期点検用で、んじん(機器診断)	高	78M	定期点検 検査未実施	定期点検用する (①内に記載する 機器診断)			
「ヒヤ体積計測装置」 へ充てんポンプ・電動機	へ充てんポンプ・電動機			2. 分解点検 (ボンブ)	IP	IP	化水部機器部検査室 による定期点検用で、んじん(機器診断)	高	91M	定期点検未実施	定期点検用する (①内に記載する 機器診断)			
3充てんポンプ・電動機	3充てんポンプ・電動機			3. 開放点検 (ボンブ)	IP	IP	化水部機器部検査室 による定期点検用で、んじん(機器診断)	高	28M					
4充てんポンプ・電動機	4充てんポンプ・電動機			4. 開放点検 (ボンブ)	IP	IP	化水部機器部検査室 による定期点検用で、んじん(機器診断)	高	29M					
5充てんポンプ・電動機	5充てんポンプ・電動機			5. 開放点検 (ボンブ)	IP	IP	化水部機器部検査室 による定期点検用で、んじん(機器診断)	高	13M					
6充てんポンプ・電動機	6充てんポンプ・電動機			6. 分解点検 (ボンブ)	IP	IP	化水部機器部検査室 による定期点検用で、んじん(機器診断)	高	78M	定期点検未実施	定期点検用する (①内に記載する 機器診断)			
7充てんポンプ・電動機	7充てんポンプ・電動機			7. 分解点検 (ボンブ)	IP	IP	化水部機器部検査室 による定期点検用で、んじん(機器診断)	高	91M					
8充てんポンプ・電動機	8充てんポンプ・電動機			8. 開放点検 (ボンブ)	IP	IP	化水部機器部検査室 による定期点検用で、んじん(機器診断)	高	28M					
9充てんポンプ・電動機	9充てんポンプ・電動機			9. 開放点検 (ボンブ)	IP	IP	化水部機器部検査室 による定期点検用で、んじん(機器診断)	高	13M					
冷却材フィルタ	冷却材フィルタ			1. 開放点検 (ボンブ)	IP	IP	定期点検 検査未実施	高	65M					
1冷却材冷却器入口コイルタ	1冷却材冷却器入口コイルタ			2. 分解点検 電動機	IP	IP	定期点検 検査未実施	高	114M					
2冷却材冷却器入口コイルタ	2冷却材冷却器入口コイルタ			3. 開放点検 (ボンブ)	IP	IP	定期点検 検査未実施	高	29M					
3冷却材冷却器入口コイルタ	3冷却材冷却器入口コイルタ			4. 開放点検 (ボンブ)	IP	IP	定期点検 検査未実施	高	130M					
4冷却材冷却器入口コイルタ	4冷却材冷却器入口コイルタ			5. 開放点検 (ボンブ)	IP	IP	定期点検 検査未実施	高	130M					
5冷却材冷却器入口コイルタ	5冷却材冷却器入口コイルタ			6. 開放点検 (ボンブ)	IP	IP	定期点検 検査未実施	高	130M					
6冷却材冷却器入口コイルタ	6冷却材冷却器入口コイルタ			7. 開放点検 (ボンブ)	IP	IP	定期点検 検査未実施	高	130M					
7冷却材冷却器入口コイルタ	7冷却材冷却器入口コイルタ			8. 開放点検 (ボンブ)	IP	IP	定期点検 検査未実施	高	130M					

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>改_1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：充てんポンプ冷却材補給系機能検査 要領書番号：O3-16-307</p>		<p>資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

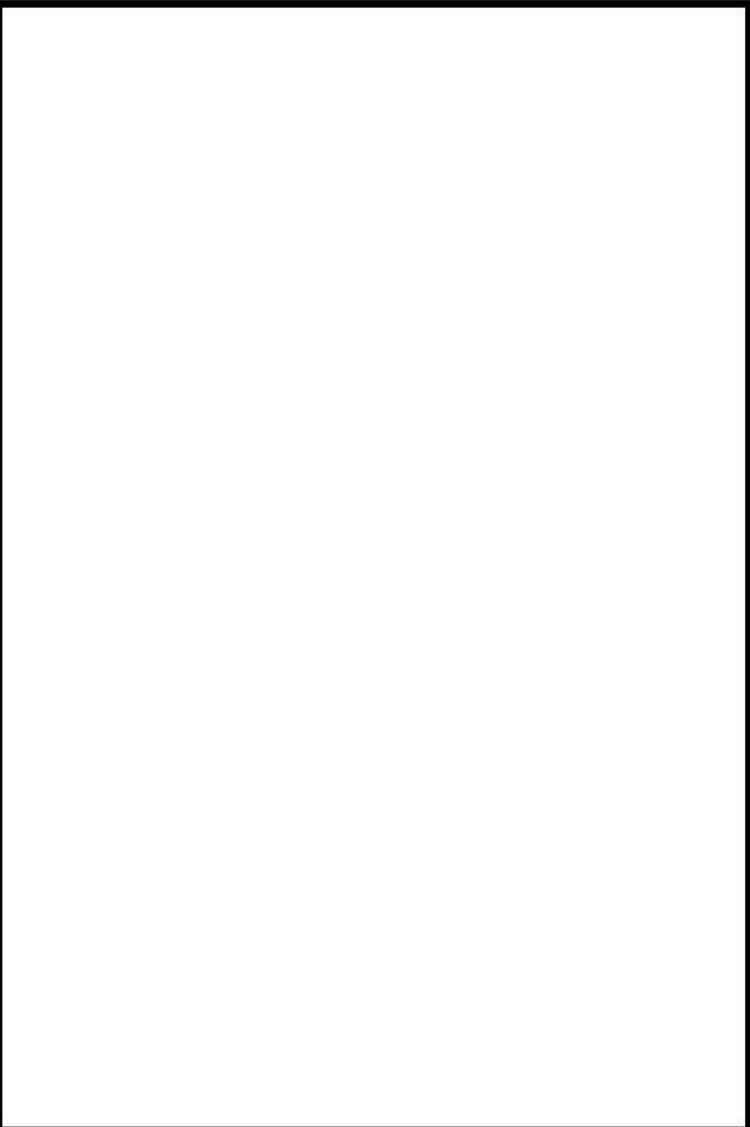
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>改 0</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：化学体積制御系充てんポンプ分解検査 要領書番号：O3-15-61</p>		<p>資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検又は試験の項目	保全度 重要度	保全方式 又は地図	検査名	備考 (○内は実施する 設備の件数)	相違理由
原子炉冷却路 余剰熱出水冷却器	1開閉点直読 2非燃焼測定 3漏えい直読	1開閉点直読 2非燃焼測定 3漏えい直読	高 高 高	130M 130M 130M	1次系統交換器検査 1次系統交換器検査 1次系統交換器検査	○(1)	資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)
原子炉冷却系統危険「化学休棲制御」式 その他の弁	1機能・性能直読 2分解直読 3分解直読 4簡易直読 (ワントップラン代替)	高 高 高 低	130M 130M 130M 65M～130M	1次系統安全検査 1次系統安全検査 1次系統安全検査 1次系統安全検査	○(1) 一部(Mあり)		
原子炉冷却系統危険「化学休棲制御」式 その他の弁	1機能・性能直読 2分解直読 3簡易直読 (伴生)	高 高 高 低	52M～182M 13M～182M 13M～130M 13M～130M	1次系統安全検査 1次系統安全検査 1次系統安全検査 1F 1F	○(1) 一部(Mあり)		
原子炉冷却系統危険「化学休棲制御」式 その他の弁	1機能・性能直読 2分解直読 3簡易直読 (伴生)	高 高 高 低	13M～130M 13M～130M 13M～130M 52M	原子炉冷却系統安全機能検査 1次系統安全機能検査 1次系統安全機能検査 B*	○(1) 一部(Mあり)		
原子炉冷却系統危険「化学休棲制御」式 その他の弁	1機能・性能直読 2分解直読 3簡易直読 4簡易直読 5簡易直読 (電気盤)	高 高 高 高 高	91M 29M 29M 29M 29M	原子炉冷却系統安全機能検査 1次系統安全機能検査 1次系統安全機能検査 1次系統安全機能検査 1次系統安全機能検査	○(1) 一部(Mあり)		
泊発電所3号炉							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

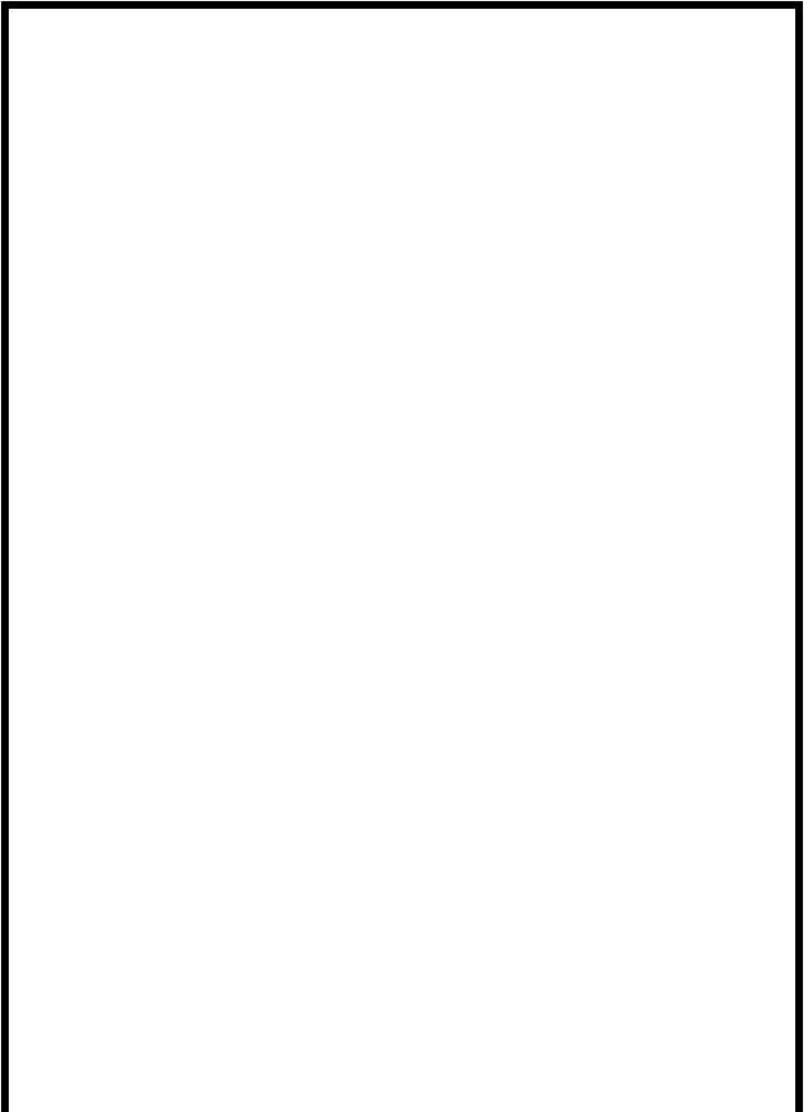
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>範囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		<p>SA手段の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替貯注水ポンプを使つた代替炉心注水を行う。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能ため、仮設組立式水槽・可搬式代替貯注水ポンプは使用しないため比較対象資料なし。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		<p>SA手段の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替貯注水ポンプを使つた代替炉心注水を行つ。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能なため、仮設組立式水槽・可搬式代替貯注水ポンプは使用しないため比較対象資料なし。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

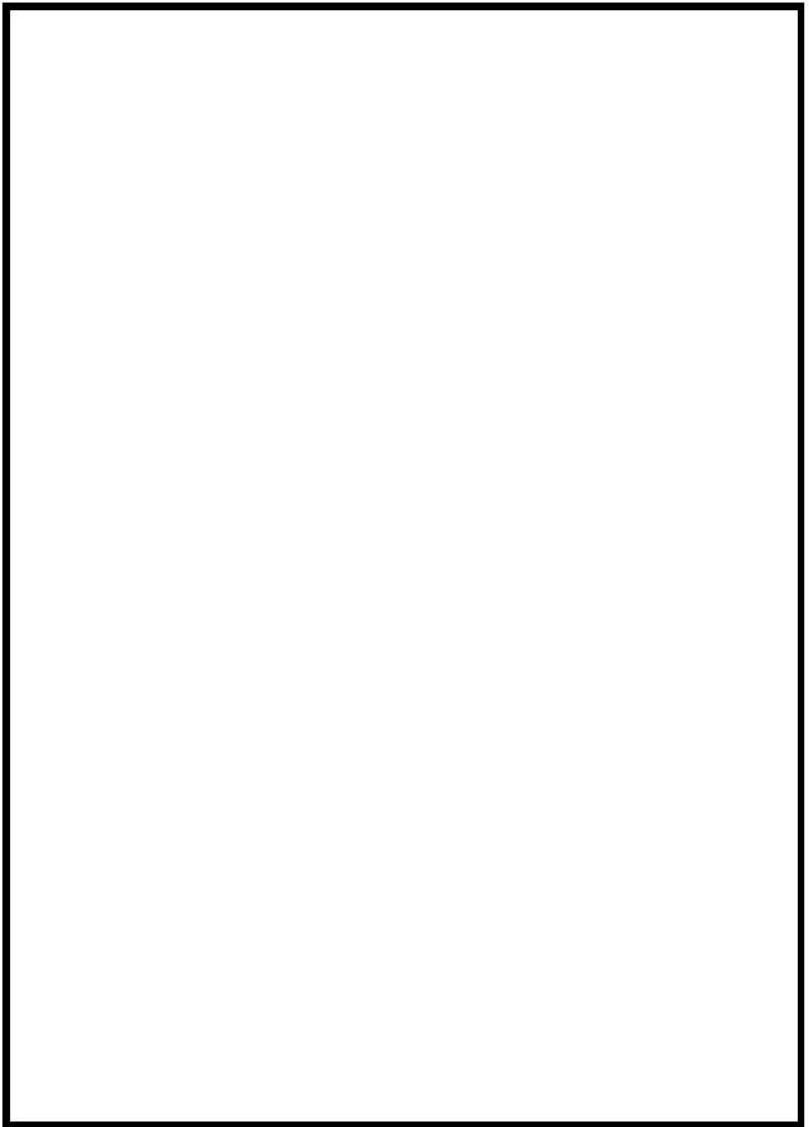
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>		<p>SA手段の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使つた代替炉心注水を行、専用の可搬型電源を使用する。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能ため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプは使用せず、可搬型ポンプ車は車両ディーゼルエンジンにて駆動することから、比較対象資料なし。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		<p>SA手段の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使つた代替炉心注水を行、専用の可搬型電源を使用する。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能なため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプは使用せず、可搬型ポンプ車は車両ディーゼルエンジンにて駆動することから、比較対象資料なし。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。		<p>SA手段の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使つた代替炉心注水を行、専用の可搬型電源を使用する。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能ため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプは使用せず、可搬型ポンプ車は車両ディーゼルエンジンにて駆動することから、比較対象資料なし。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <div style="text-align: center; margin-top: 5px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>		<p>SA手段の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替低圧注水ポンプを使つた代替炉心注水を行、専用の可搬型電源を使用する。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能なため、仮設組立式水槽・可搬式代替低圧注水ポンプは使用せず、可搬型ポンプ車は車両ディーゼルエンジンにて駆動することから、比較対象資料なし。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		<p>SA手段の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では、仮設組立式水槽を水源として、可搬式代替貯注水ポンプを使つた代替炉心注水を行う。 ・泊では可搬型大型送水ポンプ車により水源から直接給水が可能ため、仮設組立式水槽・可搬式代替貯注水ポンプは使用しないため比較対象資料なし。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

機器又は系統名	要汎数(機器名)	点検又は試験の項目	保全度	検査名	備考 (①内に記載する 機器が用意)	相違理由
電圧・注入系主要弁制御部	1. 分離直角 2. 開閉直角 (特に直角) 3. 開放直角	高	182M			資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)
A電圧タップ	1. 開放直角	高	130M			
B電圧タップ	1. 開放直角	高	130M			
C電圧タップ	1. 開放直角	高	130M			
D電圧タップ	1. 開放直角	高	130M			
燃料缶自雨水ピート	1. 外取直角 2. 外取直角	高	1F	10Y	原子炉格納容器雨蓋サブバス クリーニング	
A、Bの格納容器雨蓋サンプル	1. 外取直角 2. 外取直角	高	1F			
A、Bの格納容器雨蓋サンスクリーン						
原子炉格納容器雨蓋サブバス	1. 機能性直角 2. 分離直角 3. 分離直角 4. 開放直角 (グロード・ツイッピング)	高 低	65M~260M 1次系並列空冷 1次系並列空冷 1次系並列空冷 78M~195M	1次系並列空冷 1次系並列空冷 1次系並列空冷 1次系並列空冷 1次系並列空冷	一部(Mあり)	
原子炉格納容器雨蓋空冷器冷却水供給部	1. 機能性直角 2. 分離直角 3. 開放直角 (特に直角) 4. 分離直角	高 低	65M~182M 13M~182M 13M~182M 13M~182M	1次系並列空冷 1次系並列空冷 1次系並列空冷 1次系並列空冷		
原子炉格納容器雨蓋空冷器冷却水供給部	1. 機能性直角 2. 分離直角 3. 開放直角 (特に直角) 4. 分離直角	高 低	13M~182M 13M~182M 13M~182M 13M~182M	1次系並列空冷 1次系並列空冷 1次系並列空冷 1次系並列空冷		
大飯発電所3号炉 4号炉						
泊発電所3号炉						

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

機器又は系統名	要汎数(機器名)	点検又は試験の項目	保全度	検査名	相違理由	
大飯発電所3／4号炉						
電圧・注入系主要弁制御部	「分解目録」	1. 分解目録 2. 開閉点目録 3. 特性点目録	高 高 高	「(1)内に記載する 機器の拆卸」	資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)	
A電圧タンク	「開閉点目録」	1. 開閉点目録	高	130M		
B電圧タンク	「開閉点目録」	1. 開閉点目録	高	130M		
C電圧タンク	「開閉点目録」	1. 開閉点目録	高	130M		
D電圧タンク	「開閉点目録」	1. 開閉点目録	高	130M		
燃料油回水ピート	「外観点目録」	1. 外観点目録	高 1F			
A、B給水装置再循環サンプル	「外観点目録」	1. 外観点目録	高 1F			
A、B給水装置再循環サンプルスクリーン	「外観点目録」	1. 外観点目録	高 1F			
その他	「外観点目録」	2. 外観点目録 クリーニング サンプルスクリーン 再循環サンプルスクリーン	高 10Y	原子炉施設運営規則サンプルス		
その他	「定期事業者検査要領書」	格納容器再循環サンプルスクリーン検査は、定期事業者検査での検査実績がないため、定期事業者検査は添付していない。 <small>BMより</small>				
泊発電所3号炉						
原子炉安全系監視・非緊急炉心冷却装置 その他の弁制御部	「グランドツイード監査」 式	1. 機器性能検査 2. 分解目録 3. 開閉点目録 (特性点目録) 1. 分解目録 2. 分解目録	高 低 高 高 高 低	1次系井戸空		
原子炉安全系監視・非緊急炉心冷却装置 その他の弁制御部	「グランドツイード監査」 式	1. 機器性能検査 2. 分解目録 3. 開閉点目録 (特性点目録) 1. 分解目録 2. 分解目録	高 低 高 高 高 低	65M～130M 13M～130M 13M～130M 13M～130M 13M～130M 13M～130M		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>範囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

機器又は系統名	要汎数(機器名)	点検又は試験の項目	保全度 必要な度	保全方式 又は期間	検査名	備考 (①内に記載する 設備の用語)	相違理由
原子炉冷却装置(原子炉冷却容器) その他の弁	1式	1機能・性能試験 2分解点検 3隔離点検 4隔離弁箱 (ドア・ドア・ヒート・取替)	高 高 高 高	B 1次系安全弁 75M~265M 1次系安全弁 26~35M * 1次系弁検査 55M~730M	1次系弁検査 火災弁検査 *原子炉冷却装置用度数えい年 検査の実施時期に合わせて実施		
原子炉冷却装置(原子炉冷却容器) その他の弁	1式	1機能・性能試験 2分解点検 3隔離点検 (特性弁箱)	高 高 高	B 1次系弁検査 65M~122M 13M~132M 13M~104M	1次系弁検査 火災弁検査		
原子炉冷却装置(原子炉冷却容器) その他の弁	1式	1分解点検 2分解点検 3隔離点検 (特性弁箱)	低 低 高	B 13M~82M 13M~82M 13M~82M	原子炉冷却装置安全系検査 前回は、原子炉冷却装置システム検査として実施		
原子炉冷却装置 〔圧力容器内側の 安全装置〕	原子炉冷却装置クフレイプ その他の弁	1機能・性能試験 (ドア・電動機・手・半自動部 等含む) 2機能・性能試験 (ドア・電動機・状態監視等 含む)	高 高	B 測定中の主要遮断閥操作手は 初期状態で) A. 電動機 (接続診断・3M) B. 電動機 (接続診断・3M) C. 電動機 (接続診断・3M)	原子炉冷却装置安全系手ブレーキ 前回は、遮断閥システム手 ブレーキ検査として実施		
A. 電動機 B. 電動機 C. 電動機	原子炉冷却装置スフレイプンブレーキ 電動機	1分解点検 (ドア) 2分解点検 (ドア) 3隔離点検 (ドア) 4隔離点検 (ドア) 5隔離点検 (ドア)	高 高 高 高 高	B 130M 91M 65M 29M 29M	原子炉冷却装置安全系手ブレーキ 前回は、遮断閥システム手 ブレーキ検査として実施		
日始終音器スフレイプンブレーキ 電動機	日始終音器スフレイプンブレーキ 電動機	1分解点検 (ドア) 2分解点検 (ドア) 3隔離点検 (ドア) 4隔離点検 (ドア) 5隔離点検 (ドア)	高 高 高 高 高	B 130M 91M 65M 29M 29M	原子炉冷却装置安全系手ブレーキ 前回は、遮断閥システム手 ブレーキ検査として実施		
大飯発電所3号炉 / 4号炉					泊発電所3号炉		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

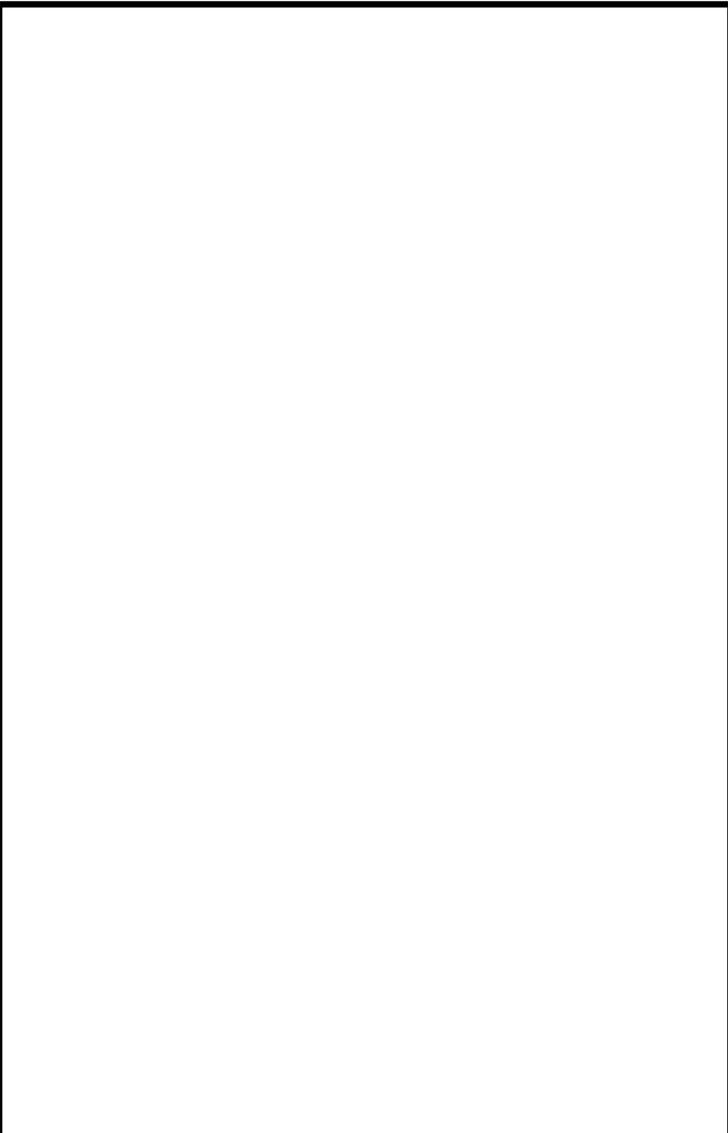
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉格納施設 検査名：原子炉格納容器安全系機能検査 要領書番号：O3-16-158</p>		<p>資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

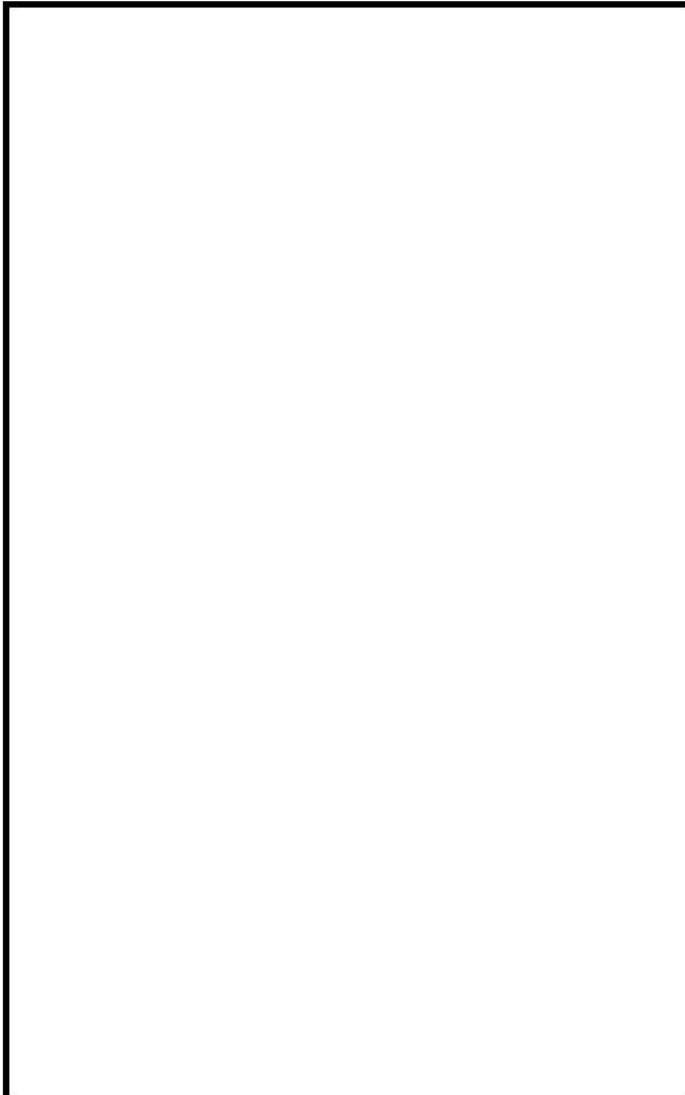
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>改 <u>0</u></p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備、原子炉格納施設 検査名：運転中の主要機器機能検査 要領書番号：O3-15-114</p>		<p>資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

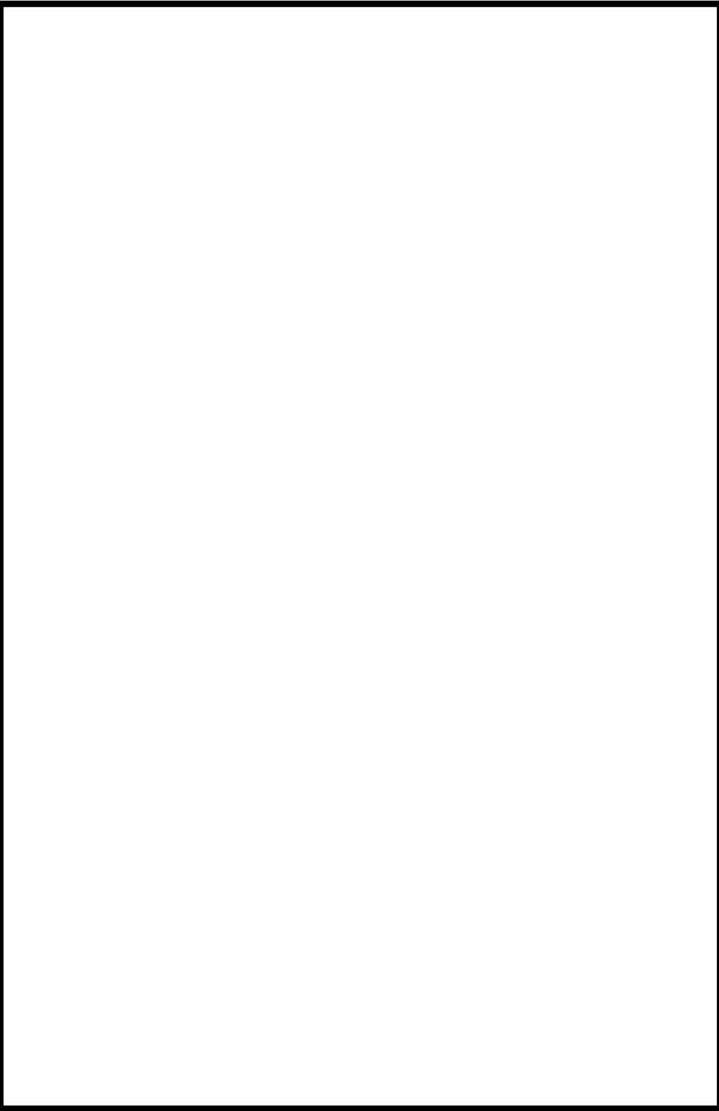
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>改_0</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第12回 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉格納施設 検査名：原子炉格納容器スプレイ系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-12-49</p>		<p>資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

機器又は系統名	要約数(機器名)	点検又は試験の項目	保全方式 又は期間	検査名	備考 (①内に記載する 機器の相違)	相違理由
4.箱体容器フレイカ断路器	1.漏洩監視 2.半導体絶縁 3.漏れ点検	1.漏洩監視 2.半導体絶縁 3.漏れ点検	高 130M 高 130M 高 130M	1次系統・配管検査 1次系統・配管検査 1次系統・配管検査		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)
5.箱体容器フレイカ断路器	1.漏洩監視 2.半導体絶縁 3.漏れ点検	1.漏洩監視 2.半導体絶縁 3.漏れ点検	高 130M 高 130M 高 130M	1次系統・配管検査 1次系統・配管検査 1次系統・配管検査		
原子炉安全容器フレイカ断路器	3V-CP-Q2A 3V-CP-Q2B 3V-CP-Q5A 3V-CP-Q5B 3V-CP-Q5B	1.分解点検 1.分解点検 1.分解点検 1.分解点検 1.分解点検	高 73M 高 73M 高 130M 高 130M 高 130M	原子炉安全容器安全系主要弁 原子炉安全容器安全系主要弁 原子炉安全容器安全系主要弁 原子炉安全容器安全系主要弁 原子炉安全容器安全系主要弁	前回は、原子炉安全容器安全系主要弁 イ系主弁分岐流路として実施 前回は、原子炉安全容器安全系主要弁 イ系主弁分岐流路として実施 前回は、原子炉安全容器安全系主要弁 イ系主弁分岐流路として実施 前回は、原子炉安全容器安全系主要弁 イ系主弁分岐流路として実施 前回は、原子炉安全容器安全系主要弁 イ系主弁分岐流路として実施	
部	1式	1.分解点検 2.漏洩監視	高 182M 高 13M～182M	原子炉安全容器安全系主要弁 漏洩監査		
上)蒸気除去器引込ノック	「漏洩監査」		高 130M			
上)漏洩除去装置タブ真空吸引弁	2台	1.分解点検	高 130M	1次系統真空吸引弁検査		
原子炉安全容器[圧力低減装置その他の安全弁]その他の弁	1式	1.漏れ・性能点検 2.分解点検 3.漏洩監査	高・低 10MM～ 130M 1次系統止付栓査 高・低 70M～130M	B 1次系統 1次系統 1次系統 1次系統		
原子炉安全容器[圧力低減装置その他の安全弁]その他の弁	1式	1.漏れ・性能点検 2.分解点検 3.漏洩監査	高 182M 高 13M～182M	1次系統 1次系統		
原子炉安全容器[圧力低減装置その他の安全弁]その他の弁	1式	1.漏れ・性能点検 2.分解点検 3.漏洩監査	高 10F 高 130M 高 130M	10F 1次系統 1次系統		
原子炉安全容器[圧力低減装置その他の安全弁]その他の弁	1式	1.漏れ・性能点検 2.分解点検 3.漏洩監査	高 130M 高 130M 高 130M	1次系統 1次系統 1次系統		
大飯発電所3号炉						

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改_2</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第10回 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 燃料設備 原子炉格納施設 検査名：1次系熱交換器検査 要領書番号：O3-10-91</p>		<p>資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

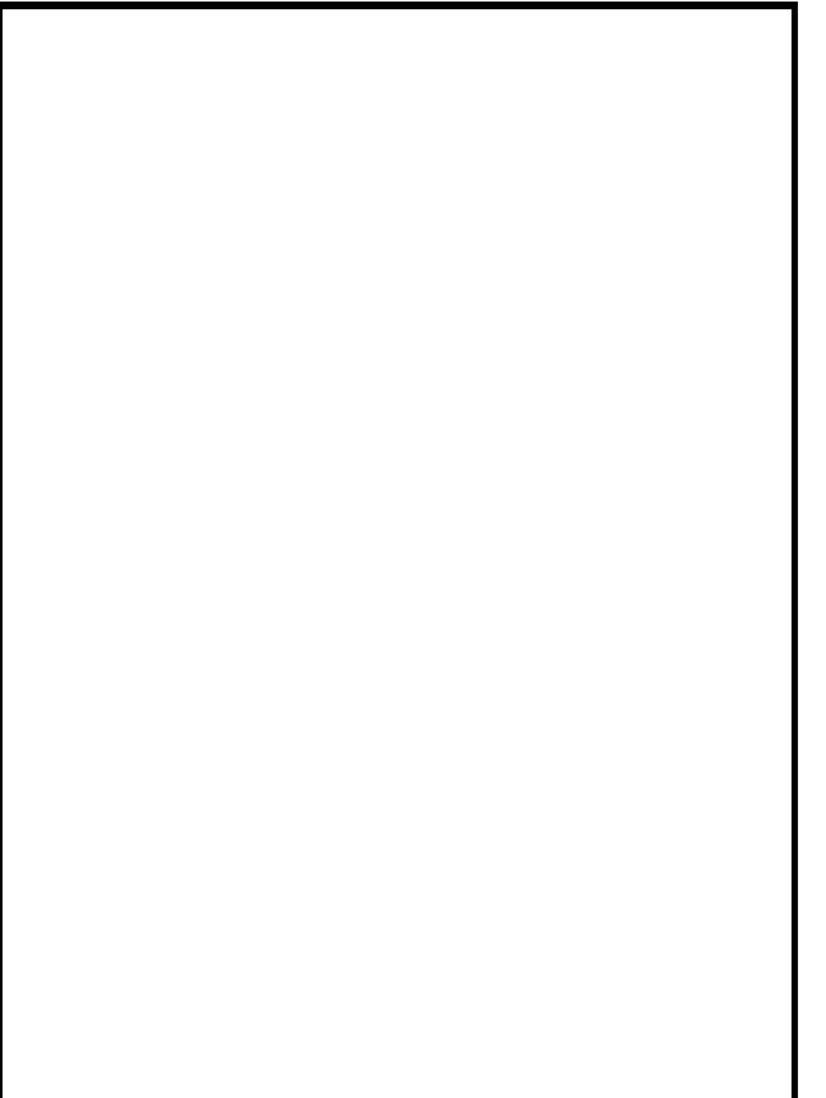
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

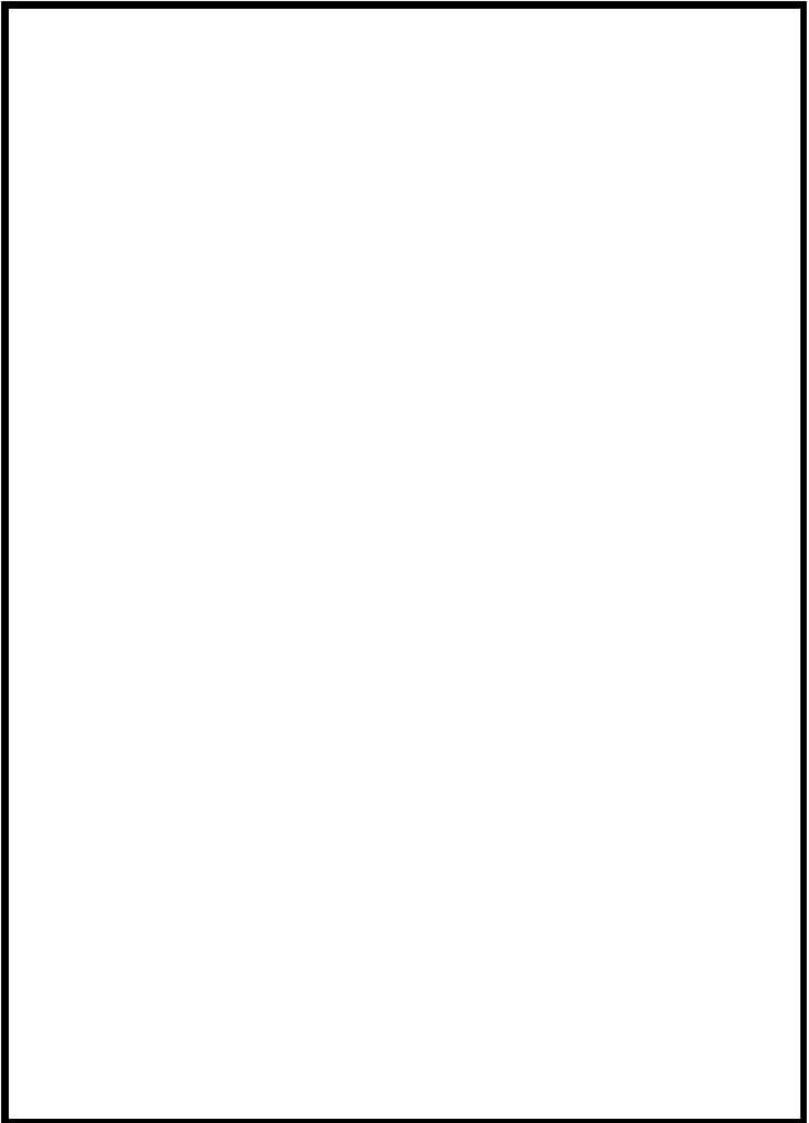
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none">・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料表示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉						泊発電所3号炉						相違理由
機器又は系統名		実行数(機器名)		点検又は試験の項目		保全の実施度		保全方式又は度		検査名		
原子炉用機器冷却水シップ・電動機	白原子炉用機器冷却水シップ・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 (ボンブ) 3.分解点検 (電動機) 4.隔離点検 (隔離油・油) (ボンブ) 5.隔離点検 (隔離油・油) (電動機)	高 高 高 高 高	B*	1次系ボンブ機能検査	（（内）外）機能・性能試験する （外）ボンブ主に電動機の分解 点検ごとわせて実施 （隔離油・油） （ボンブ）	B*	1次系ボンブ機能検査	（（内）外）機能・性能試験する （外）ボンブ主に電動機の分解 点検ごとわせて実施 （隔離油・油）	B*	1次系ボンブ機能検査	（（内）外）機能・性能試験する （外）ボンブ主に電動機の分解 点検ごとわせて実施 （隔離油・油）
○原子炉用機器冷却水シップ・電動機	○原子炉用機器冷却水シップ・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 (ボンブ) 3.分解点検 (電動機) 4.隔離点検 (隔離油・油) (ボンブ) 5.隔離点検 (隔離油・油) (電動機)	高 高 高 高 高	S2M								
□原子炉用機器冷却水シップ・電動機	□原子炉用機器冷却水シップ・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検 (ボンブ) 3.分解点検 (電動機) 4.隔離点検 (隔離油・油) (ボンブ) 5.隔離点検 (隔離油・油) (電動機)	高 高 高 高 高	S2M								
原子炉用機器冷却水シップ・ターナー・ターン	原子子炉用機器冷却水シップ・ターナー・ターン	1.隔離点検	高	130M	1次系真空運転検査							
A.原子炉用機器冷却水冷却器	A.原子炉用機器冷却水冷却器	1.隔離点検 2.非能動點検 3.清えい・洗浄	高 高 高	13M 29M 13M	1次系熱交換器検査							
白原子炉用機器冷却水冷却器	白原子炉用機器冷却水冷却器	1.隔離点検 2.非能動點検 3.清えい・洗浄	高 高 高	13M 29M 13M	1次系熱交換器検査							

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>改 1</p> <p>関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 原子炉格納施設</p> <p>検査名：1次系熱交換器検査(2/2) [タービン編] 要領書番号：O3-16-326</p>		<p>資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

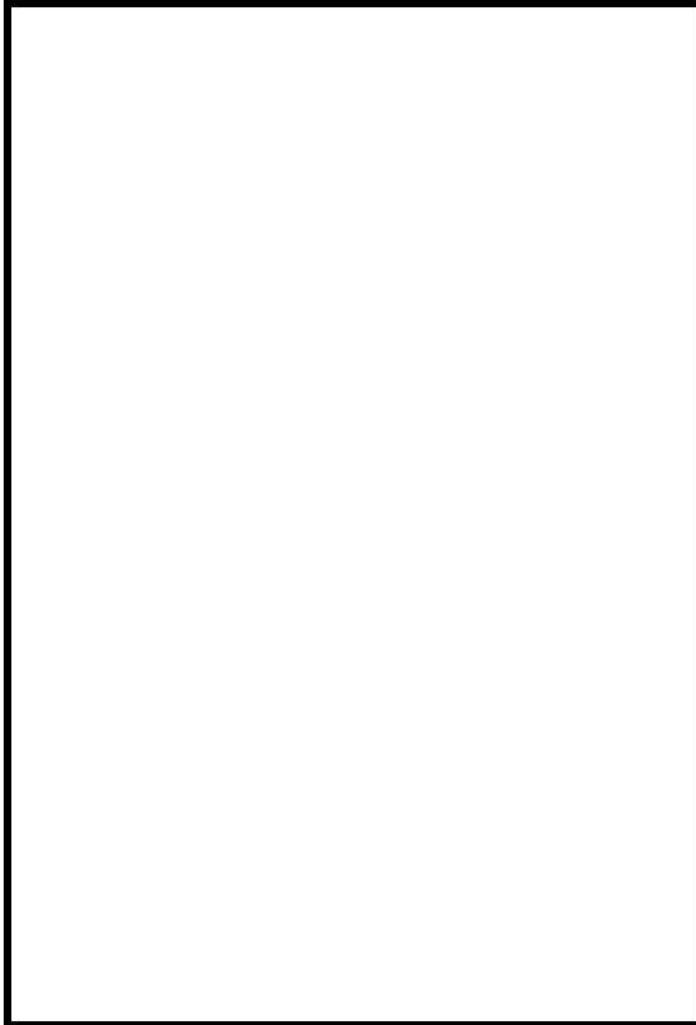
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

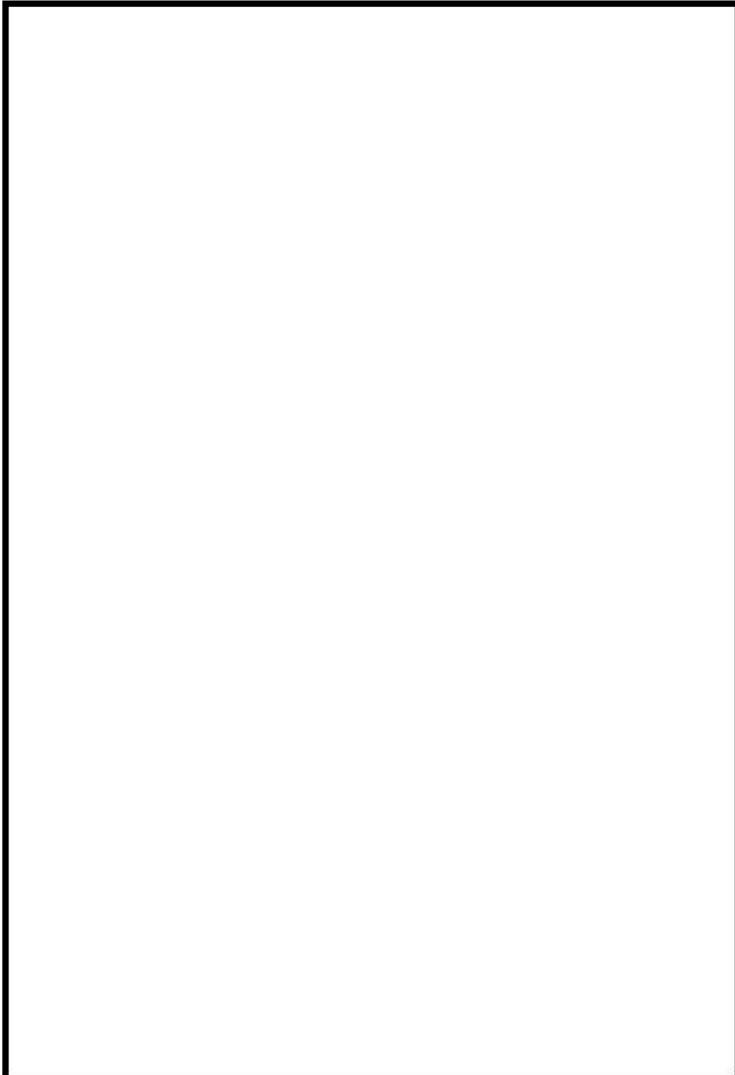
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

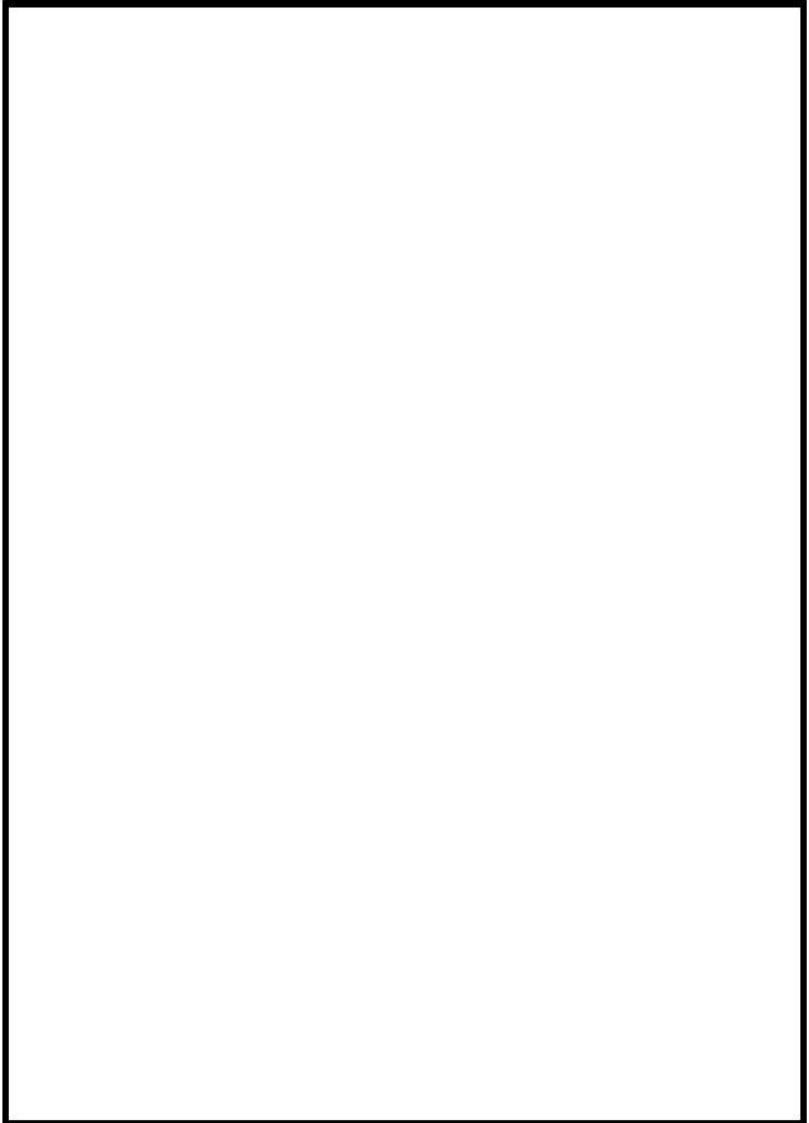
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>付図との範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

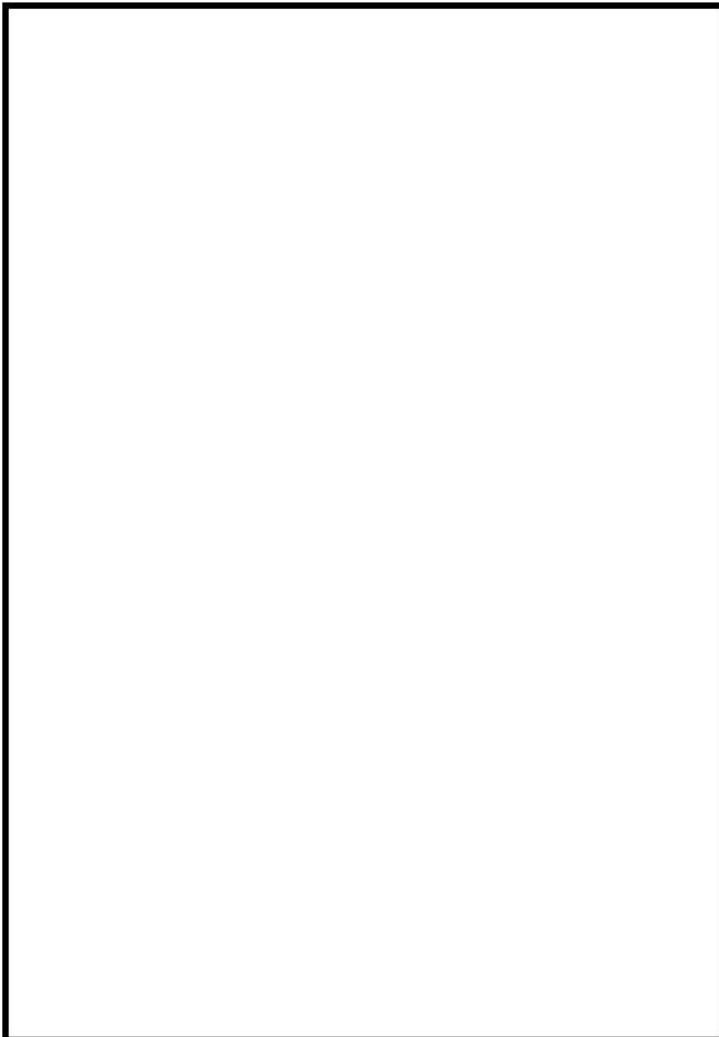
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		資料構成の相違 ・大飯で提示しているSA設備を用いたSA手段は56条において対象外としており比較対象資料なし(他条文にてSA設備として資料提示している)

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
56-5 系統図	56-4 系統図	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

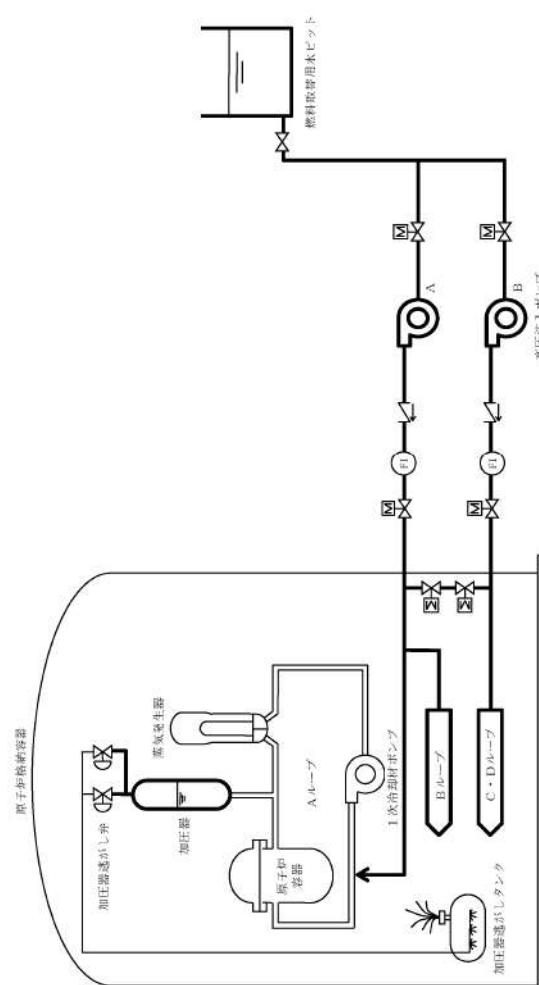
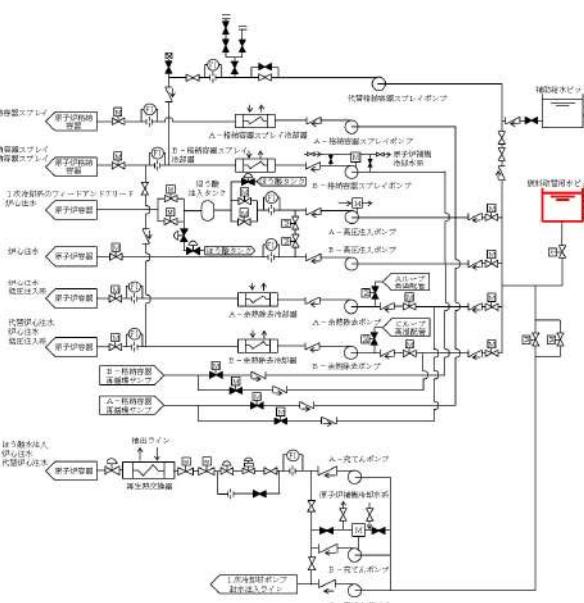
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 概略系統図 (5)</p>	<p>図 56-4-1 補助給水ビットを水源とした場合に用いる設備</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		

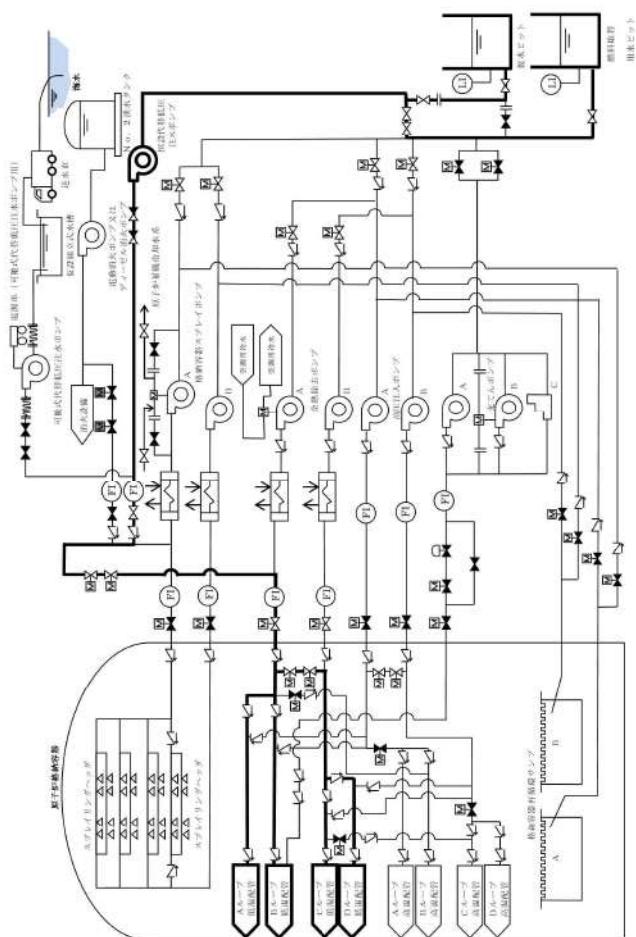
重大事故等の収束に必要な水の供給設備 構造系統図（1）

図 56-4-2 燃料取替用水ピットを水源とした場合に用いる設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備



重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 概略系統図（3）

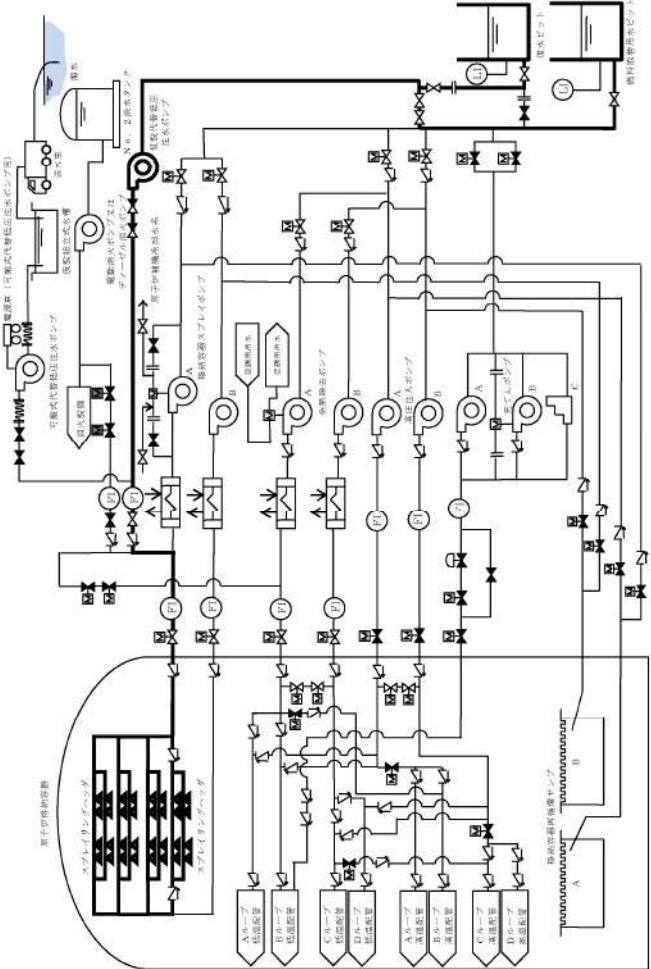
泊発電所 3号炉

相違理由

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図 (4)</p>		

56-5-4

56-4-5

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

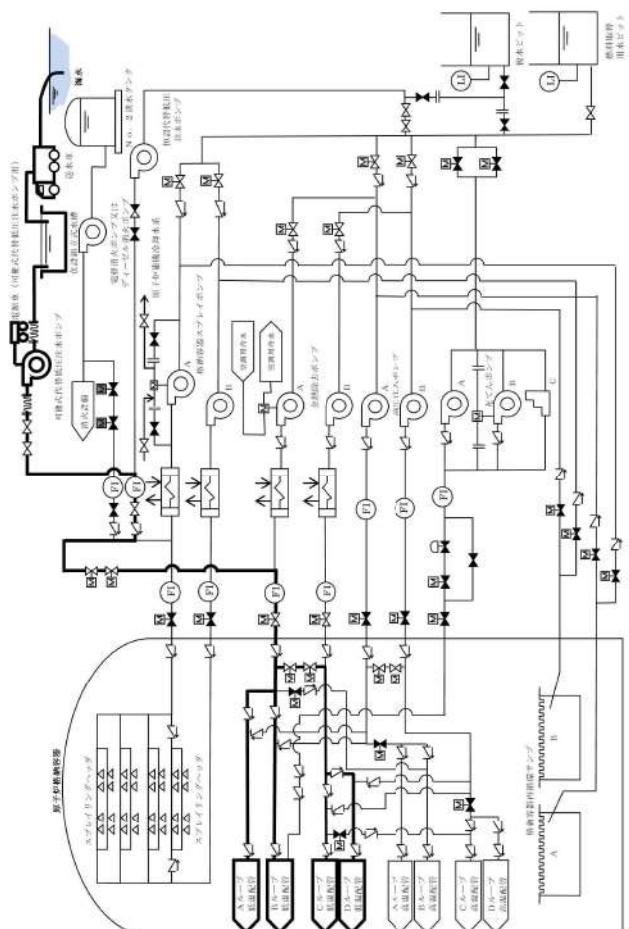
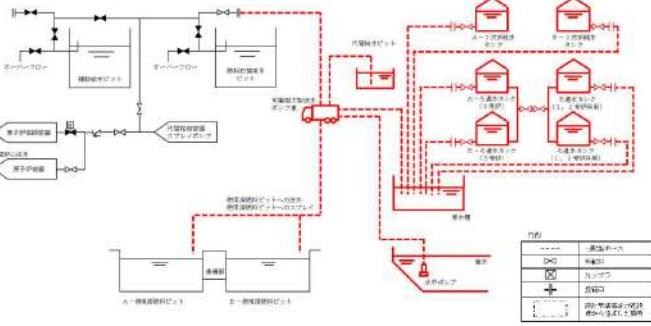
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由

図 56-4-3 ほう酸タンクを水源とした場合に用いる設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 構造系統図(6)</p>		

56-5-6

56-4-7

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等に必要な水の供給設備 概略系統図(7)</p>		

56-5-7

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

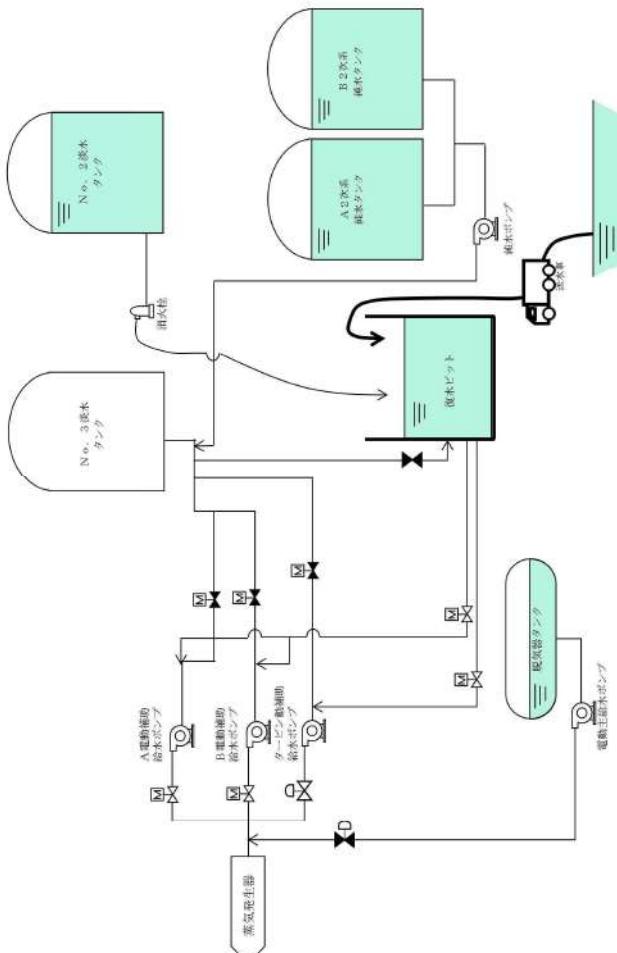
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 概略系統図 (13)</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>重大事故等の収束に必要な水の供給設備 概略系統図 (2)</p>		

56-5-2

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急用給水系</p> <p>N.o. 3タンク N.o. 4タンク</p> <p>A1/A2/A3/A4/A5/A6/A7/A8/A9/A10/A11/A12/A13/A14/A15/A16/A17/A18/A19/A20/A21/A22/A23/A24/A25/A26/A27/A28/A29/A30/A31/A32/A33/A34/A35/A36/A37/A38/A39/A40/A41/A42/A43/A44/A45/A46/A47/A48/A49/A50/A51/A52/A53/A54/A55/A56/A57/A58/A59/A60/A61/A62/A63/A64/A65/A66/A67/A68/A69/A70/A71/A72/A73/A74/A75/A76/A77/A78/A79/A80/A81/A82/A83/A84/A85/A86/A87/A88/A89/A90/A91/A92/A93/A94/A95/A96/A97/A98/A99/A100/A101/A102/A103/A104/A105/A106/A107/A108/A109/A110/A111/A112/A113/A114/A115/A116/A117/A118/A119/A120/A121/A122/A123/A124/A125/A126/A127/A128/A129/A130/A131/A132/A133/A134/A135/A136/A137/A138/A139/A140/A141/A142/A143/A144/A145/A146/A147/A148/A149/A150/A151/A152/A153/A154/A155/A156/A157/A158/A159/A160/A161/A162/A163/A164/A165/A166/A167/A168/A169/A170/A171/A172/A173/A174/A175/A176/A177/A178/A179/A180/A181/A182/A183/A184/A185/A186/A187/A188/A189/A190/A191/A192/A193/A194/A195/A196/A197/A198/A199/A200/A201/A202/A203/A204/A205/A206/A207/A208/A209/A210/A211/A212/A213/A214/A215/A216/A217/A218/A219/A220/A221/A222/A223/A224/A225/A226/A227/A228/A229/A230/A231/A232/A233/A234/A235/A236/A237/A238/A239/A240/A241/A242/A243/A244/A245/A246/A247/A248/A249/A250/A251/A252/A253/A254/A255/A256/A257/A258/A259/A260/A261/A262/A263/A264/A265/A266/A267/A268/A269/A270/A271/A272/A273/A274/A275/A276/A277/A278/A279/A280/A281/A282/A283/A284/A285/A286/A287/A288/A289/A290/A291/A292/A293/A294/A295/A296/A297/A298/A299/A300/A301/A302/A303/A304/A305/A306/A307/A308/A309/A310/A311/A312/A313/A314/A315/A316/A317/A318/A319/A320/A321/A322/A323/A324/A325/A326/A327/A328/A329/A330/A331/A332/A333/A334/A335/A336/A337/A338/A339/A340/A341/A342/A343/A344/A345/A346/A347/A348/A349/A350/A351/A352/A353/A354/A355/A356/A357/A358/A359/A360/A361/A362/A363/A364/A365/A366/A367/A368/A369/A370/A371/A372/A373/A374/A375/A376/A377/A378/A379/A380/A381/A382/A383/A384/A385/A386/A387/A388/A389/A390/A391/A392/A393/A394/A395/A396/A397/A398/A399/A400/A401/A402/A403/A404/A405/A406/A407/A408/A409/A410/A411/A412/A413/A414/A415/A416/A417/A418/A419/A420/A421/A422/A423/A424/A425/A426/A427/A428/A429/A430/A431/A432/A433/A434/A435/A436/A437/A438/A439/A440/A441/A442/A443/A444/A445/A446/A447/A448/A449/A450/A451/A452/A453/A454/A455/A456/A457/A458/A459/A460/A461/A462/A463/A464/A465/A466/A467/A468/A469/A470/A471/A472/A473/A474/A475/A476/A477/A478/A479/A480/A481/A482/A483/A484/A485/A486/A487/A488/A489/A490/A491/A492/A493/A494/A495/A496/A497/A498/A499/A500/A501/A502/A503/A504/A505/A506/A507/A508/A509/A510/A511/A512/A513/A514/A515/A516/A517/A518/A519/A520/A521/A522/A523/A524/A525/A526/A527/A528/A529/A530/A531/A532/A533/A534/A535/A536/A537/A538/A539/A540/A541/A542/A543/A544/A545/A546/A547/A548/A549/A550/A551/A552/A553/A554/A555/A556/A557/A558/A559/A560/A561/A562/A563/A564/A565/A566/A567/A568/A569/A570/A571/A572/A573/A574/A575/A576/A577/A578/A579/A580/A581/A582/A583/A584/A585/A586/A587/A588/A589/A589/A590/A591/A592/A593/A594/A595/A596/A597/A598/A599/A599/A600/A601/A602/A603/A604/A605/A606/A607/A608/A609/A610/A611/A612/A613/A614/A615/A616/A617/A618/A619/A619/A620/A621/A622/A623/A624/A625/A626/A627/A628/A629/A629/A630/A631/A632/A633/A634/A635/A636/A637/A638/A639/A639/A640/A641/A642/A643/A644/A645/A646/A647/A648/A649/A649/A650/A651/A652/A653/A654/A655/A656/A657/A658/A659/A659/A660/A661/A662/A663/A664/A665/A666/A667/A668/A669/A669/A670/A671/A672/A673/A674/A675/A676/A677/A678/A679/A679/A680/A681/A682/A683/A684/A685/A686/A687/A688/A689/A689/A690/A691/A692/A693/A694/A695/A696/A697/A698/A698/A699/A699/A700/A701/A702/A703/A704/A705/A706/A707/A708/A709/A709/A710/A711/A712/A713/A714/A715/A716/A717/A718/A719/A719/A720/A721/A722/A723/A724/A725/A726/A727/A728/A729/A729/A730/A731/A732/A733/A734/A735/A736/A737/A738/A739/A739/A740/A741/A742/A743/A744/A745/A746/A747/A748/A749/A749/A750/A751/A752/A753/A754/A755/A756/A757/A758/A759/A759/A760/A761/A762/A763/A764/A765/A766/A767/A768/A769/A769/A770/A771/A772/A773/A774/A775/A776/A777/A778/A779/A779/A780/A781/A782/A783/A784/A785/A786/A787/A788/A789/A789/A790/A791/A792/A793/A794/A795/A796/A797/A798/A798/A799/A799/A800/A801/A802/A803/A804/A805/A806/A807/A808/A809/A809/A810/A811/A812/A813/A814/A815/A816/A817/A818/A819/A819/A820/A821/A822/A823/A824/A825/A826/A827/A828/A829/A829/A830/A831/A832/A833/A834/A835/A836/A837/A838/A839/A839/A840/A841/A842/A843/A844/A845/A846/A847/A848/A849/A849/A850/A851/A852/A853/A854/A855/A856/A857/A858/A859/A859/A860/A861/A862/A863/A864/A865/A866/A867/A868/A869/A869/A870/A871/A872/A873/A874/A875/A876/A877/A878/A879/A879/A880/A881/A882/A883/A884/A885/A886/A887/A888/A889/A889/A890/A891/A892/A893/A894/A895/A896/A897/A898/A898/A899/A899/A900/A901/A902/A903/A904/A905/A906/A907/A908/A909/A909/A910/A911/A912/A913/A914/A915/A916/A917/A918/A919/A919/A920/A921/A922/A923/A924/A925/A926/A927/A928/A929/A929/A930/A931/A932/A933/A934/A935/A936/A937/A938/A939/A939/A940/A941/A942/A943/A944/A945/A946/A947/A948/A949/A949/A950/A951/A952/A953/A954/A955/A956/A957/A958/A959/A959/A960/A961/A962/A963/A964/A965/A966/A967/A968/A969/A969/A970/A971/A972/A973/A974/A975/A976/A977/A978/A979/A979/A980/A981/A982/A983/A984/A985/A986/A987/A988/A989/A989/A990/A991/A992/A993/A994/A995/A996/A997/A998/A998/A999/A999/A1000/A1001/A1002/A1003/A1004/A1005/A1006/A1007/A1008/A1009/A1009/A1010/A1011/A1012/A1013/A1014/A1015/A1016/A1017/A1018/A1019/A1019/A1020/A1021/A1022/A1023/A1024/A1025/A1026/A1027/A1028/A1029/A1029/A1030/A1031/A1032/A1033/A1034/A1035/A1036/A1037/A1038/A1039/A1039/A1040/A1041/A1042/A1043/A1044/A1045/A1046/A1047/A1048/A1049/A1049/A1050/A1051/A1052/A1053/A1054/A1055/A1056/A1057/A1058/A1059/A1059/A1060/A1061/A1062/A1063/A1064/A1065/A1066/A1067/A1068/A1069/A1069/A1070/A1071/A1072/A1073/A1074/A1075/A1076/A1077/A1078/A1079/A1079/A1080/A1081/A1082/A1083/A1084/A1085/A1086/A1087/A1088/A1089/A1089/A1090/A1091/A1092/A1093/A1094/A1095/A1096/A1097/A1098/A1098/A1099/A1099/A1100/A1099/A1101/A1102/A1103/A1104/A1105/A1106/A1107/A1108/A1109/A1109/A1110/A1111/A1112/A1113/A1114/A1115/A1116/A1117/A1118/A1119/A1119/A1120/A1121/A1122/A1123/A1124/A1125/A1126/A1127/A1128/A1129/A1129/A1130/A1131/A1132/A1133/A1134/A1135/A1136/A1137/A1138/A1139/A1139/A1140/A1141/A1142/A1143/A1144/A1145/A1146/A1147/A1148/A1149/A1149/A1150/A1151/A1152/A1153/A1154/A1155/A1156/A1157/A1158/A1159/A1159/A1160/A1161/A1162/A1163/A1164/A1165/A1166/A1167/A1168/A1169/A1169/A1170/A1171/A1172/A1173/A1174/A1175/A1176/A1177/A1178/A1179/A1179/A1180/A1181/A1182/A1183/A1184/A1185/A1186/A1187/A1188/A1189/A1189/A1190/A1191/A1192/A1193/A1194/A1195/A1196/A1197/A1198/A1198/A1199/A1199/A1200/A1199/A1201/A1202/A1203/A1204/A1205/A1206/A1207/A1208/A1209/A1209/A1210/A1211/A1212/A1213/A1214/A1215/A1216/A1217/A1218/A1219/A1219/A1220/A1221/A1222/A1223/A1224/A1225/A1226/A1227/A1228/A1229/A1229/A1230/A1231/A1232/A1233/A1234/A1235/A1236/A1237/A1238/A1239/A1239/A1240/A1241/A1242/A1243/A1244/A1245/A1246/A1247/A1248/A1249/A1249/A1250/A1251/A1252/A1253/A1254/A1255/A1256/A1257/A1258/A1259/A1259/A1260/A1261/A1262/A1263/A1264/A1265/A1266/A1267/A1268/A1269/A1269/A1270/A1271/A1272/A1273/A1274/A1275/A1276/A1277/A1278/A1279/A1279/A1280/A1281/A1282/A1283/A1284/A1285/A1286/A1287/A1288/A1289/A1289/A1290/A1291/A1292/A1293/A1294/A1295/A1296/A1297/A1298/A1298/A1299/A1299/A1300/A1299/A1301/A1302/A1303/A1304/A1305/A1306/A1307/A1308/A1309/A1309/A1310/A1311/A1312/A1313/A1314/A1315/A1316/A1317/A1318/A1319/A1319/A1320/A1321/A1322/A1323/A1324/A1325/A1326/A1327/A1328/A1329/A1329/A1330/A1331/A1332/A1333/A1334/A1335/A1336/A1337/A1338/A1339/A1339/A1340/A1341/A1342/A1343/A1344/A1345/A1346/A1347/A1348/A1349/A1349/A1350/A1351/A1352/A1353/A1354/A1355/A1356/A1357/A1358/A1359/A1359/A1360/A1361/A1362/A1363/A1364/A1365/A1366/A1367/A1368/A1369/A1369/A1370/A1371/A1372/A1373/A1374/A1375/A1376/A1377/A1378/A1379/A1379/A1380/A1381/A1382/A1383/A1384/A1385/A1386/A1387/A1388/A1389/A1389/A1390/A1391/A1392/A1393/A1394/A1395/A1396/A1397/A1398/A1398/A1399/A1399/A1400/A1399/A1401/A1402/A1403/A1404/A1405/A1406/A1407/A1408/A1409/A1409/A1410/A1411/A1412/A1413/A1414/A1415/A1416/A1417/A1418/A1419/A1419/A1420/A1421/A1422/A1423/A1424/A1425/A1426/A1427/A1428/A1429/A1429/A1430/A1431/A1432/A1433/A1434/A1435/A1436/A1437/A1438/A1439/A1439/A1440/A1441/A1442/A1443/A1444/A1445/A1446/A1447/A1448/A1449/A1449/A1450/A1451/A1452/A1453/A1454/A1455/A1456/A1457/A1458/A1459/A1459/A1460/A1461/A1462/A1463/A1464/A1465/A1466/A1467/A1468/A1469/A1469/A1470/A1471/A1472/A1473/A1474/A1475/A1476/A1477/A1478/A1479/A1479/A1480/A1481/A1482/A1483/A1484/A1485/A1486/A1487/A1488/A1489/A1489/A1490/A1491/A1492/A1493/A1494/A1495/A1496/A1497/A1498/A1498/A1499/A1499/A1500/A1499/A1501/A1502/A1503/A1504/A1505/A1506/A1507/A1508/A1509/A1509/A1510/A1511/A1512/A1513/A1514/A1515/A1516/A1517/A1518/A1519/A1519/A1520/A1521/A1522/A1523/A1524/A1525/A1526/A1527/A1528/A1529/A1529/A1530/A1531/A1532/A1533/A1534/A1535/A1536/A1537/A1538/A1539/A1539/A1540/A1541/A1542/A1543/A1544/A1545/A1546/A1547/A1548/A1549/A1549/A1550/A1551/A1552/A1553/A1554/A1555/A1556/A1557/A1558/A1559/A1559/A1560/A1561/A1562/A1563/A1564/A1565/A1566/A1567/A1568/A1569/A1569/A1570/A1571/A1572/A1573/A1574/A1575/A1576/A1577/A1578/A1579/A1579/A1580/A1581/A1582/A1583/A1584/A1585/A1586/A1587/A1588/A1589/A1589/A1590/A1591/A1592/A1593/A1594/A1595/A1596/A1597/A1598/A1598/A1599/A1599/A1600/A1599/A1601/A1602/A1603/A1604/A1605/A1606/A1607/A1608/A1609/A1609/A1610/A1611/A1612/A1613/A1614/A1615/A1616/A1617/A1618/A1619/A1619/A1620/A1621/A1622/A1623/A1624/A1625/A1626/A1627/A1628/A1629/A1629/A1630/A1631/A1632/A1633/A1634/A1635/A1636/A1637/A1638/A1639/A1639/A1640/A1641/A1642/A1643/A1644/A1645/A1646/A1647/A1648/A1649/A1649/A1650/A1651/A1652/A1653/A1654/A1655/A1656/A1657/A1658/A1659/A1659/A1660/A1661/A1662/A1663/A1664/A1665/A1666/A1667/A1668/A1669/A1669/A1670/A1671/A1672/A1673/A1674/A1675/A1676/A1677/A1678/A1679/A1679/A1680/A1681/A1682/A1683/A1684/A1685/A1686/A1687/A1688/A1689/A1689/A1690/A1691/A1692/A1693/A1694/A1695/A1696/A1697/A1698/A1698/A1699/A1699/A1700/A1699/A1701/A1702/A1703/A1704/A1705/A1706/A1707/A1708/A1709/A1709/A1710/A1711/A1712/A1713/A1714/A1715/A1716/A1717/A1718/A1719/A1719/A1720/A1721/A1722/A1723/A1724/A1725/A1726/A1727/A1728/A1729/A1729/A1730/A1731/A1732/A1733/A1734/A1735/A1736/A1737/A1738/A1739/A1739/A1740/A1741/A1742/A1743/A1744/A1745/A1746/A1747/A1748/A1749/A1749/A1750/A1751/A1752/A1753/A1754/A1755/A1756/A1757/A1758/A1759/A1759/A1760/A1761/A1762/A1763/A1764/A1765/A1766/A1767/A1768/A1769/A1769/A1770/A1771/A1772/A1773/A1774/A1775/A1776/A1777/A1778/A1779/A1779/A1780/A1781/A1782/A1783/A1784/A1785/A1786/A1787/A1788/A1789/A1789/A1790/A1791/A1792/A1793/A1794/A1795/A1796/A1797/A1798/A1798/A1799/A1799/A1800/A1799/A1801/A1802/A1803/A1804/A1805/A1806/A1807/A1808/A1809/A1809/A1810/A1811/A1812/A1813/A1814/A1815/A1816/A1817/A1818/A1819/A1819/A1820/A1821/A1822/A1823/A1824/A1825/A1826/A1827/A1828/A1829/A1829/A1830/A1831/A1832/A1833/A1834/A1835/A1836/A1837/A1838/A1839/A1839/A1840/A1841/A1842/A1843/A1844/A1845/A1846/A1847/A1848/A1849/A1849/A1850/A1851/A1852/A1853/A1854/A1855/A1856/A1857/A1858/A1859/A1859/A1860/A1861/A1862/A1863/A1864/A1865/A1866/A1867/A1868/A1869/A1869/A1870/A1871/A1872/A1873/A1874/A1875/A1876/A1877/A1878/A1879/A1879/A1880/A1881/A1882/A1883/A1884/A1885/A1886/A1887/A1888/A1889/A1889/A1890/A1891/A1892/A1893/A1894/A1895/A1896/A1897/A1898/A1898/A1899/A1899/A1900/A1899/A1901/A1902/A1903/A1904/A1905/A1906/A1907/A1908/A1909/A1909/A1910/A1911/A1912/A1913/A1914/A1915/A1916/A1917/A1918/A1919/A1919/A1920/A1921/A1922/A1923/A1924/A1925/A1926/A1927/A1928/A1929/A1929/A1930/A1931/A1932/A1933/A1934/A1935/A1936/A1937/A1938/A1939/A1939/A1940/A1941/A1942/A1943/A1944/A1945/A1946/A1947/A1948/A1949/A1949/A1950/A1951/A1952/A1953/A1954/A1955/A1956/A1957/A1958/A1959/A1959/A1960/A1961/A1962/A1963/A1964/A1965/A1966/A1967/A1968/A1969/A1969/A1970/A1971/A1972/A1973/A1974/A1975/A1976/A1977/A1978/A1979/A1979/A1980/A1981/A1982/A1983/A1984/A1985/A1986/A1987/A1988/A1989/A1989/A1990/A1991/A1992/A1993/A1994/A1995/A1996/A1997/A1998/A1998/A1999/A1999/A2000/A1999/A2001/A2002/A2003/A2004/A2005/A2006/A2007/A2008/A2009/A2009/A2010/A2011/A2012/A2013/A2014/A2015/A2016/A2017/A2018/A2019/A2019/A2020/A2021/A2022/A2023/A2024/A2025/A2026/A2027/A2028/A2029/A2029/A2030/A2031/A2032/A2033/A2034/A2035/A2036/A2037/A2038/A2039/A2039/A2040/A2041/A2042/A2043/A2044/A2045/A2046/A2047/A2048/A2049/A2049/A2050/A2051/A2052/A2053/A2054/A2055/A2056/A2057/A2058/A2059/A2059/A2060/A2061/A2062/A2063/A2064/A2065/A2066/A2067/A2068/A2069/A2069/A2070/A2071/A2072/A2073/A2074/A2075/A2076/A2077/A2078/A2079/A2079/A2080/A2081/A2082/A2083/A2084/A2085/A2086/A2087/A2088/A2089/A2089/A2090/A2091/A2092/A2093/A2094/A2095/A2096/A2097/A2098/A2098/A2099/A2099/A2100/A2099/A2101/A2102/A2103/A2104/A2105/A2106/A2107/A2108/A2109/A2109/A2110/A2111/A2112/A2113/A2114/A2115/A2116/A2117/A2118/A2119/A2119/A2120/A2121/A2122/A2123/A2124/A2125/A2126/A2127/A2128/A2129/A2129/A2130/A2131/A2132/A2133/A2134/A2135/A2136/A2137/A2138/A2139/A2139/A2140/A2141/A2142/A2143/A2144/A2145/A2146/A2147/A2148/A2149/A2149/A2150/A2151/A2152/A2153/A2154/A2155/A2156/A2157/A2158/A2159/A2159/A2160/A2161/A2162/A2163/A2164/A2165/A2166/A2167/A2168/A2169/A2169/A2170/A2171/A2172/A2173/A2174/A2175/A2176/A</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字	：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

概略系統図 (12)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

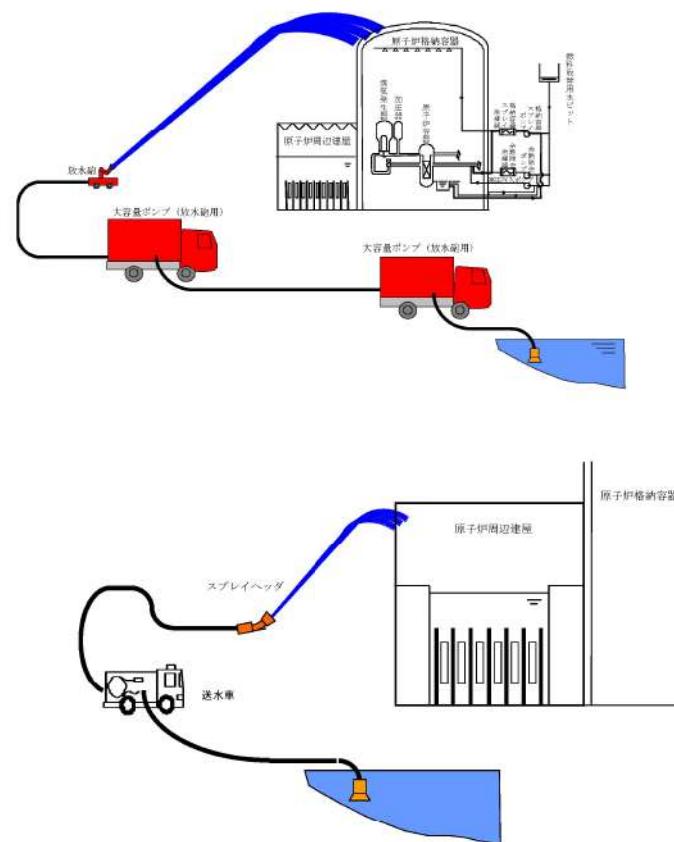
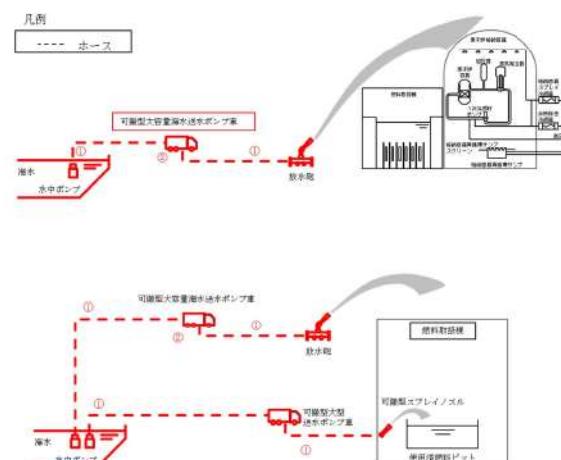
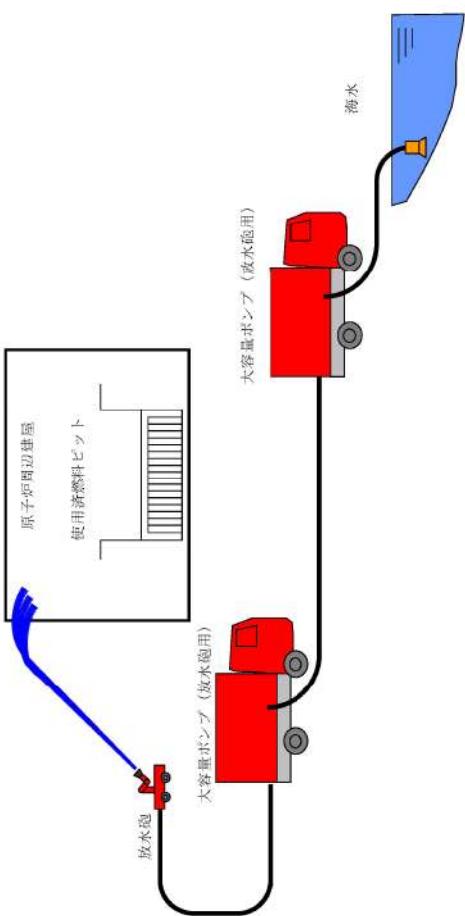
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
 <p>重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 概略系統図 (1/4)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>接続操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車</td> <td>停止→起動</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> 	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	—	②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	—	
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考															
①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	—															
②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	—															

図 56-4-6 海を水源とした場合に用いる設備（放水設備（大気への拡散抑制設備）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
 <p>重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 概略系統図 (1.5)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>接続操作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>可搬型大容量海水送水ポンプ車</td> <td>停止→起動</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 56-4-7 海を水源とした場合に用いる設備（放水設備（泡消火設備））</p>	No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	—	②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	—	
No.	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考															
①	ホース	ホース接続	屋外	接続操作	—															
②	可搬型大容量海水送水ポンプ車	停止→起動	屋外	スイッチ操作	—															

56-5-15

56-4-14

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

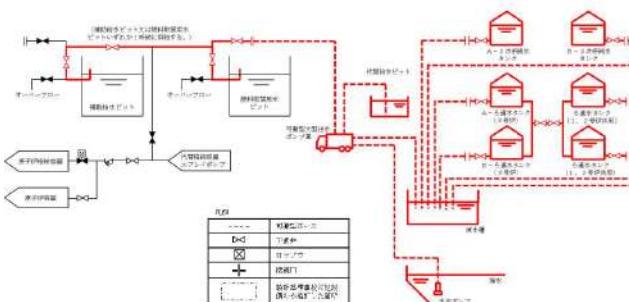
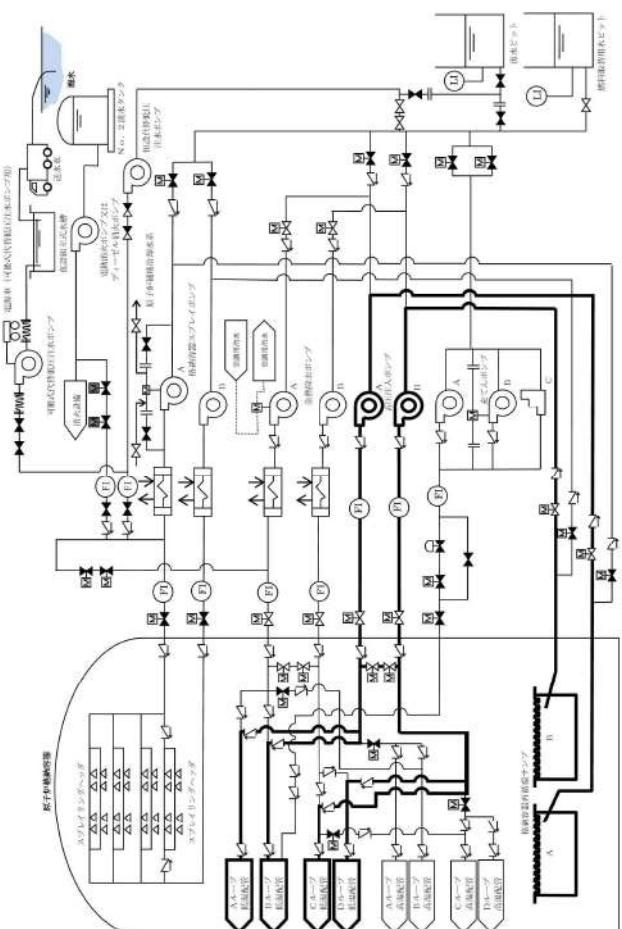
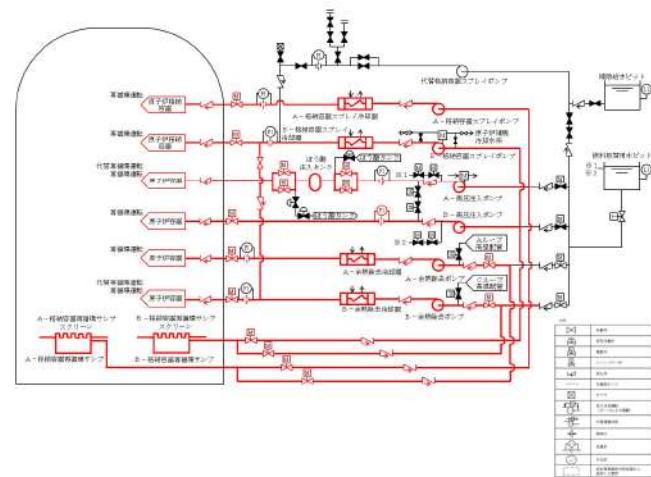
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		

図 56-4-8 補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへ水を供給するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>重大事故等の収束に必要な水の供給設備 構造系統図(9)</p>	 <p>重大事故等の収束に必要な水の供給設備 構造系統図(9)</p>	

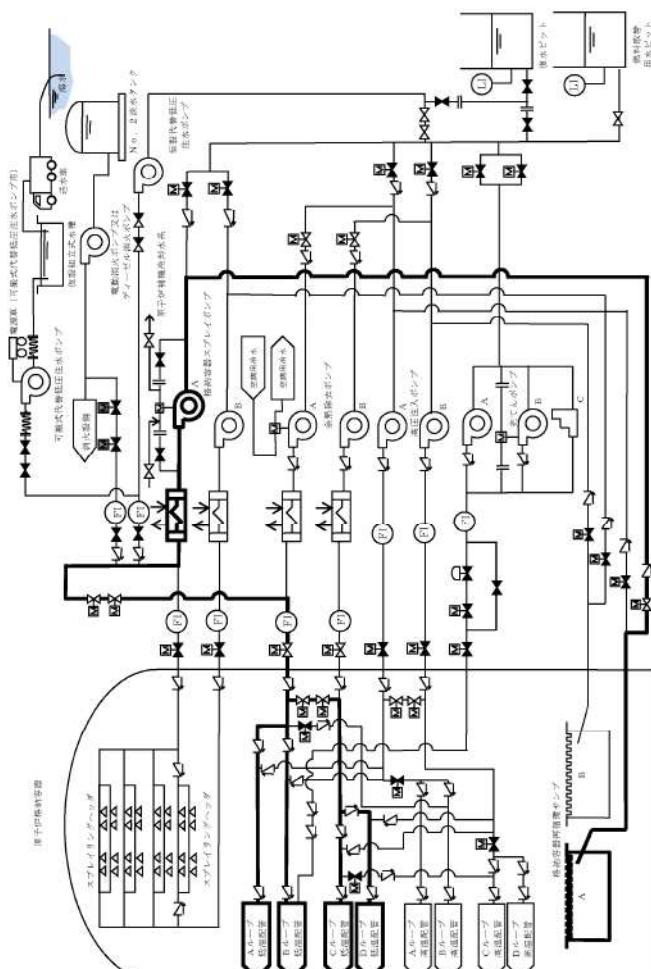
56-5-9

56-4-16

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

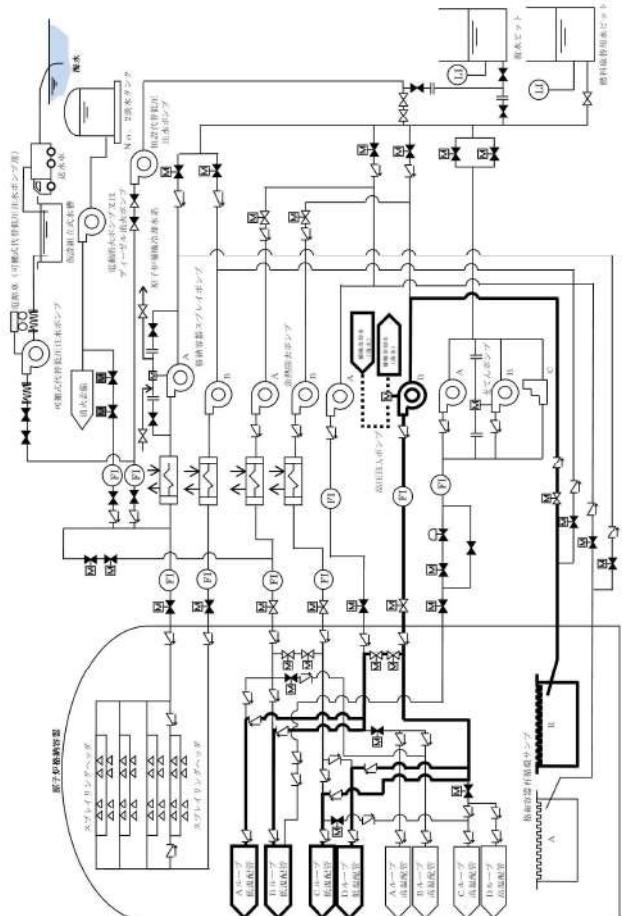
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 構造系統図 (10)		

56-5-10

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p style="text-align: center;">重大事故等の取扱いによる水の供給設備 構造系統図 (1)</p>		

56-5-11

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
56-6 容量設定根拠 3号炉	56-5 容量設定根拠	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<p>水源評価結果について（全交流動力電源喪失）</p> <p>水源に関する評価（蒸気発生器注水）</p> <p>重要事故シーケンス【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA】</p> <p>○ 水源</p> <ul style="list-style-type: none"> 復水ピット：<input type="text"/> m³ (有効水量) <p>○ 水使用パターン：</p> <p>復水ピット枯渇時間の評価に用いる蒸気発生器（SG）への必要注水量を以下に示す。</p> <p>【必要注水量内訳】 注水温度 <input type="text"/> °C</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 出力運転状態から高温停止状態までの顯熱除去 : <input type="text"/> m³ (原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他) ② 高温停止状態から冷却維持温度 <input type="text"/> °C までの顯熱除去 : <input type="text"/> m³ (1次冷却材及び蒸気発生器保有水量等の顯熱) ③ 蒸気発生器水位回復 : <input type="text"/> m³ 上記①～③の合計 : <input type="text"/> m³ ④ 崩壊熱除去 : <input type="text"/> m³ <p>復水ピットの水位低警報値までの水量 <input type="text"/> m³ (有効水量) から、1次冷却系を出力運転状態から <input type="text"/> °C一定維持まで冷却するために必要な注水量 (<input type="text"/> m³) を引いた量 (<input type="text"/> m³) の水がなくなる時間を崩壊熱除去に応じた注水量カーブから求め、<input type="text"/> 時間</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>2. 水源に関する評価（蒸気発生器注水）</p> <p>重要事故シーケンス</p> <p>【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA】及び 【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCAが発生しない場合】</p> <p>○水源</p> <p>補助給水ピット : 570m³ (有効水量)</p> <p>○水使用パターン</p> <p>補助給水ピット枯渇時間の評価に用いる蒸気発生器への必要注水量を以下に示す。</p> <p>【必要注水量内訳】 注水温度 40°C</p> <table> <tbody> <tr> <td>① 出力運転状態から高温停止状態までの顯熱除去</td> <td>: -11.8m³</td> </tr> <tr> <td>(原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 高温停止状態から冷却維持温度 (170°C) までの顯熱除去</td> <td>: 156.5m³</td> </tr> <tr> <td>(1次冷却材及び蒸気発生器保有水量等の顯熱)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 蒸気発生器水位回復</td> <td>: 104.4m³</td> </tr> <tr> <td>上記①～③の合計</td> <td>: 249.3m³</td> </tr> <tr> <td>④ 崩壊熱除去</td> <td>: 320.7m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助給水ピットの有効水量 570m³ から、1次冷却材系統を出力運転状態から 170°C まで漸温するためには必要な給水量等 (249.3m³) を引いた量 (320.7m³) の水がなくなる時間を崩壊熱除去に応じた注水量カーブから求め、7.4 時間となる。</p> <p>7.4 時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>補助給水ピットへの補給は、海から取水する。</p>	① 出力運転状態から高温停止状態までの顯熱除去	: -11.8m ³	(原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他)		② 高温停止状態から冷却維持温度 (170°C) までの顯熱除去	: 156.5m ³	(1次冷却材及び蒸気発生器保有水量等の顯熱)		③ 蒸気発生器水位回復	: 104.4m ³	上記①～③の合計	: 249.3m ³	④ 崩壊熱除去	: 320.7m ³	
① 出力運転状態から高温停止状態までの顯熱除去	: -11.8m ³															
(原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他)																
② 高温停止状態から冷却維持温度 (170°C) までの顯熱除去	: 156.5m ³															
(1次冷却材及び蒸気発生器保有水量等の顯熱)																
③ 蒸気発生器水位回復	: 104.4m ³															
上記①～③の合計	: 249.3m ³															
④ 崩壊熱除去	: 320.7m ³															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

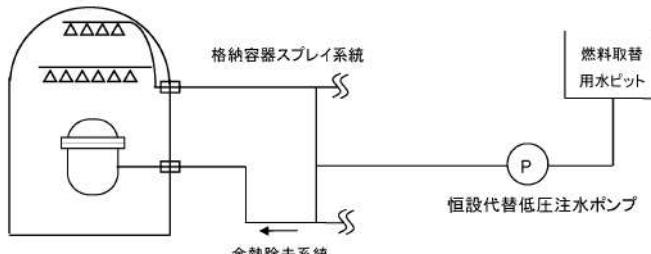
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>後になる。</p> <p>時間までに、送水車による復水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>復水ピットへの補給は、海から取水する。</p> <p>○ 水源評価結果</p> <p>事象発生時間後までに、送水車による復水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>時間までに、送水車で補給が可能なことは成立性評価（所要時間）にて確認。</p> <p>機密の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>○水源評価結果</p> <p>事故後、7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより、対応可能である。</p> <p>7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車により補給が可能なことは成立性評価（所要時間）にて確認した。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

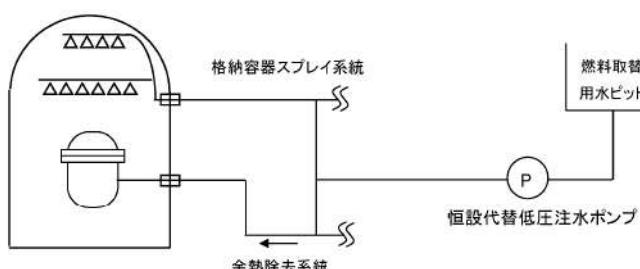
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<p>7日間における水源の対応 <全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+1次冷却材ポンプシール LOCA></p> <p>【炉心注水】</p> <p>○水源 燃料取替用水ピット : ■ m³ (有効水量)</p> <p>○水使用パターン 恒設代替低圧注水ポンプ : ■ m³/h 事故後 ■ 時間以降運転</p> <p>○時間評価 (燃料取替用水ピットが枯渇するまでの時間評価) ■ m³ ÷ ■ m³/h = 約 ■ 時間 (事故後約 ■ 時間)</p> <p>○水源評価結果 事故後約 ■ 時間までに大容量ポンプ、格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却 +再循環運転に移行することで対応可能。</p>  <p>系統概略図</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>容 称 燃料取替用水ピット</p> <table border="1"> <tr> <td>容 量</td> <td>m³/個</td> <td>■ 以上(2,000)</td> </tr> <tr> <td>最高 使用 圧 力</td> <td>MPa</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高 使用 温 度</td> <td>℃</td> <td>95</td> </tr> </table> <p>() 内は公称値を示す。 計測制御系統施設のうちはう酸注入機能を有する設備、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）及びその他常用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備と兼用。 最高使用圧力及び温度は、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）に使用する場合の記載事項であり、重大事故等対処設備としての値。</p> <p>【設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準対象施設 設計基準対象施設の燃料取替用水ピットの概要、容量、個数の設定根拠については、平成15年11月21日付け平成15・07・22原第25号にて認可された工事計画の参考資料1-1「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉冷却系統設備）」による。 ・その他常用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ピットは、原子炉格納容器内で火災が発生した際、消防要員による消火活動が困難である場合に、原子炉格納容器内にスプレーすることにより、原子炉格納容器全体の雰囲気を水滴で覆い消火を行うために設置する。 ・重大事故等対処設備 重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用伊吹冷却設備その他原子炉注水設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。 ・燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。 <p>■ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	容 量	m ³ /個	■ 以上(2,000)	最高 使用 圧 力	MPa	大気圧	最高 使用 温 度	℃	95	<p>容-2(1/8)</p>
容 量	m ³ /個	■ 以上(2,000)									
最高 使用 圧 力	MPa	大気圧									
最高 使用 温 度	℃	95									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

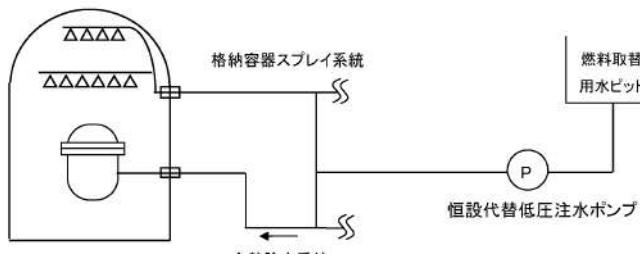
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>7日間における水源の対応 <燃料取出前のミッドループ運転における余熱除去機能喪失></p> <p>【炉心注水】</p> <p>○水源 燃料取替用水ピット : □ m³ (有効水量)</p> <p>○水使用パターン 恒設代替低圧注水ポンプ : □ m³/h 事故後約 □ 分 (□ 時間) 以降運転</p> <p>○時間評価 (燃料取替用水ピットが枯渇するまでの時間評価) $\square \text{m}^3 \div \square \text{m}^3/\text{h} = \text{約 } \square \text{時間}$ (事故後約 □ 時間)</p> <p>○水源評価結果 事故後約 □ 時間までに大容量ポンプ、格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却 + 再循環運転に移行することで対応可能。</p>  <p>系統概略図</p> <p>枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>容-2(2/8)</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気逃がし弁の故障等により2次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、加圧器逃がし弁を開操作することでフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第60条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために設置する。</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系統の減圧機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、格納容器再循環サンプル水位が再循環切替可能水位に到達後、格納容器再循環サンプルを水源とした高圧注入ポンプは、再循環により炉心へほう酸水の注水を継続することで1次冷却系統をフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第61条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

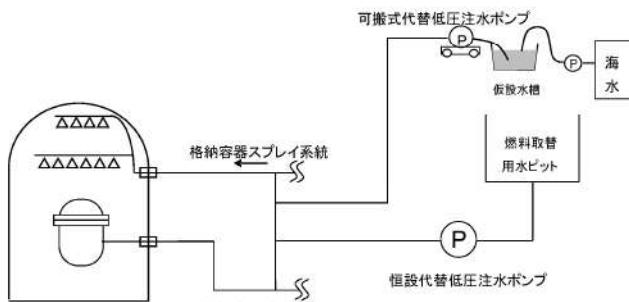
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>7日間における水源の対応 <燃料取出前のミドループ運転中における全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失></p> <p>【炉心注水】</p> <p>○水源 燃料取替用水ピット : □ m³ (有効水量)</p> <p>○水使用パターン 恒設代替低圧注水ポンプ : □ m³/h 事故後約□分 □時間) 以降運転</p> <p>○時間評価 (燃料取替用水ピットが枯渇するまでの時間評価) □ m³ ÷ □ m³/h = 約 □ 時間(事故後約 □ 時間)</p> <p>○水源評価結果 事故後約 □ 時間までに大容量ポンプ、格納容器再循環ユニットによる自然対流冷却+再循環運転に移行することで対応可能。</p>  <p>系統概略図</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>容-2(3/8)</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象において余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象において余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプルスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とする充てんポンプは、化学体積制御システムにより炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプルスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とするB-格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプルスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転中の1次冷却材喪失事象において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>7日間における水源の対応 <大破断LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗></p> <p>【格納容器注水】</p> <p>○水源 燃料取替用水ピット : <input type="text"/> m³ (有効水量)</p> <p>○水使用パターン 恒設代替低圧注水ポンプ : <input type="text"/> m³/h 事象発生後約 <input type="text"/> 分 (<input type="text"/> 時間) 時間以降運転</p> <p>○時間評価 (燃料取替用水ピット水が枯渇するまでの時間評価) $\boxed{\text{ }} \text{m}^3 \div \boxed{\text{ }} \text{m}^3/\text{h} = \boxed{\text{ }} \text{時間}$ (事故後約 <input type="text"/> 時間) (なお、原子炉格納容器への注水総量は約 <input type="text"/> 時間までに可搬式代替低圧注水ポンプによる注水を開始し、約 <input type="text"/> 時間まで注水継続する。 $\boxed{\text{ }} \text{m}^3/\text{h} \times \boxed{\text{ }} \text{h} \approx \boxed{\text{ }} \text{m}^3$)</p> <p>○水源評価結果 事象発生後約 <input type="text"/> 時間までに可搬式代替低圧注水ポンプによる海水注水及び <input type="text"/> 時間までに大容量ポンプ、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に移行することにより対応可能。</p>  <p>系統概略図</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>容-2(4/8)</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプルスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とするB-充てんポンプは、自己冷却ラインを用いることにより運転でき、化学体積制御系により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> <p>原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とする余熱除去ポンプは、低圧注入系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第62条系統図」による。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(5/8)</p> <p>燃料取替用水ピットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とした格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、代替格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第66条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、蒸気発生器2次側への注水手段の水源となる補助給水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である1次系のフィードアンドブリードの水源として、代替水源である非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピットを使用する。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第71条系統図」による。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(6/8)</p> <p>重大事故等時に計測制御系統施設のうちほう酸注入機能を有する設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために設置する。</p> <p>系統構成は、ほう酸ポンプが故障により使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプは、化学水処理制御系統により、炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。さらに、充てんポンプが使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、ほう酸注入タンクを介して炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第59条系統図」による。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(7/8)</p> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、1次冷却材喪失事象時に格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合並びに全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第64条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第65条系統図」による。</p> <p>1. 容量 設計基準対象施設のその他至電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ピットの容量は、原子炉冷却系等施設としての設計基準対象施設と同様で設計し、□以上とする。</p> <p>□枠内の内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(8/8)</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において代替格納容器スプレイポンプ等による炉心注入の水源として使用する場合の容量は、有効性評価において格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転又は高圧注入ポンプによる高圧再循環運転、可搬型大型送水ポンプ車及び格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 [REDACTED] (注1) が確認されている。</p> <p>また、燃料取替用水ピットを重大事故等時において代替格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイの水源として使用する場合の容量は、有効性評価において可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給と合わせて、事故後24時間までに可搬型大型送水ポンプ車、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 [REDACTED] (注1) が確認されている。</p> <p>以上より、燃料取替用水ピットを重大事故等時に使用する場合の容量は、[REDACTED] (注1) /個とする。</p> <p>公称値については、要求される容量 [REDACTED] m³/個を上回る2,000m³/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力 設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ピットの最高使用圧力は、燃料取替用水ピットが大気開放であることから大気圧とする。</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において使用する場合の圧力は、燃料取替用水ピットが大気開放であることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度 設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ピットの最高使用温度は、燃料取替用水ピットの通常運転温度が約30°Cであるため、これを上回る温度として95°Cとする。</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において使用する場合の温度は、燃料取替用水ピットの通常運転温度が約30°Cであることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、30°Cを上回る95°Cとする。</p> <p>(注1) 燃料取替用水ピットの有効水量</p>	

[REDACTED] 案内のみの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">容積 吐出圧力 最高使用圧力 最高使用温度 原動機の出力</p> <p>【設定根拠】 (注1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備で使用する場合の値（使用済燃料ピットへの注水） (注2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備で使用する場合の値（使用済燃料ピットへのスプレー） (注3) 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備で使用する場合の値 (注4) 原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備で使用する場合の値 (注5) 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）で使用する場合の値 (注6) 公称値 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備、原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）と兼用 【設定根拠】 ・重大事故等対処設備 重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。 送水車は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 桁囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<p style="text-align: right;">容積 吐出圧力 最高使用圧力 最高使用温度 原動機の出力</p> <p>【設定根拠】 (概要) 重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。 可搬型注水設備（使用済燃料ピットへの注水） 系統構成は、可搬型注水設備としては海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホースを取り付けることにより使用済燃料ピットへ注水する設計とする。 可搬型大型送水ポンプ車は、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために設置する。 系統構成は、可搬型スプレー設備としては、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホースを取り付けることにより可搬型スプレインノズルへ送水し、使用済燃料ピットへスプレーを行う設計とする。 可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所等外への放射性物質の拡散を抑制す</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> □ 桁囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	容-6(1/12)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、可搬型代替注水設備（使用済燃料ピットへの注水）としては、海水を送水車により使用済燃料ピットへ注水できる設計とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料ピットの冷却機能の喪失及び注水機能の喪失による水位低下を防止するため、使用済燃料ピットに貯蔵している燃料体等からの崩壊熱による使用済燃料ピット水の蒸散量を上回る補給量を有する設計とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型スプレイ設備として、海を水源とした送水車により可搬型ホース及びスプレイヘッダを介して使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。</p> <p>可搬型スプレイ設備は、使用済燃料ピット全面にスプレイすることで燃料損傷の進行を緩和し、できる限り環境への放射性物質の放出を低減することができる設計とする。</p> <p>送水車は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、大気への拡散抑制として、海を水源とした送水車により可搬型ホース及びスプレイヘッダを介して原子炉周辺建屋へ放水を行う設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、使用済燃料ピットへの水の注水手段の水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の重大事故等対処設備（海から使用済燃料ピットへの注水）として、送水車、軽油ドラム缶を使用する。海を水源とした送水車は、可搬型ホースを介して使用済燃料ピットへ水を注水する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備と</p>	<p>るために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等対処設備（大気への拡散抑制）として、海を水源として可搬型大型送水ポンプ車にて送水し、可搬型スプレイノズルを介して燃料取扱建屋へ放水を行う設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより可搬型スプレイノズルへ送水し、使用済燃料ピットへスプレイを行う設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するための代替格納器スプレイポンプ等の水源となる燃料取替用水ピット若しくは原子炉へ直接海水等を注水するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注入機能が喪失した場合に海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を接続することで、代替格納器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ピットへ海水等を補給し、若しくは格納器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ直接注水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納器スプレイ時に使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計</p>	<p>容-6(2/12)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>して使用する送水車は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ海水を注水できる設計とする。</p> <p>送水車は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることで原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち蒸気タービンの附属設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p>	<p style="text-align: right;">容-6(3/12)</p> <p>基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより燃料取替用水ピットへ送水し、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルからの通水により原子炉格納容器内に水を張ることで残存溶融デブリの冷却を行い、原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるため燃料取替用水ピットに海水等を補給するために設置する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため代替格納容器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ピットに海水等を補給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合に海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより燃料取替用水ピットへ送水し、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることにより圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させる設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために設置する。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、重大事故等により、蒸気発生器二次側への注水手段の水源となる復水ピットが枯渇した場合の重大事故等対処設備として、送水車及び軽油ドラム缶を使用する。海を水源とした送水車は、可搬型ホースを介して復水ピットへ水を補給できる設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する送水車は、以下の機能を有する。</p> <p>送水車は、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に、海水を水源とした送水車により可搬型ホースを介して仮設組立式水槽へ海水を補給し、仮設組立式水槽に可搬式代替低圧注水ポンプ、ホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>送水車は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である仮設組立式水槽、送水車、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクロ</p>	<p style="text-align: right;">容-6(4/12)</p> <p>系統構成は、使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に海を水源とする可搬型大型送水ポンプ車に可搬型ホース等を取り付けることにより可搬型スプレイノズルへ送水し、使用済燃料ピット全面ヘスプレイすることにより使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行緩和、臨界防止及び放射性物質の放出低減を行う設計とする。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は原子炉補機冷却水設備への送水とそれ以外の設備への送水のために2台必要であることから、保有数は4台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計6台を分散して保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>1.1 使用済燃料ピットへ注水する場合の容量 ■ m³/h/個以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへ注水する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、使用済燃料ピット水の小規模の漏えいによる水位低下について、使用済燃料ピット入口配管からの漏えいの場合は、サイフォンブレーカの効果によりサイフォンブレーカ開口部の高さで水位低下は止まり、最も水位が低下する使用済燃料ピット出口配管からの漏えいの場合は、出口配管の高さまで水位が低下することで漏えいは止まるため、出口配管の水位から遮蔽基準値に相当する水位に到達するまでは余裕があることから、使用済燃料ピットの蒸発量■ m³/h) を上回る容量として、■ m³/h/個以上とする。</p> <p>1.2 使用済燃料ピットヘスプレイする場合の容量 ■ m³/h/個以上</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットヘスプレイする可搬型大型送水ポンプ車の容量は、使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備による注水を行っても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合において、使用済燃料ピット全面にスプレイ又は大量の水を放水することにより、できる限り環境への放射性物質の放出を低減できることを添付資料21「使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書」にて確認しており、そのときの容量が■ m³/hであることから■ m³/h/個以上とする。</p> <p>1.3 代替炉心注水を行う場合の容量 ■ m³/h/個以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水■ m³/h/個のみの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>一及び軽油ドラム缶を使用する。送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して、格納容器へ注水できる設計とする。</p> <p>送水車の保有数は、3号炉、4号炉それぞれ2セット2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台（3号炉及び4号炉共用の予備1台含む）を分散して保管する。</p> <p>1. 容量</p> <ul style="list-style-type: none"> 送水車は、以下の機能を十分に発揮するために、必要な容量を基に設定する。 <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ピットへの注水のための必要容量を満足する設計とする。 使用済燃料ピットへのスプレイのための必要容量を満足する設計とする。 可搬式代替低圧注水ポンプによる炉心への注水のための必要容量を満足する設計とする。 タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水に必要な容量を満足する設計とする。 可搬式代替低圧注水ポンプによる原子炉格納容器内への注水のための必要容量を満足する設計とする。 <p>(1) 使用済燃料ピットへ注水する場合の容量 ■ m³/h以上</p> <p>使用済燃料ピットへの注水容量については、重大事故等対策有効性評価の中で、想定事故1（使用済燃料ピット冷却系及び補給水系の故障）のシナリオにおいて最大必要容量は ■ m³/h と評価しており、解析の結果、使用済燃料ピット内の燃料集合体の崩壊熱を除去できることが確認できていることから、これを上回る容量 (■ m³/h以上) とする。</p> <p>送水車は、使用済燃料ピットへの注水、仮設組立式水槽への補給及び復水ピットへの補給に同時に使用することから、これを上回る容量 (■ m³/h/台) とする。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットへスプレイする場合の容量 ■ m³/h以上</p> <p>使用済燃料ピットへのスプレイ容量については、使用済燃料ピットスプレイヘッダにて、使用済燃料ピット全体に放水することができる流量である ■ m³/h以上 とする。</p> <p>送水車は、これを上回る容量 (■ m³/h/台) とする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>容-6(5/12)</p> <p>時に海水等を原子炉へ注水する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、可搬型大型送水ポンプ車は設計基準対象施設の機能喪失時に使用する代替格納容器スプレイポンプの代替設備であることから、燃料取替用水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプの有効性評価解析において、有効性が確認されている原子炉への注入流量を確保できる流量である ■ m³/h/個以上 とする。</p> <p>1.4 燃料取替用水ピットへ補給を行う場合の容量 ■ m³/h/個以上</p> <p>原子炉冷却系施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に代替格納容器スプレイポンプの水源となる燃料取替用水ピットへ海水等を供給する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、燃料取替用水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプの有効性評価解析において、有効性が確認されている原子炉への注入流量を確保できる流量である ■ m³/h/個以上 とする。</p> <p>1.5 代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の容量 ■ m³/h/個以上</p> <p>原子炉冷却系施設のうち原子炉補機冷却設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う可搬型大型送水ポンプ車の容量は、原子炉補機冷却系を介して高圧注入ポンプ、PASS及び格納容器再循環ユニットへ海水等を送水し、各補機類の冷却及び格納容器内を自然対流冷却する設備であることから、高圧注入ポンプ、PASSの冷却及び格納容器再循環ユニットを用いた格納容器自然対流冷却を行うために必要な容量である ■ m³/h/個以上 とする。</p> <p>1.6 補助給水ピットへ補給する場合の容量 ■ m³/h/個以上</p> <p>原子炉冷却系施設のうち蒸気タービンの附属設備として補助給水ピットへの補給を行なう可搬型大型送水ポンプ車の容量は、蒸気発生器2次側へ給水する補助給水ポンプの水源である補助給水ピットへ補給する設備であることから、補助給水ポンプの給水流量を確保できる容量である ■ m³/h/個以上 とする。</p> <p>1.7 燃料取替用水ピットへ補給する場合の容量 ■ m³/h/個以上</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として格納容器スプレイ時に燃料取替用水ピットへ海水等を補給する可搬型大型送水ポンプ車の容量は、可搬型大型送水ポンプ車が設計基準対象施設の機能喪失時に使用する代替格納容器スプレイポンプの水源である燃料取替用水ピットへ補給する設備であることから、代替格納容器スプレイポンプの有効性評価解析において有効性が確認されている格納容器への注水流量を確保できる容量である ■ m³/h/個以上 とする。</p> <p>■枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
<p style="text-align: right;">容-6(6/12)</p> <p>(3) 仮設組立式水槽へ補給する場合の容量 □ m³/h以上 原子炉へ注水する場合の容量 □ m³/h以上 原子炉への注水容量の最大値については、重大事故等対策有効性評価の中で、中小LOCA(2インチ破裂)+ECCS注入失敗の注水量が □ m³/hである。 送水車は、これを上回る容量 (□ m³/h/台) とする。</p> <p>原子炉格納容器内へスプレイする場合の容量 □ m³/h以上 格納容器へのスプレイ容量の最大値は、重大事故等対策有効性評価の中で、大LOCA+ECCS注入失敗+格納容器スプレイ失敗の注水量が □ m³/hである。 送水車は、これを上回る容量 (□ m³/h/台) とする。</p> <p>(4) 復水ピットへ補給する場合の容量 □ m³/h以上 全交流電源喪失+RCP シール LOCA 時に必要となる復水ピットへの補給容量については、ストレステスト報告書および審査資料の中において、復水ピット水の枯渇後の崩壊燃に応じた水量として □ m³/hを設定しており、解析の結果、蒸気発生器による炉心冷却の健全性は確保されていることが確認できている。 送水車は、これを上回る容量 (□ m³/h/台) とする。</p> <p>2. 吐出圧力</p> <p>(1) 使用済燃料ピットへ注水する場合の吐出圧力 使用済燃料ピットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり □ MPaとなる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>ホース圧力損失</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>□ MPa</td> </tr> </table> <p>これを上回る吐出圧 (□ MPa) の送水車で □ m³/hを注水可能な設計とする。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットへスプレイする場合の吐出圧力 使用済燃料ピットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)、スプレイヘッダ必要圧力を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり □ MPaとなる。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	ホース圧力損失	□ MPa	静水頭	□ MPa	合計	□ MPa	<p>公称値については、本設備は使用済燃料ピットへの注水と燃料取替用水ピットへの補給、使用済燃料ピットへの注水と補助給水ピットへの補給、若しくは代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却をそれぞれ1台の可搬型大型送水ポンプ車で同時に供給することがあるため、同時に供給する最大容量である代替補機冷却と格納容器自然対流冷却を行いう場合の □ m³/hを上回る □ m³/hとする。</p> <p>2. 吐出圧力</p> <p>2.1 使用済燃料ピットへ注水する場合の吐出圧力 □ MPa以上 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへ注水する場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を使用済燃料ピットへ注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に、同時に送水を考慮して設定する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約 0 MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約 0.227 MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約 □ MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約 □ MPa</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>約 □ MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへ注水する場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、□ MPa以上とする。</p> <p>2.2 使用済燃料ピットへスプレイする場合の吐出圧力 □ MPa以上 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへスプレイする場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を使用済燃料ピットへスプレイする場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約 0 MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約 0.227 MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損 (スプレイノズル)</td> <td>約 □ MPa</td> </tr> </table> <p>□枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	水源と移送先の圧力差	約 0 MPa	静水頭	約 0.227 MPa	機器圧損	約 □ MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約 □ MPa	合 計	約 □ MPa	水源と移送先の圧力差	約 0 MPa	静水頭	約 0.227 MPa	機器圧損 (スプレイノズル)	約 □ MPa
ホース圧力損失	□ MPa																						
静水頭	□ MPa																						
合計	□ MPa																						
水源と移送先の圧力差	約 0 MPa																						
静水頭	約 0.227 MPa																						
機器圧損	約 □ MPa																						
配管・ホース及び弁類圧損	約 □ MPa																						
合 計	約 □ MPa																						
水源と移送先の圧力差	約 0 MPa																						
静水頭	約 0.227 MPa																						
機器圧損 (スプレイノズル)	約 □ MPa																						

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ホース圧力損失 [] MPa 静水頭 [] MPa スプレイヘッダ必要圧力 [] MPa 合計 [] MPa</p> <p>これを上回る吐出圧 [] MPa) の送水車で [] m³/hをスプレイ可能な設計とする。</p> <p>(3) 仮設組立式水槽へ補給する場合の吐出圧力</p> <p>原子炉への注水又は原子炉格納容器内へスプレイする場合に使用する仮設組立式水槽への補給流量に対する必要吐出は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり [] MPaとなる。</p> <p>ホース圧力損失 [] MPa 静水頭 [] MPa 合計 [] MPa</p> <p>これを上回る吐出圧 [] MPa) の送水車で [] m³/hを補給可能な設計とする。</p> <p>(4) 復水ピットへ補給する場合の吐出圧力</p> <p>復水ピットへの注水流量に対する必要吐出圧力は、ホースの圧力損失、静水頭(最大E.L.差)を基に設定する。送水車の必要吐出圧力は、最も高いところで以下のとおり [] MPaとなる。</p> <p>ホース圧力損失 [] MPa 静水頭 [] MPa 合計 [] MPa</p> <p>これを上回る吐出圧 [] MPa) の送水車で [] m³/hを補給可能な設計とする。</p> <p>3. 最高使用圧力</p> <p>送水車での最大必要吐出圧は [] MPa であり、消防法に適合する使用圧力 [] MPa 以下の [] MPa を最高使用圧力とする。</p> <p>[] 案内のみの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>配管・ホース及び弁類圧損 約 [] MPa 合 計 約 [] MPa</p> <p>以上より、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用済燃料ピットへスプレイする場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、 [] MPa以上とする。</p> <p>2.3 代替炉心注水を行う場合の吐出圧力 [] MPa以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として代替炉心注水を行なう可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>水源と移送先の圧力差 約 0.700MPa 静水頭 約 0.124MPa 機器圧損 約 [] MPa 配管・ホース及び弁類圧損 約 [] MPa 合 計 約 [] MPa</p> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として代替炉心注水を行なう可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、 [] MPa以上とする。</p> <p>2.4 燃料取替用水ピットへ補給する場合の吐出圧力 [] MPa以上</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として燃料取替用水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を燃料取替用水ピットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>水源と移送先の圧力差 約 0MPa 静水頭 約 0.295MPa 機器圧損 約 [] MPa 配管・ホース及び弁類圧損 約 [] MPa 合 計 約 [] MPa</p> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として [] 案内のみの範囲は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p>4. 最高使用温度 送水車の最高使用温度は、水源である海水の温度及び補給先である復水ピットの最高使用温度が□℃であり、同仕様で設計し、□℃とする。</p> <p>5. 原動機の出力 送水車の原動機出力は、消防法に適合した送水車を配備することから、その原動機出力が□kWであり、原動機出力を□kW以上とする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>容-6(8/12)</p> <p>て燃料取替用水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、□MPa以上とする。</p> <p>2.5 代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の吐出圧力 □MPa以上 原子炉冷却系統施設のうち補機冷却水設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を原子炉補機冷却水系統に送水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約</td> <td>0.275MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.323MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約</td> <td>□ MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち補機冷却水設備として代替補機冷却及び格納容器内自然対流冷却を行う場合の可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、□MPa以上とする。</p> <p>2.6 補助給水ピットへ補給する場合の吐出圧力 □MPa以上 原子炉冷却系統施設のうち、蒸気タービン附属設備として補助給水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を補助給水ピットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に同時送水を考慮して設定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>水源と移送先の圧力差</td> <td>約</td> <td>0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.190MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td>□ MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約</td> <td>□ MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち、蒸気タービン附属設備として補助給水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、□MPa以上とする。</p> <p>□枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	水源と移送先の圧力差	約	0.275MPa	静水頭	約	0.323MPa	機器圧損	約	□ MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	□ MPa	合計	約	□ MPa	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.190MPa	機器圧損	約	□ MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	□ MPa	合計	約	□ MPa	
水源と移送先の圧力差	約	0.275MPa																														
静水頭	約	0.323MPa																														
機器圧損	約	□ MPa																														
配管・ホース及び弁類圧損	約	□ MPa																														
合計	約	□ MPa																														
水源と移送先の圧力差	約	0MPa																														
静水頭	約	0.190MPa																														
機器圧損	約	□ MPa																														
配管・ホース及び弁類圧損	約	□ MPa																														
合計	約	□ MPa																														

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	<p style="text-align: right;">容-6(9/12)</p> <p>2.7 燃料取替用水ピットへ補給する場合の吐出圧力 ■ MPa以上 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として燃料取替用水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、海水を燃料取替用水ピットへ補給する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に同時に送水を考慮し設定する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">水源と移送先の圧力差</td> <td style="width: 10%;">約</td> <td style="width: 60%;">0MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td>約</td> <td>0.295MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td>約</td> <td>■ MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td>約</td> <td>■ MPa</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約</td> <td>■ MPa</td> </tr> </table> <p>以上より、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として燃料取替用水ピットへ補給する可搬型大型送水ポンプ車の吐出圧力は、■ MPa以上とする。</p> <p>公称値については、要求される最大吐出圧力■ MPaを上回る■ MPaのポンプとする。</p> <p>3. 最高使用圧力 ^(注1) 可搬型大型送水ポンプ車を重大事故等時において使用する場合の圧力は、ポンプ吐出圧力を電気的に1.6MPaに制限していることから、その制限値である1.6MPaとする。</p> <p>4. 最高使用温度 ^(注1) 可搬型大型送水ポンプ車を重大事故等時において使用する場合の温度は、水源である海水の温度 ^(注2)が40°Cを下回るため40°Cとする。</p> <p>5. 原動機出力 可搬型大型送水ポンプ車の原動機出力は、流量■ m³/h時の軸動力を基に設定する。 可搬型大型送水ポンプ車の流量が■ m³/h、吐出圧力が■ MPa、そのときの同ポンプの必要軸動力は、メーカ設定値より■ kW/個とする。</p> <p>(注1) 重大事故等対処設備については、重大事故等時において使用する場合の圧力及び温度を記載する。</p> <p>■ 案内のみの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	水源と移送先の圧力差	約	0MPa	静水頭	約	0.295MPa	機器圧損	約	■ MPa	配管・ホース及び弁類圧損	約	■ MPa	合計	約	■ MPa	
水源と移送先の圧力差	約	0MPa															
静水頭	約	0.295MPa															
機器圧損	約	■ MPa															
配管・ホース及び弁類圧損	約	■ MPa															
合計	約	■ MPa															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-6(10/12)</p> <p>以降の重大事故等時の最高使用圧力及び最高使用温度についても同様の記載とする。</p> <p>(注2) 海水の温度は、外気の温度である原子炉設置変更許可申請書添付書類六に示す泊発電所における最高の月平均気温である8月の約25.6°C（寿都特別地域気象観測所24.5°C、小樽特別地域気象観測所25.6°C）を下回る。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

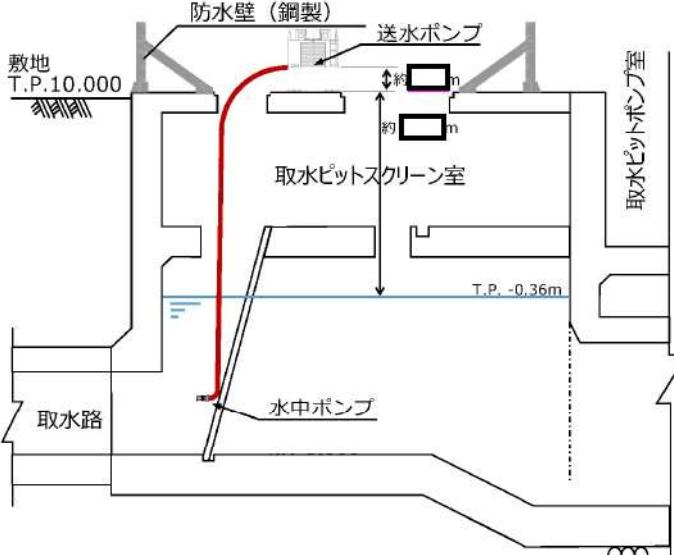
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
	<p style="text-align: right;">容-6(11/12)</p> <p><u>参考 可搬型大型送水ポンプ車付属水中ポンプの揚程について</u></p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、付属の水中ポンプにて取水し、車載の送水ポンプにて送水する構造である。</p> <p>容量設定根拠で示している吐出圧力は、送水ポンプ（送水側）によるものであることから、ここでは、可搬型大型送水ポンプ車付属の水中ポンプによって各取水場所から取水し、送水ポンプに送水できることを示す。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、動力消防ポンプ車の技術上の規格を定める省令（自治省令24号）に準拠して製造されており、水中ポンプを用いずに吸水（大気圧のみで水を吸い上げる）することが可能である。可搬型大型送水ポンプ車は、同省令第21条（ポンプの放水性能試験）で定める放水性能試験にて、吸水高さ3mの状態において定格容量を満足することを確認している。</p> <p>注水設備及び除熱設備として使用する可搬型大型送水ポンプ車は、取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差が最大となる3号炉取水ピットスクリーン室から送水ポンプへ取水する時でも、付属の水中ポンプを用いることにより最大取水量を満足する設計としている。</p> <p>放水性能試験時及び水中ポンプを用いた3号炉取水ピットスクリーン室からの最大取水時の有効吸込み水頭を第1表に示す。</p> <p>第1表に示すとおり、放水性能試験における送水ポンプの有効吸込み水頭 [m]に対し、水中ポンプの定格揚程、最大取水時における取水ラインホースの圧力損失、取水面と送水ポンプ吸込み口の高低差等を考慮した場合の有効吸込み水頭は [m]であり、放水性能試験における送水ポンプの有効吸込み水頭を上回っていることから、水中ポンプから送水ポンプへの送水が可能である。</p> <p>なお、水中ポンプは、水面下約5mに吊り下げられることから引き津波を考慮しても運転必要最低水位が常に確保されるため、水中ポンプにキャビテーションを発生させることなく、送水ポンプへ送水可能である。</p> <p style="text-align: center;">第1表 取水場所で供給可能な吸込み水頭</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>取水方法</th> <th>取水場所</th> <th>取水量 [t/h]</th> <th>取水口と送水ポンプ吸込み口の高差 [m]</th> <th>ホースの圧力損失 [kPa]</th> <th>水中ポンプの定格揚程 [m]</th> <th>大気圧 [kPa]</th> <th>飽和蒸気圧力* [kPa]</th> <th>有効吸込み水頭 [m]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>曳水</td> <td>-</td> <td>300</td> <td>3</td> <td>[]</td> <td>-</td> <td>10.3</td> <td>0.08 (水温5°Cの値)</td> <td>[]</td> </tr> <tr> <td>付属水中ポンプ</td> <td>3号炉取水ピットスクリーン室</td> <td>187.6</td> <td>[]</td> <td>[]</td> <td>10</td> <td>10.3</td> <td>0.78 (水温40°Cの値)</td> <td>[]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">*放水性能試験における水温の規定はないため、安全側に飽和蒸気圧力を設定している。</p> <p style="text-align: center;">[]枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	取水方法	取水場所	取水量 [t/h]	取水口と送水ポンプ吸込み口の高差 [m]	ホースの圧力損失 [kPa]	水中ポンプの定格揚程 [m]	大気圧 [kPa]	飽和蒸気圧力* [kPa]	有効吸込み水頭 [m]	曳水	-	300	3	[]	-	10.3	0.08 (水温5°Cの値)	[]	付属水中ポンプ	3号炉取水ピットスクリーン室	187.6	[]	[]	10	10.3	0.78 (水温40°Cの値)	[]	
取水方法	取水場所	取水量 [t/h]	取水口と送水ポンプ吸込み口の高差 [m]	ホースの圧力損失 [kPa]	水中ポンプの定格揚程 [m]	大気圧 [kPa]	飽和蒸気圧力* [kPa]	有効吸込み水頭 [m]																					
曳水	-	300	3	[]	-	10.3	0.08 (水温5°Cの値)	[]																					
付属水中ポンプ	3号炉取水ピットスクリーン室	187.6	[]	[]	10	10.3	0.78 (水温40°Cの値)	[]																					

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-6(12/12)</p>  <p>第1図 可搬型大型送水ポンプ車の3号炉取水ピットスクリーン室上部配置図</p> <p>□ 桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">容積 吐出圧力 最高使用圧力 最高使用温度 原動機出力</p> <p>(注1) 公称値</p> <p>【設定根拠】</p> <p>重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する大容量ポンプ（放水砲用）は、以下の機能を有する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、使用済燃料ビットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ビットの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料ビット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和及び放射性物質の放出を低減するために設置する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するための設備のうち、使用済燃料ビットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ビット水位が使用済燃料ビット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ビットへの十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に大量の水を放水できる設計とし、建屋の損壊等により開口部がある状態においては、建屋内の使用済燃料ビット周辺に向けた放水ができる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に大量の水を放水できる設計とする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p style="text-align: right;">容積 吐出圧力 最高使用圧力 最高使用温度 原動機出力</p> <p>(注1) 公称値</p> <p>【設定根拠】</p> <p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する可搬型大容量海水送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、使用済燃料ビットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ビットの水位が異常に低下した場合において、ビット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和及び放射性物質の放出を低減するために設置する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するための設備のうち、使用済燃料ビットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型大型送水ポンプ車においても使用済燃料ビット水位が使用済燃料ビット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ビットへの十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、燃料取扱建屋に大量の水を放水することによって、一部の水が使用済燃料ビットに注水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、燃料取扱建屋へ放水できる設計とする。</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p style="text-align: right;">容-14(1/4)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する大容量ポンプ（放水砲用）は、以下の機能を有する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p>	<p>容-14(2/4)</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲は、設置場所内を移動等することにより、複数の方向から燃料取扱建屋に向けて放水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、泡消火剤と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬型大容量海水送水ポンプ車は、以下の機能を有する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲は、設置場所内を移動等することにより複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする可搬型大容量海水送水ポンプ車と放水砲を接続することにより、泡消火剤と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

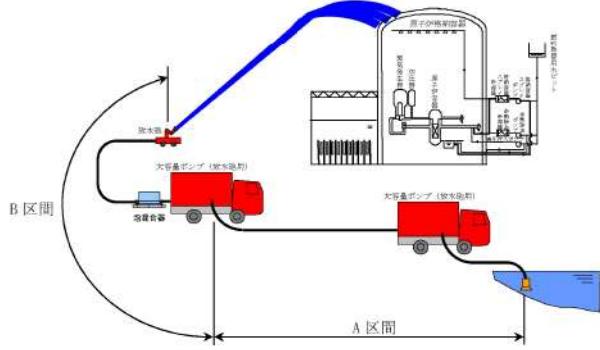
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大容量ポンプ（放水砲用）は、定格容量 [] m³/h/個、吐出圧力 [] MPaの水中ポンプにて海水を取水し、うず巻形ポンプまで送水する設計とし、2個直列に設置する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、3号炉及び4号炉で1セット2台とし、故障時のバックアップ用として1台（原子炉冷却系統施設の大容量ポンプを予備として兼用）の合計3台を分散して保管する。</p> <p>1. 容量 [] m³/h/個以上 ([] m³/h/個)～[] m³/h/個)</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）を重大事故等において使用する場合の容量は、最大放水量となる3号機と4号機の両方に同時に原子炉格納容器及びアニュラス部又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水する場合の容量を基に設定する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）は、放射性物質の拡散を抑制するため、第1図の性能曲線に示すおり、[] m³/hで放水（直線状放水）することで、原子炉格納容器の最高点である頂部に放水が可能である。したがって、大容量ポンプ（放水砲用）の容量は1台で3号機と4号機の両方に同時に放水する場合の容量である[] m³/h以上とする。また、原子炉周辺建屋等に放水する場合は、噴霧状放水とすることでより広範囲において放水が可能である。</p> <p>[] [] []</p> <p>なお、公称値については、大容量ポンプ（放水砲用）に要求される最大容量 [] m³/h/個を満足するものとして、定格容量 [] m³/h/個～[] m³/h/個とする。</p> <p>2. 吐出圧力 ([] MPa以上 [] MPa)</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）を重大事故等において使用する場合の揚程は、移送先圧力、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>[] []</p> <p>枠組みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、[] [] 保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車の容量は原子炉格納容器又は燃料取扱建屋等に放水する場合の容量を基に設定する。</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車は、放射性物質の拡散を抑制するため、放水砲を用いて [] m³/hで放水（棒状放水）することで、原子炉格納容器の最高点である頂部に放水が可能である。したがって、可搬型大容量海水送水ポンプ車の容量は1台で原子炉格納容器に放水する場合の容量である[] m³/h以上とする。また、燃料取扱建屋等に放水する場合は、霧状放水とすることでより広範囲において放水が可能である。</p> <p>なお、消防時に必要な容量は、国際民間航空機関（ICAO）発行の空港業務マニュアルに規定されている容量である[]</p> <p>公称値については、要求される最大容量 [] /h/個を上回る[] []</p> <p>2. 吐出圧力</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車の吐出圧力は、移送先圧力、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>[]</p> <p>以上より、可搬型大容量海水送水ポンプ車の吐出圧力は [] MPa以上とする。</p> <p>公称値については、要求される最大吐出圧力 [] MPaとする。</p> <p>3. 最高使用圧力</p> <p>可搬型大容量海水送水ポンプ車を重大事故等において使用する場合の圧力は、ポンプ吐出圧力を電気的に [] 制限していることから、その制限値である [] MPaとする。</p> <p>[] 枠組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	<p>容-14(3/4)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号	相違理由																								
<p style="text-align: right;">容-14(4/4)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項目</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">圧力損失 (MPa)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">A区間</td> </tr> <tr> <td>移送先圧力</td> <td style="text-align: right;">□ MPa</td> </tr> <tr> <td>静水頭</td> <td style="text-align: right;">□ MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="text-align: right;">□ MPa</td> </tr> <tr> <td>A区間合計 (1.2MPa以下で問題なし)</td> <td style="text-align: right;">□ MPa</td> </tr> <tr> <td colspan="2">B区間</td> </tr> <tr> <td>移送先圧力</td> <td style="text-align: right;">□ MPa</td> </tr> <tr> <td>機器圧損</td> <td style="text-align: right;">□ MPa</td> </tr> <tr> <td>配管・ホース及び弁類圧損</td> <td style="text-align: right;">□ MPa</td> </tr> <tr> <td>B区間合計</td> <td style="text-align: right;">□ MPa</td> </tr> <tr> <td>A区間合計、B区間合計のうち大きい値</td> <td style="text-align: right;">□ MPa</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上より、大容量ポンプ（放水砲用）の揚程は約□ MPa以上とする。 なお、公称値については、大容量ポンプ（放水砲用）に要求される最大揚程約□ MPaを満足するものとして定格揚程、□ MPaとする。</p>  <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	項目	圧力損失 (MPa)	A区間		移送先圧力	□ MPa	静水頭	□ MPa	配管・ホース及び弁類圧損	□ MPa	A区間合計 (1.2MPa以下で問題なし)	□ MPa	B区間		移送先圧力	□ MPa	機器圧損	□ MPa	配管・ホース及び弁類圧損	□ MPa	B区間合計	□ MPa	A区間合計、B区間合計のうち大きい値	□ MPa	<p>4. 最高使用温度 可搬型大容量海水送水ポンプ車を重大事故等時において使用する場合の温度は、□する。</p> <p>5. 原動機出力 可搬型大容量海水送水ポンプ車の原動機出力は、定格流量点□での軸動力を考慮し、□する。</p> <p style="border: 1px solid black; height: 100px; margin-top: 10px;">□枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	
項目	圧力損失 (MPa)																									
A区間																										
移送先圧力	□ MPa																									
静水頭	□ MPa																									
配管・ホース及び弁類圧損	□ MPa																									
A区間合計 (1.2MPa以下で問題なし)	□ MPa																									
B区間																										
移送先圧力	□ MPa																									
機器圧損	□ MPa																									
配管・ホース及び弁類圧損	□ MPa																									
B区間合計	□ MPa																									
A区間合計、B区間合計のうち大きい値	□ MPa																									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1図 容量 $\square \text{m}^3/\text{h}$における性能曲線</p> <p>3. 最高使用圧力 ($\square \text{MPa}$) 大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の送水ポンプの最高使用圧力は、締切圧力が $\square \text{MPa}$であることから、$\square \text{MPa}$とする。</p> <p>4. 最高使用温度 ($\square ^\circ\text{C}$) 大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、水源である海水の温度が $\square ^\circ\text{C}$を下回るため $\square ^\circ\text{C}$とする。</p> <p>5. 原動機出力 ($\square \text{kW} \sim \square \text{kW}$) 大容量ポンプ（放水砲用）（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の原動機出力は、定格流量点（容量：$\square \text{m}^3/\text{h} \sim \square \text{m}^3/\text{h}$、吐出圧力：$\square \text{MPa}$）での軸動力を考慮し、$\square \text{kW} \sim \square \text{kW}$とする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<p>名 称 仮設組立式水槽</p> <table border="1"> <tr> <td>容 量 (注1)</td> <td>m³/基</td> <td>(注2)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力 (注1)</td> <td>—</td> <td>(注2)</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度 (注1)</td> <td>℃</td> <td>(注2)</td> </tr> </table> <p>(注1) 重大事故等における使用時の値 (注2) 公称値</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備及び原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）と兼用</p> <p>【設 定 根 据】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する仮設組立式水槽は、以下の機能を有する。</p> <p>仮設組立式水槽は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ注水できる設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽は、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、仮設組立式水槽を水源とした可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	容 量 (注1)	m ³ /基	(注2)	最高使用圧力 (注1)	—	(注2)	最高使用温度 (注1)	℃	(注2)		<p>設備の相違 設備構成の相違 により比較対象 資料なし</p>
容 量 (注1)	m ³ /基	(注2)									
最高使用圧力 (注1)	—	(注2)									
最高使用温度 (注1)	℃	(注2)									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>スプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることで原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である仮設組立式水槽、送水車、可搬式代替低圧注水泵、電源車（可搬式代替低圧注水泵用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリー及び軽油ドラム缶を使用する。送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水泵は、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して、原子炉へ注水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬式代替低圧注水泵は、以下の機能を有する。</p> <p>仮設組立式水槽は、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水泵にホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽は、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心注水及び格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水及び代替格納容器スプレイの水源として、代替水源である仮設組立式水槽、送水車、可搬式代替低圧注水ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリー及び軽油ドラム缶を使用する。送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して、格納容器へ注水できる設計とする。</p> <p>仮設組立式水槽の保有数は、3号機、4号機それぞれで2セット2基、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1基の合計5基（3号機及び4号機共用の予備1基を含む）を分散して保管する。</p> <p>1. 容量 □ m³/基 仮設組立式水槽は、以下の機能を発揮するために、必要な容量を基に設定する。 可搬式代替低圧注水ポンプの水源としての貯水槽であり、可搬式代替低圧注水ポンプにおける最大注水量の□ m³/hの容量に対し、貯水槽に海水を連続的に補給する送水車からの補給量は□ m³/hと注水量を上回っている。 可搬式代替低圧注水ポンプの運転に支障がないよう十分な余裕を持った□ m³容量とする。</p> <p>2. 最高使用圧力 (□) 仮設組立式水槽の最高使用圧力は、大気開放式の貯水槽であることから、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度 (□ C) 仮設組立式水槽の最高使用温度は、送水車により海水を受け入れる大気開放式の貯水槽であり、送水車の最高使用温度と同じ□ Cとする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>恒設代替低圧注水ポンプ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量^(注1)</td><td>m³/h/個 110 以上、130 以上^(注2) (150^(注3))</td></tr> <tr> <td>揚 程^(注1)</td><td>m <input checked="" type="checkbox"/> 以上、<input checked="" type="checkbox"/> 以上^(注2) (150^(注3))</td></tr> <tr> <td>最高使用圧力^(注1)</td><td>MPa <input checked="" type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td>最高使用温度^(注1)</td><td>℃ 95</td></tr> <tr> <td>原 動 機・出 力</td><td>kW/個 <input checked="" type="checkbox"/></td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 重大事故等における使用時の値 (注2) 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）で使用する場合の値 (注3) 公称値</p> <p>【設 定 根 据】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する恒設代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプより、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ワインを介して原子炉へ注水することにより炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合には、同様の運転にて溶融炉心の原子炉容器下部への落下を遅延・防止することで原子炉格納容器の損傷を防止する設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要と <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">機密の範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</div></p>	名 称	恒設代替低圧注水ポンプ	容 量 ^(注1)	m ³ /h/個 110 以上、130 以上 ^(注2) (150 ^(注3))	揚 程 ^(注1)	m <input checked="" type="checkbox"/> 以上、 <input checked="" type="checkbox"/> 以上 ^(注2) (150 ^(注3))	最高使用圧力 ^(注1)	MPa <input checked="" type="checkbox"/>	最高使用温度 ^(注1)	℃ 95	原 動 機・出 力	kW/個 <input checked="" type="checkbox"/>		<p>設備の相違 設備構成の相違 により比較対象 資料なし</p>
名 称	恒設代替低圧注水ポンプ													
容 量 ^(注1)	m ³ /h/個 110 以上、130 以上 ^(注2) (150 ^(注3))													
揚 程 ^(注1)	m <input checked="" type="checkbox"/> 以上、 <input checked="" type="checkbox"/> 以上 ^(注2) (150 ^(注3))													
最高使用圧力 ^(注1)	MPa <input checked="" type="checkbox"/>													
最高使用温度 ^(注1)	℃ 95													
原 動 機・出 力	kW/個 <input checked="" type="checkbox"/>													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプにより、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して原子炉へ注水することができる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合、原子炉格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とした恒設代替低圧注水ポンプにより、格納容器スプレイ系統を介して原子炉格納容器上部にあるスプレイリングのスプレイノズルからの注水により原子炉格納容器内に水を張ることで残存溶融デブリの冷却を行い、原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する恒設代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため、また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、1次系冷却材喪失事象時において格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプにより、格納容器スプレイ系統</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>を介して原子炉格納容器上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイすることにより圧力及び温度を低下させる設計とする。</p> <p>また、炉心の著しい損傷が発生した場合には、同様の運転にて原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させる設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプより、格納容器スプレイシステムを介して原子炉格納容器内上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内に注水し、代替格納容器スプレイ水が格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ、格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通穴を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水することにより原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、燃料取替用水ピット又は復水ピットを水源とする恒設代替低圧注水ポンプより、格納容器スプレイシステムを介して、原子炉格納容器上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプの設置個数は、1個とする。</p> <p>1. 容量</p> <p>1.1 原子炉に注水する場合の容量 (110m³/h/個以上)</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水に使用する恒設代替低圧注水ポンプの容量は、炉心の著しい損傷の防止の重要事故シーケンスのうち、中破断LOCA時に高圧注入機能が喪失する事故のうち破断口が小さい場合</p> <p>枠開きの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

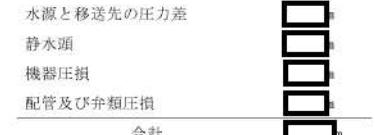
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>において、1次冷却材の保有水量を確保し、蒸気発生器において2次冷却材との熱交換を行い、主蒸気迷がし弁を開として2次系強制冷却を行うことで炉心崩壊熱を除去する場合に、有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において有効性が確認されている原子炉への注水流量が$110\text{m}^3/\text{h}$のため$110\text{m}^3/\text{h}/\text{個以上}$とする。</p> <p>1.2 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量 ($130\text{m}^3/\text{h}/\text{個以上}$)</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの容量は、原子炉格納容器の破損の防止の重要事故シーケンスのうち、大破断LOCA+常用炉心冷却設備注水失敗+格納容器スプレイ失敗事象などの格納容器過圧破損事象や、全交流動力電源喪失+補助給水機能喪失などの格納容器過温破損事象などにおいて、燃料取替用水ピット又は復水ピットから、ほう酸水又は淡水を原子炉格納容器内にスプレイし、原子炉格納容器内の放射性物質濃度及び圧力を低下させるために必要な容量を基に設定する。</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する恒設代替低圧注水ポンプの容量は、$130\text{m}^3/\text{h}$の流量にて評価した結果、原子炉格納容器内の放射性物質濃度を低下させるために、エアロゾル除去効果が確認されているスプレイ液滴径を満足し、格納容器過圧破損事象において原子炉格納容器内の最高圧力が0.43MPaとなり、また、格納容器過温破損事象において原子炉格納容器内の最高温度が144°Cとなることから、重大事故対策の有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において、放射性物質濃度を低下させ、代替最終ヒートシンクによる格納容器の除熱手段確立までの間、原子炉格納容器内の圧力を原子炉格納容器の最高使用圧力近傍で維持することが可能である流量$130\text{m}^3/\text{h}/\text{個以上}$を当該ポンプの容量とする。</p> <p>公称値については、要求される最大容量$130\text{m}^3/\text{h}$を上回る$150\text{m}^3/\text{h}/\text{個}$とする。</p> <p>2. 揚程</p> <p>2.1 原子炉に注水する場合の揚程 (□以上)</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの揚程は、ほう酸水及び淡水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

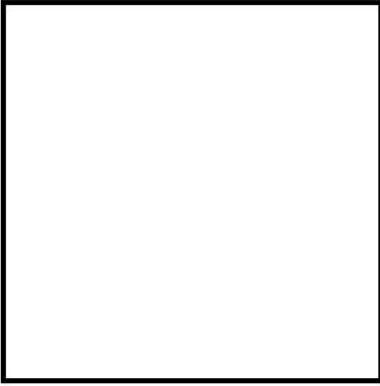
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、1次冷却材圧力0.7MPaについて、有効性評価解析（原子炉設置変更許可申請書添付書類十）において、有効性が確認されている圧力である。</p> <p>水源と移送先の圧力差 静水頭 機器圧損 配管及び弁類圧損 合計</p>  <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの揚程は□m以上とする。</p> <p>2.2 原子炉格納容器内にスプレイする場合の揚程 (□m以上)</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの揚程は、ほう酸水及び淡水を原子炉格納容器内にスプレイする場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>水源と移送先の圧力差 静水頭 機器圧損 配管及び弁類圧損 合計</p>  <p>以上より、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの揚程は□m以上とする。</p> <p>公称値については、要求される最大揚程□mを上回る150mとする。</p> <p>3. 最高使用圧力 (□ MPa)</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプを重大事故等時において使用する場合の圧力は、ポンプ締切点の揚程1.55MPaおよび静水頭を考慮し、□ MPaとする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 最高使用温度 (95°C) 恒設代替低圧注水ポンプを重大事故等時において使用する場合の温度は、水源である燃料取替用水ピットの使用温度と同じ、95°Cとする。</p> <p>5. 原動機出力 (□kW/個) 恒設代替低圧注水ポンプの原動機出力は、流量150m³/h時の軸動力を基に設定する。 恒設代替低圧注水ポンプの定格容量150m³/h、定格揚程150m、そのときの同ポンプの必要軸動力は、以下のとおり□kWとなる。</p>  <p>(参考文献：「ターボポンプ用語」(JIS B 0131-2002))</p> <p>以上より、恒設代替低圧注水ポンプの原動機出力は、必要軸動力112kwを上回る□kW/個とする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項のため公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>3号機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>可搬式代替低圧注水ポンプ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量^(注1) m³/h/台</td><td>110 以上^(注2)、130 以上^(注3) (150^(注4))</td></tr> <tr> <td>揚 程^(注1) m</td><td><input checked="" type="checkbox"/> 以上^(注2)、<input checked="" type="checkbox"/> 以上^(注3) (150^(注4))</td></tr> <tr> <td>最高使用圧力^(注1) MPa</td><td><input checked="" type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td>最高使用温度^(注1) ℃</td><td>40</td></tr> <tr> <td>原 動 機 出 力 kW/個</td><td><input checked="" type="checkbox"/></td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 重大事故等における使用時の値 (注2) 原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備で使用する場合の値 (注3) 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）で使用する場合の値 (注4) 公称値</p> <p>【設 定 根 据】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象において余熱除去ポンプ、高圧注入ポンプ及び燃料取替用水ピットの故障等により炉心注水機能が喪失した場合に仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系と余熱除去系間の連絡ラインを介して原子炉へ注水することができる設計とする。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	名 称	可搬式代替低圧注水ポンプ	容 量 ^(注1) m ³ /h/台	110 以上 ^(注2) 、130 以上 ^(注3) (150 ^(注4))	揚 程 ^(注1) m	<input checked="" type="checkbox"/> 以上 ^(注2) 、 <input checked="" type="checkbox"/> 以上 ^(注3) (150 ^(注4))	最高使用圧力 ^(注1) MPa	<input checked="" type="checkbox"/>	最高使用温度 ^(注1) ℃	40	原 動 機 出 力 kW/個	<input checked="" type="checkbox"/>		<p>設備の相違 設備構成の相違 により比較対象 資料なし</p>
名 称	可搬式代替低圧注水ポンプ													
容 量 ^(注1) m ³ /h/台	110 以上 ^(注2) 、130 以上 ^(注3) (150 ^(注4))													
揚 程 ^(注1) m	<input checked="" type="checkbox"/> 以上 ^(注2) 、 <input checked="" type="checkbox"/> 以上 ^(注3) (150 ^(注4))													
最高使用圧力 ^(注1) MPa	<input checked="" type="checkbox"/>													
最高使用温度 ^(注1) ℃	40													
原 動 機 出 力 kW/個	<input checked="" type="checkbox"/>													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>系統構成は、送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、余熱除去系を介して、原子炉へ注水することができる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉に残存溶融デブリが存在する場合、格納容器水張り（格納容器スプレイ）により残存溶融デブリを冷却するため、仮設組立式水槽を水源とした可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルからの注水により原子炉格納容器内に水を張ることで残存溶融デブリの冷却を行い、原子炉格納容器の破損を防止する設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する可搬式代替低圧注水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、1次冷却材喪失事象において格納容器スプレイポンプ及び燃料取替用水ビットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合に仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプにホース及び配管類を取り付けることにより、格納容器スプレイ系を介して原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレーすることにより圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させる設計とする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできませ</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬式代替低圧注水ポンプは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、送水車により可搬型ホースを介して、海水を補給した仮設組立式水槽を水源とする可搬式代替低圧注水ポンプは、格納容器スプレイ系を介して、原子炉格納容器上部にあるスプレーリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプの保有数は、3号機、4号機それぞれで2セット2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計5台（3号機及び4号機共用の予備1台を含む）を分散して保管する。</p> <p>1. 容量</p> <p>1.1 原子炉容器に注水する場合の容量（110m³/h以上）</p> <p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの容量は、可搬式代替低圧注水ポンプが設計基準事故対処設備の機能喪失時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの代替設備であることから、恒設代替低圧注水ポンプの有効性評価解析において有効性が確認されている原子炉への注入流量である110m³/h/台以上とする。</p> <p>1.2 原子炉格納容器内にスプレイする場合の容量（130m³/h以上）</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの容量は、可搬式代替低圧注水ポンプが設計基準事故対処設備の機能喪失時に使用する恒設代替低圧注水ポンプの代替設備であることから、恒設代替低圧注水ポンプの有効性評価解析において有効性が確認されている格納容器への注水流量である130m³/h/台以上とする。</p> <p>公称値については、可搬式代替低圧注水ポンプに要求される最大容量130m³/h/台を満足するものとして定格容量150m³/h/台とする。</p> <p>2. 揚程</p> <p>2.1 原子炉に注水する場合の揚程 [] m以上)</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

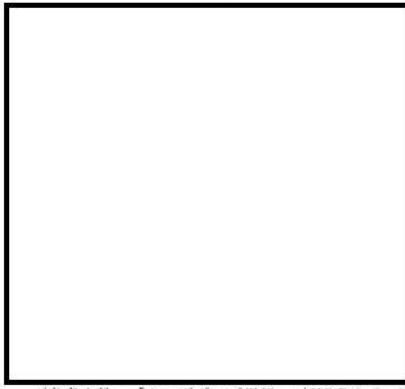
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの揚程は、海水を原子炉に注水する場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管・ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>水源と移送先の圧力差 <input type="text"/>m 静水頭 <input type="text"/>m 機器圧損 <input type="text"/>m 配管・ホース及び弁類圧損 <input type="text"/>m 合 計 <input type="text"/>m</p> <p>以上より、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として炉心注水時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの揚程は、<input type="text"/>m以上とする。</p> <p>2.3 原子炉格納容器内にスプレイする場合の揚程 (<input type="text"/>m以上)</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの揚程は、海水を原子炉格納容器内にスプレイする場合の水源と移送先の圧力差、静水頭、機器圧損、配管ホース及び弁類圧損を基に設定する。</p> <p>水源と移送先の圧力差 <input type="text"/>m 静水頭 <input type="text"/>m 機器圧損 <input type="text"/>m 配管・ホース及び弁類圧損 <input type="text"/>m 合 計 <input type="text"/>m</p> <p>原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備又は、原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として格納容器スプレイ時に使用する可搬式代替低圧注水ポンプの揚程は、<input type="text"/>m以上とする。</p> <p>公称値については、可搬式代替低圧注水ポンプに要求される最大揚程<input type="text"/>mを満足するものとして余裕を考慮し、定格揚程が150mのポンプとする。</p> <p>3. 最高使用圧力 (<input type="text"/> MPa)</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプを重大事故時において使用する場合圧力は、ポンプ締切圧力</p> <p><input type="text"/> 杵固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>が□ MPaであり、当該ポンプを使用する系統においては、弁等により他の系統と隔離しており、当該ポンプの他に加圧要因がないことから□ MPaとする。</p> <p>4. 最高使用温度 (40°C) 可搬式代替低圧注水ポンプを重大事故等時において使用する場合の温度は、水源である海水の温度が40°Cを下回るため40°Cとする。</p> <p>5. 原動機出力 (□ kW/個) 可搬式代替低圧注水ポンプを重大事故等時において使用する場合の原動機出力は、流量150m³/h時の軸動力を基に設定する。 可搬式代替低圧注水ポンプの流量が150m³/h、揚程が150m、そのときの同ポンプの必要軸動力は、以下のとおり□ kWとなる。</p>  <p>(参考文献：「ターボポンプ用語」(JIS B 0131-2002)) 以上より、可搬式代替低圧注水ポンプの原動機出力は□ kW/個とする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>2（予備1）^(注1)</td> </tr> <tr> <td>容 量</td> <td>kVA/個</td> <td>610</td> </tr> </table> <p>(注1) 3号及び4号炉共用の予備1台。</p> <p>【設 定 根 拠】</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより、重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損等を防止するために必要な電力を確保できる設備を設ける。また、必要な容量を賄うことができる設備を1基あたり2セット以上に加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを発電所全体で確保する設計とする。</p> <p>1. 容量</p> <p>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）は設計基準事故対処設備の機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止するために必要な可搬式代替低圧注水ポンプの駆動に十分な容量を有する設計とする。可搬式代替低圧注水ポンプの駆動に必要な負荷容量は132kWであり、十分な余裕をみて発電機の出力は488kWを選定し、発電機の容量は以下のとおり610kVAとする。</p> $Q \geq P / p_f = 488 / 0.8 = 610$ <p>Q : 発電機の容量 (kVA) P : 発電機の出力 (kW) = 488 p_f : 力率 = 0.8</p>	名 称	電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	個 数	—	2（予備1） ^(注1)	容 量	kVA/個	610		設備の相違 設備構成の相違 により比較対象 資料なし
名 称	電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）									
個 数	—	2（予備1） ^(注1)								
容 量	kVA/個	610								

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>大容量ポンプ（3・4号機共用）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td><td>m³/h/個</td></tr> <tr> <td>吐 出 壓 力</td><td>MPa</td></tr> <tr> <td>最 高 使 用 壓 力</td><td>MPa</td></tr> <tr> <td>最 高 使 用 溫 度</td><td>℃</td></tr> <tr> <td>原 動 機 出 力</td><td>kW/個</td></tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 据】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に使用する大容量ポンプ（3・4号機共用）は、以下の機能を有する。</p> <p>大容量ポンプは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準対象施設が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、運転中の1次冷却材喪失事象時又は運転停止中において全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、A、B海水ストレーナプローパ配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、海を水源とする大容量ポンプにより原子炉補機冷却水系統に海水を直接供給し、B高压注入ポンプの代替補機冷却を行うことで代替再循環運転を行い、原子炉を冷却する設計とする。</p> <p>大容量ポンプは、設計基準対象施設が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために設置する。</p> <p>系統構成は、海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合並びに全交流動力電源が喪失した場合における1次冷却材喪失事象を想定し、A、B海水ストレーナプローパ配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、海を水源とする大容量ポンプにより原子炉補機冷却水系統を介してA、D格納容器再循環ユニットへ海水を直接供給し、原子炉格納容器内の自然対流冷却及びB高压注入ポンプの代替補機冷却を行うことで、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止する設計とする。</p> <p>◆ 記載範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	名 称	大容量ポンプ（3・4号機共用）	容 量	m ³ /h/個	吐 出 壓 力	MPa	最 高 使 用 壓 力	MPa	最 高 使 用 溫 度	℃	原 動 機 出 力	kW/個		設備の相違 設備構成の相違 により比較対象 資料なし
名 称	大容量ポンプ（3・4号機共用）													
容 量	m ³ /h/個													
吐 出 壓 力	MPa													
最 高 使 用 壓 力	MPa													
最 高 使 用 溫 度	℃													
原 動 機 出 力	kW/個													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大容量ポンプは、設計基準対象施設が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるため、また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>大容量ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、A、B海水ストレーナブロー配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、海を水源とする大容量ポンプにより原子炉補機冷却水系統を介して、A、D格納容器再循環ユニットへ海水を直接供給し、原子炉格納容器内の自然対流冷却を行うことで原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる設計とする。</p> <p>大容量ポンプは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による破損を防止するための設備のうち、格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定するための設備として設置する。</p> <p>これらの系統構成は、全交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、A、B海水ストレーナブロー配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続し、海を水源とする大容量ポンプによりサンプリングガスの冷却として、原子炉補機冷却水系統へ海水を直接供給できる設計とする。</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、海を水源とし、大容量ポンプは、A、B海水ストレーナブロー配管又はA系海水供給母管マンホールと可搬型ホースを接続することで、原子炉補機冷却水系統に海水を直接供給し、代替補機冷却ができる設計とする。</p> <p>なお、大容量ポンプは、定格容量 [] m³/h/個、吐出圧力 [] MPaの水中ポンプにて海水を取り水し、うず巻式ポンプまで送水する設計とし、水中ポンプは2個設置する。</p> <p>大容量ポンプ（3・4号機共用）の保有数は、3・4号機で2セット2台、予備1台の合計3台を分散して保管する。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
<p>1. 容量</p> <p>1.1 容量 <input type="text"/> m³/h以上 (<input type="text"/> m³/h/個))</p> <p>大容量ポンプ（3・4号機共用）の容量は、各機器に供給する冷却海水流量を基に設定する。大容量ポンプ（3・4号機共用）が供給する冷却海水流量は、第1表に示すとおり通水流量の合計が<input type="text"/> m³/hとなる。</p> <p>以上より、大容量ポンプの容量はこれを上回る容量として、<input type="text"/> m³/h/個とする。</p> <p>第1表 必要冷却海水流量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機器</th><th colspan="2">3号機</th><th colspan="2">4号機</th></tr> <tr> <th>設計冷却海水流量</th><th>台数</th><th>設計冷却海水流量</th><th>台数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器再循環ユニット</td><td><input type="text"/> m³/h</td><td>2</td><td><input type="text"/> m³/h</td><td>2</td></tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ(海水冷却)</td><td><input type="text"/> m³/h</td><td>1</td><td><input type="text"/> m³/h</td><td>1</td></tr> <tr> <td>ガスサンブル冷却器</td><td><input type="text"/> m³/h</td><td>1</td><td><input type="text"/> m³/h</td><td>1</td></tr> <tr> <td>冷却海水流量の合計</td><td><input type="text"/> m³/h</td><td></td><td><input type="text"/> m³/h</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td><input type="text"/> m³/h</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>なお、公称値については、大容量ポンプに要求される最大容量<input type="text"/> m³/h/個を満足するものとして、定格容量<input type="text"/> m³/h/個とする。</p> <p>2. 吐出圧力 (<input type="text"/> MPa以上 (<input type="text"/> MPa))</p> <p>大容量ポンプ（3・4号機共用）の吐出圧力は、再循環ユニットへの海水通水ラインの静水頭差、ライン圧力損失等を基に設定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>圧力損失 (MPa)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライン損失（大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット出口）</td><td><input type="text"/> (注1)</td></tr> <tr> <td>静水頭差（大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット）</td><td><input type="text"/> (注2)</td></tr> <tr> <td>再循環ユニット出口背圧確保（沸騰防止）</td><td><input type="text"/> (注3)</td></tr> <tr> <td>合計</td><td><input type="text"/></td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 配管圧損は、最大の圧損にて評価</p> <p>(注2) 大容量ポンプをE.L. <input type="text"/> に設置した場合の評価</p> <p>(注3) 格納容器過温破損（全交流動力電源喪失+補助給水失敗）における格納容器雰囲気温度の最高値（約<input type="text"/> ℃）が冷却水に全て伝熱すると仮定しての飽和蒸気圧力を沸騰防止圧力として適用</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	機器	3号機		4号機		設計冷却海水流量	台数	設計冷却海水流量	台数	格納容器再循環ユニット	<input type="text"/> m ³ /h	2	<input type="text"/> m ³ /h	2	高圧注入ポンプ(海水冷却)	<input type="text"/> m ³ /h	1	<input type="text"/> m ³ /h	1	ガスサンブル冷却器	<input type="text"/> m ³ /h	1	<input type="text"/> m ³ /h	1	冷却海水流量の合計	<input type="text"/> m ³ /h		<input type="text"/> m ³ /h			<input type="text"/> m ³ /h				項目	圧力損失 (MPa)	ライン損失（大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット出口）	<input type="text"/> (注1)	静水頭差（大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット）	<input type="text"/> (注2)	再循環ユニット出口背圧確保（沸騰防止）	<input type="text"/> (注3)	合計	<input type="text"/>		
機器		3号機		4号機																																										
	設計冷却海水流量	台数	設計冷却海水流量	台数																																										
格納容器再循環ユニット	<input type="text"/> m ³ /h	2	<input type="text"/> m ³ /h	2																																										
高圧注入ポンプ(海水冷却)	<input type="text"/> m ³ /h	1	<input type="text"/> m ³ /h	1																																										
ガスサンブル冷却器	<input type="text"/> m ³ /h	1	<input type="text"/> m ³ /h	1																																										
冷却海水流量の合計	<input type="text"/> m ³ /h		<input type="text"/> m ³ /h																																											
	<input type="text"/> m ³ /h																																													
項目	圧力損失 (MPa)																																													
ライン損失（大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット出口）	<input type="text"/> (注1)																																													
静水頭差（大容量ポンプ～格納容器再循環ユニット）	<input type="text"/> (注2)																																													
再循環ユニット出口背圧確保（沸騰防止）	<input type="text"/> (注3)																																													
合計	<input type="text"/>																																													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>以上より、大容量ポンプ（3・4号機共用）の吐出圧力は□ MPa以上とする。 なお、公称値については、大容量ポンプに要求される吐出圧力□ MPaを満足するものとして、定格圧力が□ MPaのポンプとする。</p> <p>3. 最高使用圧力 (□ MPa) 大容量ポンプ（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の圧力は、ポンプ吐出圧力を電気的に□ MPaに制限していることから、その制限値である□ MPaとする。</p> <p>4. 最高使用温度 (□ °C) 大容量ポンプ（3・4号機共用）を重大事故等時において使用する場合の温度は、水源である海水の温度を上回る□ °Cとする。</p> <p>5. 原動機出力 (□ kW) 大容量ポンプ（3・4号機共用）の原動機出力は、定格流量点（容量：□ m³/h、吐出圧力：□ MPa）での軸動力を考慮し、□ kWとする。</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<p>名 称 スプレイヘッダ</p> <table border="1"> <tr> <td>最高 使用 圧力</td> <td>MPa</td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>最高 使用 溫度</td> <td>℃</td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>外 径</td> <td>mm</td> <td>65A <small>(注1)</small></td> </tr> </table> <p>(注1) 取り合うホースの呼び径を示す。</p> <p>【設 定 根 拠】</p> <p>本配管は、使用済燃料ピットスプレイラインのスプレイヘッダ送水用ホースと接続する可搬型配管である。</p> <p>重大事故等対処設備として送水車により使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋へスプレイするために設置する。</p> <p>本配管の保有数は、使用済燃料ピット（Aエリア及びBエリア）又は原子炉周辺建屋へスプレイするため、3号機及び4号機それぞれ1セット2個、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも直ちに使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として1セット2個（3号及び4号機共用）の合計6個を保管する。</p> <p>1. 最高使用圧力 (<input type="text"/> MPa) 本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用圧力は、送水車に接続されることから、送水車の最高使用圧力と同じ、<input type="text"/> MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 (<input type="text"/> C) 本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、送水車の最高使用温度と同じ、<input type="text"/> Cとする。</p> <p>3. 外径 (65A) 本配管を重大事故等時において使用する場合の外径は、<input type="text"/> m³/h <small>(注2)</small>を通水するため、圧力損失を確認し、また、取り合う配管の呼び径に合わせた配管口径として65Aとする。</p> <p>(注2) スプレイヘッダの能力 <input type="text"/> m³/h (分岐管下流の流量 <input type="text"/> m³/h)</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	最高 使用 圧力	MPa	<input type="text"/>	最高 使用 溫度	℃	<input type="text"/>	外 径	mm	65A <small>(注1)</small>		泊では可搬型スプレイノズルを54条に整理しており、56条の重大事故等対処設備としては抽出していない。
最高 使用 圧力	MPa	<input type="text"/>									
最高 使用 溫度	℃	<input type="text"/>									
外 径	mm	65A <small>(注1)</small>									

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="3">放水砲 (3・4号機共用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td colspan="3">1.2</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>°C</td> <td colspan="3">□</td> </tr> <tr> <td>外　　径</td> <td>mm</td> <td>220</td> <td>216.3</td> <td>318.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】</p> <p>重大事故等時に核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備として使用する放水砲(3・4号機共用)は、以下の機能を有する。</p> <p>放水砲は、使用済燃料ビットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ビットの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料ビット内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和及び放射性物質の放出を低減するために設置する。</p> <p>放水砲は、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するための設備のうち、使用済燃料ビットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備においても使用済燃料ビット水位が使用済燃料ビット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ビットへの十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>これらの系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に大量の水を放水できる設計とし、建屋の損壊等により開口部がある状態においては、建屋内の使用済燃料ビット周辺に向けた放水ができる設計とする。</p> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアーチュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水できる設計とする。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に向けて放水できる設計とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	名称		放水砲 (3・4号機共用)			最高使用圧力	MPa	1.2			最高使用温度	°C	□			外　　径	mm	220	216.3	318.5		泊では放水砲を55条に整理しており、56条の重大事故等対処設備としては抽出していない。
名称		放水砲 (3・4号機共用)																				
最高使用圧力	MPa	1.2																				
最高使用温度	°C	□																				
外　　径	mm	220	216.3	318.5																		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するため設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する大容量ポンプ（放水砲用）は、以下の機能を有する。</p> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、原子炉格納容器及びアニュラス部へ放水できる設計とする。大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉格納容器及びアニュラス部に向けて放水できる設計とする。</p> <p>放水砲は、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器及びアニュラス部の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、原子炉格納容器周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するため設置する。</p> <p>系統構成は、可搬型ホースを介し、海を水源とする大容量ポンプ（放水砲用）と放水砲を接続することにより、泡消火剤（4m³）と混合しながら、原子炉格納容器周辺へ放水できる設計とする。</p> <p>放水砲の保有数は、3・4号機同時放水を想定し1セット2台とし、故障時のバックアップ用として1台の合計3台を保管する。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 最高使用圧力 (1.2MPa) 放水砲を重大事故等時において使用する場合の最高使用圧力は、メーカが規定する使用圧力である1.2MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度 (□C) 放水砲を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、水源である海水の温度が□Cを下回るため□Cとする。</p> <p>3. 外径 (220mm、216.3mm、318.5mm) 放水砲を重大事故等時において使用する場合の外径は、先行PWRプラント実績に基づき定めた標準流速における流量が当該配管に要求される設計流量を上回るものとして決定する。 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の配管外径及び標準流速における流量の関係を第1表に示す。</p> <p>3.1 外径 220mm 本配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。 本配管の流量は、□m³/h (注1)であるため、第1表を基に呼び径8B以上の配管を選定する。 以上より、本配管の外径は、220mmとする。</p> <p>3.2 外径 216.3mm 本配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。 本配管の流量は、□m³/h (注1)であるため、第1表を基に呼び径8B以上の配管を選定する。 以上より、本配管の外径は、216.3mm (8B) とする。</p> <p>3.3 外径 318.5mm 本配管の外径は、日本工業規格の呼び径に対応する外径とする。 本配管の流量は、□m³/h (注1)であるため、第1表を基に呼び径8B以上の配管を選定する。 以上より、本配管の外径は、318.5mm (12B) とする。</p> <p>(注1) 大容量ポンプが供給する放水海水流量 □m³/h</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
<p>第1表 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の配管外径及び標準流速における流量の関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び径 (B)</th><th>外径 A (mm)</th><th>厚さ B (mm)</th><th>内径 C (mm)</th><th>標準流速 D (m/s)</th><th>標準流速における流量 E (m³/h)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>34.0</td><td>3.0</td><td>28.0</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>60.5</td><td>3.5</td><td>53.5</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2 1/2</td><td>76.3</td><td>3.5</td><td>69.3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>89.1</td><td>4.0</td><td>81.1</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>114.3</td><td>4.0</td><td>106.3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>165.2</td><td>5.0</td><td>155.2</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>216.3</td><td>6.5</td><td>203.3</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>267.4</td><td>6.5</td><td>254.4</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>318.5</td><td>6.5</td><td>305.5</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注2) 標準流速における流量及びその他のパラメータとの関係は以下のとおりとする。</p> $C = A - 2B$ $E = D \times 3,600 \times \frac{\pi}{4} \times \left(\frac{C}{1,000} \right)^2$ <p>詳細の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	呼び径 (B)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準流速 D (m/s)	標準流速における流量 E (m ³ /h)	1	34.0	3.0	28.0			2	60.5	3.5	53.5			2 1/2	76.3	3.5	69.3			3	89.1	4.0	81.1			4	114.3	4.0	106.3			6	165.2	5.0	155.2			8	216.3	6.5	203.3			10	267.4	6.5	254.4			12	318.5	6.5	305.5				
呼び径 (B)	外径 A (mm)	厚さ B (mm)	内径 C (mm)	標準流速 D (m/s)	標準流速における流量 E (m ³ /h)																																																									
1	34.0	3.0	28.0																																																											
2	60.5	3.5	53.5																																																											
2 1/2	76.3	3.5	69.3																																																											
3	89.1	4.0	81.1																																																											
4	114.3	4.0	106.3																																																											
6	165.2	5.0	155.2																																																											
8	216.3	6.5	203.3																																																											
10	267.4	6.5	254.4																																																											
12	318.5	6.5	305.5																																																											

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

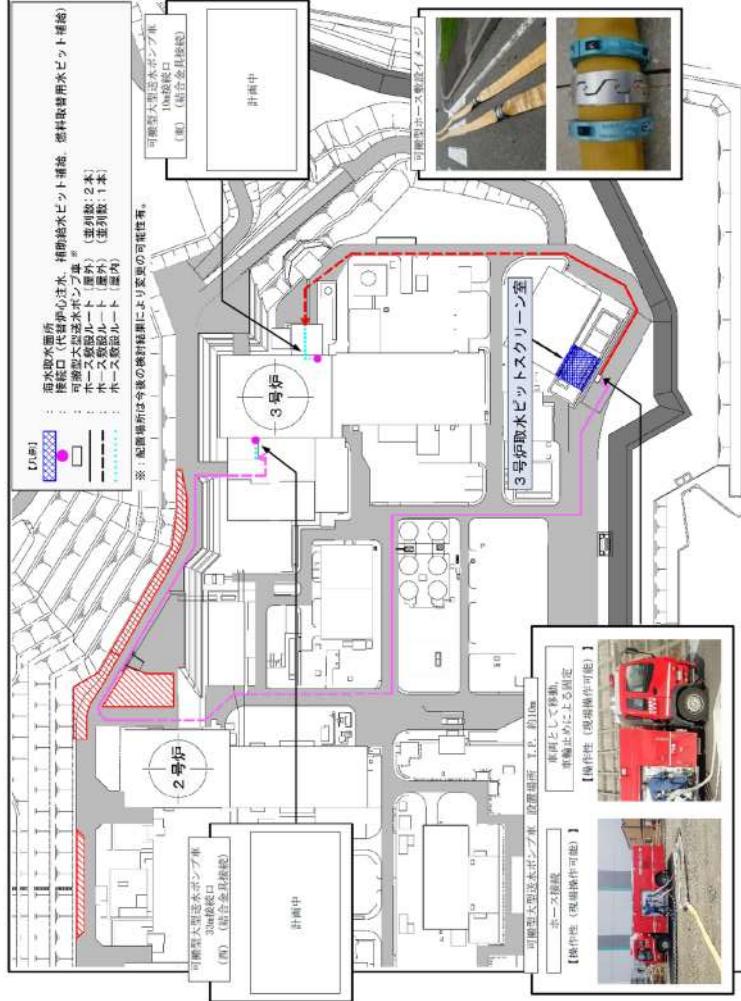
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
56-2 配置図 3号炉	56-6 接続図	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 <small>図56-6-1 接続図（代替炉心注水並びに補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへの補給）</small>	

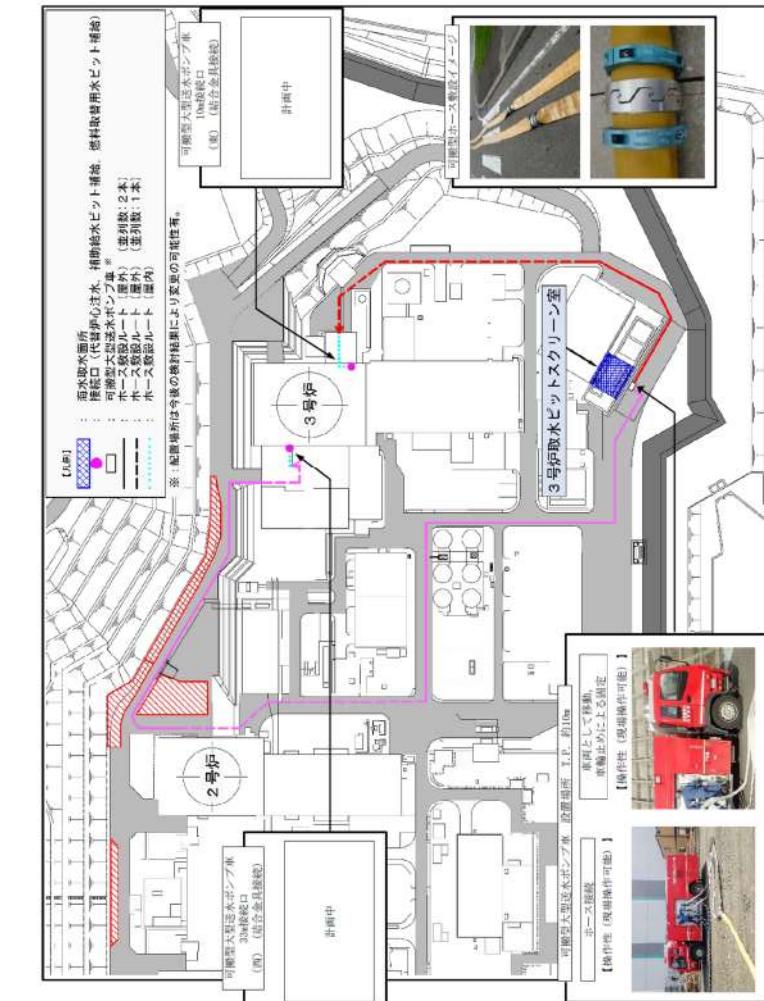
56-2-10

56-6-1

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

56-2-12

図56-6-1 接続図（代替炉心注水並びに補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへの補給）

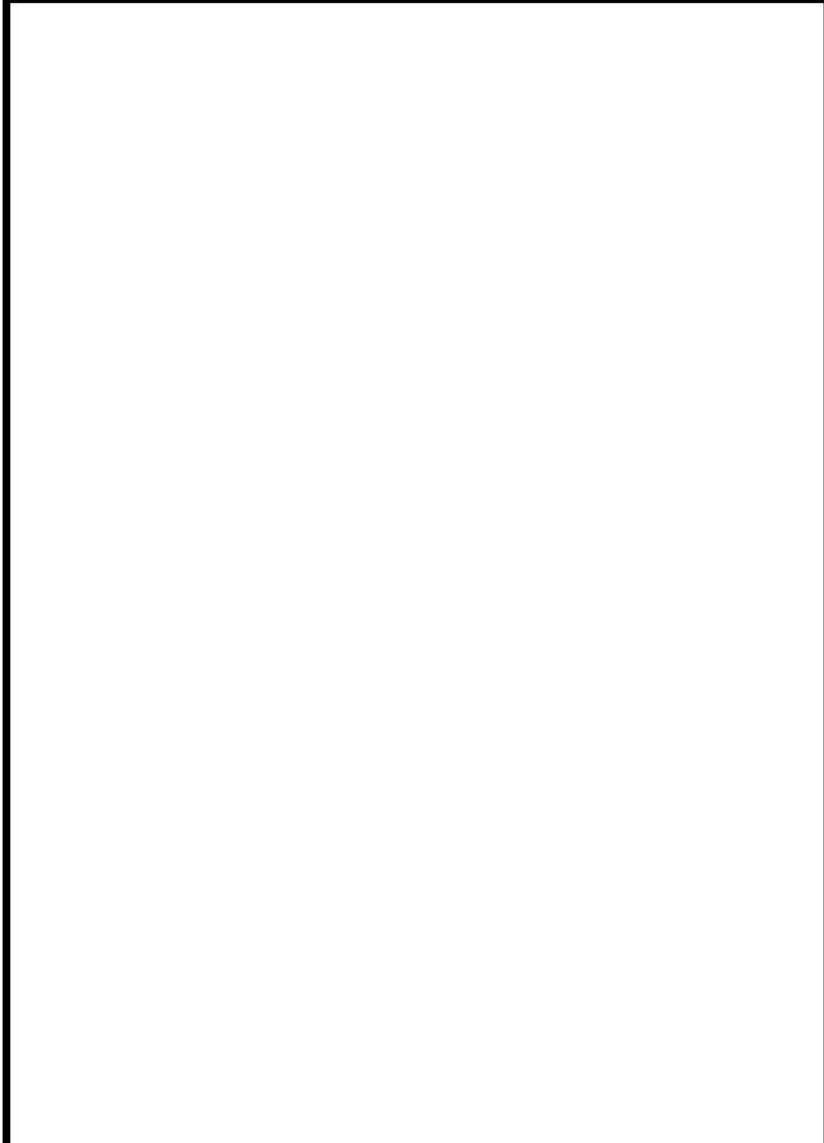
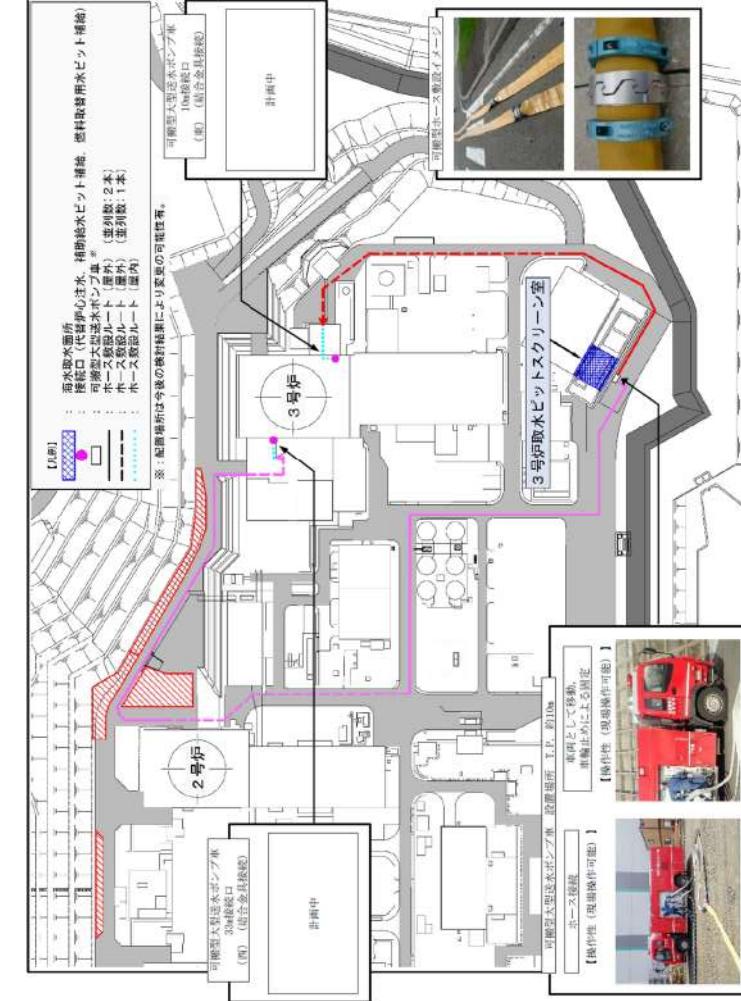
56-6-1

比較のため前項貼り付け

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図56-6-1 接続図（代替炉心注水並びに補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへの補給）</p> <p>56-6-1</p> <p>比較のため前項貼り付け</p>	

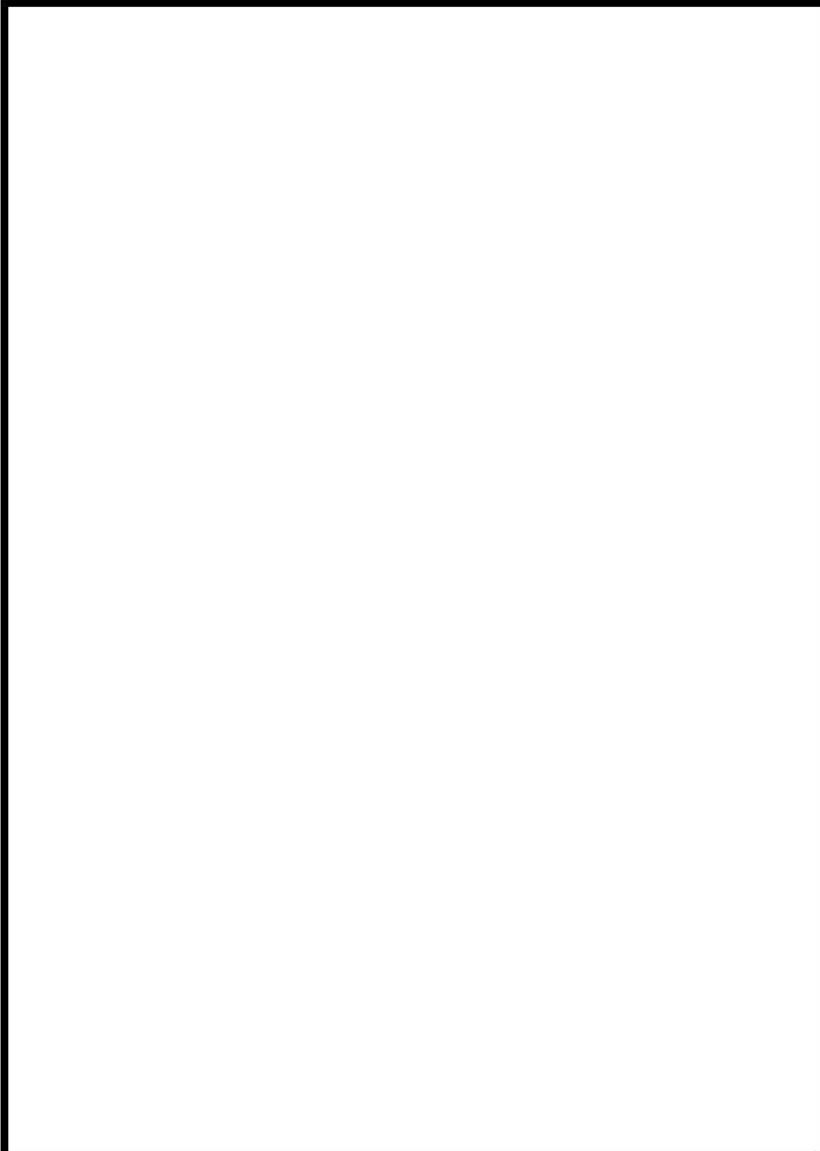
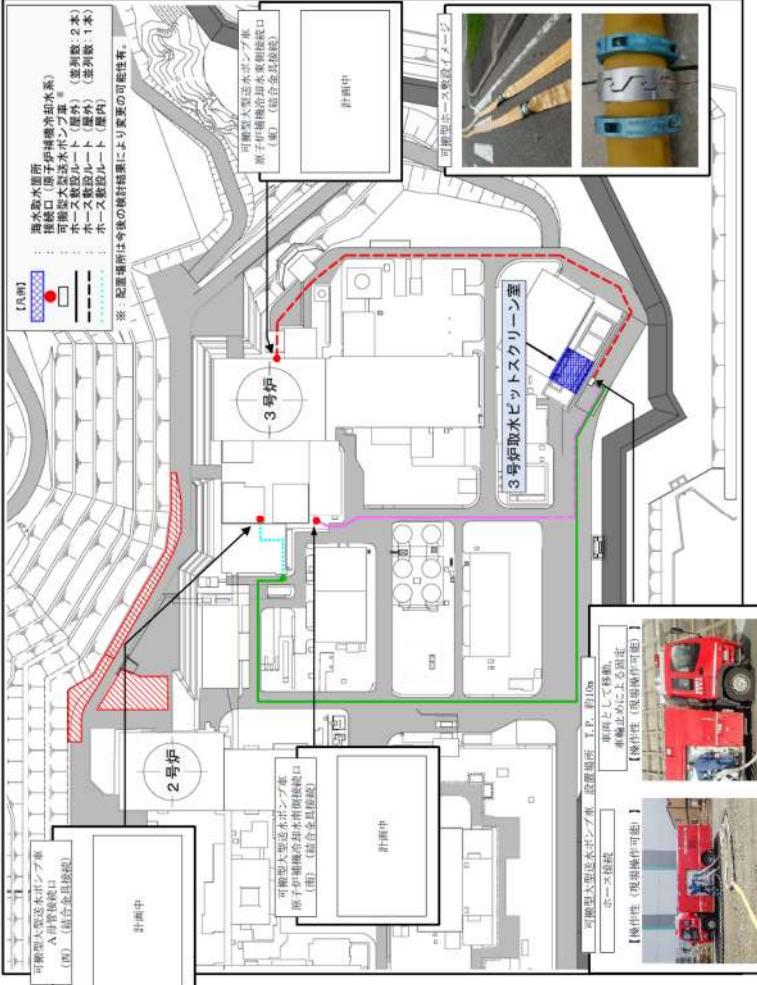
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

56-2-14

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 図56-6-2 接続図（代替補機冷却、格納容器内自然対流冷却及び水素濃度監視）	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

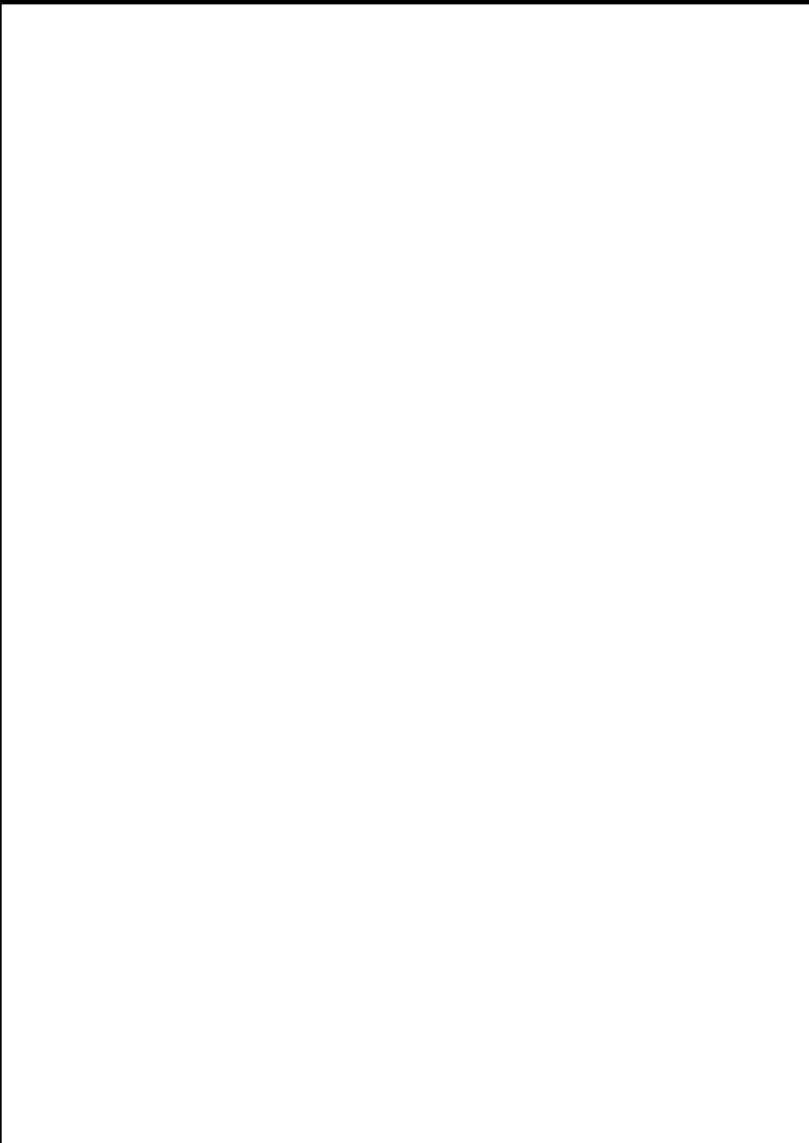
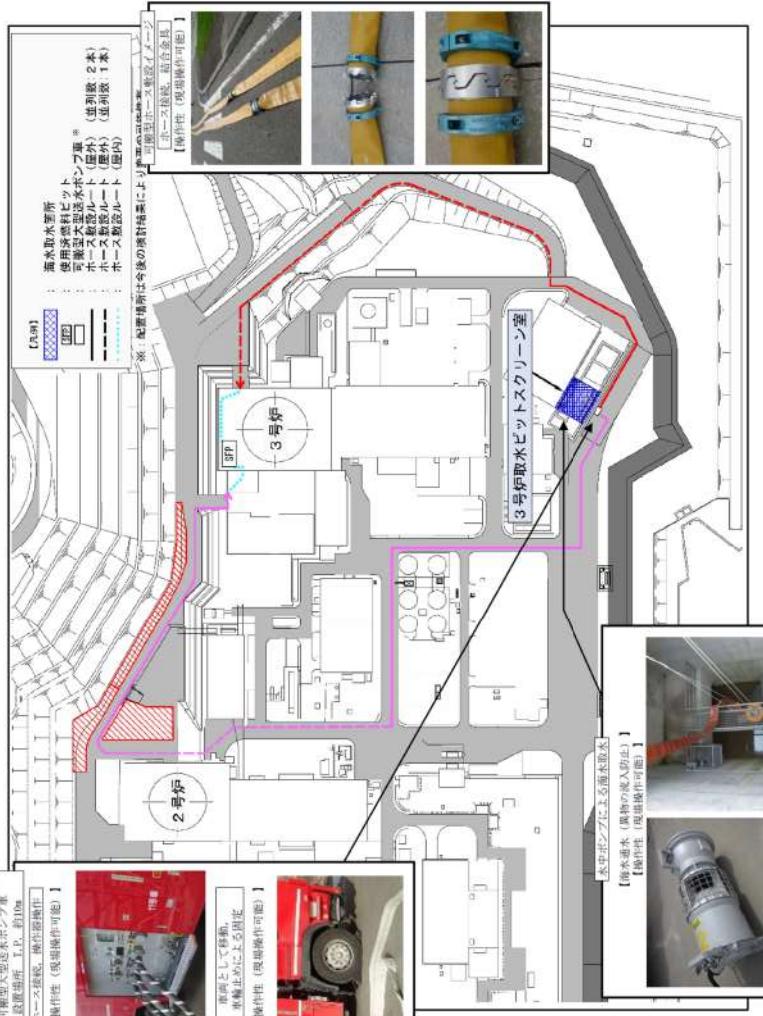
56-2-15

56-6-2

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図56-6-3 接続図（使用済燃料ピットへの注水）</p>	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

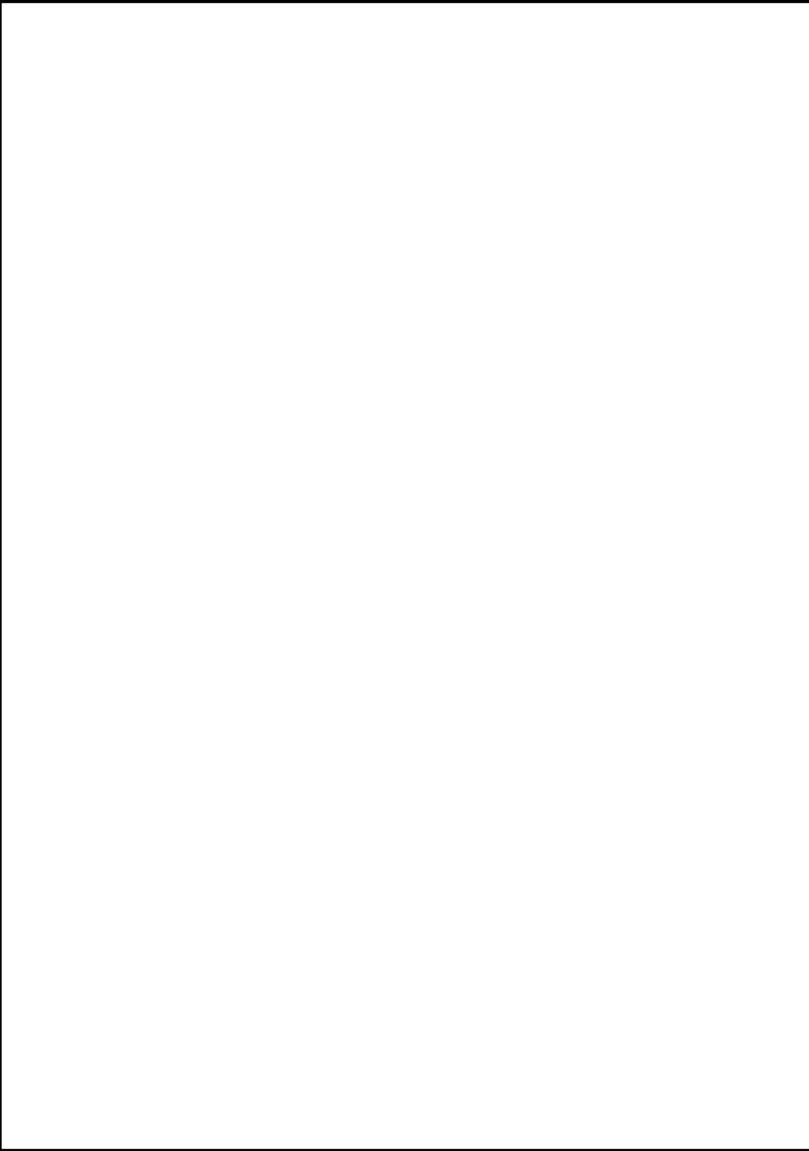
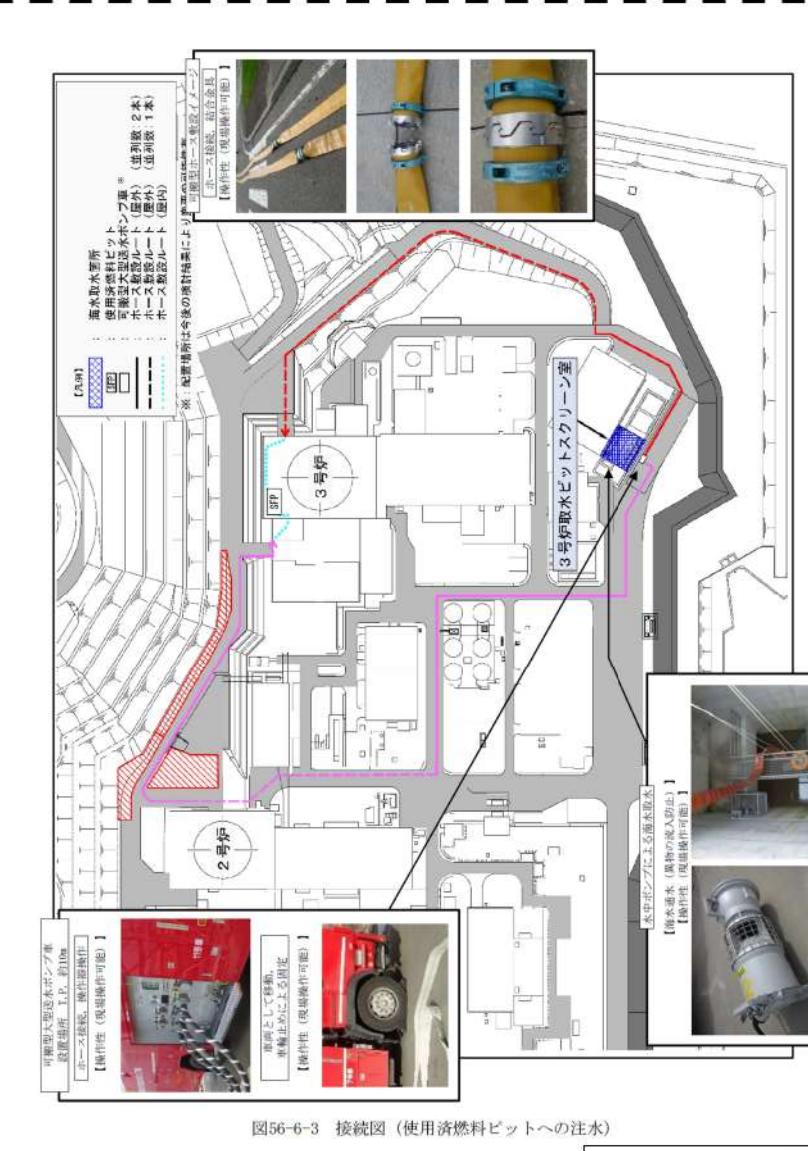
56-2-16

56-6-3

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

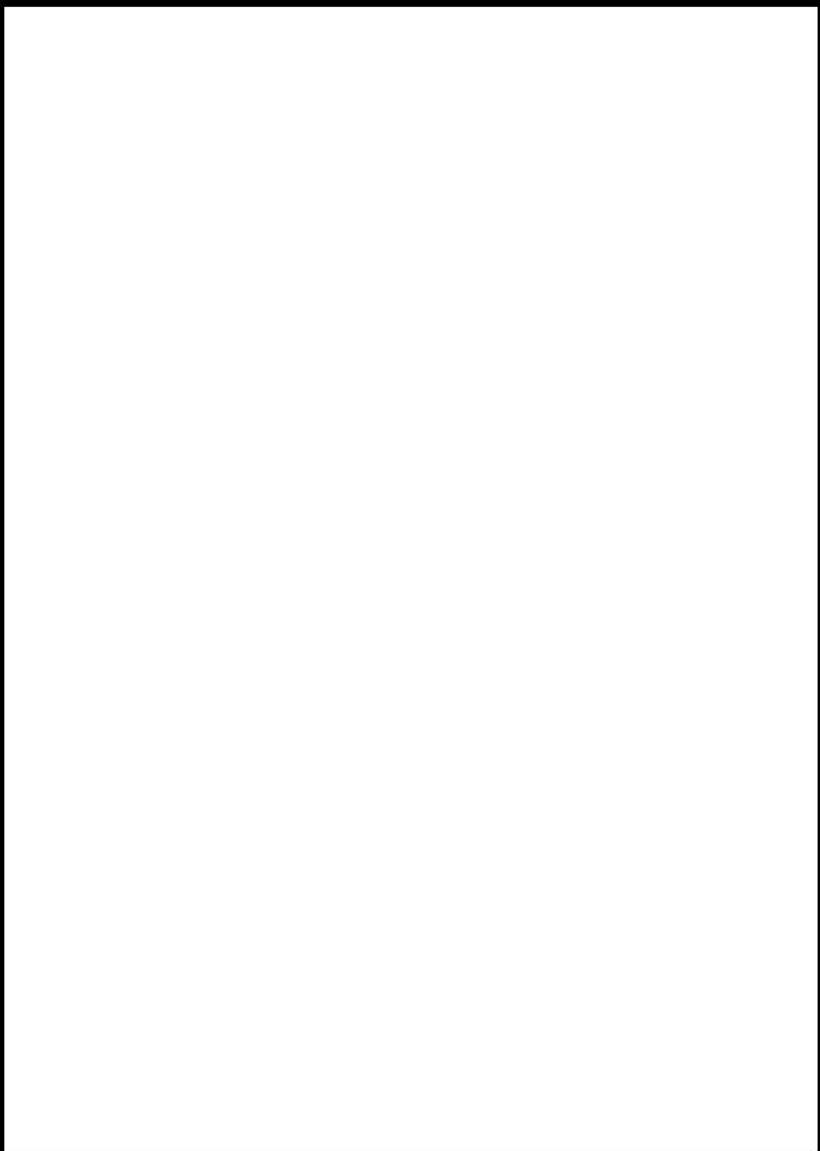
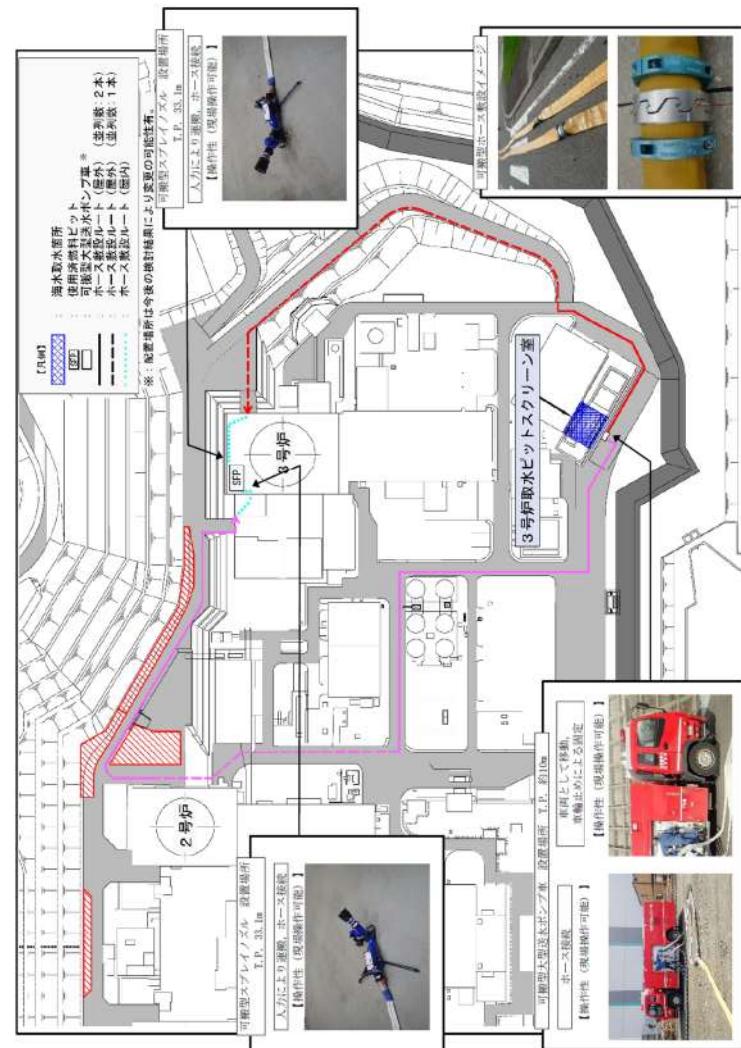
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	 <p>図56-6-3 接続図（使用済燃料ピットへの注水）</p> <p>56-2-18</p> <p>56-6-3</p> <p>比較のため前項貼り付け</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 図56-6-4 接続図（使用済燃料ピットへのスプレイ）	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

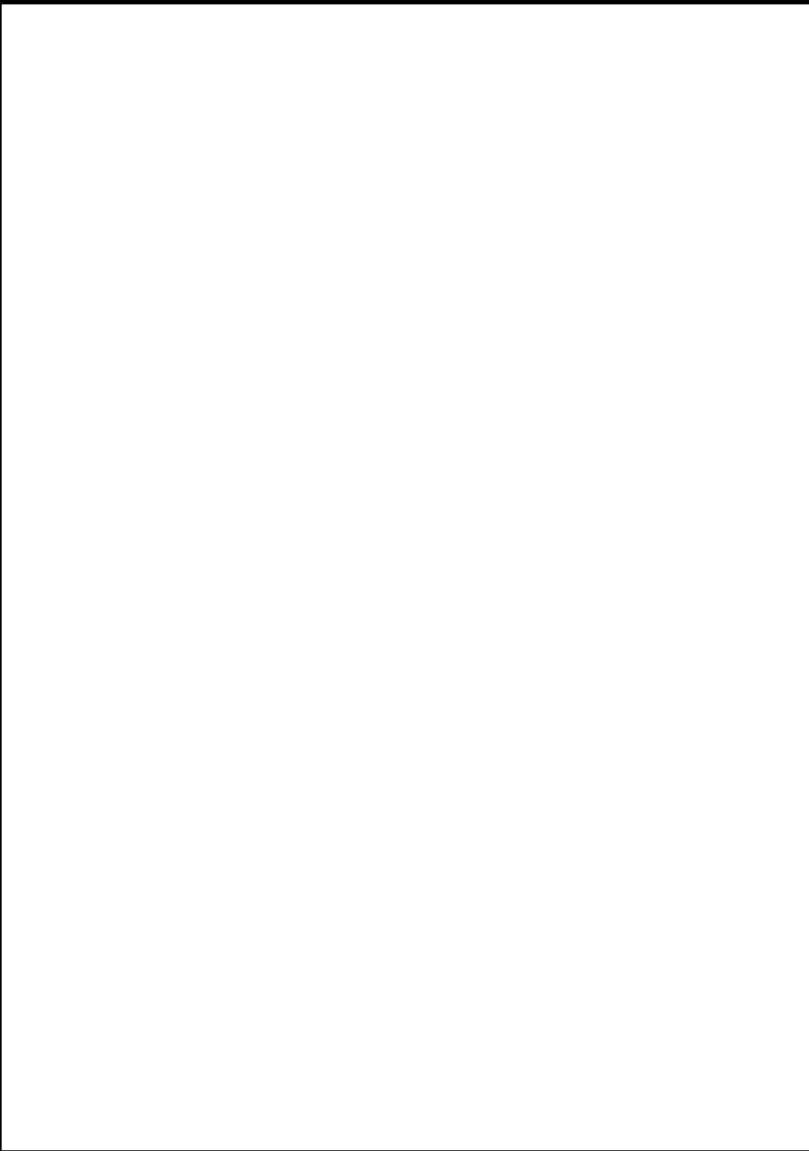
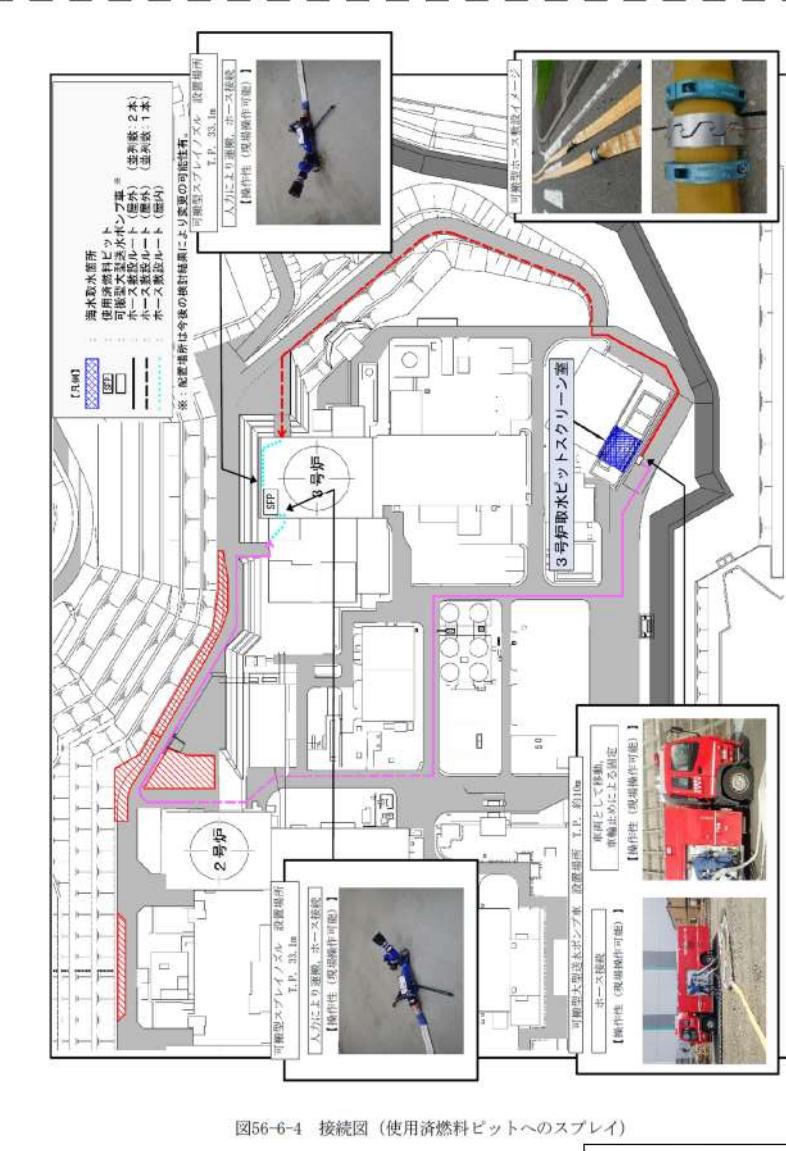
56-2-17

56-6-4

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

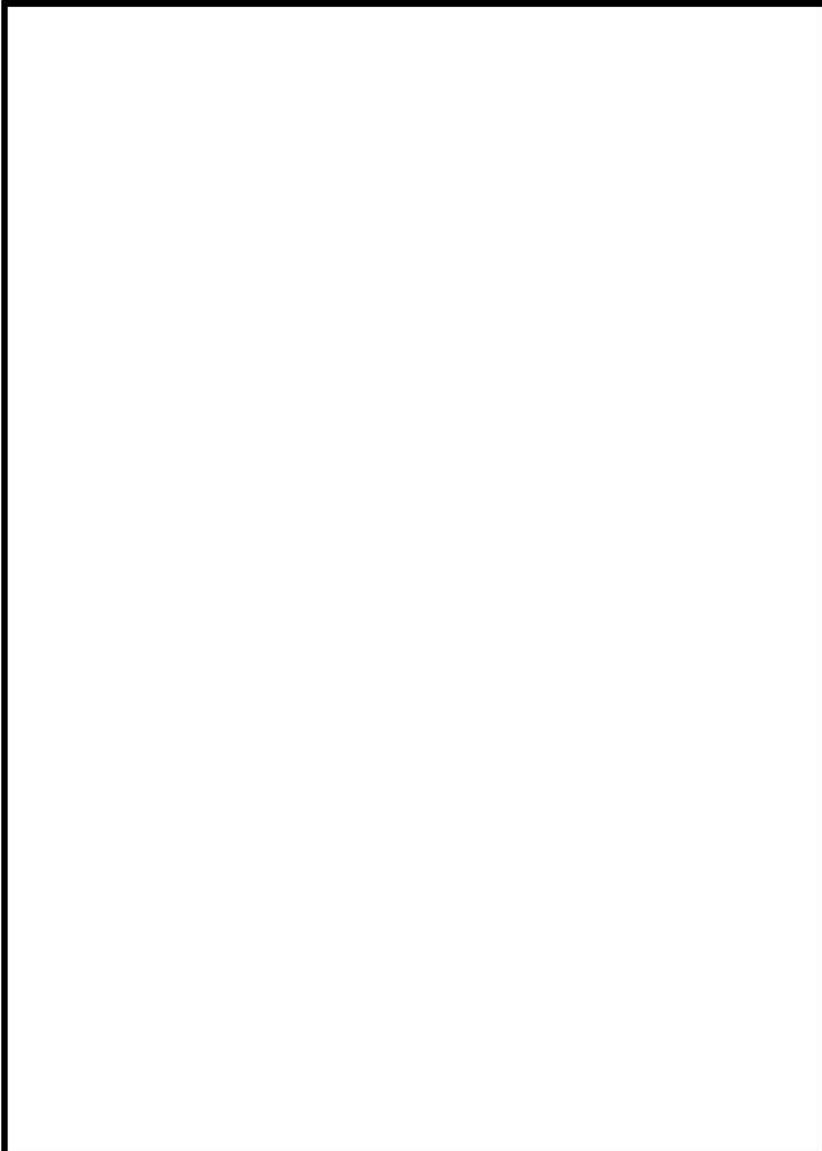
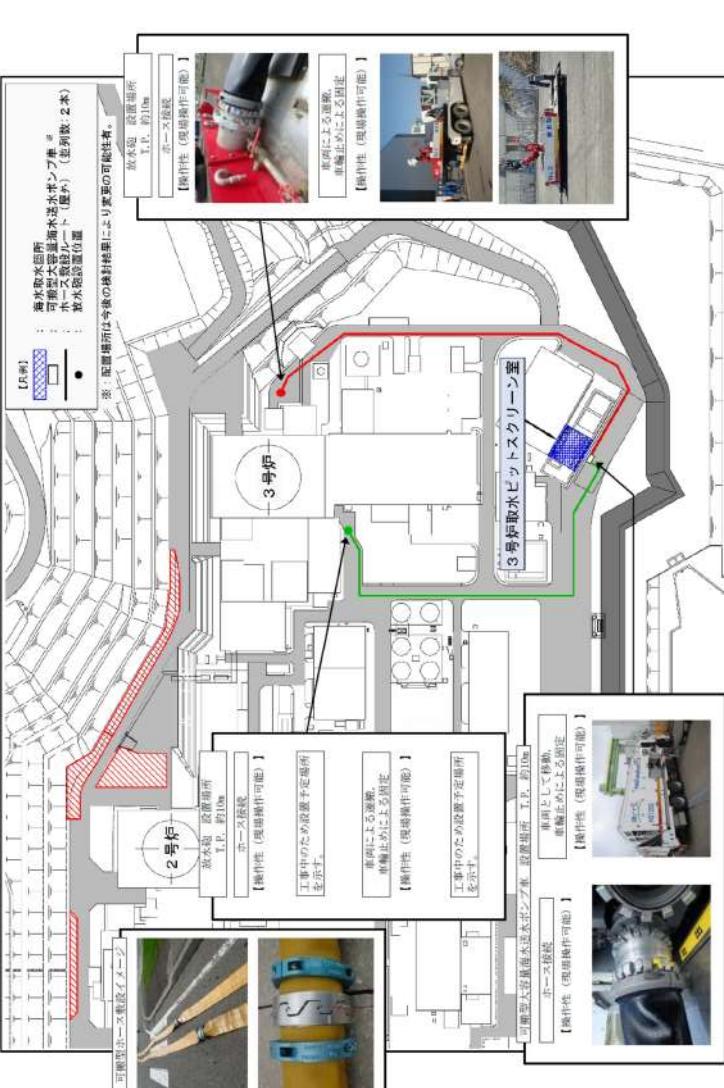
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>仲間みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>	 図56-6-4 接続図（使用済燃料ピットへのスプレイ）	56-6-4 <small>比較のため前項貼り付け</small>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

56-2-22

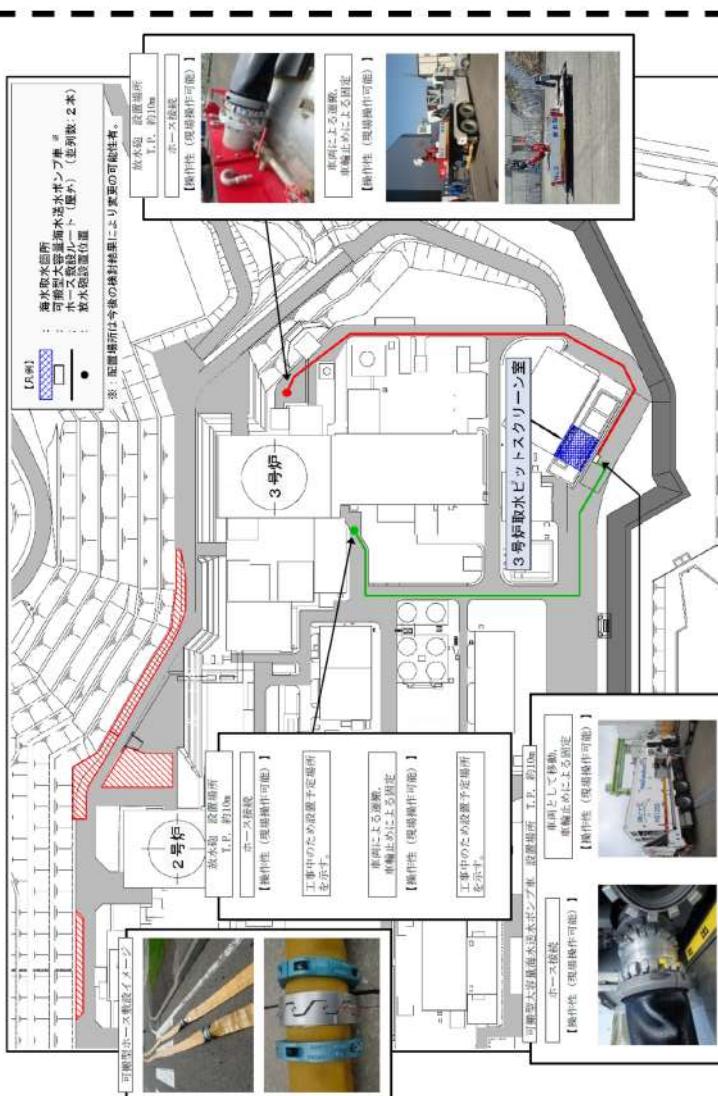
56-6-10

56-6-5

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

56-2-20

56-6-11

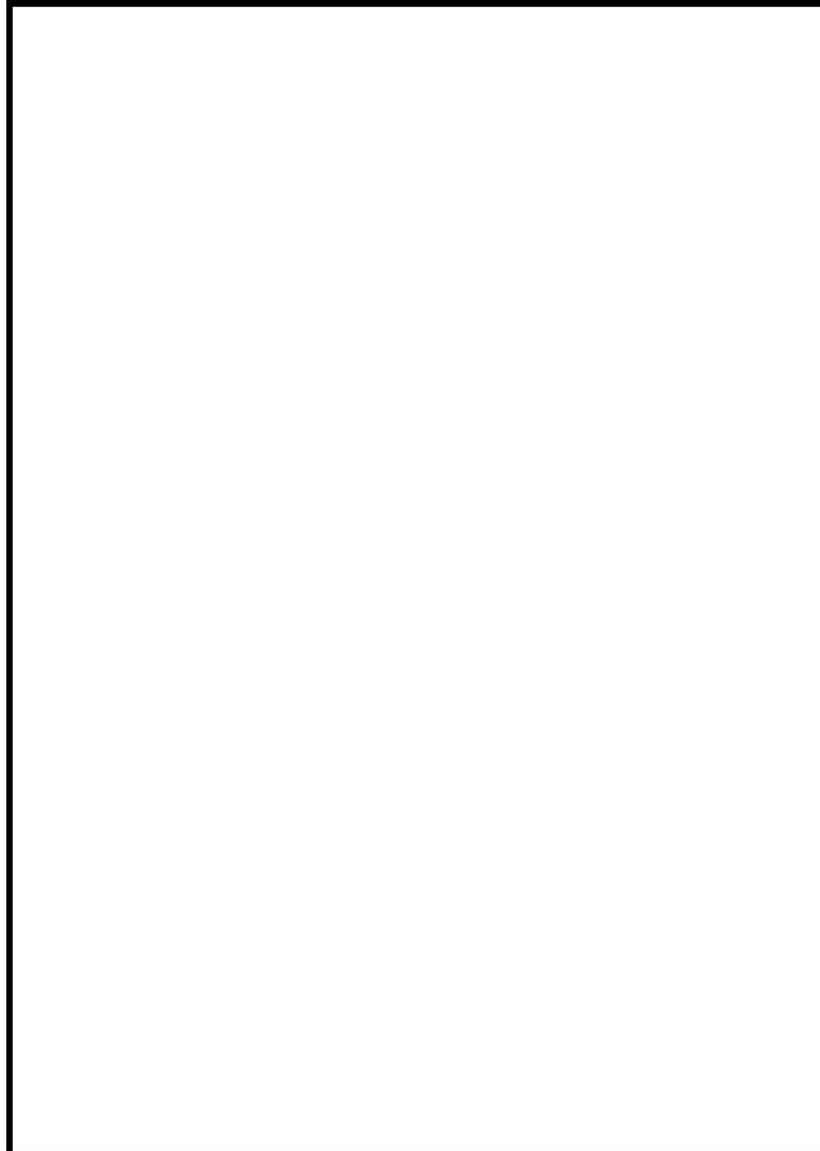
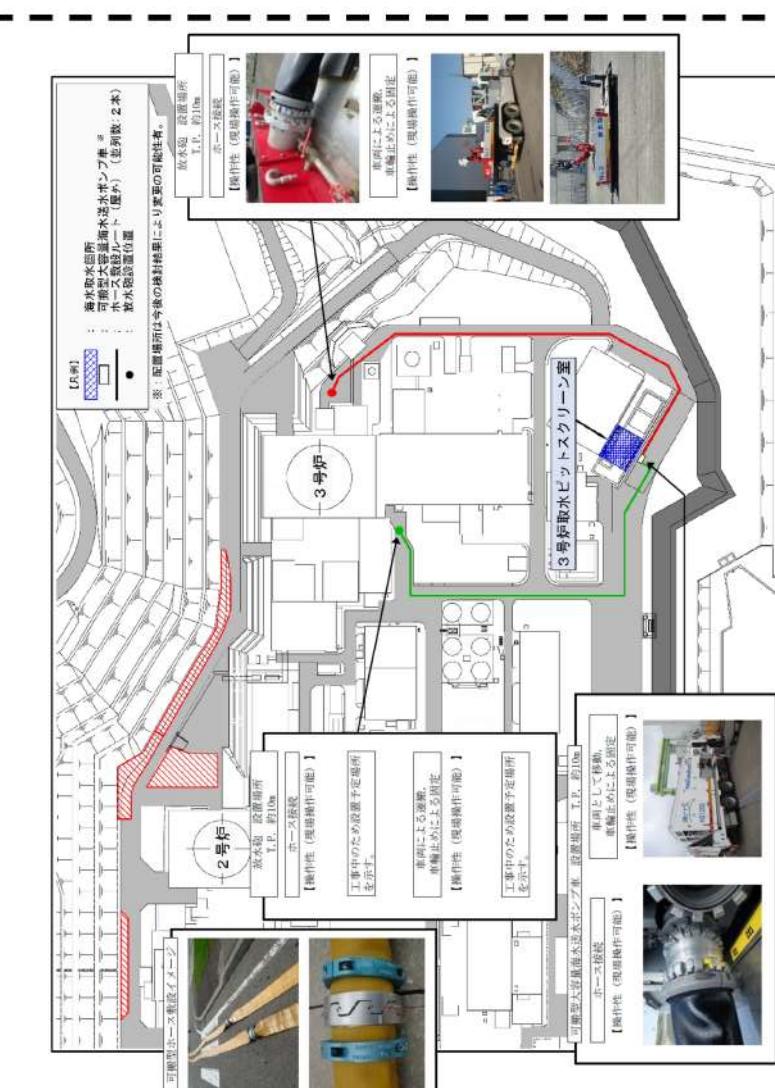
56-6-5

比較のため前項貼り付け

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図56-6-5 接続図（燃料取扱棟（貯蔵槽内燃料体等）への放水並びに放水設備（大気への拡散抑制設備）及びスプレイ設備（大気への拡散抑制設備）による大気への放射性物質の拡散抑制）</p> <p>56-6-5</p> <p>比較のため前項貼り付け</p>	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

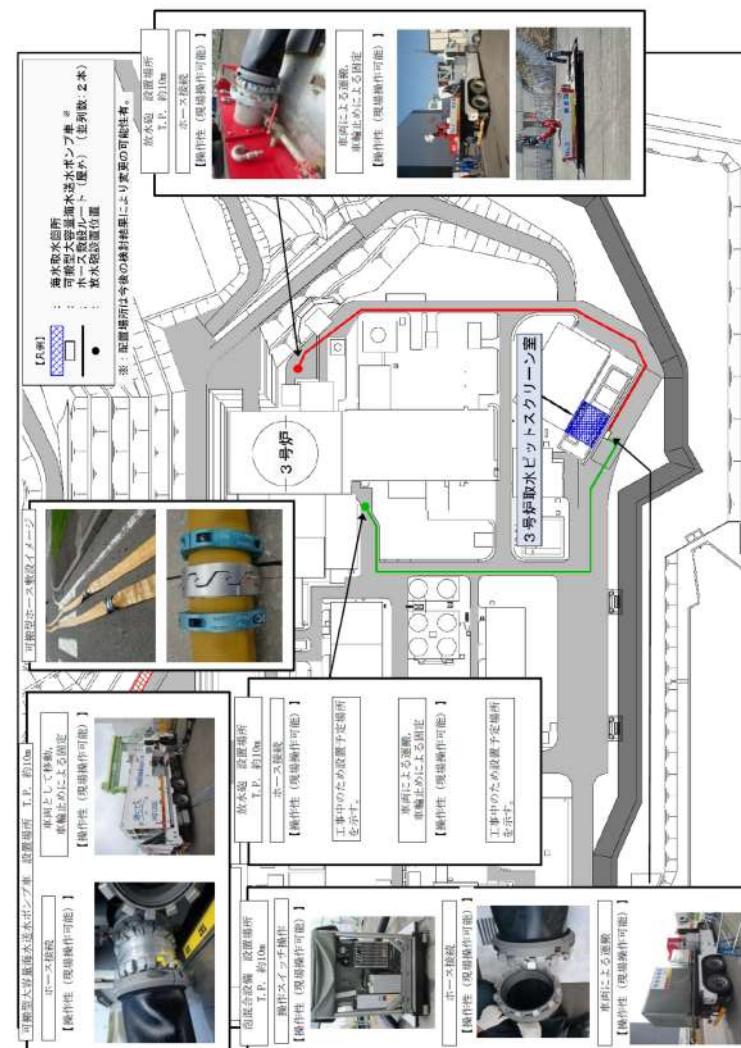
56-2-21

56-6-12

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

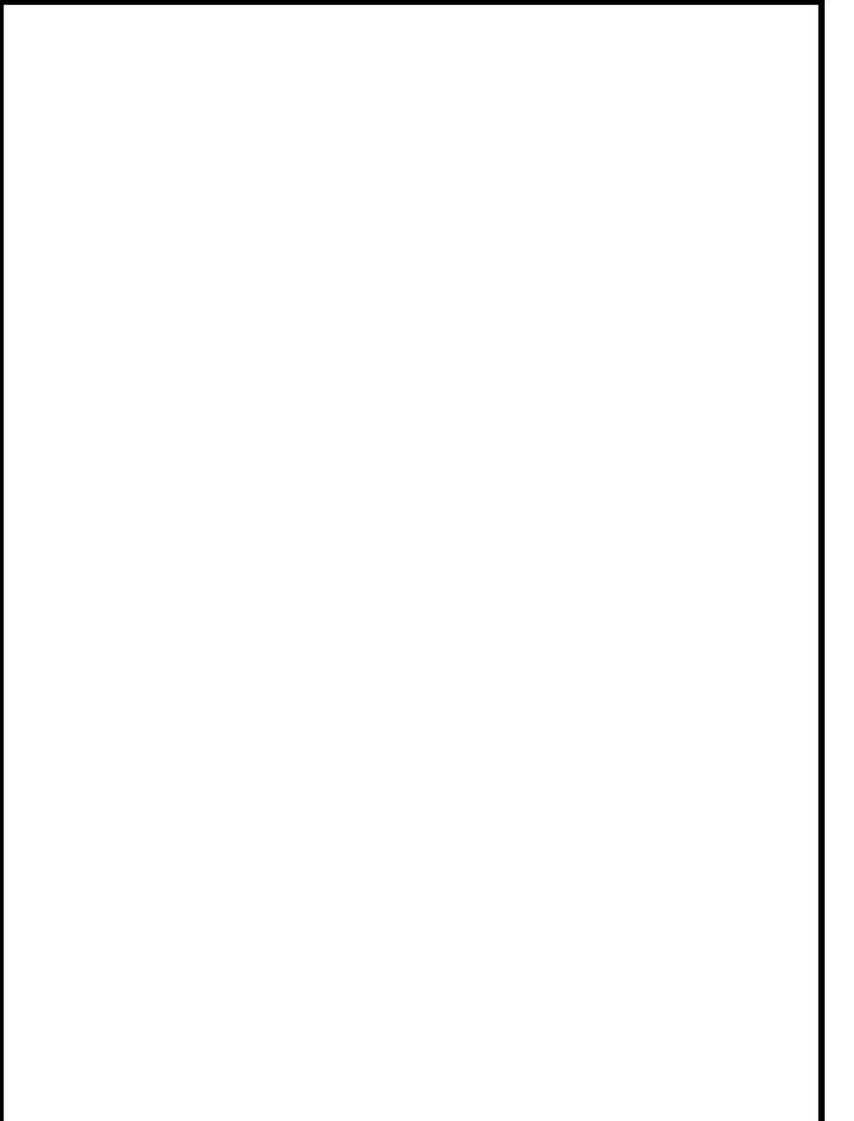
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>The diagram illustrates the connection of fire protection equipment (fire pumps) to aircraft fuel fires at the Tsuruga Power Station. It shows various piping systems and valves, along with operational instructions for fire fighting.</p> <p>接続図 (放水設備 (泡消火設備) による航空機燃料火災への泡消火)</p> <p>相違理由: 【記載表現の相違】 比較対象資料該当なし</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

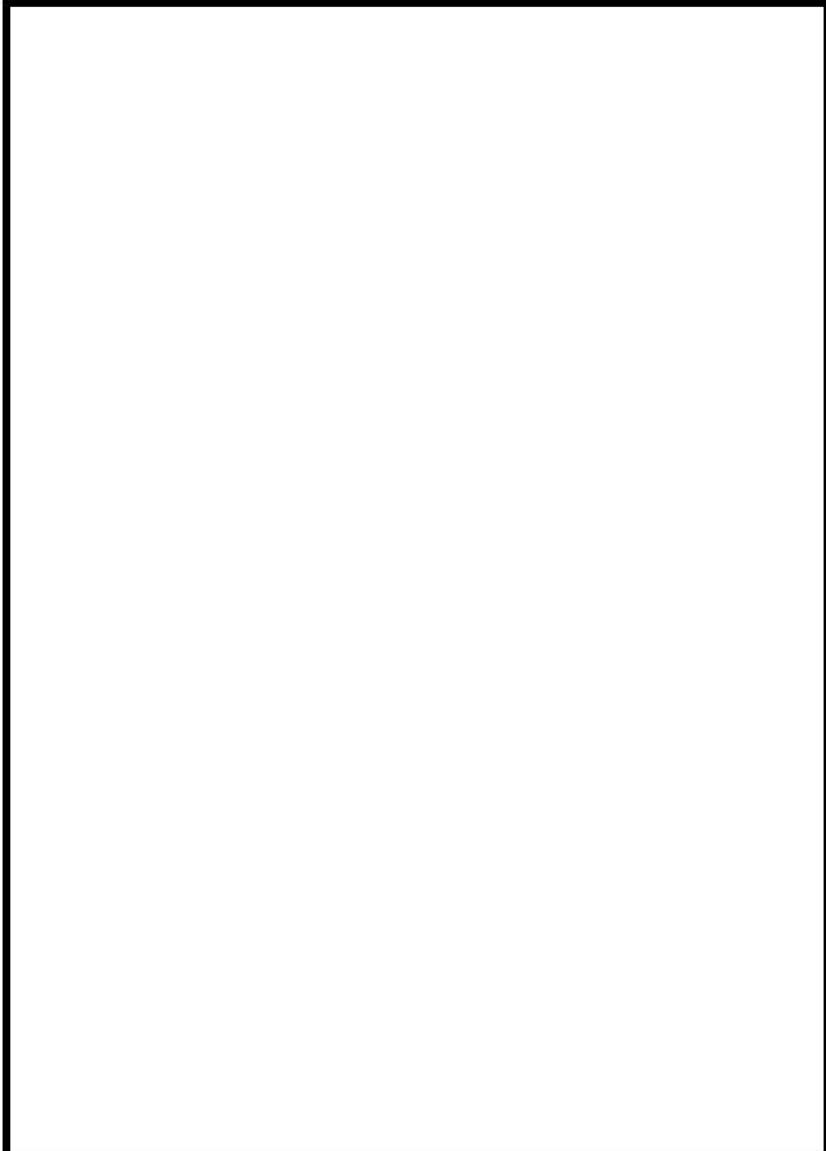
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【遮蔽表示の相違】 電源の構造図1-57 条資料(57-8) 可換型(代替電源車、可燃性直流電源用発電機及び可換型直流変換器接続)に関する説明書》にて記載している(安川と同様)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small>		<small>【記載表現の相違】</small> <small>電源の実施範囲は57条資料(57-8)可搬型蓄電池、可搬型直流電源車、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器装置に関する説明書内にて記載している(安川と同様)</small>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

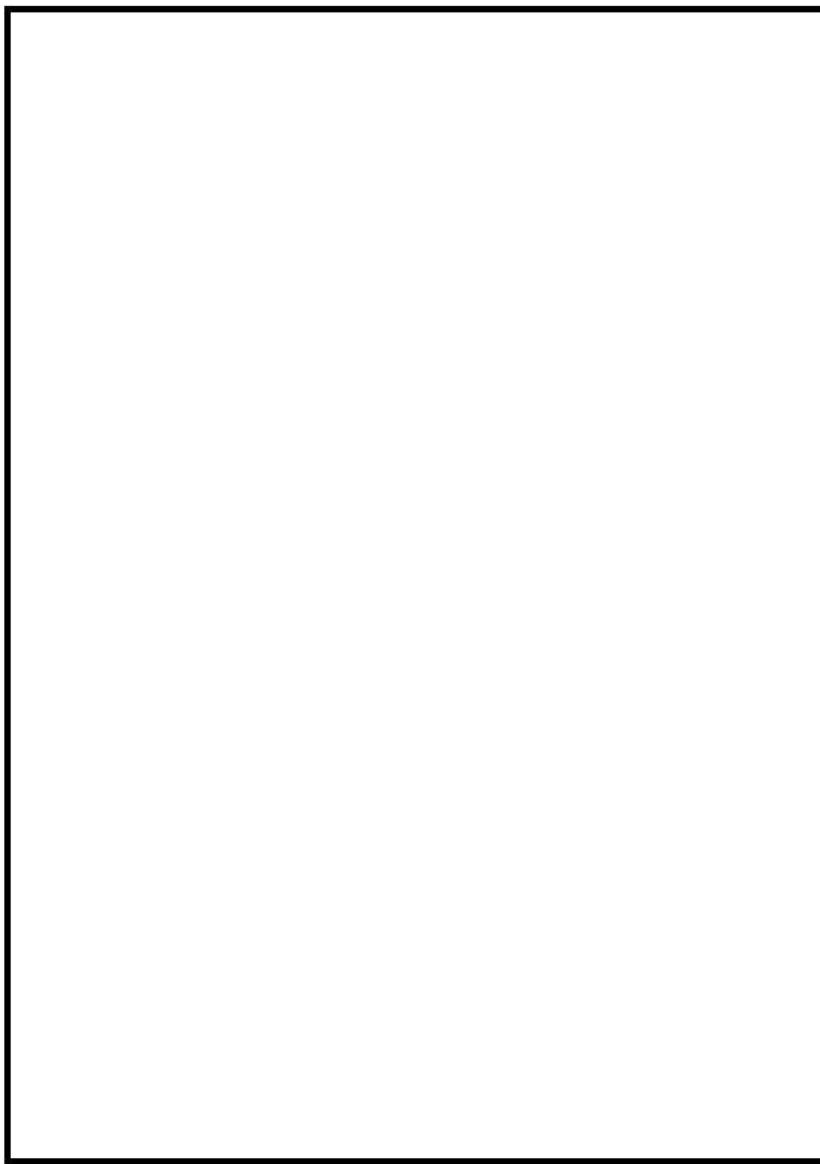
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
56-2 配置図 3号炉	56-7 保管場所図	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

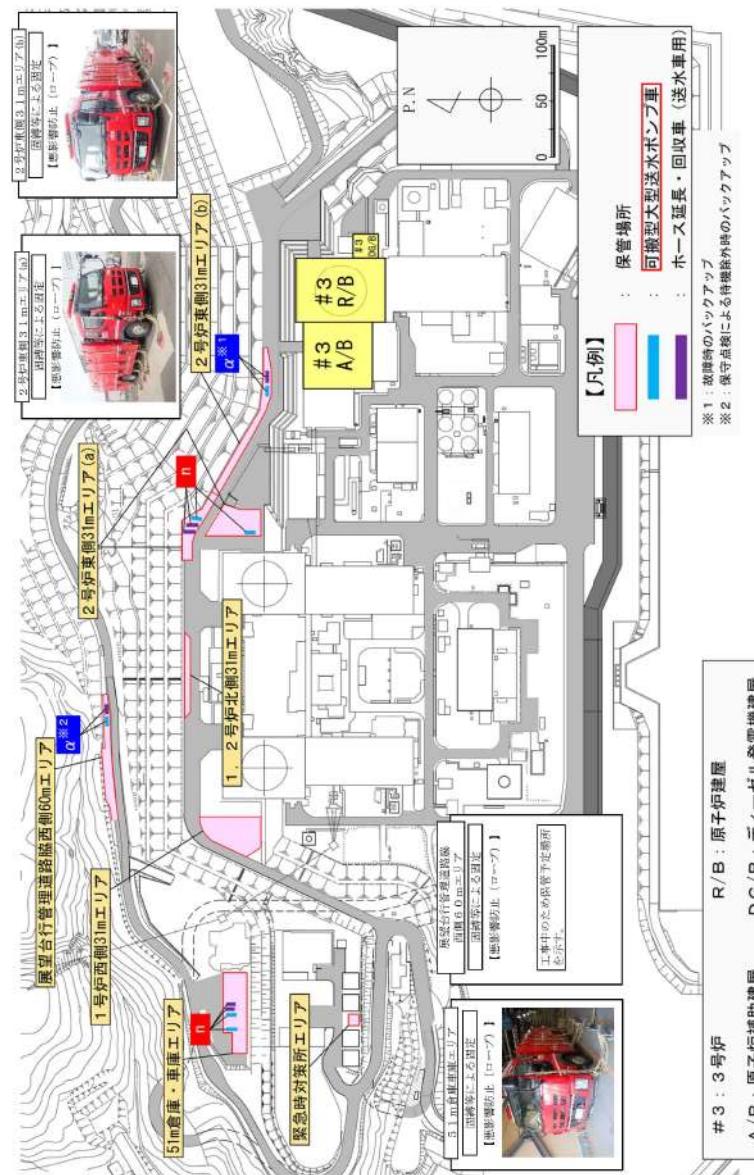
赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉



56-2-9

泊発電所 3号炉



#3 : 3号炉 R/B : 原子炉建屋

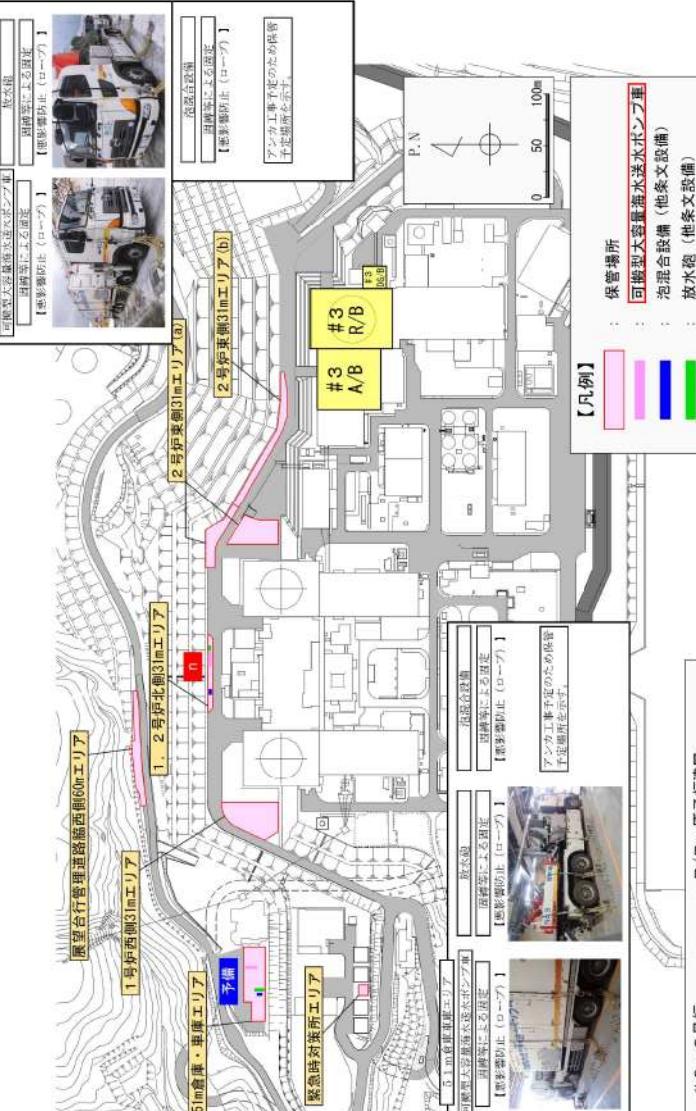
D/G/B : テイ一セル発電機連屋

相違理由

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

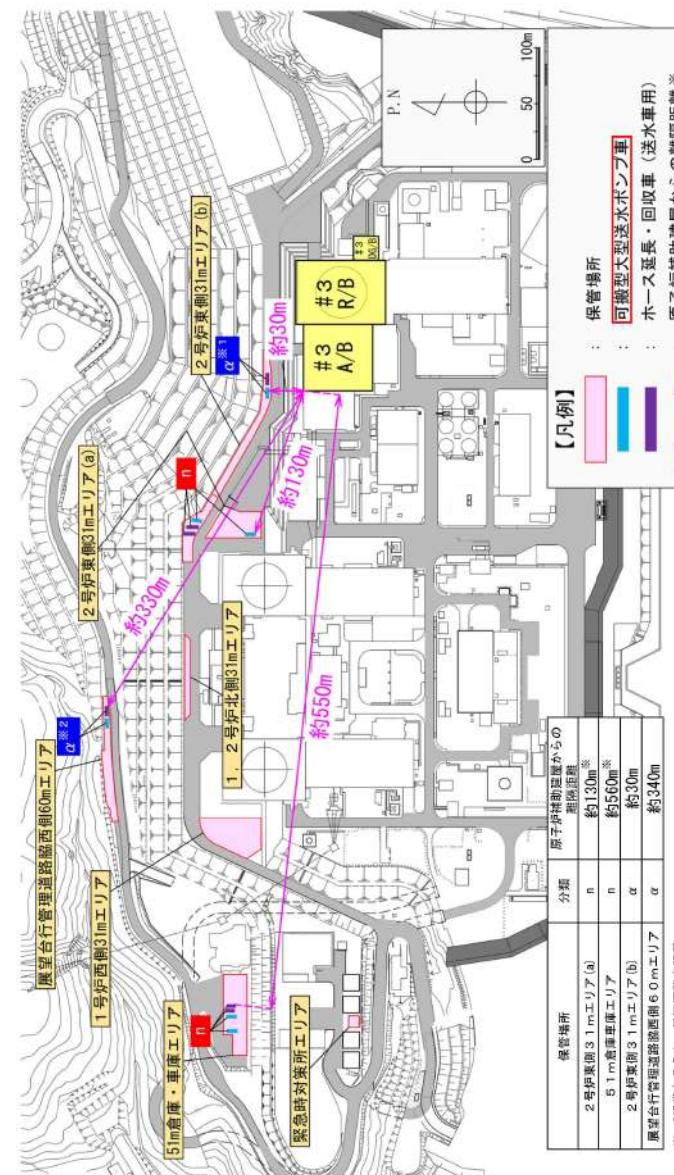
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>The site map illustrates the layout of the Hamaoka Nuclear Power Plant. Key features include:</p> <ul style="list-style-type: none"> Water Supply Areas: 1号炉西側31mエリア (1st Unit West Side 31m Area), 1号炉東側31mエリア (1st Unit East Side 31m Area), 2号炉東側31mエリア(a) (2nd Unit East Side 31m Area (a)), 2号炉東側31mエリア(b) (2nd Unit East Side 31m Area (b)), and 5m倉庫・車庫エリア (5m Warehouse & Garage Area). Emergency Areas: 緊急時対策所エリア (Emergency Response Area) and 地下室行進道脇道路脇30mエリア (Underground Passage Side Roadside 30m Area). Equipment and Structures: #3 R/B, #3 A/B, 可燃型大容量海水淡水ポンプ車 (Flammable Type Large Capacity Sea Water Fresh Water Pump Truck), 池混合設備 (Pond Mixing Equipment), and 保管場所 (Storage Site). Annotations: Various annotations in Japanese provide specific details about equipment locations and operational procedures. 	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

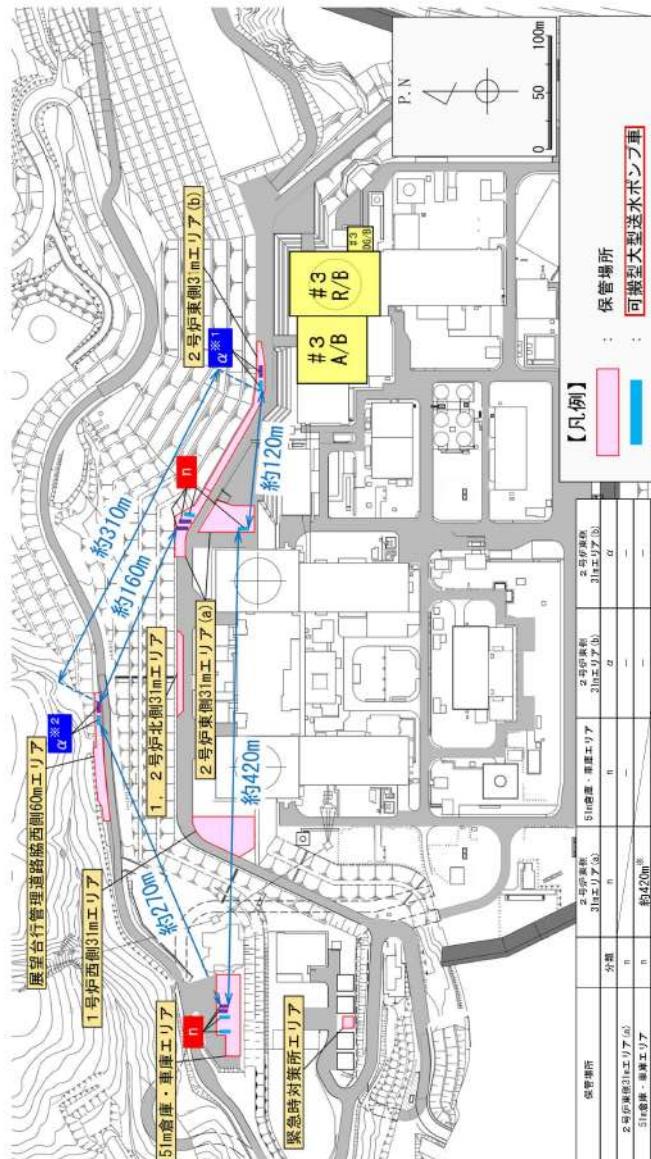
赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
	 <p>Site map of the Hamaoka Nuclear Power Plant showing the locations of various water supply facilities relative to the reactor buildings.</p> <p>Key areas labeled on the map:</p> <ul style="list-style-type: none"> 展望台行管理道路脇西側60mエリア (α) 1号炉東側31mエリア (a) 2号炉東側31mエリア (a) 1号炉西側31mエリア 51m倉庫・車庫エリア 緊急時放棄所エリア 展望台行管理道路脇西側60mエリア (b) 2号炉東側31mエリア (b) 2号炉東側31mエリア (b) #3 A/B #3 R/B 約30m 約130m 約330m 約550m 約30m 約130m 約330m 約550m <p>Legend (凡例):</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 (Pink box) 可搬型大型送水ポンプ車 (Red box) ホース延長・回収車 (送水車用) (Blue box) 原子炉補助建屋からの離隔距離 (Purple box) <p>Table: 保管場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>分類</th> <th>原子炉補助建屋からの離隔距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉東側31mエリア (a)</td> <td>n</td> <td>約130m</td> </tr> <tr> <td>51m倉庫・車庫エリア</td> <td>n</td> <td>約560m</td> </tr> <tr> <td>2号炉東側31mエリア (b)</td> <td>α</td> <td>約30m</td> </tr> <tr> <td>展望台行管理道路脇西側60mエリア (b)</td> <td>α</td> <td>約340m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2段階あるうえ、最短距離を記載</p> <p>※ 2段階あるうえ、最短距離を記載</p> <p>※ 1 故障時用バックアップ</p> <p>※ 2 保守点検による待機除外時のバックアップ</p> <p>※ 1：原子炉補助建屋、原子炉建屋、ディーゼル発電機建屋又は2次系給水タンクのうち、可搬型重大事故等対応装置に最も近接している原子炉補助建屋を代表として記載している。</p> <p>※ 2：保守点検による待機除外時のバックアップ</p> <p>#3 : 3号炉 R/B : 原子炉建屋 A/B : 原子炉補助建屋 DS/B : ディーゼル発電機建屋</p>	保管場所	分類	原子炉補助建屋からの離隔距離	2号炉東側31mエリア (a)	n	約130m	51m倉庫・車庫エリア	n	約560m	2号炉東側31mエリア (b)	α	約30m	展望台行管理道路脇西側60mエリア (b)	α	約340m	
保管場所	分類	原子炉補助建屋からの離隔距離															
2号炉東側31mエリア (a)	n	約130m															
51m倉庫・車庫エリア	n	約560m															
2号炉東側31mエリア (b)	α	約30m															
展望台行管理道路脇西側60mエリア (b)	α	約340m															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>Site map of the Hamaoka Nuclear Power Plant showing the locations of various water supply facilities relative to the reactor buildings and roads.</p> <p>The map highlights several areas:</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号炉西側3mエリア (1.2号炉北側3mエリア) : Located to the west of Reactor 1, with a distance of approximately 160m indicated. 2号炉東側3mエリア (a) : Located to the east of Reactor 2, with a distance of approximately 420m indicated. 2号炉東側3mエリア (b) : Located to the east of Reactor 2, with a distance of approximately 120m indicated. 2号炉西側60mエリア : Located to the west of Reactor 2, with a distance of approximately 310m indicated. 5m倉庫・車庫エリア : Located near the reactor buildings. 緊急待機所エリア : Located near the reactor buildings. 保管場所 : Located in the northern part of the plant. 可搬型大型送水ポンプ車 : Located in the northern part of the plant. ホース延長・回収車(送水車用) : Located in the northern part of the plant. 設備同士の離隔距離 : Indicated by a double-headed arrow between the reactor buildings. <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ : 保管場所 ■ : 可搬型大型送水ポンプ車 ■ : ホース延長・回収車(送水車用) ■ : 設備同士の離隔距離 <p>※1 故障時のみのバックアップ ※2 保守点検による待機設外時のバックアップ</p> <p>#3 : 3号炉 R/B : 原子炉建屋 DG/B : ディーゼル発電機建屋</p> <p>A/B : 原子炉補助建屋</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

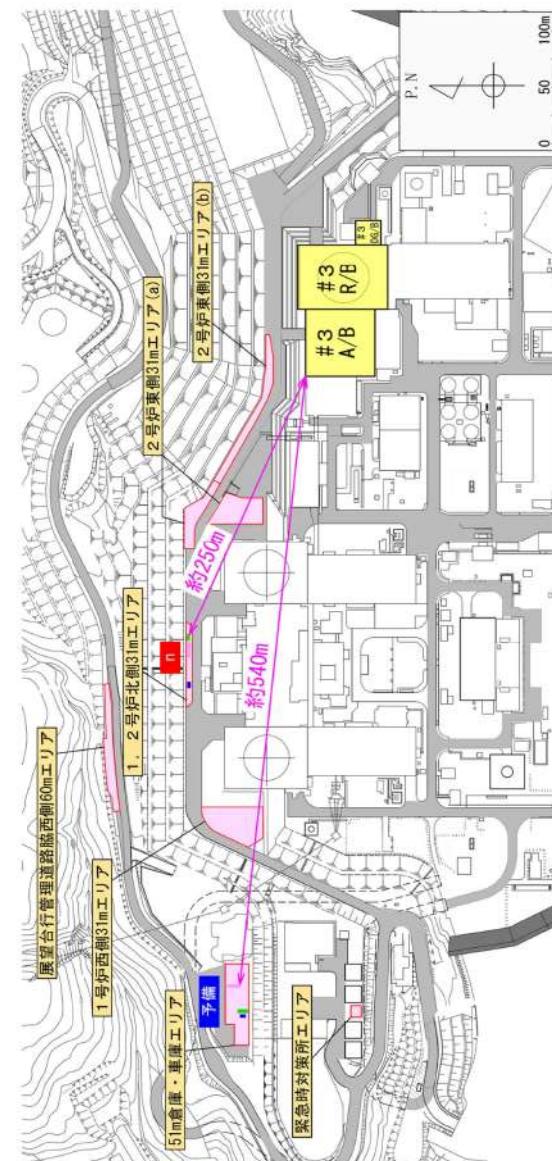
第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉

泊発電所 3号炉

相違理由



R/B : 原子炉建屋

#3 : 3号炉

管理者所	分類	原子炉建屋からの 距離
5号倉庫・車庫・アリ亞	予備	約40m
1・2号炉供給工場エリ亞	n	約250m

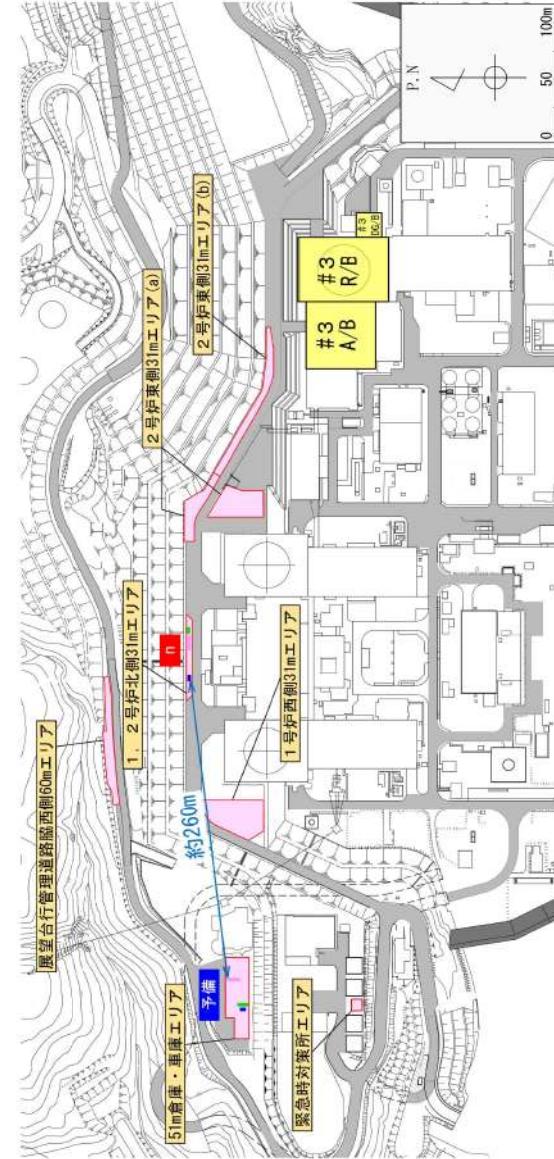
保管場所	可搬型大容量海水送水ボンブ車
泡混合設備	(他条文設備)
放水炮	(他条文設備)
原子炉冷却補助建屋からの離隔距離	原子炉冷却補助建屋、原子炉屋上部はディーゼル発電機建屋のうち、重要事項改訂等が設備に最も近くする原原子炉冷却装置を代表し、

原子炉補助建屋、原子炉建屋又はディーゼル発電機建屋のうち、可燃型重大事故等対応設備に最も近接している原子炉補助建屋を代表して

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	 <p>Site map of the Iwaki Nuclear Power Plant showing the following key areas:</p> <ul style="list-style-type: none"> 1, 2号炉北側31mエリア (1, 2号炉北側31m Area) 1号炉西側31mエリア (1号炉西側31m Area) 2号炉東側31mエリア(a) (2号炉東側31m Area (a)) 2号炉東側31mエリア(b) (2号炉東側31m Area (b)) 5m倉庫・車庫エリア (5m Warehouse・Garage Area) 予備緊急時対策所エリア (Emergency Response Site Area) 展望台行管理道路脇西側60mエリア (Observation Deck Management Roadside West 60m Area) #3 R/B (Building #3 R/B) #3 A/B (Building #3 A/B) #3 (Building #3) <p>Legend (【凡例】):</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 (Storage Facility): Pink box 可搬型大容量海水送水ポンプ車 (Movable Large Capacity Seawater Pumping Vehicle): Red box 泡混合設備 (Foam Mixing Equipment): Blue box 放水砲 (Fire Cannon): Green box 設備同士の離隔距離 (Equipment Distance): Double-headed arrow <table border="1"> <tr> <td>保管場所</td> <td>5 1m倉庫車庫エリア</td> <td>1, 2号炉北側</td> </tr> <tr> <td>5 1m倉庫車庫エリア</td> <td>予備</td> <td>3 1mエリア</td> </tr> <tr> <td>1, 2号炉北側3 1mエリア</td> <td>n</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>約260m</td> </tr> </table> <p>#3 : 3号炉 A/B : 原子炉補助建屋 R/B : 原子炉建屋 D6/B : ティーゼル発電機建屋</p>	保管場所	5 1m倉庫車庫エリア	1, 2号炉北側	5 1m倉庫車庫エリア	予備	3 1mエリア	1, 2号炉北側3 1mエリア	n	—			約260m	
保管場所	5 1m倉庫車庫エリア	1, 2号炉北側												
5 1m倉庫車庫エリア	予備	3 1mエリア												
1, 2号炉北側3 1mエリア	n	—												
		約260m												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

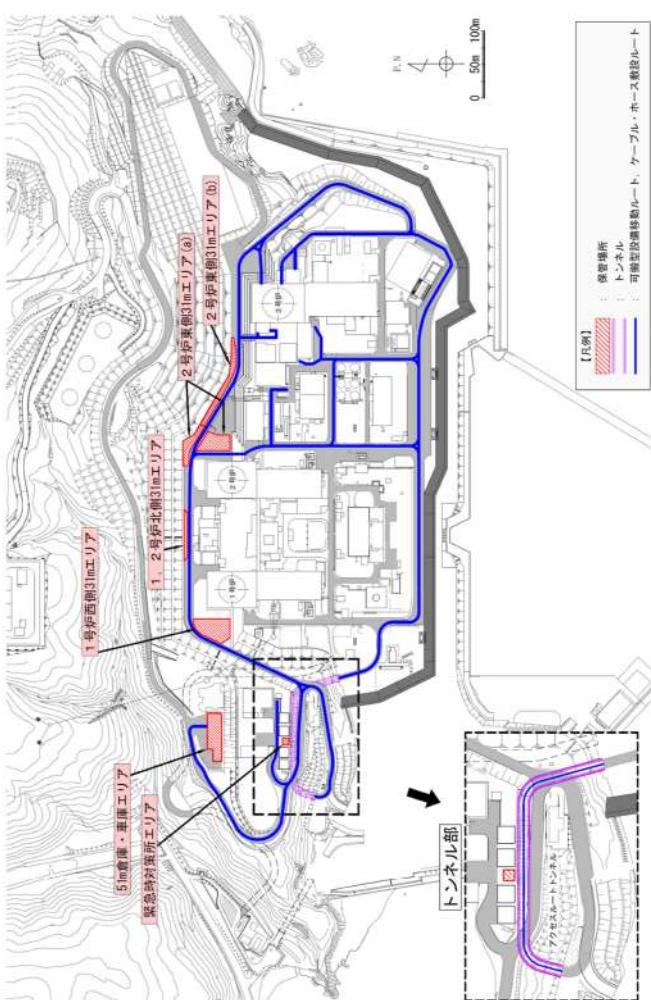
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【記載表現の相違】 女川の資料構成に合わせ技術的能力 L.0.2 アクセスルートの資料内容に基づき設備側審査資料として構成している。</p>

56-8 アクセスルート図

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>Site map of the Ise Nuclear Power Plant Unit 3 showing various water supply and storage areas. Labels include:</p> <ul style="list-style-type: none"> 1号炉西側3mエリア (1st unit west side 3m area) 1号炉東側3mエリア (1st unit east side 3m area) 2号炉東側3mエリア (2nd unit east side 3m area) 5m堤壩・重油エリア (5m dam・heavy oil area) 緊急時対策所エリア (Emergency countermeasures area) 2号炉東側3mエリア (2nd unit east side 3m area) 1・2号炉北側3mエリア (1・2nd unit north side 3m area) 2号炉東側3mエリア (2nd unit east side 3m area) <p>Legend:</p> <ul style="list-style-type: none"> 保管場所 (Storage tank): Red hatched box トンネル (Tunnel): Blue line 可動型設備移動ルート、ケーブル・ホース入出入口 (Mobile equipment route, cable/hose inlet/outlet): Purple line <p>Inset map shows the tunnel section.</p>	保管場所及びアクセスルート図

56-8-1

56-8-2

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>地震時のアクセスルート図</small>	

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

56-8-2

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>津波時のアクセスルート図</p>	

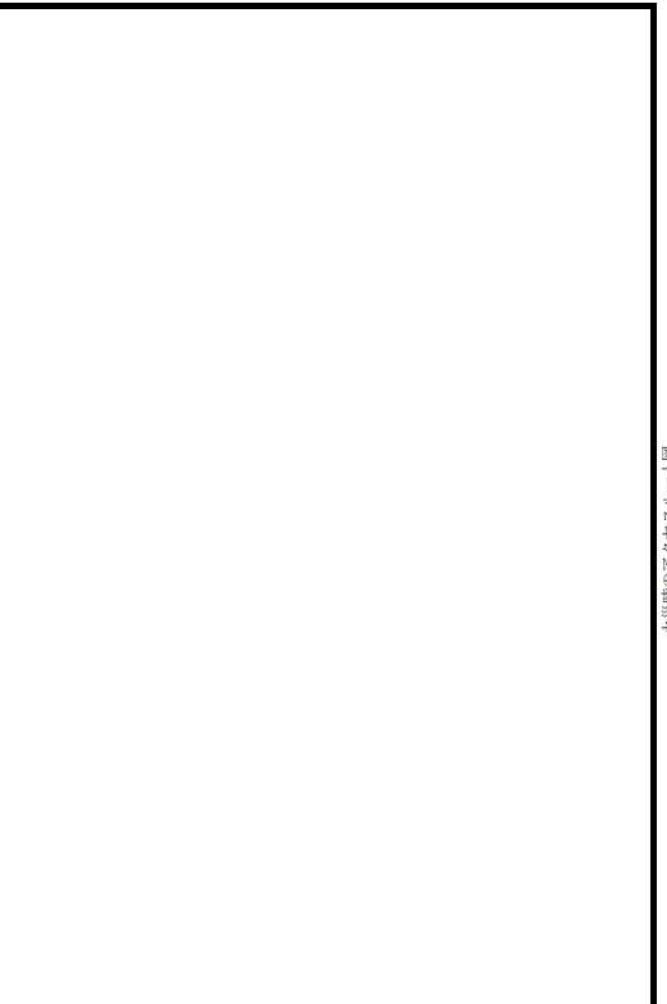
56-8-3

56-8-4

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>火災時のアクセスルート図</small>	 桁組みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第56条 重大事故時に必要となる水源及び水の供給設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
大飯に該当資料なし	<p style="text-align: center;">56-10 大容量送水ポンプの構造について</p>	<p style="text-align: center;">56-10 可搬型大型送水ポンプ車の構造について</p>	<p>General 本補足説明資料は大飯3／4号炉にないため、女川2号炉との比較を行った。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第56条 重大事故時に必要となる水源及び水の供給設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>大容量送水ポンプ（タイプI）の構造について</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）は、図56-10-1に示すとおり増圧ポンプ1台、付属水中ポンプ2台、ディーゼルエンジン1台等で構成される。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）は、付属水中ポンプ及び増圧ポンプをディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプI）は、淡水又は海水を付属水中ポンプにて取水した後、ホースを介して増圧ポンプへと送水し、加圧した水を各注水先へ送水する。</p> <p>なお、付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p>  <p>図56-10-1 大容量送水ポンプ（タイプI）の構造概要図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠固みの内容は商業機密の観点から公開できません。</div>	<p>可搬型大型送水ポンプ車の構造について</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、図56-10-1に示すとおり送水ポンプ1台、付属水中ポンプ1台、車両のディーゼルエンジン1台等で構成される。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、送水ポンプ及び付属水中ポンプを車両のディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車は、淡水又は海水を付属水中ポンプにて取水した後、可搬型ホースを介して送水ポンプへと送水し、加圧した水を各注水先へ送水する。</p> <p>なお、付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p>  <p>図56-10-1 可搬型大型送水ポンプ車の構造概要図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">枠固みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊の可搬型大型送水ポンプ車は水中ポンプ1台で定格容量を確保できる設計である。 <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊の可搬型大型送水ポンプ車は消防自動車同様に車両のエンジンをポンプの駆動源としている。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第41条 火災による損傷の防止（補足説明資料）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>大容量送水ポンプ（タイプII）の構造について</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）は、図56-10-2に示すとおり増圧ポンプ1台、付属水中ポンプ2台、ディーゼルエンジン1台等で構成される。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）は、付属水中ポンプ及び増圧ポンプをディーゼルエンジンにて駆動する設計であり、外部電源が不要な設計である。</p> <p>大容量送水ポンプ（タイプII）は、淡水又は海水を付属水中ポンプにて取水した後、ホースを介して増圧ポンプへと送水し、加圧した水を各注水先へ送水する。</p> <p>なお、付属水中ポンプの吸込部にはストレーナを設置し、異物の流入を防止する設計としている。</p>  <p>図56-10-2 大容量送水ポンプ（タイプII）の構造概要図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">枠開きの内容は商業機密の観点から公開できません。</div>		<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では56条に使用する可搬型ポンプは可搬型大型送水ポンプ車のみであるため、大容量送水ポンプ（タイプII）に対応する設備はない。

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	SA57H-9 r. 7.0
提出年月日	令和5年12月22日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

57条

令和5年12月
北海道電力株式会社

[REDACTED] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
目次		目次	
57条 57-1 SA設備基準適合性一覧表 57-2 配置図 57-4 試験・検査説明資料 57-5 系統図 57-6 容量設定根拠 57-7 SAバウンダリ系統図（参考） ＜比較のため記載順序入替【本文も入れ替えて比較する】＞ 57-3 アクセスルート	57条 57-1 SA設備基準適合性一覧表 57-2 配置図 57-4 試験及び検査 57-3 系統図 57-5 容量設定根拠 57-7 バウンダリ系統図 ＜比較のため記載順序入替【本文も入れ替えて比較する】＞ 57-6 アクセスルート図 57-8 電源車接続に関する説明書	57条 57-1 SA設備基準適合性一覧表 57-2 配置図 57-3 試験・検査説明資料 57-4 系統図 57-5 容量設定根拠 57-6 バウンダリ系統図 57-7 アクセスルート図 57-8 可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器接続に関する説明書	【大飯、女川】 項目番号の相違 (以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。) 【女川】 記載表現の相違 ・女川：試験及び検査→泊：試験・検査説明資料 【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 記載の充実（女川審査実績を参照） 【女川】 設備名称の相違（可搬型代替電源車） 【女川】 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成） 【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 記載方針の相違 ・大飯は直流電源負荷への24時間給電の資料を別途作成しているが、泊は女川と同様に57-5に記載している。 【大飯】 設計・運用の相違（号機間電力融通設備） ・泊は女川と同様に単独号炉での申請のため、自主対策設備として57-12に記載している。 【女川】 記載の充実（大飯審査実績の参照） 【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機） 【女川】 ・女川は代替炉心注水等に既設の復水移送ポンプを使用するが、泊は大飯と同様に代替炉心注水等を行うポンプに別途給電する構成のため作成していない。
57-9 代替所内電気設備の設備構成について 57-10 所内常設蓄電式直流電源設備に対する設計方針について ＜比較のため記載順序入替【本文も入れ替えて比較する】＞ 57-8 タンクローリーによる燃料補給について 57-11 電源車、可搬式整流器を使用した直流電源負荷への24時間給電 57-13 号機間電力融通ケーブルの設備構成について ＜比較のため記載順序入替【本文も入れ替えて比較する】＞ 57-12 所内電気設備の頑健性について 57-14 空冷式非常用発電装置への火山灰の侵入に対する影響評価について	57-9 代替電源設備について 57-10 全交流動力電源喪失対策設備について（直流電源設備について） 57-11 燃料補給に関する補足説明資料 57-12 その他設備 57-13 非常用ディーゼル発電機から代替所内電気設備を経由した復水移送ポンプへの給電について	57-9 代替電源設備について 57-10 全交流動力電源喪失対策設備について（直流電源設備について） 57-11 燃料補給に関する補足説明資料 57-12 その他設備 57-13 所内電気設備の頑健性について 57-14 代替非常用発電機への火山灰の侵入に対する影響評価について	【大飯】 記載方針の相違 ・大飯は直流電源負荷への24時間給電の資料を別途作成しているが、泊は女川と同様に57-5に記載している。 【大飯】 設計・運用の相違（号機間電力融通設備） ・泊は女川と同様に単独号炉での申請のため、自主対策設備として57-12に記載している。 【女川】 記載の充実（大飯審査実績の参照） 【大飯】 設備名称の相違（代替非常用発電機） 【女川】 ・女川は代替炉心注水等に既設の復水移送ポンプを使用するが、泊は大飯と同様に代替炉心注水等を行うポンプに別途給電する構成のため作成していない。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-1 SA設備基準適合性一覧表	57-1 SA設備基準適合性一覧表	57-1 SA設備基準適合性一覧表	

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<泊、女川の記載箇所で比較(補足 1-1)>			
<p>57-1-1</p>			【大飯】 記載箇所の相違 (57-1-8, 9, 16 ~)

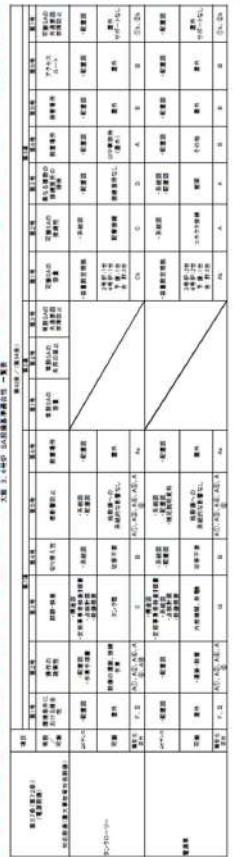
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<泊、女川の記載箇所で比較(補足1-2)>			
 <p>57-1-2</p>			【大飯】 記載箇所の相違 (57-1-26, 27, 35, 46 ~)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><泊、女川の記載箇所で比較(補足 1-3)></p>  <p style="text-align: center;">57-1-3</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違 (57-1-43, 44~)</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

柏発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
	<p style="text-align: center;"><泊の記載箇所で比較(補足1-4)></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">第57条:電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1項</td> <td>第1号 基盤条件 おおむね 健全性</td> <td>電源車 屋外 (有効に機能を發揮する) 海水 (海水を用ひしない) 直送機からの影響 (直送機器等から悪影響により機能を失うときはない) 電源的障害 (電源装置により機能が損なわれない) 開通資料 57-2 配電図</td> <td>偏重化区分 B 一 対象外 一 一 57-2 配電図</td> </tr> <tr> <td>操作性 開通資料 試験・検査 開通資料 切替・操作 開通資料 系統設計 開通資料 設置場所 開通資料 可燃SAの容量 開通資料 可燃SAの操作性 開通資料 異なる複数の接続箇所の確保 開通資料 設置場所 開通資料 保管場所 開通資料 第7号 当熱源因 障壁設 サポート系 開通資料</td> <td>操作後作業機の遮断・放置。操作スイッチ操作。接線作動 57-2 配電図、57-3 系統図 内燃機器、発電機 57-4 試験及び検査 本来の用途として使用-切替不器 57-3 系統図 通常時は閉鎖又は分離 57-3 系統図、57-7 バウンダリ名録 発電操作(保管場所で操作可能) 原子弹爆発の外から水又は電力を供給する可燃型設備 より簡便な接続方式等による接続 57-2 配電図、57-3 系統図、57-8 電源連絡物に関する附則書 専別の機器で使用 57-2 配電図 (設計範囲の広くなるるおそれの少ない場所を選定) 57-2 配電図 屋外(共通要因の考慮対象設備あり) 57-2 配電図 屋外アクセスルートの確保 57-6 アクセスルート図 防止設備-対象(代替対象:BS設備あり)-屋外 対象(サポート系あり)-異なる駆動源又は冷却源 57-2 配電図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について</td> <td>Bc, Bd, Bg G, I Bb Ab 対象外 Ab Ab A C Ab Ab 一 Bb Ab Ca</td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>第3項</td> <td>第4項</td> <td>第5項</td> </tr> <tr> <td>第6項</td> <td>第7項</td> <td>第8項</td> <td>第9項</td> </tr> <tr> <td>第10項</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第57条:電源設備			第1項	第1号 基盤条件 おおむね 健全性	電源車 屋外 (有効に機能を發揮する) 海水 (海水を用ひしない) 直送機からの影響 (直送機器等から悪影響により機能を失うときはない) 電源的障害 (電源装置により機能が損なわれない) 開通資料 57-2 配電図	偏重化区分 B 一 対象外 一 一 57-2 配電図	操作性 開通資料 試験・検査 開通資料 切替・操作 開通資料 系統設計 開通資料 設置場所 開通資料 可燃SAの容量 開通資料 可燃SAの操作性 開通資料 異なる複数の接続箇所の確保 開通資料 設置場所 開通資料 保管場所 開通資料 第7号 当熱源因 障壁設 サポート系 開通資料	操作後作業機の遮断・放置。操作スイッチ操作。接線作動 57-2 配電図、57-3 系統図 内燃機器、発電機 57-4 試験及び検査 本来の用途として使用-切替不器 57-3 系統図 通常時は閉鎖又は分離 57-3 系統図、57-7 バウンダリ名録 発電操作(保管場所で操作可能) 原子弹爆発の外から水又は電力を供給する可燃型設備 より簡便な接続方式等による接続 57-2 配電図、57-3 系統図、57-8 電源連絡物に関する附則書 専別の機器で使用 57-2 配電図 (設計範囲の広くなるるおそれの少ない場所を選定) 57-2 配電図 屋外(共通要因の考慮対象設備あり) 57-2 配電図 屋外アクセスルートの確保 57-6 アクセスルート図 防止設備-対象(代替対象:BS設備あり)-屋外 対象(サポート系あり)-異なる駆動源又は冷却源 57-2 配電図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について	Bc, Bd, Bg G, I Bb Ab 対象外 Ab Ab A C Ab Ab 一 Bb Ab Ca	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項	第7項	第8項	第9項	第10項				<p>【女川】 記載箇所の相違 (57-1-43 ~)</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)
第57条:電源設備																								
第1項	第1号 基盤条件 おおむね 健全性	電源車 屋外 (有効に機能を發揮する) 海水 (海水を用ひしない) 直送機からの影響 (直送機器等から悪影響により機能を失うときはない) 電源的障害 (電源装置により機能が損なわれない) 開通資料 57-2 配電図	偏重化区分 B 一 対象外 一 一 57-2 配電図																					
	操作性 開通資料 試験・検査 開通資料 切替・操作 開通資料 系統設計 開通資料 設置場所 開通資料 可燃SAの容量 開通資料 可燃SAの操作性 開通資料 異なる複数の接続箇所の確保 開通資料 設置場所 開通資料 保管場所 開通資料 第7号 当熱源因 障壁設 サポート系 開通資料	操作後作業機の遮断・放置。操作スイッチ操作。接線作動 57-2 配電図、57-3 系統図 内燃機器、発電機 57-4 試験及び検査 本来の用途として使用-切替不器 57-3 系統図 通常時は閉鎖又は分離 57-3 系統図、57-7 バウンダリ名録 発電操作(保管場所で操作可能) 原子弹爆発の外から水又は電力を供給する可燃型設備 より簡便な接続方式等による接続 57-2 配電図、57-3 系統図、57-8 電源連絡物に関する附則書 専別の機器で使用 57-2 配電図 (設計範囲の広くなるるおそれの少ない場所を選定) 57-2 配電図 屋外(共通要因の考慮対象設備あり) 57-2 配電図 屋外アクセスルートの確保 57-6 アクセスルート図 防止設備-対象(代替対象:BS設備あり)-屋外 対象(サポート系あり)-異なる駆動源又は冷却源 57-2 配電図、57-3 系統図、57-9 代替電源設備について	Bc, Bd, Bg G, I Bb Ab 対象外 Ab Ab A C Ab Ab 一 Bb Ab Ca																					
第2項	第3項	第4項	第5項																					
第6項	第7項	第8項	第9項																					
第10項																								

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

＜内容比較のため再掲（補足1-6）＞				
川内原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）				
第1章：電気設備		ガススタービン発電機		細分化 区分
第1章	電気設備	温度・湿度・圧力 ／屋内の天候／放射線	屋外	
第2章	重音	重量	(有効に機械を操作する)	—
	雨水	海水の浸透	ない	対象外
	施設構造からの影響	(施設構造等から風壓により機械を動かすおそれがない)	—	—
	電磁的影響	(電磁により機械が損なわれない)	—	—
	間諭資料	57-2 配置図	—	—
	操作条件	操作不要	—	対象外
	測定資料	57-2 配置図, 57-3 系統図	—	—
	実験・検査	ガススタービン、飛電機	—	H, I
	操作手引書	57-4 試験及び検査	—	—
	切替文書	本來の用途として使用-切替不要	—	Bb
第3章 機器の運転と停止	間諭資料	57-3 施設図	—	—
	系統資料	系統図は機器又は分離	—	Ah
	その他の(危険物)	高圧回転機器	—	Bb
	開閉資料	57-3 系統図, 57-7 バンダリ系統図	—	—
	長時間場所	操作不要	—	対象外
第4章 運転の制限	間諭資料	57-2 配置図	—	—
	新設品の容量	重大事故等への対応を本來の目的として設置するもの	—	A
	間諭資料	57-5 容量設定規範	—	—
	共有の禁止	(共用しない)機器	—	—
	間諭資料	—	—	—
第5章 監視と警報	監視警報	重大事故等への対応を本來の目的として設置するもの	—	A
	警報	57-5 容量設定規範	—	—
	監視警報	(共用しない)機器	—	—
	間諭資料	—	—	—
第6章 保守と修理	監視警報	防上設備-対象[代替対象][B設置あり]-屋外	—	Ah
	警報	対象(サポート含め)-異なる種類源又は冷却源	—	Ca
	サポート系装置	対象(サポート含め)-同一の種類源又は冷却源	—	—
	間諭資料	57-2 配置図, 57-3 系統図, 57-7 替代装置原版について	—	—

【大飯、女川】

記載表現の相違

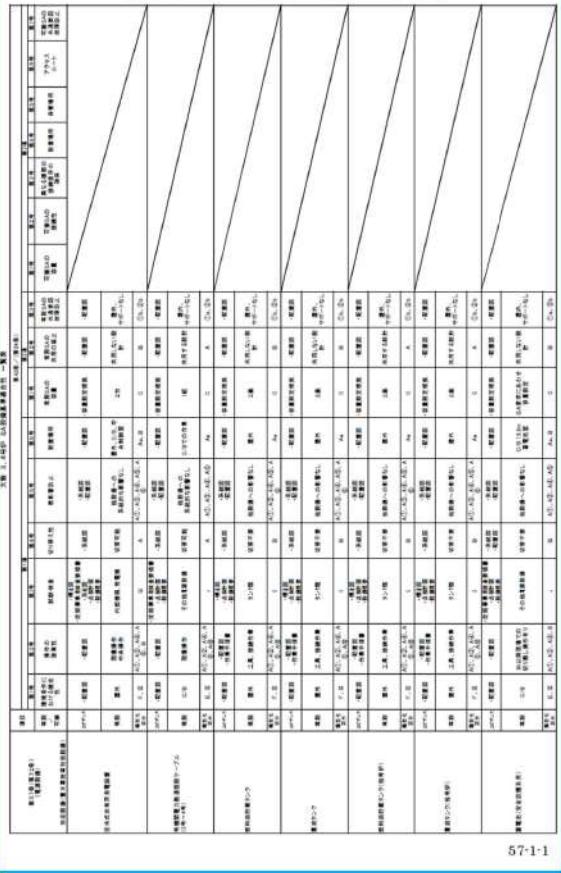
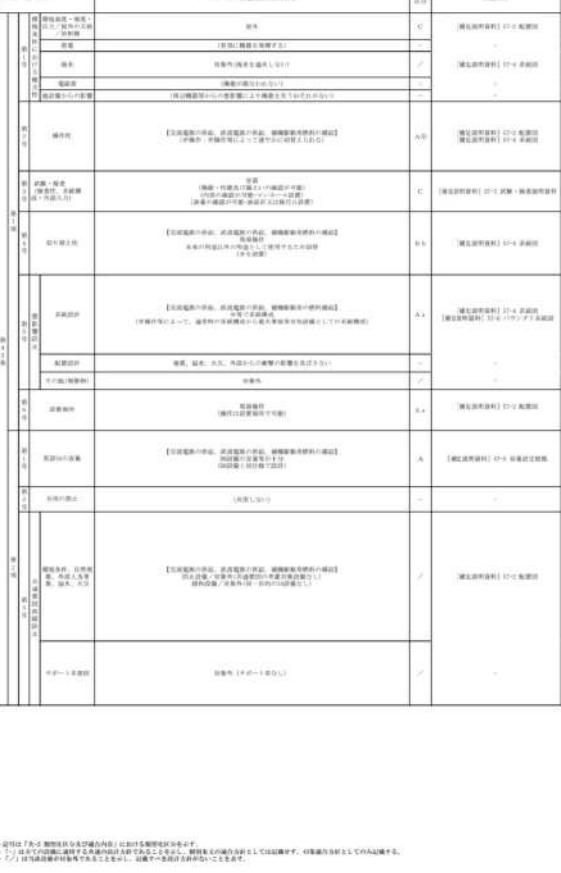
- ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<内容比較のため再掲(補足 1-1)>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
大飯発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<table border="1"> <caption>第57条 [電源設備] 設計方針</caption> <thead> <tr> <th>構造・機器</th> <th>運転・操作</th> <th>監視・制御</th> <th>警報・検知</th> <th>遮断・遮蔽</th> <th>保護・防護</th> <th>保守・点検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力／溢外の実施／放射能</td><td>監視</td><td>監視</td><td>監視</td><td>監視</td><td>監視</td><td>監視</td></tr> <tr> <td>荷重</td><td>(着火に備えて保証する)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>海水</td><td>海水を汲みしない</td><td>対象外</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>設備からの影響</td><td>(東日本大震災による海潮等により異常を発生させない)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>電源設備</td><td>(電源設備により機能が損なわれない)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>遮断装置</td><td>67-2 配置図、67-3 適用図</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>操作性</td><td>操作操作(先操作、後操作作動)</td><td>B6, B9</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>遮断資料</td><td>67-2 配置図、67-3 系統図</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>遮断・検査</td><td>(遮断・検査)</td><td>C</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>遮断資料</td><td>67-4 装置及び検査</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>切替え性</td><td>本機の用途以外の用途として使用するため、切替操作が必要</td><td>A</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>遮断資料</td><td>67-3 系統図</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>系統資料</td><td>弁等の操作で系統構成</td><td>Aa</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>その他(飛散物)</td><td>対象外</td><td>対象外</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>遮断資料</td><td>67-3 系統図、67-7 バンダリ系統図</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>設置場所</td><td>操作操作(設置場所で操作可能)</td><td>Aa</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>遮断資料</td><td>67-2 配置図</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>遮断・検査</td><td>常設 SA の容量</td><td>B</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>遮断資料</td><td>67-5 容量設定値</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>共有の禁止</td><td>(共用しない設備)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>遮断資料</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>復旧条件</td><td>自然現象、人為現象、漏水、大火</td><td>防止措置・対象(代替対象 68 設備あり)・除外</td><td>bb</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>リポート所要図</td><td>対象外(リポート既なし)</td><td>対象外</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>遮断資料</td><td>67-2 配置図、67-3 系統図</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	構造・機器	運転・操作	監視・制御	警報・検知	遮断・遮蔽	保護・防護	保守・点検	温度・圧力／溢外の実施／放射能	監視	監視	監視	監視	監視	監視	荷重	(着火に備えて保証する)	—	—	—	—	—	海水	海水を汲みしない	対象外	—	—	—	—	設備からの影響	(東日本大震災による海潮等により異常を発生させない)	—	—	—	—	—	電源設備	(電源設備により機能が損なわれない)	—	—	—	—	—	遮断装置	67-2 配置図、67-3 適用図	—	—	—	—	—	操作性	操作操作(先操作、後操作作動)	B6, B9	—	—	—	—	遮断資料	67-2 配置図、67-3 系統図	—	—	—	—	—	遮断・検査	(遮断・検査)	C	—	—	—	—	遮断資料	67-4 装置及び検査	—	—	—	—	—	切替え性	本機の用途以外の用途として使用するため、切替操作が必要	A	—	—	—	—	遮断資料	67-3 系統図	—	—	—	—	—	系統資料	弁等の操作で系統構成	Aa	—	—	—	—	その他(飛散物)	対象外	対象外	—	—	—	—	遮断資料	67-3 系統図、67-7 バンダリ系統図	—	—	—	—	—	設置場所	操作操作(設置場所で操作可能)	Aa	—	—	—	—	遮断資料	67-2 配置図	—	—	—	—	—	遮断・検査	常設 SA の容量	B	—	—	—	—	遮断資料	67-5 容量設定値	—	—	—	—	—	共有の禁止	(共用しない設備)	—	—	—	—	—	遮断資料	—	—	—	—	—	—	復旧条件	自然現象、人為現象、漏水、大火	防止措置・対象(代替対象 68 設備あり)・除外	bb	—	—	—	リポート所要図	対象外(リポート既なし)	対象外	—	—	—	—	遮断資料	67-2 配置図、67-3 系統図	—	—	—	—	—	<table border="1"> <caption>第57条 [電源設備] 設計方針</caption> <thead> <tr> <th>構造・機器</th> <th>運転・操作</th> <th>監視・制御</th> <th>警報・検知</th> <th>遮断・遮蔽</th> <th>保護・防護</th> <th>保守・点検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力／溢外の実施／放射能</td><td>監視</td><td>監視</td><td>監視</td><td>監視</td><td>監視</td><td>監視</td></tr> <tr> <td>荷重</td><td>(着火に備えて保証する)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>海水</td><td>海水を汲み過ぎない</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>設備からの影響</td><td>(電源設備による機能を失さない)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>電源設備</td><td>(電源設備による機能を失さない)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>遮断装置</td><td>67-2 配置図、67-3 系統図</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>操作性</td><td>操作操作(先操作、後操作作動)</td><td>B6, B9</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>遮断資料</td><td>67-2 配置図、67-3 系統図</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>遮断・検査</td><td>(遮断・検査)</td><td>C</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>遮断資料</td><td>67-4 装置及び検査</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>切替え性</td><td>本機の用途以外の用途として使用するため、切替操作が必要</td><td>A</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>遮断資料</td><td>67-3 系統図</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>系統資料</td><td>弁等の操作</td><td>Aa</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>その他(飛散物)</td><td>対象外</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>遮断資料</td><td>67-2 系統図、67-7 バンダリ系統図</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>設置場所</td><td>操作操作(設置場所で操作可能)</td><td>Aa</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>遮断資料</td><td>67-2 配置図</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>遮断・検査</td><td>常設 SA の容量</td><td>B</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>遮断資料</td><td>67-5 容量設定値</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>共有の禁止</td><td>(共用しない設備)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>遮断資料</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>復旧条件</td><td>自然現象、人為現象、漏水、大火</td><td>防止措置・対象(代替対象 68 設備あり)・除外</td><td>bb</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>リポート所要図</td><td>対象外(リポート既なし)</td><td>対象外</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>遮断資料</td><td>67-2 配置図、67-3 系統図</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	構造・機器	運転・操作	監視・制御	警報・検知	遮断・遮蔽	保護・防護	保守・点検	温度・圧力／溢外の実施／放射能	監視	監視	監視	監視	監視	監視	荷重	(着火に備えて保証する)	—	—	—	—	—	海水	海水を汲み過ぎない	—	—	—	—	—	設備からの影響	(電源設備による機能を失さない)	—	—	—	—	—	電源設備	(電源設備による機能を失さない)	—	—	—	—	—	遮断装置	67-2 配置図、67-3 系統図	—	—	—	—	—	操作性	操作操作(先操作、後操作作動)	B6, B9	—	—	—	—	遮断資料	67-2 配置図、67-3 系統図	—	—	—	—	—	遮断・検査	(遮断・検査)	C	—	—	—	—	遮断資料	67-4 装置及び検査	—	—	—	—	—	切替え性	本機の用途以外の用途として使用するため、切替操作が必要	A	—	—	—	—	遮断資料	67-3 系統図	—	—	—	—	—	系統資料	弁等の操作	Aa	—	—	—	—	その他(飛散物)	対象外	—	—	—	—	—	遮断資料	67-2 系統図、67-7 バンダリ系統図	—	—	—	—	—	設置場所	操作操作(設置場所で操作可能)	Aa	—	—	—	—	遮断資料	67-2 配置図	—	—	—	—	—	遮断・検査	常設 SA の容量	B	—	—	—	—	遮断資料	67-5 容量設定値	—	—	—	—	—	共有の禁止	(共用しない設備)	—	—	—	—	—	遮断資料	—	—	—	—	—	—	復旧条件	自然現象、人為現象、漏水、大火	防止措置・対象(代替対象 68 設備あり)・除外	bb	—	—	—	リポート所要図	対象外(リポート既なし)	対象外	—	—	—	—	遮断資料	67-2 配置図、67-3 系統図	—	—	—	—	—	<p>【大飯、女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
構造・機器	運転・操作	監視・制御	警報・検知	遮断・遮蔽	保護・防護	保守・点検																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
温度・圧力／溢外の実施／放射能	監視	監視	監視	監視	監視	監視																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
荷重	(着火に備えて保証する)	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
海水	海水を汲みしない	対象外	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
設備からの影響	(東日本大震災による海潮等により異常を発生させない)	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
電源設備	(電源設備により機能が損なわれない)	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
遮断装置	67-2 配置図、67-3 適用図	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
操作性	操作操作(先操作、後操作作動)	B6, B9	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
遮断資料	67-2 配置図、67-3 系統図	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
遮断・検査	(遮断・検査)	C	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
遮断資料	67-4 装置及び検査	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
切替え性	本機の用途以外の用途として使用するため、切替操作が必要	A	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
遮断資料	67-3 系統図	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
系統資料	弁等の操作で系統構成	Aa	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
その他(飛散物)	対象外	対象外	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
遮断資料	67-3 系統図、67-7 バンダリ系統図	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
設置場所	操作操作(設置場所で操作可能)	Aa	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
遮断資料	67-2 配置図	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
遮断・検査	常設 SA の容量	B	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
遮断資料	67-5 容量設定値	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
共有の禁止	(共用しない設備)	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
遮断資料	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
復旧条件	自然現象、人為現象、漏水、大火	防止措置・対象(代替対象 68 設備あり)・除外	bb	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
リポート所要図	対象外(リポート既なし)	対象外	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
遮断資料	67-2 配置図、67-3 系統図	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
構造・機器	運転・操作	監視・制御	警報・検知	遮断・遮蔽	保護・防護	保守・点検																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
温度・圧力／溢外の実施／放射能	監視	監視	監視	監視	監視	監視																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
荷重	(着火に備えて保証する)	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
海水	海水を汲み過ぎない	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
設備からの影響	(電源設備による機能を失さない)	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
電源設備	(電源設備による機能を失さない)	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
遮断装置	67-2 配置図、67-3 系統図	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
操作性	操作操作(先操作、後操作作動)	B6, B9	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
遮断資料	67-2 配置図、67-3 系統図	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
遮断・検査	(遮断・検査)	C	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
遮断資料	67-4 装置及び検査	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
切替え性	本機の用途以外の用途として使用するため、切替操作が必要	A	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
遮断資料	67-3 系統図	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
系統資料	弁等の操作	Aa	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
その他(飛散物)	対象外	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
遮断資料	67-2 系統図、67-7 バンダリ系統図	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
設置場所	操作操作(設置場所で操作可能)	Aa	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
遮断資料	67-2 配置図	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
遮断・検査	常設 SA の容量	B	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
遮断資料	67-5 容量設定値	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
共有の禁止	(共用しない設備)	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
遮断資料	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
復旧条件	自然現象、人為現象、漏水、大火	防止措置・対象(代替対象 68 設備あり)・除外	bb	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
リポート所要図	対象外(リポート既なし)	対象外	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
遮断資料	67-2 配置図、67-3 系統図	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

・適用は「A」として記載されたものに内包される場合を示す。
-「-」は必ず該項目に該当する事項の記載内容であることを示し、該項目上の適合有無として記載せず、印字欄に空白としての記載とする。
-「/」は該項目の対象外であることを示し、記載すべき記述がないことを表す。

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																																														
		<p>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第5-7条: 常設設備</th> <th>ガスバーピン発電装置軽油タンク</th> <th>液化化 区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 第6章 第7章 第8章 第9章 第10章</td> <td>周囲条件 温度・湿度・圧力、 ノルム外の天候／放射線</td> <td>屋外</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>雨露</td> <td>(有効に排水を実現する)。</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>雨水を遮れない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>自然風から漏洩</td> <td>(周辺機器等から異常風により漏水を防ぐことがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>震度資料</td> <td>57-2 配置図, 57-3 基盤図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>現場操作(分操作、操作作業)</td> <td>Bf, Bg</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図, 57-3 基盤図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、熟練度成・外部人力)</td> <td>容器</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-1 説明及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>切替人件</td> <td>本來の用途として使用-切替手順</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>被爆資料</td> <td>57-3 基盤図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最終設計</td> <td>他の機器から独立</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(規制物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 基盤図, 57-7 バウンダリ系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>現場操作(設置場所で操作可能)</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>接道資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設設備の容量</td> <td>重大事故等への対応を本質的目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-8 密量設定値表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第10章 第2章 第3章 第4章 第5章 第6章 第7章 第8章 第9章 第10章</td><td>共通 構造・性能 規格・取扱 規則</td> <td>環境条件、は誤測定、人為事 件、溢水、火災 防止設備-対象(代替対象OB設備あり)-屋外</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>サポート基盤図</td> <td>対象外(サポートなし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-2 配置図, 57-3 基盤図, 57-8 代替設備設備について</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第5-7条: 常設設備		ガスバーピン発電装置軽油タンク	液化化 区分	第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 第6章 第7章 第8章 第9章 第10章	周囲条件 温度・湿度・圧力、 ノルム外の天候／放射線	屋外	B	雨露	(有効に排水を実現する)。	-	雨水	雨水を遮れない	対象外	自然風から漏洩	(周辺機器等から異常風により漏水を防ぐことがない)	-	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-	震度資料	57-2 配置図, 57-3 基盤図		操作性	現場操作(分操作、操作作業)	Bf, Bg	関連資料	57-2 配置図, 57-3 基盤図		試験・検査 (検査性、熟練度成・外部人力)	容器	C	関連資料	57-1 説明及び検査		切替人件	本來の用途として使用-切替手順	Bb	被爆資料	57-3 基盤図		最終設計	他の機器から独立	Aa	その他(規制物)	対象外	対象外	関連資料	57-3 基盤図, 57-7 バウンダリ系統図		設置場所	現場操作(設置場所で操作可能)	Aa	接道資料	57-2 配置図		常設設備の容量	重大事故等への対応を本質的目的として設置するもの	A	関連資料	57-8 密量設定値表		共有の禁止	(未用しない設備)	-	関連資料	-		第10章 第2章 第3章 第4章 第5章 第6章 第7章 第8章 第9章 第10章	共通 構造・性能 規格・取扱 規則	環境条件、は誤測定、人為事 件、溢水、火災 防止設備-対象(代替対象OB設備あり)-屋外	Ab	サポート基盤図	対象外(サポートなし)	対象外	関連資料	57-2 配置図, 57-3 基盤図, 57-8 代替設備設備について					
第5-7条: 常設設備		ガスバーピン発電装置軽油タンク	液化化 区分																																																																																	
第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 第6章 第7章 第8章 第9章 第10章	周囲条件 温度・湿度・圧力、 ノルム外の天候／放射線	屋外	B																																																																																	
	雨露	(有効に排水を実現する)。	-																																																																																	
	雨水	雨水を遮れない	対象外																																																																																	
	自然風から漏洩	(周辺機器等から異常風により漏水を防ぐことがない)	-																																																																																	
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-																																																																																	
	震度資料	57-2 配置図, 57-3 基盤図																																																																																		
	操作性	現場操作(分操作、操作作業)	Bf, Bg																																																																																	
	関連資料	57-2 配置図, 57-3 基盤図																																																																																		
	試験・検査 (検査性、熟練度成・外部人力)	容器	C																																																																																	
	関連資料	57-1 説明及び検査																																																																																		
切替人件	本來の用途として使用-切替手順	Bb																																																																																		
被爆資料	57-3 基盤図																																																																																			
最終設計	他の機器から独立	Aa																																																																																		
その他(規制物)	対象外	対象外																																																																																		
関連資料	57-3 基盤図, 57-7 バウンダリ系統図																																																																																			
設置場所	現場操作(設置場所で操作可能)	Aa																																																																																		
接道資料	57-2 配置図																																																																																			
常設設備の容量	重大事故等への対応を本質的目的として設置するもの	A																																																																																		
関連資料	57-8 密量設定値表																																																																																			
共有の禁止	(未用しない設備)	-																																																																																		
関連資料	-																																																																																			
第10章 第2章 第3章 第4章 第5章 第6章 第7章 第8章 第9章 第10章	共通 構造・性能 規格・取扱 規則	環境条件、は誤測定、人為事 件、溢水、火災 防止設備-対象(代替対象OB設備あり)-屋外	Ab																																																																																	
	サポート基盤図	対象外(サポートなし)	対象外																																																																																	
	関連資料	57-2 配置図, 57-3 基盤図, 57-8 代替設備設備について																																																																																		

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																						
	<p style="text-align: center;"><泊の記載箇所で比較(補足1-5)></p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(可搬型)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条: 常用設備</th> <th>タンクローリー</th> <th>簡略化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; text-align: right; width: 10%;">第1章 環境条件 操作性 開運資料</td> <td>温度・湿度・圧力 ／屋外の実態／放射線</td> <td>屋外</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に機能を發揮する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を着衣しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>負担からの影響</td> <td>(因に機器等から照射を受けたり機器等を汚らおされない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電気的障害</td> <td>(機器等により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>開運資料</td> <td>BT-2 施設図、BT-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作(設備の搬移、設置、操作スイッチ操作、弁操作、待機作業)</td> <td>Aa, Ba, Bc, Bg</td> </tr> <tr> <td>開運資料</td> <td>BT-1 施設図、BT-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査、系統構成・外部入力)</td> <td>零器</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>開運資料</td> <td>BT-4 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; text-align: right; width: 10%;">第4章 機器の搬 送と保管 防止</td> <td>切替え性</td> <td>本來の用途として使用・切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>開運資料</td> <td>BT-5 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運</td> <td>通常時は隔壁又は分離</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>その社(被搬物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開運資料</td> <td>BT-3 系統図、BT-4 バウンダリ系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操縦操作(設置場所で操作可能)</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>開運資料</td> <td>BT-2 施設図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬SAの容量</td> <td>その他の搬出設備</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>開運資料</td> <td>BT-6 容量設定規則、BT-11 装料補充に関する規定説明資料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬SAの搬送性</td> <td>より簡便な搬送方式等による搬送</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; text-align: right; width: 10%;">第7章 土建要因 防止</td> <td>簡速資料</td> <td>BT-2 施設図、BT-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>異なる複数の接続箇所の確保</td> <td>単体の搬送で使用</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>開運資料</td> <td>BT-2 施設図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を基準)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>開運資料</td> <td>BT-2 施設図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管場所</td> <td>屋外(尖端翼端の考慮対象範囲あり)</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>開運資料</td> <td>BT-2 施設図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アクセスルート</td> <td>屋外アクセスルートの確保</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>開運資料</td> <td>BT-6 アクセスルート図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運搬条件、自然現象、人為事象、漏水、火災</td> <td>防止設備-対象(代替外集団設備あり)-屋外</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>サポート装置図</td> <td>対象外(サポートなし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開運資料</td> <td>BT-2 施設図、BT-3 系統図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第57条: 常用設備		タンクローリー	簡略化区分	第1章 環境条件 操作性 開運資料	温度・湿度・圧力 ／屋外の実態／放射線	屋外	B	荷重	(有効に機能を發揮する)	-	海水	海水を着衣しない	対象外	負担からの影響	(因に機器等から照射を受けたり機器等を汚らおされない)	-	電気的障害	(機器等により機能が損なわれない)	-	開運資料	BT-2 施設図、BT-3 系統図		操作性	操作(設備の搬移、設置、操作スイッチ操作、弁操作、待機作業)	Aa, Ba, Bc, Bg	開運資料	BT-1 施設図、BT-3 系統図		試験・検査 (検査、系統構成・外部入力)	零器	C	開運資料	BT-4 試験及び検査		第4章 機器の搬 送と保管 防止	切替え性	本來の用途として使用・切替不要	Bb	開運資料	BT-5 系統図		運	通常時は隔壁又は分離	Bb	その社(被搬物)	対象外	対象外	開運資料	BT-3 系統図、BT-4 バウンダリ系統図		設置場所	操縦操作(設置場所で操作可能)	Aa	開運資料	BT-2 施設図		可搬SAの容量	その他の搬出設備	C	開運資料	BT-6 容量設定規則、BT-11 装料補充に関する規定説明資料		可搬SAの搬送性	より簡便な搬送方式等による搬送	C	第7章 土建要因 防止	簡速資料	BT-2 施設図、BT-3 系統図		異なる複数の接続箇所の確保	単体の搬送で使用	Bb	開運資料	BT-2 施設図		設置場所	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を基準)	-	開運資料	BT-2 施設図		保管場所	屋外(尖端翼端の考慮対象範囲あり)	Ba	開運資料	BT-2 施設図		アクセスルート	屋外アクセスルートの確保	B	開運資料	BT-6 アクセスルート図		運搬条件、自然現象、人為事象、漏水、火災	防止設備-対象(代替外集団設備あり)-屋外	Bb	サポート装置図	対象外(サポートなし)	対象外	開運資料	BT-2 施設図、BT-3 系統図		<p style="text-align: center;">【女川】</p> <p style="text-align: center;">記載箇所の相違 (57-1-44 ～)</p>
第57条: 常用設備		タンクローリー	簡略化区分																																																																																																						
第1章 環境条件 操作性 開運資料	温度・湿度・圧力 ／屋外の実態／放射線	屋外	B																																																																																																						
	荷重	(有効に機能を發揮する)	-																																																																																																						
	海水	海水を着衣しない	対象外																																																																																																						
	負担からの影響	(因に機器等から照射を受けたり機器等を汚らおされない)	-																																																																																																						
	電気的障害	(機器等により機能が損なわれない)	-																																																																																																						
	開運資料	BT-2 施設図、BT-3 系統図																																																																																																							
	操作性	操作(設備の搬移、設置、操作スイッチ操作、弁操作、待機作業)	Aa, Ba, Bc, Bg																																																																																																						
	開運資料	BT-1 施設図、BT-3 系統図																																																																																																							
	試験・検査 (検査、系統構成・外部入力)	零器	C																																																																																																						
	開運資料	BT-4 試験及び検査																																																																																																							
第4章 機器の搬 送と保管 防止	切替え性	本來の用途として使用・切替不要	Bb																																																																																																						
	開運資料	BT-5 系統図																																																																																																							
	運	通常時は隔壁又は分離	Bb																																																																																																						
	その社(被搬物)	対象外	対象外																																																																																																						
	開運資料	BT-3 系統図、BT-4 バウンダリ系統図																																																																																																							
	設置場所	操縦操作(設置場所で操作可能)	Aa																																																																																																						
	開運資料	BT-2 施設図																																																																																																							
	可搬SAの容量	その他の搬出設備	C																																																																																																						
	開運資料	BT-6 容量設定規則、BT-11 装料補充に関する規定説明資料																																																																																																							
	可搬SAの搬送性	より簡便な搬送方式等による搬送	C																																																																																																						
第7章 土建要因 防止	簡速資料	BT-2 施設図、BT-3 系統図																																																																																																							
	異なる複数の接続箇所の確保	単体の搬送で使用	Bb																																																																																																						
	開運資料	BT-2 施設図																																																																																																							
	設置場所	(放射線量の高くなるおそれの少ない場所を基準)	-																																																																																																						
	開運資料	BT-2 施設図																																																																																																							
	保管場所	屋外(尖端翼端の考慮対象範囲あり)	Ba																																																																																																						
	開運資料	BT-2 施設図																																																																																																							
	アクセスルート	屋外アクセスルートの確保	B																																																																																																						
	開運資料	BT-6 アクセスルート図																																																																																																							
	運搬条件、自然現象、人為事象、漏水、火災	防止設備-対象(代替外集団設備あり)-屋外	Bb																																																																																																						
サポート装置図	対象外(サポートなし)	対象外																																																																																																							
開運資料	BT-2 施設図、BT-3 系統図																																																																																																								

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																				
	<p style="text-align: center;"><泊の記載箇所で比較(補足1-6)></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">第1章 基本設備</th> <th>ガスタービン発電機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第2章</td> <td>温度・密度・圧力／屋外の天候／放射線</td> <td>屋外</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に機組を發揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を湛水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>用設機からの影響</td> <td>(駆動機器等から蒸気管等に上り蒸気を吹きおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁場により機器が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-2 配置図, 57-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3章</td> <td>駆動・操作 (維持性、運転構成・外部入力)</td> <td>ガスタービン、発電機 H, I</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第4章</td> <td>切替可性</td> <td>本系の用途として使用-切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>運転</td> <td>通常時は機械又は電気</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>遮断</td> <td>高速回転機器</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>停止</td> <td>間連資料</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5章</td> <td>装置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6章</td> <td>荷物取扱の容量</td> <td>重大事故等への対応をお求めの目的として設置するもの</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第7章</td> <td>開通資料</td> <td>57-6 容量設定用紙</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>占有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共同運営運営の禁止</td> <td>機器条件、自然現象、人為事象、海水、火災 防止設備・対象(代替対象:既設機器あり)・屋外</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第8章</td> <td>サポート装置図</td> <td>対象(サポートあり)-異なる駆動源又は冷却源</td> <td>Ca</td> </tr> <tr> <td>間連資料</td> <td>57-2 配置図, 57-3 系統図, 57-9 代替駆動設備について</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)			第1章 基本設備		ガスタービン発電機	第2章	温度・密度・圧力／屋外の天候／放射線	屋外	D	荷重	(有効に機組を發揮する)	—	海水	海水を湛水しない	対象外	用設機からの影響	(駆動機器等から蒸気管等に上り蒸気を吹きおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁場により機器が損なわれない)	—	間連資料	57-2 配置図	—	操作性	操作不要	対象外	開通資料	57-2 配置図, 57-3 系統図	—	第3章	駆動・操作 (維持性、運転構成・外部入力)	ガスタービン、発電機 H, I	—	間連資料	57-4 試験及び検査	—	第4章	切替可性	本系の用途として使用-切替不要	Bb	間連資料	57-2 配置図	—	運転	通常時は機械又は電気	Aa	遮断	高速回転機器	Bb	停止	間連資料	—	第5章	装置場所	操作不要	対象外	開通資料	57-2 配置図	—	第6章	荷物取扱の容量	重大事故等への対応をお求めの目的として設置するもの	H	第7章	開通資料	57-6 容量設定用紙	—	占有の禁止	(共用しない設備)	—	開通資料	—	—	共同運営運営の禁止	機器条件、自然現象、人為事象、海水、火災 防止設備・対象(代替対象:既設機器あり)・屋外	Aa	第8章	サポート装置図	対象(サポートあり)-異なる駆動源又は冷却源	Ca	間連資料	57-2 配置図, 57-3 系統図, 57-9 代替駆動設備について	—	<p style="color: green;">【女川】</p> <p>記載箇所の相違 (57-1-8 ~)</p>
女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)																																																																																							
第1章 基本設備		ガスタービン発電機																																																																																					
第2章	温度・密度・圧力／屋外の天候／放射線	屋外	D																																																																																				
	荷重	(有効に機組を發揮する)	—																																																																																				
	海水	海水を湛水しない	対象外																																																																																				
	用設機からの影響	(駆動機器等から蒸気管等に上り蒸気を吹きおそれがない)	—																																																																																				
	電磁的障害	(電磁場により機器が損なわれない)	—																																																																																				
	間連資料	57-2 配置図	—																																																																																				
	操作性	操作不要	対象外																																																																																				
	開通資料	57-2 配置図, 57-3 系統図	—																																																																																				
	第3章	駆動・操作 (維持性、運転構成・外部入力)	ガスタービン、発電機 H, I	—																																																																																			
	間連資料	57-4 試験及び検査	—																																																																																				
第4章	切替可性	本系の用途として使用-切替不要	Bb																																																																																				
	間連資料	57-2 配置図	—																																																																																				
	運転	通常時は機械又は電気	Aa																																																																																				
	遮断	高速回転機器	Bb																																																																																				
	停止	間連資料	—																																																																																				
第5章	装置場所	操作不要	対象外																																																																																				
	開通資料	57-2 配置図	—																																																																																				
	第6章	荷物取扱の容量	重大事故等への対応をお求めの目的として設置するもの	H																																																																																			
第7章	開通資料	57-6 容量設定用紙	—																																																																																				
	占有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																				
	開通資料	—	—																																																																																				
	共同運営運営の禁止	機器条件、自然現象、人為事象、海水、火災 防止設備・対象(代替対象:既設機器あり)・屋外	Aa																																																																																				
第8章	サポート装置図	対象(サポートあり)-異なる駆動源又は冷却源	Ca																																																																																				
	間連資料	57-2 配置図, 57-3 系統図, 57-9 代替駆動設備について	—																																																																																				

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条：電源設備</th> <th>オスター・ビン型電気設備燃料移送ポンプ</th> <th>適合化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">南1号</td> <td>温度・湿度・圧力 ／屋外の天候／放射能</td> <td>屋外</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>「有効に機能を發揮する」</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>雨水を遮れしない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>消防機からの影響</td> <td>（風に懸念等から原則的に上り煙物を先うおそれがない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電動機の噪音</td> <td>（電動機により発生が挙げられない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>57-2 記載図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>57-2 記載図, 57-3 添付図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実験・検査 (検査性、系統構成・外部人力)</td> <td>ポンプ</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">南2号</td> <td>切替え性</td> <td>本系の用途として使用-切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>周辺資料 地上</td> <td>用設計から独立</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(架線物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">南3号</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>57-2 記載図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの容量</td> <td>重大事故等への対応を本系の目的として設備するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">南4号</td> <td>周辺資料</td> <td>57-5 容量設定値</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>（未用しない設備）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>周辺資料 放電抑制装置</td> <td> 備後条件、自然現象、人為事 件、塗水、火災 防止設備-対象(代替対象(88設備あり))-屋外 </td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">南5号</td> <td>サポート装置図</td> <td>対象外(サポート系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>57-2 記載図, 57-3 添付図</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第57条：電源設備		オスター・ビン型電気設備燃料移送ポンプ	適合化区分	南1号	温度・湿度・圧力 ／屋外の天候／放射能	屋外	B	荷重	「有効に機能を發揮する」	—	雨水	雨水を遮れしない	対象外	消防機からの影響	（風に懸念等から原則的に上り煙物を先うおそれがない）	—	電動機の噪音	（電動機により発生が挙げられない）	—	周辺資料	57-2 記載図		操作性	操作不要	対象外	周辺資料	57-2 記載図, 57-3 添付図		実験・検査 (検査性、系統構成・外部人力)	ポンプ	A	周辺資料	57-4 試験及び検査		南2号	切替え性	本系の用途として使用-切替不要	Bb	周辺資料	57-3 系統図		周辺資料 地上	用設計から独立	Aa	その他(架線物)	対象外	対象外	周辺資料	57-3 系統図		南3号	設置場所	操作不要	対象外	周辺資料	57-2 記載図		常設SAの容量	重大事故等への対応を本系の目的として設備するもの	A	南4号	周辺資料	57-5 容量設定値		共有の禁止	（未用しない設備）	—	周辺資料	—		周辺資料 放電抑制装置	備後条件、自然現象、人為事 件、塗水、火災 防止設備-対象(代替対象(88設備あり))-屋外	Bb	南5号	サポート装置図	対象外(サポート系なし)	対象外	周辺資料	57-2 記載図, 57-3 添付図		<p>【大飯、女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)
第57条：電源設備		オスター・ビン型電気設備燃料移送ポンプ	適合化区分																																																																																
南1号	温度・湿度・圧力 ／屋外の天候／放射能	屋外	B																																																																																
	荷重	「有効に機能を發揮する」	—																																																																																
	雨水	雨水を遮れしない	対象外																																																																																
	消防機からの影響	（風に懸念等から原則的に上り煙物を先うおそれがない）	—																																																																																
	電動機の噪音	（電動機により発生が挙げられない）	—																																																																																
	周辺資料	57-2 記載図																																																																																	
	操作性	操作不要	対象外																																																																																
	周辺資料	57-2 記載図, 57-3 添付図																																																																																	
	実験・検査 (検査性、系統構成・外部人力)	ポンプ	A																																																																																
	周辺資料	57-4 試験及び検査																																																																																	
南2号	切替え性	本系の用途として使用-切替不要	Bb																																																																																
	周辺資料	57-3 系統図																																																																																	
	周辺資料 地上	用設計から独立	Aa																																																																																
	その他(架線物)	対象外	対象外																																																																																
	周辺資料	57-3 系統図																																																																																	
南3号	設置場所	操作不要	対象外																																																																																
	周辺資料	57-2 記載図																																																																																	
	常設SAの容量	重大事故等への対応を本系の目的として設備するもの	A																																																																																
南4号	周辺資料	57-5 容量設定値																																																																																	
	共有の禁止	（未用しない設備）	—																																																																																
	周辺資料	—																																																																																	
	周辺資料 放電抑制装置	備後条件、自然現象、人為事 件、塗水、火災 防止設備-対象(代替対象(88設備あり))-屋外	Bb																																																																																
南5号	サポート装置図	対象外(サポート系なし)	対象外																																																																																
	周辺資料	57-2 記載図, 57-3 添付図																																																																																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																								
		<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目名</th> <th>規制タブレット</th> <th>規制区分</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規制実施・実現・ 規制実施の方法</td> <td>国内</td> <td>◎</td> <td>【規定別付資料】 17-1 規制実施の方法</td> </tr> <tr> <td>在籍</td> <td>(必ず記載する事項)</td> <td>◎</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>風速</td> <td>泊港外気温未達成率</td> <td>◎</td> <td>【規定別付資料】 17-4 風速</td> </tr> <tr> <td>電源供給</td> <td>規制実施の方法</td> <td>◎</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源供給の一部</td> <td>(泊港外気温未達成率の運営により、運営を終了する場合)</td> <td>◎</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>【実施規則の目的、実施規則の内容、規制実施の方法の確認】 (申請・検査等による確認とし、運営による確認)</td> <td>△△</td> <td>【規定別付資料】 17-1 操作性・実施規則資料</td> </tr> <tr> <td>評議・監査</td> <td>認定 (規制・技術・実施規則の確認)</td> <td>△△</td> <td>【規定別付資料】 17-3 評議・監査規則資料</td> </tr> <tr> <td>保守点検</td> <td>【実施規則の目的、実施規則の内容、規制実施の方法の確認】 (運営による確認)</td> <td>△△</td> <td>【規定別付資料】 17-4 保守点検</td> </tr> <tr> <td>不燃性</td> <td>【実施規則の目的、実施規則の内容、規制実施の方法の確認】 (運営による確認)</td> <td>△△</td> <td>【規定別付資料】 17-5 不燃性</td> </tr> <tr> <td>耐震設計</td> <td>地盤、底盤、外壁からの離隔(必要十分性)</td> <td>◎</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>耐震設計の方法</td> <td>地盤、底盤、外壁からの離隔(必要十分性)</td> <td>◎</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮蔽装置</td> <td>遮蔽装置 (被覆の確認)</td> <td>△△</td> <td>【規定別付資料】 17-3 遮蔽装置</td> </tr> <tr> <td>遮蔽装置の方法</td> <td>【実施規則の目的、実施規則の内容、規制実施の方法の確認】 (運営による確認)</td> <td>△△</td> <td>【規定別付資料】 17-4 遮蔽装置</td> </tr> <tr> <td>遮蔽装置の定期点検</td> <td>【実施規則の目的、実施規則の内容、規制実施の方法の確認】 (運営による確認)</td> <td>△△</td> <td>【規定別付資料】 17-5 遮蔽装置定期点検</td> </tr> <tr> <td>遮蔽装置の整備</td> <td>(修理しない)</td> <td>◎</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮蔽装置の定期点検</td> <td>【実施規則の目的、実施規則の内容、規制実施の方法の確認】 (運営による確認)</td> <td>△△</td> <td>【規定別付資料】 17-6 遮蔽装置定期点検</td> </tr> <tr> <td>半導体遮蔽装置</td> <td>定期点検(半導体遮蔽装置)</td> <td>◎</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">*記載「<u>必ず記載する事項</u>」に該当する規制区分を示す。 △△は必ず記載する事項の規制区分の該当する事項であることを示す。 ◎は必ず記載する事項の該当する事項であることを示す。 —は当該箇所が該当であることを示す。該当すべきでないことを示す。</p>	項目名	規制タブレット	規制区分	適用箇所	規制実施・実現・ 規制実施の方法	国内	◎	【規定別付資料】 17-1 規制実施の方法	在籍	(必ず記載する事項)	◎	—	風速	泊港外気温未達成率	◎	【規定別付資料】 17-4 風速	電源供給	規制実施の方法	◎	—	電源供給の一部	(泊港外気温未達成率の運営により、運営を終了する場合)	◎	—	操作性	【実施規則の目的、実施規則の内容、規制実施の方法の確認】 (申請・検査等による確認とし、運営による確認)	△△	【規定別付資料】 17-1 操作性・実施規則資料	評議・監査	認定 (規制・技術・実施規則の確認)	△△	【規定別付資料】 17-3 評議・監査規則資料	保守点検	【実施規則の目的、実施規則の内容、規制実施の方法の確認】 (運営による確認)	△△	【規定別付資料】 17-4 保守点検	不燃性	【実施規則の目的、実施規則の内容、規制実施の方法の確認】 (運営による確認)	△△	【規定別付資料】 17-5 不燃性	耐震設計	地盤、底盤、外壁からの離隔(必要十分性)	◎	—	耐震設計の方法	地盤、底盤、外壁からの離隔(必要十分性)	◎	—	遮蔽装置	遮蔽装置 (被覆の確認)	△△	【規定別付資料】 17-3 遮蔽装置	遮蔽装置の方法	【実施規則の目的、実施規則の内容、規制実施の方法の確認】 (運営による確認)	△△	【規定別付資料】 17-4 遮蔽装置	遮蔽装置の定期点検	【実施規則の目的、実施規則の内容、規制実施の方法の確認】 (運営による確認)	△△	【規定別付資料】 17-5 遮蔽装置定期点検	遮蔽装置の整備	(修理しない)	◎	—	遮蔽装置の定期点検	【実施規則の目的、実施規則の内容、規制実施の方法の確認】 (運営による確認)	△△	【規定別付資料】 17-6 遮蔽装置定期点検	半導体遮蔽装置	定期点検(半導体遮蔽装置)	◎	—	<p>【大飯、女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)
項目名	規制タブレット	規制区分	適用箇所																																																																								
規制実施・実現・ 規制実施の方法	国内	◎	【規定別付資料】 17-1 規制実施の方法																																																																								
在籍	(必ず記載する事項)	◎	—																																																																								
風速	泊港外気温未達成率	◎	【規定別付資料】 17-4 風速																																																																								
電源供給	規制実施の方法	◎	—																																																																								
電源供給の一部	(泊港外気温未達成率の運営により、運営を終了する場合)	◎	—																																																																								
操作性	【実施規則の目的、実施規則の内容、規制実施の方法の確認】 (申請・検査等による確認とし、運営による確認)	△△	【規定別付資料】 17-1 操作性・実施規則資料																																																																								
評議・監査	認定 (規制・技術・実施規則の確認)	△△	【規定別付資料】 17-3 評議・監査規則資料																																																																								
保守点検	【実施規則の目的、実施規則の内容、規制実施の方法の確認】 (運営による確認)	△△	【規定別付資料】 17-4 保守点検																																																																								
不燃性	【実施規則の目的、実施規則の内容、規制実施の方法の確認】 (運営による確認)	△△	【規定別付資料】 17-5 不燃性																																																																								
耐震設計	地盤、底盤、外壁からの離隔(必要十分性)	◎	—																																																																								
耐震設計の方法	地盤、底盤、外壁からの離隔(必要十分性)	◎	—																																																																								
遮蔽装置	遮蔽装置 (被覆の確認)	△△	【規定別付資料】 17-3 遮蔽装置																																																																								
遮蔽装置の方法	【実施規則の目的、実施規則の内容、規制実施の方法の確認】 (運営による確認)	△△	【規定別付資料】 17-4 遮蔽装置																																																																								
遮蔽装置の定期点検	【実施規則の目的、実施規則の内容、規制実施の方法の確認】 (運営による確認)	△△	【規定別付資料】 17-5 遮蔽装置定期点検																																																																								
遮蔽装置の整備	(修理しない)	◎	—																																																																								
遮蔽装置の定期点検	【実施規則の目的、実施規則の内容、規制実施の方法の確認】 (運営による確認)	△△	【規定別付資料】 17-6 遮蔽装置定期点検																																																																								
半導体遮蔽装置	定期点検(半導体遮蔽装置)	◎	—																																																																								

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

＜内容比較表の再掲（補足1-8）＞		
女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表（常設）		非常用ディーゼル発電設備移修ポンプ
第1項 第1号	備考7条：電源設備	密度・温度・圧力 /壁外の天候／放射能
		屋外
		D
第2項 第2号	雨露	(有効に機能を發揮する)
		—
	海水	海水を湛えしない
		対象外
	出荷側からの影響	(因に機器等の)色彩により機器を失う(それがない)
		—
	船底防護	(機器等により機能が損なわれない)
		—
	備考資料	—
第3項 第3号	操作性	操作不要
		対象外
	周辺資料	—
第4項 第4号	試験・検査 (検査性、測定機能・外部入力)	ポンプ
		A
	周辺資料	—
第5項 第5号	切替性	本家の用語として使用・切替不要
		Bb
	周辺資料	—
第6項 第6号	系統設計	BBW設置と並び系統構成
		Ad
	その他の(荷物)	対象外
		対象外
	周辺資料	—
第7項 第7号	設備場所	操作不要
		対象外
	周辺資料	—
第8項 第8号	常設SAの搭載	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分
		Bb
	周辺資料	—
	共有の禁止	(未用しない設備)
		—
	周辺資料	—
第9項 第9号	主要部品(防爆) /壁外の天候上	環境条件、自然現象、人為事 業、海水、火災
		対象外(共用箇所の考慮対象設備なし)
		対象外
	サポート装置因	対象外(サポートなし)
		対象外
	周辺資料	—

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)		
第1項 第1号	データと実施規則供述による /壁外の天候/放射能	CDD(データと実施規則供述による /壁外の天候/放射能)
		月日
	備考	(各段に機器を運搬する)
		—
	周辺資料	河川(排水を運搬しない)
		—
	周辺資料	(機器が運搬する)
		—
	周辺資料	(機器が運搬する)
		—
第2項 第2号	操作性	上位規制(伊勢、浜松監視等)、荷物運搬の際の規制等 (港内巡回船、港内航行、港内入出港) (作業件数によって運送手数が増加する)
		Aa
	周辺資料	データと実施規則(伊勢、浜松監視等)
		—
第3項 第3号	試験・検査 (検査性、測定機能・外部入力)	データ (機器) (機器を運搬する) (機器が運搬する)
		Aa
	周辺資料	【主な規制の特徴】、浜松監視の特徴、荷物運搬の特徴等 本年の荷役日数は、二回使用するため規制(手を絞る)
		Aa
第4項 第4号	周辺資料	周辺資料
		Aa
	周辺資料	荷物運搬 (機器) (機器を運搬する) (機器が運搬する)
		Aa
	周辺資料	荷物運搬 (機器) (機器を運搬する) (機器が運搬する)
		Aa
第5項 第5号	周辺資料	荷物運搬 (機器) (機器を運搬する) (機器が運搬する)
		Aa
	周辺資料	荷物運搬 (機器) (機器を運搬する) (機器が運搬する)
		Aa
第6項 第6号	周辺資料	荷物運搬 (機器) (機器を運搬する) (機器が運搬する)
		Aa
	周辺資料	荷物運搬 (機器) (機器を運搬する) (機器が運搬する)
		Aa
第7項 第7号	周辺資料	荷物運搬 (機器) (機器を運搬する) (機器が運搬する)
		Aa
	周辺資料	荷物運搬 (機器) (機器を運搬する) (機器が運搬する)
		Aa
第8項 第8号	周辺資料	荷物運搬 (機器) (機器を運搬する) (機器が運搬する)
		Aa
	周辺資料	荷物運搬 (機器) (機器を運搬する) (機器が運搬する)
		Aa
第9項 第9号	周辺資料	荷物運搬 (機器) (機器を運搬する) (機器が運搬する)
		Aa
	周辺資料	荷物運搬 (機器) (機器を運搬する) (機器が運搬する)
		Aa

【大飯】
記載の充実（女川審査実績の反映）

【女川】
記載表現の相違

・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

<内容比較のため再掲(補足1-1)>

大飯発電所3／4号炉	

57-1-1

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

南57-2: 設備技術		130X 計算結果	簡略化区分
温度・圧力・圧力／圧力の変換／給射器	原子炉建屋の二次循環装置外及びその他の建屋内	□	
密度	(有効) 液面を発揮する	—	
雨水	雨水を吐きしない	対象外	
地震からの影響	津波や震度から想定地震により機能を失うおそれがない	—	
輻射防護事項	輻射防護により機能が損なわれない	—	
周辺条件	57-2 計算③		
操作部		対象外	
開道資料	57-3 系統図		
試験・検査	その他の電気設備	J	
開道資料	57-4 振舞及び吸収		
信頼性	本來の用途として使用-初替不要	B9	
開道資料	57-5 洗浄図		
操作装置		対象外	
開道資料	18 施設と同じ系統構成	対象外	
その他(振動物)	対象外		
開道資料	57-6 洗浄図, 57-7 バウンドリ洗浄図		
開道資料	操作不要	対象外	
開道資料	操作不要	対象外	
開道資料	57-8 洗浄図		
開道資料	既往基準対象施設の実証及び機器の容量等が十分	B	
開道資料	67-5 容量設定規則		
共用の禁止	(未用)しない設備	—	
開道資料	—		
開道資料	津波浸水時、自然現象、人為事象、溢水、火災 防止設備(対象:代替对象 III 機構みらい)-屋内	△	
セパレート系図	対象外(セパレート不可)	対象外	
開道資料	57-2 計算④, 57-3 洗浄図, 57-19 共交完結力量測定及計算装置について(直読部設置について)		

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)

南57-3: 設備技術		130X 計算結果	簡略化区分
温度・圧力・圧力／圧力の変換／給射器	原子炉建屋の二次循環装置外及びその他の建屋内	□	
密度	(有効) 液面を発揮する	—	
雨水	雨水を吐きしない	対象外	
地震からの影響	津波や震度から想定地震により機能を失うおそれがない	—	
輻射防護事項	輻射防護により機能が損なわれない	—	
周辺条件	BT-2 計算④		
操作部		対象外	
開道資料	BT-3 系統図		
試験・検査	その他の電気設備	J	
開道資料	57-4 振舞及び吸収		
信頼性	本來の用途として使用-初替不要	B9	
開道資料	BT-5 洗浄図		
操作装置	18 施設と同じ系統構成	対象外	
その他(振動物)	BT-6 洗浄図, BT-7 バウンドリ洗浄図	対象外	
開道資料	操作不要	対象外	
開道資料	57-5 洗浄図		
開道資料	既往基準対象施設の実証及び機器の容量等が十分	B	
開道資料	67-6 容量設定規則		
共用の禁止	(未用)しない設備	—	
開道資料	—		
開道資料	津波浸水時、自然現象、人為事象、溢水、火災 防止設備(対象:代替对象 III 機構みらい)-屋内	△	
セパレート系図	対象外(セパレート不可)	対象外	
開道資料	57-3 洗浄図, 57-3 洗浄図, 57-19 共交完結力量測定及計算装置について(直読部設置について)		

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
		<p align="center">泊発電所3号炉 S A設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">規制計画</th> <th>新規審査</th> <th>開通条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">規制 計画 区分</td> <td>施設別</td> <td>◎「新規設備」の運転、 施工、保守等の実施 （新規設備の運転） （新規設備の保守等）</td> <td>◎ [補足資料用紙] 32-2 未提出</td> </tr> <tr> <td>運送</td> <td>新規設備の運送（運送）</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">規制 計画 区分</td> <td>業者別</td> <td>新規設備の運送（運送） （運送の受け入れ等）</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>船舶別</td> <td>新規設備を船から陸上に搬入する際の運送（運送） （運送の受け入れ等）</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">規制 計画 区分</td> <td>操作性</td> <td>【新規設備】 （新規設備の運送） （新規設備の運送）</td> <td>◎ [補足資料用紙] 32-3 未提出</td> </tr> <tr> <td>運送・操作</td> <td>新規設備の運送（運送） （運送の受け入れ等） （操作）</td> <td>◎ [補足資料用紙] 32-3 説明・操作説明書</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">規制 計画 区分</td> <td>販売者別</td> <td>【新規設備】 （新規設備の運送） （新規設備の運送） （運送の受け入れ等） （販売）</td> <td>◎ [補足資料用紙] 32-4 未提出</td> </tr> <tr> <td>輸送者別</td> <td>新規設備によって、運送時の新規設備の運送（運送） （運送の受け入れ等） （輸送）</td> <td>◎ [補足資料用紙] 32-4 パラントラ港編</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">規制 計画 区分</td> <td>販賣場所</td> <td>【新規設備】 （新規設備の運送） （新規設備の運送）</td> <td>◎ [補足資料用紙] 32-5 未提出</td> </tr> <tr> <td>販賣場所</td> <td>新規設備によって、運送時の新規設備の運送（運送） （新規設備の運送） （運送の受け入れ等） （販賣）</td> <td>◎ [補足資料用紙] 32-5 未提出</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">規制 計画 区分</td> <td>新規設備の運送</td> <td>【新規設備】 （新規設備の運送） （新規設備の運送） （運送） （運送の受け入れ等） （販賣）</td> <td>◎ [補足資料用紙] 32-6 未提出</td> </tr> <tr> <td>新規設備の運送</td> <td>新規設備によって、運送時の新規設備の運送（運送） （新規設備の運送） （運送の受け入れ等） （販賣）</td> <td>◎ [補足資料用紙] 32-6 未提出</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">規制 計画 区分</td> <td>新規設備の運送</td> <td>【新規設備】 （新規設備の運送） （新規設備の運送） （運送） （運送の受け入れ等） （販賣）</td> <td>◎ [補足資料用紙] 32-7 未提出</td> </tr> <tr> <td>新規設備の運送</td> <td>新規設備によって、運送時の新規設備の運送（運送） （新規設備の運送） （運送の受け入れ等） （販賣）</td> <td>◎ [補足資料用紙] 32-7 未提出</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">規制 計画 区分</td> <td>新規設備の運送</td> <td>【新規設備】 （新規設備の運送） （新規設備の運送） （運送） （運送の受け入れ等） （販賣）</td> <td>◎ [補足資料用紙] 32-8 未提出</td> </tr> <tr> <td>新規設備の運送</td> <td>新規設備によって、運送時の新規設備の運送（運送） （新規設備の運送） （運送の受け入れ等） （販賣）</td> <td>◎ [補足資料用紙] 32-8 未提出</td> </tr> </tbody> </table> <p align="right"> * 計画別「S-A 設備別別当方規制内容」に記載を割り当てます。 * 「○」は該当の規制に適用する場合があることを示し、「△」は該当の規制が適用されないことを示す。 * 「×」は該当の規制に適用する場合がないことを示し、該当すべき規制がないことを示す。 </p>	規制計画		新規審査	開通条件	規制 計画 区分	施設別	◎「新規設備」の運転、 施工、保守等の実施 （新規設備の運転） （新規設備の保守等）	◎ [補足資料用紙] 32-2 未提出	運送	新規設備の運送（運送）	◎	規制 計画 区分	業者別	新規設備の運送（運送） （運送の受け入れ等）	◎	船舶別	新規設備を船から陸上に搬入する際の運送（運送） （運送の受け入れ等）	◎	規制 計画 区分	操作性	【新規設備】 （新規設備の運送） （新規設備の運送）	◎ [補足資料用紙] 32-3 未提出	運送・操作	新規設備の運送（運送） （運送の受け入れ等） （操作）	◎ [補足資料用紙] 32-3 説明・操作説明書	規制 計画 区分	販売者別	【新規設備】 （新規設備の運送） （新規設備の運送） （運送の受け入れ等） （販売）	◎ [補足資料用紙] 32-4 未提出	輸送者別	新規設備によって、運送時の新規設備の運送（運送） （運送の受け入れ等） （輸送）	◎ [補足資料用紙] 32-4 パラントラ港編	規制 計画 区分	販賣場所	【新規設備】 （新規設備の運送） （新規設備の運送）	◎ [補足資料用紙] 32-5 未提出	販賣場所	新規設備によって、運送時の新規設備の運送（運送） （新規設備の運送） （運送の受け入れ等） （販賣）	◎ [補足資料用紙] 32-5 未提出	規制 計画 区分	新規設備の運送	【新規設備】 （新規設備の運送） （新規設備の運送） （運送） （運送の受け入れ等） （販賣）	◎ [補足資料用紙] 32-6 未提出	新規設備の運送	新規設備によって、運送時の新規設備の運送（運送） （新規設備の運送） （運送の受け入れ等） （販賣）	◎ [補足資料用紙] 32-6 未提出	規制 計画 区分	新規設備の運送	【新規設備】 （新規設備の運送） （新規設備の運送） （運送） （運送の受け入れ等） （販賣）	◎ [補足資料用紙] 32-7 未提出	新規設備の運送	新規設備によって、運送時の新規設備の運送（運送） （新規設備の運送） （運送の受け入れ等） （販賣）	◎ [補足資料用紙] 32-7 未提出	規制 計画 区分	新規設備の運送	【新規設備】 （新規設備の運送） （新規設備の運送） （運送） （運送の受け入れ等） （販賣）	◎ [補足資料用紙] 32-8 未提出	新規設備の運送	新規設備によって、運送時の新規設備の運送（運送） （新規設備の運送） （運送の受け入れ等） （販賣）	◎ [補足資料用紙] 32-8 未提出	<p align="center">【大飯、女川】</p> <p align="center">記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)
規制計画		新規審査	開通条件																																																												
規制 計画 区分	施設別	◎「新規設備」の運転、 施工、保守等の実施 （新規設備の運転） （新規設備の保守等）	◎ [補足資料用紙] 32-2 未提出																																																												
	運送	新規設備の運送（運送）	◎																																																												
規制 計画 区分	業者別	新規設備の運送（運送） （運送の受け入れ等）	◎																																																												
	船舶別	新規設備を船から陸上に搬入する際の運送（運送） （運送の受け入れ等）	◎																																																												
規制 計画 区分	操作性	【新規設備】 （新規設備の運送） （新規設備の運送）	◎ [補足資料用紙] 32-3 未提出																																																												
	運送・操作	新規設備の運送（運送） （運送の受け入れ等） （操作）	◎ [補足資料用紙] 32-3 説明・操作説明書																																																												
規制 計画 区分	販売者別	【新規設備】 （新規設備の運送） （新規設備の運送） （運送の受け入れ等） （販売）	◎ [補足資料用紙] 32-4 未提出																																																												
	輸送者別	新規設備によって、運送時の新規設備の運送（運送） （運送の受け入れ等） （輸送）	◎ [補足資料用紙] 32-4 パラントラ港編																																																												
規制 計画 区分	販賣場所	【新規設備】 （新規設備の運送） （新規設備の運送）	◎ [補足資料用紙] 32-5 未提出																																																												
	販賣場所	新規設備によって、運送時の新規設備の運送（運送） （新規設備の運送） （運送の受け入れ等） （販賣）	◎ [補足資料用紙] 32-5 未提出																																																												
規制 計画 区分	新規設備の運送	【新規設備】 （新規設備の運送） （新規設備の運送） （運送） （運送の受け入れ等） （販賣）	◎ [補足資料用紙] 32-6 未提出																																																												
	新規設備の運送	新規設備によって、運送時の新規設備の運送（運送） （新規設備の運送） （運送の受け入れ等） （販賣）	◎ [補足資料用紙] 32-6 未提出																																																												
規制 計画 区分	新規設備の運送	【新規設備】 （新規設備の運送） （新規設備の運送） （運送） （運送の受け入れ等） （販賣）	◎ [補足資料用紙] 32-7 未提出																																																												
	新規設備の運送	新規設備によって、運送時の新規設備の運送（運送） （新規設備の運送） （運送の受け入れ等） （販賣）	◎ [補足資料用紙] 32-7 未提出																																																												
規制 計画 区分	新規設備の運送	【新規設備】 （新規設備の運送） （新規設備の運送） （運送） （運送の受け入れ等） （販賣）	◎ [補足資料用紙] 32-8 未提出																																																												
	新規設備の運送	新規設備によって、運送時の新規設備の運送（運送） （新規設備の運送） （運送の受け入れ等） （販賣）	◎ [補足資料用紙] 32-8 未提出																																																												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																					
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条：概要</th> <th>120F常設基準</th> <th>簡略化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; text-align: center;">備考欄</td> <td>機器条件</td> <td>原子炉建屋の二次格納設備外及びその後の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>温度・圧力・圧力／温水の変換／放射能</td> <td>(有効に機能を發揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>雨水</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>荷重における構造的健全性</td> <td>雨水を造成しない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>荷重からの影響</td> <td>荷重等から影響により機能を失うおそれがない</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(監視等により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>57-2 計画図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不良</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>標準資料</td> <td>57-3 基本図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査</td> <td>その他の電気設備</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>標準資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>切替可能性</td> <td>本来の用途として使用-切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>標準資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; text-align: center;">備考欄</td> <td>高解像度</td> <td>IR 撮影と既に高解像度</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他の(飛散物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>57-3 基本図, 57-7 バンダリ系図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>装置場所</td> <td>操作不便</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>57-2 計画図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>常設 SA の容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>標準資料</td> <td>57-6 容量設定規則</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>標準資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; text-align: center;">備考欄</td> <td>環境条件、自然現象、人為現象、温水、火災</td> <td>防止設備-対象(代替対象)Bb(既存Bb)-屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>標準資料</td> <td>サポート基準</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>サポート基準</td> <td>57-2 計画図, 57-3 系統図,</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>57-16 全及民労働者を対象設備について(直近雇用状況について)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第57条：概要		120F常設基準	簡略化区分	備考欄	機器条件	原子炉建屋の二次格納設備外及びその後の建屋内	C	温度・圧力・圧力／温水の変換／放射能	(有効に機能を發揮する)	—	荷重	雨水	対象外	荷重における構造的健全性	雨水を造成しない	—	荷重からの影響	荷重等から影響により機能を失うおそれがない	—	電磁的障害	(監視等により機能が損なわれない)	—	開港資料	57-2 計画図	—	操作性	操作不良	対象外	標準資料	57-3 基本図	—	試験・検査	その他の電気設備	C	標準資料	57-4 試験及び検査	—	切替可能性	本来の用途として使用-切替不要	Bb	標準資料	57-3 系統図	—	備考欄	高解像度	IR 撮影と既に高解像度	Aa	その他の(飛散物)	対象外	対象外	関連資料	57-3 基本図, 57-7 バンダリ系図	—	装置場所	操作不便	対象外	開港資料	57-2 計画図	—	常設 SA の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	標準資料	57-6 容量設定規則	—	共有の禁止	(未用しない設備)	—	標準資料	—	—	備考欄	環境条件、自然現象、人為現象、温水、火災	防止設備-対象(代替対象)Bb(既存Bb)-屋内	Aa	標準資料	サポート基準	対象外	サポート基準	57-2 計画図, 57-3 系統図,	—	開港資料	57-16 全及民労働者を対象設備について(直近雇用状況について)	—	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条：概要</th> <th>C基準</th> <th>簡略化区分</th> <th>備考欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; text-align: center;">備考欄</td> <td>機器条件</td> <td>C(1)他の炉へとの搬入 (2)運転停止時</td> <td>赤字</td> <td>【補足説明書】 57-4 基本図</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(生産・運搬を考慮する)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>対象外(雨水を造成しない)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>荷重等からの影響</td> <td>(荷重等による機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>57-2 計画図の付録</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作失敗(操作不能)</td> <td>—</td> <td>【補足説明書】 57-4 基本図</td> </tr> <tr> <td>標準資料</td> <td>57-3 基本図</td> <td>—</td> <td>【補足説明書】 57-4 基本図</td> </tr> <tr> <td>試験・検査</td> <td>(試験・検査の手順)</td> <td>—</td> <td>【補足説明書】 57-4 基本図</td> </tr> <tr> <td>標準資料</td> <td>57-4 計画図</td> <td>—</td> <td>【補足説明書】 57-4 基本図</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>57-5 基本図</td> <td>—</td> <td>【補足説明書】 57-4 基本図</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; text-align: center;">備考欄</td> <td>高解像度</td> <td>【高解像度の特徴】 (1)計画図(2)各部で既存(3)既存設備(4)既存機器(5)既存構造</td> <td>Aa</td> <td>【補足説明書】 57-4 基本図 【補足説明書】 57-4 カタログと差異</td> </tr> <tr> <td>その他の(飛散物)</td> <td>対象外(未用のため飛散を考慮する必要はない)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>対象外</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>装置場所</td> <td>操作失敗(操作不能)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>常設 SA の容量</td> <td>【常設SAの特徴】 (1)計画図(2)各部で既存(3)既存設備(4)既存機器(5)既存構造</td> <td>Aa</td> <td>【補足説明書】 57-4 基本図</td> </tr> <tr> <td>標準資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>標準資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>標準資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; text-align: center;">備考欄</td> <td>環境条件、自然現象、人為現象、温水、火災</td> <td>【防災設備の特徴】 (1)計画図(2)各部で既存(3)既存設備(4)既存機器(5)既存構造</td> <td>Aa</td> <td>【補足説明書】 57-4 基本図 【補足説明書】 57-4 カタログと差異</td> </tr> <tr> <td>標準資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>サポート基準</td> <td>対象外(未用のため飛散を考慮する必要はない)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>標準資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>標準資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第57条：概要		C基準	簡略化区分	備考欄	備考欄	機器条件	C(1)他の炉へとの搬入 (2)運転停止時	赤字	【補足説明書】 57-4 基本図	荷重	(生産・運搬を考慮する)	—	—	雨水	対象外(雨水を造成しない)	—	—	荷重等からの影響	(荷重等による機能を失うおそれがない)	—	—	電磁的障害	57-2 計画図の付録	—	—	操作性	操作失敗(操作不能)	—	【補足説明書】 57-4 基本図	標準資料	57-3 基本図	—	【補足説明書】 57-4 基本図	試験・検査	(試験・検査の手順)	—	【補足説明書】 57-4 基本図	標準資料	57-4 計画図	—	【補足説明書】 57-4 基本図	開港資料	57-5 基本図	—	【補足説明書】 57-4 基本図	備考欄	高解像度	【高解像度の特徴】 (1)計画図(2)各部で既存(3)既存設備(4)既存機器(5)既存構造	Aa	【補足説明書】 57-4 基本図 【補足説明書】 57-4 カタログと差異	その他の(飛散物)	対象外(未用のため飛散を考慮する必要はない)	—	—	関連資料	対象外	—	—	装置場所	操作失敗(操作不能)	—	—	開港資料	—	—	—	常設 SA の容量	【常設SAの特徴】 (1)計画図(2)各部で既存(3)既存設備(4)既存機器(5)既存構造	Aa	【補足説明書】 57-4 基本図	標準資料	—	—	—	共有の禁止	(未用しない設備)	—	—	標準資料	—	—	—	標準資料	—	—	—	備考欄	環境条件、自然現象、人為現象、温水、火災	【防災設備の特徴】 (1)計画図(2)各部で既存(3)既存設備(4)既存機器(5)既存構造	Aa	【補足説明書】 57-4 基本図 【補足説明書】 57-4 カタログと差異	標準資料	—	—	—	サポート基準	対象外(未用のため飛散を考慮する必要はない)	—	—	標準資料	—	—	—	開港資料	—	—	—	標準資料	—	—	—	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>																
第57条：概要		120F常設基準	簡略化区分																																																																																																																																																																																																																					
備考欄	機器条件	原子炉建屋の二次格納設備外及びその後の建屋内	C																																																																																																																																																																																																																					
	温度・圧力・圧力／温水の変換／放射能	(有効に機能を發揮する)	—																																																																																																																																																																																																																					
	荷重	雨水	対象外																																																																																																																																																																																																																					
	荷重における構造的健全性	雨水を造成しない	—																																																																																																																																																																																																																					
	荷重からの影響	荷重等から影響により機能を失うおそれがない	—																																																																																																																																																																																																																					
	電磁的障害	(監視等により機能が損なわれない)	—																																																																																																																																																																																																																					
	開港資料	57-2 計画図	—																																																																																																																																																																																																																					
	操作性	操作不良	対象外																																																																																																																																																																																																																					
	標準資料	57-3 基本図	—																																																																																																																																																																																																																					
	試験・検査	その他の電気設備	C																																																																																																																																																																																																																					
標準資料	57-4 試験及び検査	—																																																																																																																																																																																																																						
切替可能性	本来の用途として使用-切替不要	Bb																																																																																																																																																																																																																						
標準資料	57-3 系統図	—																																																																																																																																																																																																																						
備考欄	高解像度	IR 撮影と既に高解像度	Aa																																																																																																																																																																																																																					
	その他の(飛散物)	対象外	対象外																																																																																																																																																																																																																					
	関連資料	57-3 基本図, 57-7 バンダリ系図	—																																																																																																																																																																																																																					
	装置場所	操作不便	対象外																																																																																																																																																																																																																					
	開港資料	57-2 計画図	—																																																																																																																																																																																																																					
	常設 SA の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																																																																																																																																																					
	標準資料	57-6 容量設定規則	—																																																																																																																																																																																																																					
	共有の禁止	(未用しない設備)	—																																																																																																																																																																																																																					
	標準資料	—	—																																																																																																																																																																																																																					
	備考欄	環境条件、自然現象、人為現象、温水、火災	防止設備-対象(代替対象)Bb(既存Bb)-屋内	Aa																																																																																																																																																																																																																				
標準資料		サポート基準	対象外																																																																																																																																																																																																																					
サポート基準		57-2 計画図, 57-3 系統図,	—																																																																																																																																																																																																																					
開港資料		57-16 全及民労働者を対象設備について(直近雇用状況について)	—																																																																																																																																																																																																																					
第57条：概要		C基準	簡略化区分	備考欄																																																																																																																																																																																																																				
備考欄		機器条件	C(1)他の炉へとの搬入 (2)運転停止時	赤字	【補足説明書】 57-4 基本図																																																																																																																																																																																																																			
		荷重	(生産・運搬を考慮する)	—	—																																																																																																																																																																																																																			
		雨水	対象外(雨水を造成しない)	—	—																																																																																																																																																																																																																			
		荷重等からの影響	(荷重等による機能を失うおそれがない)	—	—																																																																																																																																																																																																																			
		電磁的障害	57-2 計画図の付録	—	—																																																																																																																																																																																																																			
	操作性	操作失敗(操作不能)	—	【補足説明書】 57-4 基本図																																																																																																																																																																																																																				
	標準資料	57-3 基本図	—	【補足説明書】 57-4 基本図																																																																																																																																																																																																																				
	試験・検査	(試験・検査の手順)	—	【補足説明書】 57-4 基本図																																																																																																																																																																																																																				
	標準資料	57-4 計画図	—	【補足説明書】 57-4 基本図																																																																																																																																																																																																																				
	開港資料	57-5 基本図	—	【補足説明書】 57-4 基本図																																																																																																																																																																																																																				
備考欄	高解像度	【高解像度の特徴】 (1)計画図(2)各部で既存(3)既存設備(4)既存機器(5)既存構造	Aa	【補足説明書】 57-4 基本図 【補足説明書】 57-4 カタログと差異																																																																																																																																																																																																																				
	その他の(飛散物)	対象外(未用のため飛散を考慮する必要はない)	—	—																																																																																																																																																																																																																				
	関連資料	対象外	—	—																																																																																																																																																																																																																				
	装置場所	操作失敗(操作不能)	—	—																																																																																																																																																																																																																				
	開港資料	—	—	—																																																																																																																																																																																																																				
	常設 SA の容量	【常設SAの特徴】 (1)計画図(2)各部で既存(3)既存設備(4)既存機器(5)既存構造	Aa	【補足説明書】 57-4 基本図																																																																																																																																																																																																																				
	標準資料	—	—	—																																																																																																																																																																																																																				
	共有の禁止	(未用しない設備)	—	—																																																																																																																																																																																																																				
	標準資料	—	—	—																																																																																																																																																																																																																				
	標準資料	—	—	—																																																																																																																																																																																																																				
備考欄	環境条件、自然現象、人為現象、温水、火災	【防災設備の特徴】 (1)計画図(2)各部で既存(3)既存設備(4)既存機器(5)既存構造	Aa	【補足説明書】 57-4 基本図 【補足説明書】 57-4 カタログと差異																																																																																																																																																																																																																				
	標準資料	—	—	—																																																																																																																																																																																																																				
	サポート基準	対象外(未用のため飛散を考慮する必要はない)	—	—																																																																																																																																																																																																																				
	標準資料	—	—	—																																																																																																																																																																																																																				
	開港資料	—	—	—																																																																																																																																																																																																																				
	標準資料	—	—	—																																																																																																																																																																																																																				
	標準資料	—	—	—																																																																																																																																																																																																																				
	標準資料	—	—	—																																																																																																																																																																																																																				
	標準資料	—	—	—																																																																																																																																																																																																																				
	標準資料	—	—	—																																																																																																																																																																																																																				

※項目「未用 備考欄を有する場合の内容」における未用欄が赤字です。
「？」はすべての欄に適用するための記入欄でありますことを示し、該欄名が適合しないときは記入せず、該欄名を用いて記入する場合は、該欄の記入欄に記入して下さい。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																	
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th>第57条: 電源設備</th><th>1200兆瓦炉 2B</th><th>基準化区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項 第1年 第1項 第1年</td><td>遮度・深度・圧力／壁外の文様／放射線 原子炉建屋の二次燃焼部外及びその他の建屋内</td><td>C</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>(有効に機能を發揮する)</td><td>—</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>海水 海水を循環しない</td><td>対象外</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>物故からの影響 (附近機器等から蒸気管により機能を失うおそれがない)</td><td>—</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>電離放射 (電離放射により機能を損なわれない)</td><td>—</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>開運資料 67-2 配置図</td><td>—</td></tr> <tr> <td>第2項 第2年 第2項 第2年</td><td>操作性 操作不要</td><td>対象外</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>開運資料 67-3 系統図</td><td>—</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>試験・検査 (検査性、系流構成・外部入力)</td><td>J</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>開運資料 67-4 機器及び備品</td><td>—</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>切替え性 本家の用法として使用・切替不要</td><td>Bb</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>開運資料 67-5 施設図</td><td>—</td></tr> <tr> <td>第3項 第3年 第3項 第3年</td><td>系統設計 DB 施設と同上系統構成</td><td>Aa</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>その他(施設)</td><td>対象外</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>開運資料 67-6 バウンダリ溝図</td><td>—</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>設置場所 操作不要</td><td>対象外</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>開運資料 67-7 配置図</td><td>—</td></tr> <tr> <td>第4項 第4年 第4項 第4年</td><td>実設SAの容量 設計基準対象施設の容積及び機器の容積等が十分</td><td>Bb</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>開運資料 67-8 容量改正地図</td><td>—</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>共用の禁止 (共用しない設備)</td><td>—</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>開運資料 —</td><td>—</td></tr> <tr> <td>第5項 第5年 第5項 第5年</td><td>環境条件、自然現象、入為事象、温水、火災 防止設備・計器(代替対象 BWR 設備あり) - 壁内</td><td>Aa</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>サポート系図 対象外(サポート系なし)</td><td>対象外</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>開運資料 67-9 配置図、67-10 系統図、 67-10 安定度動力発電装置対策設備について(直列電源設備について)</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	第57条: 電源設備	1200兆瓦炉 2B	基準化区分	第1項 第1年 第1項 第1年	遮度・深度・圧力／壁外の文様／放射線 原子炉建屋の二次燃焼部外及びその他の建屋内	C	同上	(有効に機能を發揮する)	—	同上	海水 海水を循環しない	対象外	同上	物故からの影響 (附近機器等から蒸気管により機能を失うおそれがない)	—	同上	電離放射 (電離放射により機能を損なわれない)	—	同上	開運資料 67-2 配置図	—	第2項 第2年 第2項 第2年	操作性 操作不要	対象外	同上	開運資料 67-3 系統図	—	同上	試験・検査 (検査性、系流構成・外部入力)	J	同上	開運資料 67-4 機器及び備品	—	同上	切替え性 本家の用法として使用・切替不要	Bb	同上	開運資料 67-5 施設図	—	第3項 第3年 第3項 第3年	系統設計 DB 施設と同上系統構成	Aa	同上	その他(施設)	対象外	同上	開運資料 67-6 バウンダリ溝図	—	同上	設置場所 操作不要	対象外	同上	開運資料 67-7 配置図	—	第4項 第4年 第4項 第4年	実設SAの容量 設計基準対象施設の容積及び機器の容積等が十分	Bb	同上	開運資料 67-8 容量改正地図	—	同上	共用の禁止 (共用しない設備)	—	同上	開運資料 —	—	第5項 第5年 第5項 第5年	環境条件、自然現象、入為事象、温水、火災 防止設備・計器(代替対象 BWR 設備あり) - 壁内	Aa	同上	サポート系図 対象外(サポート系なし)	対象外	同上	開運資料 67-9 配置図、67-10 系統図、 67-10 安定度動力発電装置対策設備について(直列電源設備について)	—	<table border="1"> <caption>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th>第1項 第1年 第1項 第1年</th><th>1号炉</th><th>開運資料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同上</td><td>遮度・深度・圧力 (原子炉建屋の二次燃焼部外及びその他の建屋内)</td><td>（原子炉建屋の二次燃焼部外及びその他の建屋内）</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>海水 海水を循環しない</td><td>（原子炉建屋の二次燃焼部外及びその他の建屋内）</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>電離放射 (電離放射により機能を損なわれない)</td><td>（原子炉建屋の二次燃焼部外及びその他の建屋内）</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>開運資料 67-8 配置図</td><td>（原子炉建屋の二次燃焼部外及びその他の建屋内）</td></tr> <tr> <td>第2項 第2年 第2項 第2年</td><td>操作性 (操作不要)</td><td>操作性 (操作不要)</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>開運資料 (検査性、系流構成・外部入力)</td><td>（検査性、系流構成・外部入力）</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>開運資料 67-9 総合的評価</td><td>（総合的評価）</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>開運資料 67-10 容量改正地図</td><td>（容量改正地図）</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>開運資料 67-11 機器及び備品</td><td>（機器及び備品）</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>開運資料 67-12 施設図</td><td>（施設図）</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>開運資料 67-13 組立構造図</td><td>（組立構造図）</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>開運資料 67-14 環境条件</td><td>（環境条件）</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>開運資料 67-15 支持構造</td><td>（支持構造）</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>開運資料 67-16 安定度動力発電装置</td><td>（安定度動力発電装置）</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>開運資料 67-17 保守点検</td><td>（保守点検）</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>開運資料 67-18 安全性評価</td><td>（安全性評価）</td></tr> <tr> <td>同上</td><td>開運資料 67-19 安定度動力発電装置対策設備について(直列電源設備について)</td><td>（安定度動力発電装置対策設備について(直列電源設備について)）</td></tr> </tbody> </table>	第1項 第1年 第1項 第1年	1号炉	開運資料	同上	遮度・深度・圧力 (原子炉建屋の二次燃焼部外及びその他の建屋内)	（原子炉建屋の二次燃焼部外及びその他の建屋内）	同上	海水 海水を循環しない	（原子炉建屋の二次燃焼部外及びその他の建屋内）	同上	電離放射 (電離放射により機能を損なわれない)	（原子炉建屋の二次燃焼部外及びその他の建屋内）	同上	開運資料 67-8 配置図	（原子炉建屋の二次燃焼部外及びその他の建屋内）	第2項 第2年 第2項 第2年	操作性 (操作不要)	操作性 (操作不要)	同上	開運資料 (検査性、系流構成・外部入力)	（検査性、系流構成・外部入力）	同上	開運資料 67-9 総合的評価	（総合的評価）	同上	開運資料 67-10 容量改正地図	（容量改正地図）	同上	開運資料 67-11 機器及び備品	（機器及び備品）	同上	開運資料 67-12 施設図	（施設図）	同上	開運資料 67-13 組立構造図	（組立構造図）	同上	開運資料 67-14 環境条件	（環境条件）	同上	開運資料 67-15 支持構造	（支持構造）	同上	開運資料 67-16 安定度動力発電装置	（安定度動力発電装置）	同上	開運資料 67-17 保守点検	（保守点検）	同上	開運資料 67-18 安全性評価	（安全性評価）	同上	開運資料 67-19 安定度動力発電装置対策設備について(直列電源設備について)	（安定度動力発電装置対策設備について(直列電源設備について)）	<p>【女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)
第57条: 電源設備	1200兆瓦炉 2B	基準化区分																																																																																																																																		
第1項 第1年 第1項 第1年	遮度・深度・圧力／壁外の文様／放射線 原子炉建屋の二次燃焼部外及びその他の建屋内	C																																																																																																																																		
同上	(有効に機能を發揮する)	—																																																																																																																																		
同上	海水 海水を循環しない	対象外																																																																																																																																		
同上	物故からの影響 (附近機器等から蒸気管により機能を失うおそれがない)	—																																																																																																																																		
同上	電離放射 (電離放射により機能を損なわれない)	—																																																																																																																																		
同上	開運資料 67-2 配置図	—																																																																																																																																		
第2項 第2年 第2項 第2年	操作性 操作不要	対象外																																																																																																																																		
同上	開運資料 67-3 系統図	—																																																																																																																																		
同上	試験・検査 (検査性、系流構成・外部入力)	J																																																																																																																																		
同上	開運資料 67-4 機器及び備品	—																																																																																																																																		
同上	切替え性 本家の用法として使用・切替不要	Bb																																																																																																																																		
同上	開運資料 67-5 施設図	—																																																																																																																																		
第3項 第3年 第3項 第3年	系統設計 DB 施設と同上系統構成	Aa																																																																																																																																		
同上	その他(施設)	対象外																																																																																																																																		
同上	開運資料 67-6 バウンダリ溝図	—																																																																																																																																		
同上	設置場所 操作不要	対象外																																																																																																																																		
同上	開運資料 67-7 配置図	—																																																																																																																																		
第4項 第4年 第4項 第4年	実設SAの容量 設計基準対象施設の容積及び機器の容積等が十分	Bb																																																																																																																																		
同上	開運資料 67-8 容量改正地図	—																																																																																																																																		
同上	共用の禁止 (共用しない設備)	—																																																																																																																																		
同上	開運資料 —	—																																																																																																																																		
第5項 第5年 第5項 第5年	環境条件、自然現象、入為事象、温水、火災 防止設備・計器(代替対象 BWR 設備あり) - 壁内	Aa																																																																																																																																		
同上	サポート系図 対象外(サポート系なし)	対象外																																																																																																																																		
同上	開運資料 67-9 配置図、67-10 系統図、 67-10 安定度動力発電装置対策設備について(直列電源設備について)	—																																																																																																																																		
第1項 第1年 第1項 第1年	1号炉	開運資料																																																																																																																																		
同上	遮度・深度・圧力 (原子炉建屋の二次燃焼部外及びその他の建屋内)	（原子炉建屋の二次燃焼部外及びその他の建屋内）																																																																																																																																		
同上	海水 海水を循環しない	（原子炉建屋の二次燃焼部外及びその他の建屋内）																																																																																																																																		
同上	電離放射 (電離放射により機能を損なわれない)	（原子炉建屋の二次燃焼部外及びその他の建屋内）																																																																																																																																		
同上	開運資料 67-8 配置図	（原子炉建屋の二次燃焼部外及びその他の建屋内）																																																																																																																																		
第2項 第2年 第2項 第2年	操作性 (操作不要)	操作性 (操作不要)																																																																																																																																		
同上	開運資料 (検査性、系流構成・外部入力)	（検査性、系流構成・外部入力）																																																																																																																																		
同上	開運資料 67-9 総合的評価	（総合的評価）																																																																																																																																		
同上	開運資料 67-10 容量改正地図	（容量改正地図）																																																																																																																																		
同上	開運資料 67-11 機器及び備品	（機器及び備品）																																																																																																																																		
同上	開運資料 67-12 施設図	（施設図）																																																																																																																																		
同上	開運資料 67-13 組立構造図	（組立構造図）																																																																																																																																		
同上	開運資料 67-14 環境条件	（環境条件）																																																																																																																																		
同上	開運資料 67-15 支持構造	（支持構造）																																																																																																																																		
同上	開運資料 67-16 安定度動力発電装置	（安定度動力発電装置）																																																																																																																																		
同上	開運資料 67-17 保守点検	（保守点検）																																																																																																																																		
同上	開運資料 67-18 安全性評価	（安全性評価）																																																																																																																																		
同上	開運資料 67-19 安定度動力発電装置対策設備について(直列電源設備について)	（安定度動力発電装置対策設備について(直列電源設備について)）																																																																																																																																		

・記載は「原子炉建屋の二次燃焼部外及びその他の建屋内」に対する整備区分です。
・「-」は全ての項目に該当するものはないけれどあることを示し、網掛けの箇所は計画として記載せず、開運資料に記載してのみ記載する。
・「/」は全ての項目に該当するところとし、記載すべき項目が複数あることを示す。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																										
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条：電源設備</th> <th>ISPF代替蓄電池</th> <th>集約化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>遮断器 に付ける 操作部</td> <td>温度・強度・圧力 ／屋外の火災／放射線</td> <td>原子炉建屋の二重格納室段外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>（有効に機能を發揮する）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を涵水しない</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>危険物から の影響</td> <td>（対応機器等から遮断器により機能を失うおそれがない）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気的の障害</td> <td>（遮断器により機器が損なわれない）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>B7-1 配置図</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>B7-3 系統図</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、蒸気換熱・外部入力)</td> <td>その他の機器</td> <td>J</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>B7-4 試験及び検査</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第4項</td> <td>切替装置</td> <td>本系の用として使用-切替必要</td> <td>Re</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>B7-5 系統図</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td>遮断器 防止</td> <td>通常時は隔壁又は分離</td> <td>Ab</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の(隔板等)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第6項</td> <td>蓄電池</td> <td>B7-6 蓄電池</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>B7-2 配置図</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第7項</td> <td>系統 SA の容量</td> <td>重大事故等への対応を本系の目的として設置するもの</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>B7-5 容量設定根拠</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第8項</td> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第9項 共通蓄電池 設置防止</td> <td>後援条件、自燃現象、入手事 象、溢水、火災</td> <td>防止設備-対象(代替対象 DB 設備あり)-屋内</td> <td>Ab</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サポート系図</td> <td>対象外(サポート系なし)</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>B7-2 配置図、B7-3 系統図、 B7-19 全交流動力源喪失対策設備について(蓄電池設置について)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第57条：電源設備		ISPF代替蓄電池	集約化区分	第1項	遮断器 に付ける 操作部	温度・強度・圧力 ／屋外の火災／放射線	原子炉建屋の二重格納室段外及びその他の建屋内	C	荷重	（有効に機能を發揮する）	—		海水	海水を涵水しない	対象外		危険物から の影響	（対応機器等から遮断器により機能を失うおそれがない）	—		電気的の障害	（遮断器により機器が損なわれない）	—		開通資料	B7-1 配置図			操作性	操作不要	対象外		開通資料	B7-3 系統図			試験・検査 (検査性、蒸気換熱・外部入力)	その他の機器	J		開通資料	B7-4 試験及び検査			第4項	切替装置	本系の用として使用-切替必要	Re		開通資料	B7-5 系統図			第5項	遮断器 防止	通常時は隔壁又は分離	Ab		その他の(隔板等)	対象外	対象外		第6項	蓄電池	B7-6 蓄電池			設置場所	操作不要	対象外		開通資料	B7-2 配置図			第7項	系統 SA の容量	重大事故等への対応を本系の目的として設置するもの	A		開通資料	B7-5 容量設定根拠			共有の禁止	(未用しない設備)	—		第8項	開通資料	—			第9項 共通蓄電池 設置防止	後援条件、自燃現象、入手事 象、溢水、火災	防止設備-対象(代替対象 DB 設備あり)-屋内	Ab		サポート系図	対象外(サポート系なし)	対象外		開通資料	B7-2 配置図、B7-3 系統図、 B7-19 全交流動力源喪失対策設備について(蓄電池設置について)			<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第57条：電源設備		ISPF代替蓄電池	集約化区分																																																																																																										
第1項	遮断器 に付ける 操作部	温度・強度・圧力 ／屋外の火災／放射線	原子炉建屋の二重格納室段外及びその他の建屋内	C																																																																																																									
	荷重	（有効に機能を發揮する）	—																																																																																																										
	海水	海水を涵水しない	対象外																																																																																																										
	危険物から の影響	（対応機器等から遮断器により機能を失うおそれがない）	—																																																																																																										
	電気的の障害	（遮断器により機器が損なわれない）	—																																																																																																										
	開通資料	B7-1 配置図																																																																																																											
	操作性	操作不要	対象外																																																																																																										
	開通資料	B7-3 系統図																																																																																																											
	試験・検査 (検査性、蒸気換熱・外部入力)	その他の機器	J																																																																																																										
	開通資料	B7-4 試験及び検査																																																																																																											
第4項	切替装置	本系の用として使用-切替必要	Re																																																																																																										
	開通資料	B7-5 系統図																																																																																																											
	第5項	遮断器 防止	通常時は隔壁又は分離	Ab																																																																																																									
		その他の(隔板等)	対象外	対象外																																																																																																									
第6項	蓄電池	B7-6 蓄電池																																																																																																											
	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																										
	開通資料	B7-2 配置図																																																																																																											
第7項	系統 SA の容量	重大事故等への対応を本系の目的として設置するもの	A																																																																																																										
	開通資料	B7-5 容量設定根拠																																																																																																											
	共有の禁止	(未用しない設備)	—																																																																																																										
第8項	開通資料	—																																																																																																											
	第9項 共通蓄電池 設置防止	後援条件、自燃現象、入手事 象、溢水、火災	防止設備-対象(代替対象 DB 設備あり)-屋内	Ab																																																																																																									
		サポート系図	対象外(サポート系なし)	対象外																																																																																																									
開通資料		B7-2 配置図、B7-3 系統図、 B7-19 全交流動力源喪失対策設備について(蓄電池設置について)																																																																																																											

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																														
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">南5.7角：電源設備</th> <th>160V蓄電池</th> <th>範型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項 構造・機器等に おける対応性</td> <td>温度・湿度・正力 ／過外の火候／放射線</td> <td>原子炉建屋の二次各納施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(通常に機器を發揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を清水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>他設備からの影響</td> <td>(断面機器等から遮断装置により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的影響</td> <td>(電磁波により機器が異なれまい)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮断資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-3 施設図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)</td> <td>その他の電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-4 施設及び施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第4項 系統構成上</td> <td>切替え性</td> <td>本來の用途として使用-切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-5 施設図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>DB設計と同じ系統構成</td> <td>Ad</td> </tr> <tr> <td>その他(架空線)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-6 施設図, 57-7 バウンダリ系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの留意</td> <td>重大事故等への対応を本來の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-8 各部設定値</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2項 共通規格・国際規格上</td> <td>環境条件、自然災害、人為事象、溢水、火災</td> <td>対象外(共通要因の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>サポート系要因</td> <td>対象外(サポート無なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-2 配置図, 57-3 施設図, 57-10 全交流動力発電機失速設備について(直交電源設備について)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	南5.7角：電源設備		160V蓄電池	範型化区分	第1項 構造・機器等に おける対応性	温度・湿度・正力 ／過外の火候／放射線	原子炉建屋の二次各納施設外及びその他の建屋内	C	荷重	(通常に機器を發揮する)	—	海水	海水を清水しない	対象外	他設備からの影響	(断面機器等から遮断装置により機能を失うおそれがない)	—	電磁的影響	(電磁波により機器が異なれまい)	—	遮断資料	57-2 配置図		操作性	操作不要	対象外	開通資料	57-3 施設図		試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他の電源設備	J	開通資料	57-4 施設及び施設		第4項 系統構成上	切替え性	本來の用途として使用-切替不要	Bb	開通資料	57-5 施設図		系統設計	DB設計と同じ系統構成	Ad	その他(架空線)	対象外	対象外	開通資料	57-6 施設図, 57-7 バウンダリ系統図		設置場所	操作不要	対象外	開通資料	57-2 配置図		常設SAの留意	重大事故等への対応を本來の目的として設置するもの	A	開通資料	57-8 各部設定値		共有の禁止	(共用しない設備)	—	開通資料	—		第2項 共通規格・国際規格上	環境条件、自然災害、人為事象、溢水、火災	対象外(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外	サポート系要因	対象外(サポート無なし)	対象外	開通資料	57-2 配置図, 57-3 施設図, 57-10 全交流動力発電機失速設備について(直交電源設備について)		<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
南5.7角：電源設備		160V蓄電池	範型化区分																																																																														
第1項 構造・機器等に おける対応性	温度・湿度・正力 ／過外の火候／放射線	原子炉建屋の二次各納施設外及びその他の建屋内	C																																																																														
	荷重	(通常に機器を發揮する)	—																																																																														
	海水	海水を清水しない	対象外																																																																														
	他設備からの影響	(断面機器等から遮断装置により機能を失うおそれがない)	—																																																																														
	電磁的影響	(電磁波により機器が異なれまい)	—																																																																														
	遮断資料	57-2 配置図																																																																															
	操作性	操作不要	対象外																																																																														
	開通資料	57-3 施設図																																																																															
	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他の電源設備	J																																																																														
	開通資料	57-4 施設及び施設																																																																															
第4項 系統構成上	切替え性	本來の用途として使用-切替不要	Bb																																																																														
	開通資料	57-5 施設図																																																																															
	系統設計	DB設計と同じ系統構成	Ad																																																																														
	その他(架空線)	対象外	対象外																																																																														
	開通資料	57-6 施設図, 57-7 バウンダリ系統図																																																																															
	設置場所	操作不要	対象外																																																																														
	開通資料	57-2 配置図																																																																															
	常設SAの留意	重大事故等への対応を本來の目的として設置するもの	A																																																																														
	開通資料	57-8 各部設定値																																																																															
	共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																														
開通資料	—																																																																																
第2項 共通規格・国際規格上	環境条件、自然災害、人為事象、溢水、火災	対象外(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外																																																																														
	サポート系要因	対象外(サポート無なし)	対象外																																																																														
	開通資料	57-2 配置図, 57-3 施設図, 57-10 全交流動力発電機失速設備について(直交電源設備について)																																																																															

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																															
	<p style="text-align: center;"><女川、泊の記載箇所で比較(補足1-7)></p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">第5-7条: 装置設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; width: 10%;">第1章 規則等 に付ける 事項</td> <td>規制条件 ・強度・密度・圧力 ・屋外の天候／放射線</td> <td>123V 代替充電器 原子炉堆積の二段格納施設外及びその他の種別内</td> <td>簡略化 区分</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>〈有効に機能を發揮する〉</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>海水を防水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>危険物からの影響</td> <td>〈筒式容器等から感應導通により機能を失うおそれがない〉</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>〈電磁波により機械が異なわれる〉</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開道資料</td> <td>SI-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開道資料</td> <td>SI-3 高圧回</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、系統構成、外部入力)</td> <td>その他の風景設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>開道資料</td> <td>SI-4 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: top; width: 10%;">第4章 規則等 に付ける 事項</td> <td>切替え性</td> <td>本体の用途として使用-切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>開道資料</td> <td>SI-3 系統回</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>新規移転</td> <td>通常時は隔壁又は分離</td> <td>Ah</td> </tr> <tr> <td>その他(飛散物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開道資料</td> <td>SI-3 高圧回、SI-7 バウンダリ高圧回</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top; width: 10%;">第5章 規則等 に付ける 事項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開道資料</td> <td>SI-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>蓄設SKの容量</td> <td>重大事故等への対応を基本的目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top; width: 10%;">第6章 規則等 に付ける 事項</td> <td>開道資料</td> <td>SI-5 容量認定有無</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>所有者の禁止</td> <td>〈共用しない設備〉</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開道資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>推進条件、自然現象、人為事象、雨水、火災</td> <td>防止設備-対象(代替対象: 替換あり)-想定内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top; width: 10%;">第7章 規則等 に付ける 事項</td> <td>サポート必要因</td> <td>対象外(サポートなし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開道資料</td> <td>SI-2 配置図、SI-3 系統回、 SI-10 全空気動力装置喪失対策設備について「直済基盤設備について」</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第5-7条: 装置設備			第1章 規則等 に付ける 事項	規制条件 ・強度・密度・圧力 ・屋外の天候／放射線	123V 代替充電器 原子炉堆積の二段格納施設外及びその他の種別内	簡略化 区分	荷重	〈有効に機能を發揮する〉	C	防水	海水を防水しない	対象外	危険物からの影響	〈筒式容器等から感應導通により機能を失うおそれがない〉	—	電磁的障害	〈電磁波により機械が異なわれる〉	—	開道資料	SI-2 配置図	—	操作性	操作不要	対象外	開道資料	SI-3 高圧回	—	試験・検査 (検査性、系統構成、外部入力)	その他の風景設備	J	開道資料	SI-4 試験及び検査	—	第4章 規則等 に付ける 事項	切替え性	本体の用途として使用-切替不要	Bb	開道資料	SI-3 系統回	—	新規移転	通常時は隔壁又は分離	Ah	その他(飛散物)	対象外	対象外	開道資料	SI-3 高圧回、SI-7 バウンダリ高圧回	—	第5章 規則等 に付ける 事項	設置場所	操作不要	対象外	開道資料	SI-2 配置図	—	蓄設SKの容量	重大事故等への対応を基本的目的として設置するもの	A	第6章 規則等 に付ける 事項	開道資料	SI-5 容量認定有無	—	所有者の禁止	〈共用しない設備〉	—	開道資料	—	—	推進条件、自然現象、人為事象、雨水、火災	防止設備-対象(代替対象: 替換あり)-想定内	Aa	第7章 規則等 に付ける 事項	サポート必要因	対象外(サポートなし)	対象外	開道資料	SI-2 配置図、SI-3 系統回、 SI-10 全空気動力装置喪失対策設備について「直済基盤設備について」	—	<p style="color: #0070C0;">【女川】</p> <p>記載箇所の相違 (57-1-46 ～)</p>
第5-7条: 装置設備																																																																																		
第1章 規則等 に付ける 事項	規制条件 ・強度・密度・圧力 ・屋外の天候／放射線	123V 代替充電器 原子炉堆積の二段格納施設外及びその他の種別内	簡略化 区分																																																																															
	荷重	〈有効に機能を發揮する〉	C																																																																															
	防水	海水を防水しない	対象外																																																																															
	危険物からの影響	〈筒式容器等から感應導通により機能を失うおそれがない〉	—																																																																															
	電磁的障害	〈電磁波により機械が異なわれる〉	—																																																																															
	開道資料	SI-2 配置図	—																																																																															
	操作性	操作不要	対象外																																																																															
	開道資料	SI-3 高圧回	—																																																																															
	試験・検査 (検査性、系統構成、外部入力)	その他の風景設備	J																																																																															
	開道資料	SI-4 試験及び検査	—																																																																															
第4章 規則等 に付ける 事項	切替え性	本体の用途として使用-切替不要	Bb																																																																															
	開道資料	SI-3 系統回	—																																																																															
	新規移転	通常時は隔壁又は分離	Ah																																																																															
	その他(飛散物)	対象外	対象外																																																																															
	開道資料	SI-3 高圧回、SI-7 バウンダリ高圧回	—																																																																															
第5章 規則等 に付ける 事項	設置場所	操作不要	対象外																																																																															
	開道資料	SI-2 配置図	—																																																																															
	蓄設SKの容量	重大事故等への対応を基本的目的として設置するもの	A																																																																															
第6章 規則等 に付ける 事項	開道資料	SI-5 容量認定有無	—																																																																															
	所有者の禁止	〈共用しない設備〉	—																																																																															
	開道資料	—	—																																																																															
	推進条件、自然現象、人為事象、雨水、火災	防止設備-対象(代替対象: 替換あり)-想定内	Aa																																																																															
第7章 規則等 に付ける 事項	サポート必要因	対象外(サポートなし)	対象外																																																																															
	開道資料	SI-2 配置図、SI-3 系統回、 SI-10 全空気動力装置喪失対策設備について「直済基盤設備について」	—																																																																															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																														
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条：電源設備</th> <th>2997充電器</th> <th>標準化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">新規</td> <td>運転・保守・圧力／風对外の実施／実績</td> <td>原子炉建屋の二次格納施設及びその他の障害物</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に機能を実現する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>雨水</td> <td>雨水を遮れしない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(因り施設から運動場により機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電気的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>B7-2 施設図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>標準資料</td> <td>B7-3 施設図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査</td> <td>その他の電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>B7-4 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>切替実績</td> <td>本來の用途として使用-切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>標準資料</td> <td>B7-5 施設図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">新規</td> <td>荷重 防止</td> <td>BR荷重トロリ高齢機械</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他の(隔離物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>B7-3 施設図、B7-7 バウンダリ溝断面</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>標準資料</td> <td>B7-2 施設図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設 SA の空疎</td> <td>重大事故等への対応を本物の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>B7-5 密度設定情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所有者の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">新規</td> <td>構造条件、自然現象、人為事象、震水、火災 防潮防浸設置防止</td> <td>対象外(夫道裏田の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>サポート装置因</td> <td>対象外(サポート無なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>B7-2 施設図、B7-3 施設図、 B7-10 全交流動力電源喪失対策設備について(直流駆動設備について)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第57条：電源設備		2997充電器	標準化区分	新規	運転・保守・圧力／風对外の実施／実績	原子炉建屋の二次格納施設及びその他の障害物	C	荷重	(有効に機能を実現する)	-	雨水	雨水を遮れしない	対象外	地震からの影響	(因り施設から運動場により機能を失うおそれがない)	-	電気的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-	開港資料	B7-2 施設図		操作性	操作不要	対象外	標準資料	B7-3 施設図		試験・検査	その他の電源設備	J	開港資料	B7-4 試験及び検査		切替実績	本來の用途として使用-切替不要	Bb	標準資料	B7-5 施設図		新規	荷重 防止	BR荷重トロリ高齢機械	Aa	その他の(隔離物)	対象外	対象外	開港資料	B7-3 施設図、B7-7 バウンダリ溝断面		設置場所	操作不要	対象外	標準資料	B7-2 施設図		常設 SA の空疎	重大事故等への対応を本物の目的として設置するもの	A	開港資料	B7-5 密度設定情報		所有者の禁止	(未用しない設備)	-	開港資料	-		新規	構造条件、自然現象、人為事象、震水、火災 防潮防浸設置防止	対象外(夫道裏田の考慮対象設備なし)	対象外	サポート装置因	対象外(サポート無なし)	対象外	開港資料	B7-2 施設図、B7-3 施設図、 B7-10 全交流動力電源喪失対策設備について(直流駆動設備について)		<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第57条：電源設備		2997充電器	標準化区分																																																																														
新規	運転・保守・圧力／風对外の実施／実績	原子炉建屋の二次格納施設及びその他の障害物	C																																																																														
	荷重	(有効に機能を実現する)	-																																																																														
	雨水	雨水を遮れしない	対象外																																																																														
	地震からの影響	(因り施設から運動場により機能を失うおそれがない)	-																																																																														
	電気的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	-																																																																														
	開港資料	B7-2 施設図																																																																															
	操作性	操作不要	対象外																																																																														
	標準資料	B7-3 施設図																																																																															
	試験・検査	その他の電源設備	J																																																																														
	開港資料	B7-4 試験及び検査																																																																															
切替実績	本來の用途として使用-切替不要	Bb																																																																															
標準資料	B7-5 施設図																																																																																
新規	荷重 防止	BR荷重トロリ高齢機械	Aa																																																																														
	その他の(隔離物)	対象外	対象外																																																																														
	開港資料	B7-3 施設図、B7-7 バウンダリ溝断面																																																																															
	設置場所	操作不要	対象外																																																																														
	標準資料	B7-2 施設図																																																																															
	常設 SA の空疎	重大事故等への対応を本物の目的として設置するもの	A																																																																														
	開港資料	B7-5 密度設定情報																																																																															
	所有者の禁止	(未用しない設備)	-																																																																														
	開港資料	-																																																																															
	新規	構造条件、自然現象、人為事象、震水、火災 防潮防浸設置防止	対象外(夫道裏田の考慮対象設備なし)	対象外																																																																													
サポート装置因		対象外(サポート無なし)	対象外																																																																														
開港資料		B7-2 施設図、B7-3 施設図、 B7-10 全交流動力電源喪失対策設備について(直流駆動設備について)																																																																															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																	
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条：電源設備</th> <th>マスターイン荷電後接続室</th> <th>範囲化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">備1項</td> <td>密度・深度・圧力／熱外の天窓／放射線</td> <td>原子炉建屋の二重格納構造外及びその他の種量内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>雷電</td> <td>(有効に機能を發揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を造成しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>倒計時からの影響</td> <td>(貢献設備から想定影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>遮蔽的障害</td> <td>(遮蔽物により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>57-2 計画図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>57-2 計画図, 57-3 各統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、系統構成、外部入力)</td> <td>その他電源設備</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">備4～5各</td> <td>切替え性</td> <td>本系の用法として使用・切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">備5号</td> <td>炎上警報計</td> <td>通常時は隣避又は分離</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(飛散物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>57-3 番號図, 57-7 バウンドリ系統図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">備6号</td> <td>装置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>57-2 計画図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>常設 SA の搭載</td> <td>重大事故等への対応を本系の目的として設置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">備1項</td> <td>開港資料</td> <td>57-8 容量設定規則</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(公用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">備2項</td> <td>火災過度(放電停止)</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、温水、火災 防止設備・対象(代替対象(BB設備あり)・屋内)</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>サポート装置因</td> <td>対象外(サポート無なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>57-2 計画図, 57-3 番號図, 57-9 代替電源設備について</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第57条：電源設備		マスターイン荷電後接続室	範囲化区分	備1項	密度・深度・圧力／熱外の天窓／放射線	原子炉建屋の二重格納構造外及びその他の種量内	C	雷電	(有効に機能を發揮する)	—	海水	海水を造成しない	対象外	倒計時からの影響	(貢献設備から想定影響により機能を失うおそれがない)	—	遮蔽的障害	(遮蔽物により機能が損なわれない)	—	開港資料	57-2 計画図	—	操作性	操作不要	対象外	開港資料	57-2 計画図, 57-3 各統図	—	試験・検査 (検査性、系統構成、外部入力)	その他電源設備	D	開港資料	57-4 試験及び検査	—	備4～5各	切替え性	本系の用法として使用・切替不要	Bb	開港資料	57-3 系統図	—	備5号	炎上警報計	通常時は隣避又は分離	Aa	その他(飛散物)	対象外	対象外	開港資料	57-3 番號図, 57-7 バウンドリ系統図	—	備6号	装置場所	操作不要	対象外	開港資料	57-2 計画図	—	常設 SA の搭載	重大事故等への対応を本系の目的として設置するもの	A	備1項	開港資料	57-8 容量設定規則	—	共有の禁止	(公用しない設備)	—	開港資料	—	—	備2項	火災過度(放電停止)	環境条件、自然現象、人為事象、温水、火災 防止設備・対象(代替対象(BB設備あり)・屋内)	Aa	サポート装置因	対象外(サポート無なし)	対象外	開港資料	57-2 計画図, 57-3 番號図, 57-9 代替電源設備について	—	<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第57条：電源設備		マスターイン荷電後接続室	範囲化区分																																																																																	
備1項	密度・深度・圧力／熱外の天窓／放射線	原子炉建屋の二重格納構造外及びその他の種量内	C																																																																																	
	雷電	(有効に機能を發揮する)	—																																																																																	
	海水	海水を造成しない	対象外																																																																																	
	倒計時からの影響	(貢献設備から想定影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																																	
	遮蔽的障害	(遮蔽物により機能が損なわれない)	—																																																																																	
	開港資料	57-2 計画図	—																																																																																	
	操作性	操作不要	対象外																																																																																	
	開港資料	57-2 計画図, 57-3 各統図	—																																																																																	
	試験・検査 (検査性、系統構成、外部入力)	その他電源設備	D																																																																																	
	開港資料	57-4 試験及び検査	—																																																																																	
備4～5各	切替え性	本系の用法として使用・切替不要	Bb																																																																																	
	開港資料	57-3 系統図	—																																																																																	
	備5号	炎上警報計	通常時は隣避又は分離	Aa																																																																																
		その他(飛散物)	対象外	対象外																																																																																
		開港資料	57-3 番號図, 57-7 バウンドリ系統図	—																																																																																
	備6号	装置場所	操作不要	対象外																																																																																
		開港資料	57-2 計画図	—																																																																																
		常設 SA の搭載	重大事故等への対応を本系の目的として設置するもの	A																																																																																
	備1項	開港資料	57-8 容量設定規則	—																																																																																
		共有の禁止	(公用しない設備)	—																																																																																
開港資料		—	—																																																																																	
備2項	火災過度(放電停止)	環境条件、自然現象、人為事象、温水、火災 防止設備・対象(代替対象(BB設備あり)・屋内)	Aa																																																																																	
	サポート装置因	対象外(サポート無なし)	対象外																																																																																	
	開港資料	57-2 計画図, 57-3 番號図, 57-9 代替電源設備について	—																																																																																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																														
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条：電源設備</th> <th>規格用語用語解説</th> <th>標準化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線</td> <td>原子炉建屋の二次各系統外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(荷重に構造を發揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を淡水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(別途機器等から影響を受ける上り強度を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁的により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>規格資料</td> <td>67-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>67-2 配置図, 67-3 施設図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査</td> <td>その他の電源設備</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>67-4 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2項</td> <td>切替え性</td> <td>本來の用途として使用・切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>67-3 施設図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>形状設計</td> <td>形状等は個體又は分離</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>その他(飛散物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>67-3 施設図, 67-7 バウンダリ飛散図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>装置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>67-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>常設SAの容叢</td> <td>重大事故等への対応を本來の目的として装置するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>67-6 容叢設定規則</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>此項審査回数(上)</td> <td>運営条件、自然災害、人为事象、漏水、火災 防止設備-対象(代替対象:08 計画あり)-屋内</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>チボリ高架図(上)</td> <td>対象外(セボリ高架なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>規格資料</td> <td>67-2 配置図, 67-3 施設図, 67-9 代替電源設備について</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第57条：電源設備		規格用語用語解説	標準化区分	第1項	温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	原子炉建屋の二次各系統外及びその他の建屋内	C	荷重	(荷重に構造を發揮する)	—	海水	海水を淡水しない	対象外	地震からの影響	(別途機器等から影響を受ける上り強度を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁的により機能が損なわれない)	—	規格資料	67-2 配置図	—	操作性	操作不要	対象外	開港資料	67-2 配置図, 67-3 施設図	—	試験・検査	その他の電源設備	D	開港資料	67-4 試験及び検査	—	第2項	切替え性	本來の用途として使用・切替不要	Bb	開港資料	67-3 施設図	—	形状設計	形状等は個體又は分離	Ab	その他(飛散物)	対象外	対象外	開港資料	67-3 施設図, 67-7 バウンダリ飛散図	—	装置場所	操作不要	対象外	開港資料	67-2 配置図	—	常設SAの容叢	重大事故等への対応を本來の目的として装置するもの	A	開港資料	67-6 容叢設定規則	—	共有の禁止	(共用しない設備)	—	第3項	開港資料	—	—	此項審査回数(上)	運営条件、自然災害、人为事象、漏水、火災 防止設備-対象(代替対象:08 計画あり)-屋内	Ab	チボリ高架図(上)	対象外(セボリ高架なし)	対象外	規格資料	67-2 配置図, 67-3 施設図, 67-9 代替電源設備について	—	<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第57条：電源設備		規格用語用語解説	標準化区分																																																																														
第1項	温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	原子炉建屋の二次各系統外及びその他の建屋内	C																																																																														
	荷重	(荷重に構造を發揮する)	—																																																																														
	海水	海水を淡水しない	対象外																																																																														
	地震からの影響	(別途機器等から影響を受ける上り強度を失うおそれがない)	—																																																																														
	電磁的障害	(電磁的により機能が損なわれない)	—																																																																														
	規格資料	67-2 配置図	—																																																																														
	操作性	操作不要	対象外																																																																														
	開港資料	67-2 配置図, 67-3 施設図	—																																																																														
	試験・検査	その他の電源設備	D																																																																														
	開港資料	67-4 試験及び検査	—																																																																														
第2項	切替え性	本來の用途として使用・切替不要	Bb																																																																														
	開港資料	67-3 施設図	—																																																																														
	形状設計	形状等は個體又は分離	Ab																																																																														
	その他(飛散物)	対象外	対象外																																																																														
	開港資料	67-3 施設図, 67-7 バウンダリ飛散図	—																																																																														
	装置場所	操作不要	対象外																																																																														
	開港資料	67-2 配置図	—																																																																														
	常設SAの容叢	重大事故等への対応を本來の目的として装置するもの	A																																																																														
	開港資料	67-6 容叢設定規則	—																																																																														
	共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																														
第3項	開港資料	—	—																																																																														
	此項審査回数(上)	運営条件、自然災害、人为事象、漏水、火災 防止設備-対象(代替対象:08 計画あり)-屋内	Ab																																																																														
チボリ高架図(上)	対象外(セボリ高架なし)	対象外																																																																															
規格資料	67-2 配置図, 67-3 施設図, 67-9 代替電源設備について	—																																																																															

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉

＜内容比較のため再掲（補足 1-2）＞

女川原子力発電所 2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(常設)			
南5.7条 電源設備		充電用島正母線 20 箱	船積化区分
第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項 第9項 第10項	運送条件に付ける要件の適合性	遮断・復電・圧力 「屋外の天候」・低燃費	原子炉建屋の二次蒸気系統設計及びその他の建屋内
	荷重	「有効に機能を發揮する」	C
	排水	海水を汚染しない	対象外
	設備からの影響	「周囲機器等から遮蔽影響により船舶を危うくされない」	—
	船舶の障害	「電線端により機器が損なわれない」	—
	開港資料	57-1 計量図	—
	操作性	中央制御室操作	A
	開港資料	57-1 計量図、57-3 系統図	—
	航跡・検査	その他集録装置	J
	開港資料	57-4 調査及び検査	—
第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項 第9項 第10項	切替可能性	本来の用途として使用・切替不要	Bb
	開港資料	57-3 系統図	—
	技術設計	通常時は種類又は分離	Ab
第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項 第9項 第10項	その他(飛散物)	射影外	対象外
	開港資料	57-3 路路図、57-7 バウンダリ飛沫団	—
	設置場所	中央制御室操作	Ji
第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項 第9項 第10項	開港資料	57-2 計量図	—
	常設部の荷重	重大事故等への対応を本末の目的として設置するもの	A
	開港資料	57-5 荷重荷役規則	—
第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項 第9項 第10項	共有の禁止	「共用しない」装備	—
	開港資料	—	—
	技術設計	環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災 防止設備-対象(代替対象、助強欄あり)-屋内	Ab
第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第8項 第9項 第10項	その他(飛散物)	対象外(サボル・ド・ボンなし)	対象外
	開港資料	57-2 計量図、57-3 系統図、57-9 代替荷役技術について	—

泊発電所 3号炉

相違理由

【大飯、女川】

記載表現の相違

- ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉

＜内容比較のため再掲（補足 1-2）＞

表 5-1-2 2010 年《环境空气质量指数(AQI)评价标准》(单位:微克/立方米)														
环境空气质量指数(AQI)	一级评价标准		二级评价标准		三级评价标准		四级评价标准		五级评价标准		六级评价标准		七级评价标准	
	浓度限值	评价标准	浓度限值	评价标准	浓度限值	评价标准	浓度限值	评价标准	浓度限值	评价标准	浓度限值	评价标准	浓度限值	评价标准
0~50	≤35	一级	51~100	二级	101~150	三级	151~200	四级	201~250	五级	251~300	六级	301~350	七级
301~350	—	—	351~400	—	401~450	—	451~500	—	501~550	—	551~600	—	601~650	—
601~650	—	—	651~700	—	701~750	—	751~800	—	801~850	—	851~900	—	901~950	—
901~950	—	—	951~1000	—	1001~1050	—	1051~1100	—	1101~1150	—	1151~1200	—	1201~1250	—
1251~1300	—	—	1301~1350	—	1351~1400	—	1401~1450	—	1451~1500	—	1501~1550	—	1551~1600	—
1601~1650	—	—	1651~1700	—	1701~1750	—	1751~1800	—	1801~1850	—	1851~1900	—	1901~1950	—
1951~2000	—	—	2001~2050	—	2051~2100	—	2101~2150	—	2151~2200	—	2201~2250	—	2251~2300	—
2301~2350	—	—	2351~2400	—	2401~2450	—	2451~2500	—	2501~2550	—	2551~2600	—	2601~2650	—
2651~2700	—	—	2701~2750	—	2751~2800	—	2801~2850	—	2851~2900	—	2901~2950	—	2951~3000	—
3001~3050	—	—	3051~3100	—	3101~3150	—	3151~3200	—	3201~3250	—	3251~3300	—	3301~3350	—
3351~3400	—	—	3401~3450	—	3451~3500	—	3501~3550	—	3551~3600	—	3601~3650	—	3651~3700	—
3701~3750	—	—	3751~3800	—	3801~3850	—	3851~3900	—	3901~3950	—	3951~4000	—	4001~4050	—
4051~4100	—	—	4101~4150	—	4151~4200	—	4201~4250	—	4251~4300	—	4301~4350	—	4351~4400	—
4401~4450	—	—	4451~4500	—	4501~4550	—	4551~4600	—	4601~4650	—	4651~4700	—	4701~4750	—
4751~4800	—	—	4801~4850	—	4851~4900	—	4901~4950	—	4951~5000	—	5001~5050	—	5051~5100	—
5101~5150	—	—	5151~5200	—	5201~5250	—	5251~5300	—	5301~5350	—	5351~5400	—	5401~5450	—
5451~5500	—	—	5501~5550	—	5551~5600	—	5601~5650	—	5651~5700	—	5701~5750	—	5751~5800	—
5801~5850	—	—	5851~5900	—	5901~5950	—	5951~6000	—	6001~6050	—	6051~6100	—	6101~6150	—
6151~6200	—	—	6201~6250	—	6251~6300	—	6301~6350	—	6351~6400	—	6401~6450	—	6451~6500	—
6501~6550	—	—	6551~6600	—	6601~6650	—	6651~6700	—	6701~6750	—	6751~6800	—	6801~6850	—
6851~6900	—	—	6901~6950	—	6951~7000	—	7001~7050	—	7051~7100	—	7101~7150	—	7151~7200	—
7201~7250	—	—	7251~7300	—	7301~7350	—	7351~7400	—	7401~7450	—	7451~7500	—	7501~7550	—
7551~7600	—	—	7601~7650	—	7651~7700	—	7701~7750	—	7751~7800	—	7801~7850	—	7851~7900	—
7901~7950	—	—	7951~8000	—	8001~8050	—	8051~8100	—	8101~8150	—	8151~8200	—	8201~8250	—
8251~8300	—	—	8301~8350	—	8351~8400	—	8401~8450	—	8451~8500	—	8501~8550	—	8551~8600	—
8601~8650	—	—	8651~8700	—	8701~8750	—	8751~8800	—	8801~8850	—	8851~8900	—	8901~8950	—
8951~9000	—	—	9001~9050	—	9051~9100	—	9101~9150	—	9151~9200	—	9201~9250	—	9251~9300	—
9301~9350	—	—	9351~9400	—	9401~9450	—	9451~9500	—	9501~9550	—	9551~9600	—	9601~9650	—
9651~9700	—	—	9701~9750	—	9751~9800	—	9801~9850	—	9851~9900	—	9901~9950	—	9951~10000	—

女川原子力発電所 2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)		
第Ⅱ集：電気設備		緊急用動力室用50系
		都合化区分
第Ⅰ項 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号	速度・強度・圧力 /量外の火災/反射器	原子炉建屋の二次格納施設及びその他の施設内
	閑電	(着動に機能を発揮する)
	海水	海水を汲まない
	社設機からの影響	(廻避機器等から黒煙により機能を失うぞれがない)
	遮蔽の着害	(遮蔽により機器が損なわれない)
	閑運転料	57-2 配管団
	操作性	操作不要
	閑運転料	57-2 配管団, 57-3 系統団
	試験・検査 (地盤、振盪調査・外部入力)	その他の動態設備
	閑運転料	57-4 試験及び検査
第42条 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号	切替え性	本来の用途として使用-切替不要
	閑運転料	57-3 系統団
	無影響性 (施工)	直読接続 通常時は隔壁又は分離
	その他の(搬出物)	対象外。
	閑運転料	57-3 系統団, 57-2 バウンダリ系統団
第53条 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号	設置場所	運転主要
	閑運転料	57-2 配管団
	常設化の容量	重大事故等への対応を本来の目的として設置するもの
	閑運転料	57-5 容量設定基準
	共有の禁止	(共用しない設備)
第54条 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号	閑運転料	-
	環境条件、自然現象、人為事象、塗れ、火災	防止設備-対象(代替荷物 BG 設備あり)-屋内
	サポート系装置	対象外(サポートなし)
	閑運転料	57-2 配管団, 57-3 系統団, 57-7 代替電動機について

泊発電所 3号炉

相違理由

【大飯、女川】

記載表現の相違

- ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																														
		<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第2章 基本計画</th> <th colspan="2">泊発電所3号炉 SA基準適合性一覧表(常設)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1章 施設の構成 と運営方針</td> <td>運営実績一貫性評定 （運営方針の変更等による影響）</td> <td>「BWR以外の炉内一小組 （除く機器部を含む）」 （記載方針の相違）</td> <td>■ 【規定技術基準】 01-2 安全規制 ・</td> </tr> <tr> <td>組織</td> <td>「組織」 （組織・組織形態 （組織・組織形態））</td> <td>■ ・</td> </tr> <tr> <td>監査</td> <td>「監査」 （組織・組織形態 （組織・組織形態））</td> <td>■ ・</td> </tr> <tr> <td>監査結果</td> <td>「監査結果」 （監査結果）</td> <td>■ ・</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2章 運営方針 と運営手続</td> <td>組織評定</td> <td>「組織評定」 （組織評定）</td> <td>■ 【規定技術基準】 01-2 安全規制 ・</td> </tr> <tr> <td>品質評定</td> <td>「品質評定」 （品質評定）</td> <td>■ 【規定技術基準】 01-2 安全規制 ・</td> </tr> <tr> <td>定期評定</td> <td>「定期評定」 （定期評定）</td> <td>■ ・</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3章 運営手続 と運営方針</td> <td>定期評定</td> <td>「定期評定」 （定期評定）</td> <td>■ 【規定技術基準】 01-2 安全規制 ・</td> </tr> <tr> <td>定期評定</td> <td>「定期評定」 （定期評定）</td> <td>■ ・</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4章 運営手続 と運営方針</td> <td>定期評定</td> <td>「定期評定」 （定期評定）</td> <td>■ 【規定技術基準】 01-2 安全規制 ・</td> </tr> <tr> <td>定期評定</td> <td>「定期評定」 （定期評定）</td> <td>■ ・</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">＊記載「（記載方針の相違）」は記載する運営手続を表す。 ＊「（記載方針の相違）」は記載する運営手続の記載内容が異なることを示す。 ＊「（記載方針の相違）」は記載する運営手続として記載せず、記載内容を記してのみ記載する。 ＊「（記載方針の相違）」は記載する運営手続と記載する運営手続とを同一とする。</p>	第2章 基本計画		泊発電所3号炉 SA基準適合性一覧表(常設)		第1章 施設の構成 と運営方針	運営実績一貫性評定 （運営方針の変更等による影響）	「BWR以外の炉内一小組 （除く機器部を含む）」 （記載方針の相違）	■ 【規定技術基準】 01-2 安全規制 ・	組織	「組織」 （組織・組織形態 （組織・組織形態））	■ ・	監査	「監査」 （組織・組織形態 （組織・組織形態））	■ ・	監査結果	「監査結果」 （監査結果）	■ ・	第2章 運営方針 と運営手続	組織評定	「組織評定」 （組織評定）	■ 【規定技術基準】 01-2 安全規制 ・	品質評定	「品質評定」 （品質評定）	■ 【規定技術基準】 01-2 安全規制 ・	定期評定	「定期評定」 （定期評定）	■ ・	第3章 運営手続 と運営方針	定期評定	「定期評定」 （定期評定）	■ 【規定技術基準】 01-2 安全規制 ・	定期評定	「定期評定」 （定期評定）	■ ・	第4章 運営手続 と運営方針	定期評定	「定期評定」 （定期評定）	■ 【規定技術基準】 01-2 安全規制 ・	定期評定	「定期評定」 （定期評定）	■ ・	<p>【大飯、女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。) 																					
第2章 基本計画		泊発電所3号炉 SA基準適合性一覧表(常設)																																																															
第1章 施設の構成 と運営方針	運営実績一貫性評定 （運営方針の変更等による影響）	「BWR以外の炉内一小組 （除く機器部を含む）」 （記載方針の相違）	■ 【規定技術基準】 01-2 安全規制 ・																																																														
	組織	「組織」 （組織・組織形態 （組織・組織形態））	■ ・																																																														
	監査	「監査」 （組織・組織形態 （組織・組織形態））	■ ・																																																														
	監査結果	「監査結果」 （監査結果）	■ ・																																																														
第2章 運営方針 と運営手続	組織評定	「組織評定」 （組織評定）	■ 【規定技術基準】 01-2 安全規制 ・																																																														
	品質評定	「品質評定」 （品質評定）	■ 【規定技術基準】 01-2 安全規制 ・																																																														
	定期評定	「定期評定」 （定期評定）	■ ・																																																														
	定期評定	「定期評定」 （定期評定）	■ ・																																																														
	定期評定	「定期評定」 （定期評定）	■ ・																																																														
	定期評定	「定期評定」 （定期評定）	■ ・																																																														
	定期評定	「定期評定」 （定期評定）	■ ・																																																														
	定期評定	「定期評定」 （定期評定）	■ ・																																																														
	定期評定	「定期評定」 （定期評定）	■ ・																																																														
	定期評定	「定期評定」 （定期評定）	■ ・																																																														
第3章 運営手続 と運営方針	定期評定	「定期評定」 （定期評定）	■ 【規定技術基準】 01-2 安全規制 ・																																																														
	定期評定	「定期評定」 （定期評定）	■ ・																																																														
第4章 運営手続 と運営方針	定期評定	「定期評定」 （定期評定）	■ 【規定技術基準】 01-2 安全規制 ・																																																														
	定期評定	「定期評定」 （定期評定）	■ ・																																																														

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																															
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条：電源設備</th> <th>規格用語正母機 57-1</th> <th>標準化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1年</td> <td>温度・湿度・圧力 ノルマ外の天候／放射線</td> <td>原子炉建屋の二重格納施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>雨露</td> <td>(有効に機能を發揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を海水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地盤からの影響</td> <td>(測定機器等から測定値により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-2 配置図, 57-3 施設図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、添付構成・外部入力)</td> <td>その他電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-4 試験及び検査</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>切替え性</td> <td>本来の用途として使用・切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-3 施設図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第5年</td> <td>遮蔽資料</td> <td>遮蔽時は隔壁又は分離</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(飛散物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>57-3 施設図, 57-7 バウンダリ施設図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-2 配置図</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2年</td> <td>常設SAの容量</td> <td>重大事故等への対応を本来の目的として計量するもの</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>57-5 容量設定燃費</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共存の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3年</td> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>普通条件(防護構造上)</td> <td>環境条件、自然現象、人為事故、溢水、火災 防止設備-対象 (代替対象 98 設備あり)-屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>#ポート 施設図</td> <td>対象外 (リポート既なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>57-2 配置図, 57-3 施設図, 57-9 代替電源設備について</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第57条：電源設備		規格用語正母機 57-1	標準化区分	第1年	温度・湿度・圧力 ノルマ外の天候／放射線	原子炉建屋の二重格納施設外及びその他の建屋内	C	雨露	(有効に機能を發揮する)	—	海水	海水を海水しない	対象外	地盤からの影響	(測定機器等から測定値により機能を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	周辺資料	57-2 配置図	—	操作性	操作不要	対象外	開通資料	57-2 配置図, 57-3 施設図	—	試験・検査 (検査性、添付構成・外部入力)	その他電源設備	J	開通資料	57-4 試験及び検査	—	切替え性	本来の用途として使用・切替不要	Bb	開通資料	57-3 施設図	—	第5年	遮蔽資料	遮蔽時は隔壁又は分離	Aa	その他(飛散物)	対象外	対象外	周辺資料	57-3 施設図, 57-7 バウンダリ施設図	—	設置場所	操作不要	対象外	開通資料	57-2 配置図	—	第2年	常設SAの容量	重大事故等への対応を本来の目的として計量するもの	A	開通資料	57-5 容量設定燃費	—	共存の禁止	(共用しない設備)	—	第3年	開通資料	—	—	普通条件(防護構造上)	環境条件、自然現象、人為事故、溢水、火災 防止設備-対象 (代替対象 98 設備あり)-屋内	Aa	#ポート 施設図	対象外 (リポート既なし)	対象外	周辺資料	57-2 配置図, 57-3 施設図, 57-9 代替電源設備について	—	<p>【大飯】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第57条：電源設備		規格用語正母機 57-1	標準化区分																																																																															
第1年	温度・湿度・圧力 ノルマ外の天候／放射線	原子炉建屋の二重格納施設外及びその他の建屋内	C																																																																															
	雨露	(有効に機能を發揮する)	—																																																																															
	海水	海水を海水しない	対象外																																																																															
	地盤からの影響	(測定機器等から測定値により機能を失うおそれがない)	—																																																																															
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																															
	周辺資料	57-2 配置図	—																																																																															
	操作性	操作不要	対象外																																																																															
	開通資料	57-2 配置図, 57-3 施設図	—																																																																															
	試験・検査 (検査性、添付構成・外部入力)	その他電源設備	J																																																																															
	開通資料	57-4 試験及び検査	—																																																																															
切替え性	本来の用途として使用・切替不要	Bb																																																																																
開通資料	57-3 施設図	—																																																																																
第5年	遮蔽資料	遮蔽時は隔壁又は分離	Aa																																																																															
	その他(飛散物)	対象外	対象外																																																																															
	周辺資料	57-3 施設図, 57-7 バウンダリ施設図	—																																																																															
	設置場所	操作不要	対象外																																																																															
	開通資料	57-2 配置図	—																																																																															
第2年	常設SAの容量	重大事故等への対応を本来の目的として計量するもの	A																																																																															
	開通資料	57-5 容量設定燃費	—																																																																															
	共存の禁止	(共用しない設備)	—																																																																															
第3年	開通資料	—	—																																																																															
	普通条件(防護構造上)	環境条件、自然現象、人為事故、溢水、火災 防止設備-対象 (代替対象 98 設備あり)-屋内	Aa																																																																															
	#ポート 施設図	対象外 (リポート既なし)	対象外																																																																															
周辺資料	57-2 配置図, 57-3 施設図, 57-9 代替電源設備について	—																																																																																

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																											
	<table border="1"> <caption>南57条: 電源設備</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">女川原子力発電所2号炉 SA 基準適合性一覧表(常設)</th> <th>規格化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">南1号 南2号 南3号 南4号 南5号 南6号 南7号 南8号 南9号 南10号</td> <td>遮蔽・覆度・圧力 /屋外の実施／射出機</td> <td>原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重 (有効に機能を發揮する)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海水 海水を過水しない</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地震 地震からの影響 (震波検出等から過多なにより機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電磁的障害 (電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料 BT-2 配置図</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性 中央制御室操作</td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料 BT-2 配置図, BT-3 系統図</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、蒸気構成、外挿入力)</td> <td>J</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料 BT-4 試験及び検査</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">遮蔽・覆度 防止</td> <td>切替冗長性 本体の用途として使用-切替必要</td> <td>Ba</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料 蒸気設計 蒸気設計は複数又は分離</td> <td>Aa</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の(蒸気側) 対象外</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料 BT-3 系統図, BT-7 バウンダリ系統図</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所 中央制御室操作</td> <td>B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料 BT-2 配置図</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">常設SAの容量 防止</td> <td>常設SAの容量 汽塔、その他の設備</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料 BT-5 容量設定性能</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>共有の禁止 (共用しない設備)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料 —</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">遮蔽条件、自然現象、人為事象、溢水、火災 防止装置 防止</td> <td>遮蔽条件-対象(代替対象DB設備あり)-盤内</td> <td>Aa</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サポート装置図 サポート装置図</td> <td>対象外(サポート系なし)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連資料 BT-2 配置図, BT-3 系統図, BT-9 代替遮蔽設備について</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	女川原子力発電所2号炉 SA 基準適合性一覧表(常設)		規格化区分	南1号 南2号 南3号 南4号 南5号 南6号 南7号 南8号 南9号 南10号	遮蔽・覆度・圧力 /屋外の実施／射出機	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C	荷重 (有効に機能を發揮する)	—		海水 海水を過水しない	対象外		地震 地震からの影響 (震波検出等から過多なにより機能を失うおそれがない)	—		電磁的障害 (電磁波により機能が損なわれない)	—		関連資料 BT-2 配置図			操作性 中央制御室操作	A		関連資料 BT-2 配置図, BT-3 系統図			試験・検査 (検査性、蒸気構成、外挿入力)	J		関連資料 BT-4 試験及び検査			遮蔽・覆度 防止	切替冗長性 本体の用途として使用-切替必要	Ba		関連資料 蒸気設計 蒸気設計は複数又は分離	Aa		その他の(蒸気側) 対象外	対象外		関連資料 BT-3 系統図, BT-7 バウンダリ系統図			設置場所 中央制御室操作	B		関連資料 BT-2 配置図			常設SAの容量 防止	常設SAの容量 汽塔、その他の設備	対象外		関連資料 BT-5 容量設定性能			共有の禁止 (共用しない設備)	—		関連資料 —			遮蔽条件、自然現象、人為事象、溢水、火災 防止装置 防止	遮蔽条件-対象(代替対象DB設備あり)-盤内	Aa		サポート装置図 サポート装置図	対象外(サポート系なし)		関連資料 BT-2 配置図, BT-3 系統図, BT-9 代替遮蔽設備について			<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
女川原子力発電所2号炉 SA 基準適合性一覧表(常設)		規格化区分																																																																												
南1号 南2号 南3号 南4号 南5号 南6号 南7号 南8号 南9号 南10号	遮蔽・覆度・圧力 /屋外の実施／射出機	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C																																																																											
	荷重 (有効に機能を發揮する)	—																																																																												
	海水 海水を過水しない	対象外																																																																												
	地震 地震からの影響 (震波検出等から過多なにより機能を失うおそれがない)	—																																																																												
	電磁的障害 (電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																												
	関連資料 BT-2 配置図																																																																													
	操作性 中央制御室操作	A																																																																												
	関連資料 BT-2 配置図, BT-3 系統図																																																																													
	試験・検査 (検査性、蒸気構成、外挿入力)	J																																																																												
	関連資料 BT-4 試験及び検査																																																																													
遮蔽・覆度 防止	切替冗長性 本体の用途として使用-切替必要	Ba																																																																												
	関連資料 蒸気設計 蒸気設計は複数又は分離	Aa																																																																												
	その他の(蒸気側) 対象外	対象外																																																																												
関連資料 BT-3 系統図, BT-7 バウンダリ系統図																																																																														
設置場所 中央制御室操作	B																																																																													
関連資料 BT-2 配置図																																																																														
常設SAの容量 防止	常設SAの容量 汽塔、その他の設備	対象外																																																																												
	関連資料 BT-5 容量設定性能																																																																													
	共有の禁止 (共用しない設備)	—																																																																												
関連資料 —																																																																														
遮蔽条件、自然現象、人為事象、溢水、火災 防止装置 防止	遮蔽条件-対象(代替対象DB設備あり)-盤内	Aa																																																																												
	サポート装置図 サポート装置図	対象外(サポート系なし)																																																																												
	関連資料 BT-2 配置図, BT-3 系統図, BT-9 代替遮蔽設備について																																																																													

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条(電源設備)</th> <th>規格用交流電源切替盤認可系</th> <th>細分化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項 環境条件 における 安全性</td> <td>温度・湿度・圧力 ／屋外の天候／放射線</td> <td>原子炉建屋の二次格納体設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>密度</td> <td>(有効に機能を發揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を通れない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>周辺機器からの影響</td> <td>(周辺機器等から周波数により機器を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機能が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>57-2 計画図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>中央制御室操作</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>57-2 計画図, 57-3 作業図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定期検査・検査 (検査性)、点検復成・外部入力</td> <td>その旨電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>57-1 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>初期式性</td> <td>本表の用途として使用-初期必要</td> <td>Ba</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>57-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2項 想定事故上</td> <td>系統設計</td> <td>通常時は隔離又は分離</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>その他(想定物)</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>57-3 系統図, 57-1 バウンダリ系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3項 計画場所</td> <td>計画場所</td> <td>中央制御室操作</td> <td>I</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>57-2 計画図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの容量</td> <td>流路、その他設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4項 周辺資料</td> <td>周辺資料</td> <td>57-5 容量設定規則</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5項 主たる原因対策(要件上)</td> <td>環境条件、自然現象、人為等 、溢水、火災</td> <td>防止設備-対象(代替対象)(BWR固有あり)-屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>サポート作業因</td> <td>対象外(サポート未実施)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>周辺資料</td> <td>57-2 計画図, 57-3 作業図, 57-9 代替電源設備について</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第57条(電源設備)		規格用交流電源切替盤認可系	細分化区分	第1項 環境条件 における 安全性	温度・湿度・圧力 ／屋外の天候／放射線	原子炉建屋の二次格納体設外及びその他の建屋内	C	密度	(有効に機能を發揮する)	—	海水	海水を通れない	対象外	周辺機器からの影響	(周辺機器等から周波数により機器を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—	周辺資料	57-2 計画図		操作性	中央制御室操作	A	周辺資料	57-2 計画図, 57-3 作業図		定期検査・検査 (検査性)、点検復成・外部入力	その旨電源設備	J	周辺資料	57-1 試験及び検査		初期式性	本表の用途として使用-初期必要	Ba	周辺資料	57-3 系統図		第2項 想定事故上	系統設計	通常時は隔離又は分離	Ab	その他(想定物)	対象外		周辺資料	57-3 系統図, 57-1 バウンダリ系統図		第3項 計画場所	計画場所	中央制御室操作	I	周辺資料	57-2 計画図		常設SAの容量	流路、その他設備	対象外	第4項 周辺資料	周辺資料	57-5 容量設定規則		共有の禁止	(未用しない設備)	—	周辺資料	—		第5項 主たる原因対策(要件上)	環境条件、自然現象、人為等 、溢水、火災	防止設備-対象(代替対象)(BWR固有あり)-屋内	Aa	サポート作業因	対象外(サポート未実施)	対象外	周辺資料	57-2 計画図, 57-3 作業図, 57-9 代替電源設備について		<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第57条(電源設備)		規格用交流電源切替盤認可系	細分化区分																																																																																
第1項 環境条件 における 安全性	温度・湿度・圧力 ／屋外の天候／放射線	原子炉建屋の二次格納体設外及びその他の建屋内	C																																																																																
	密度	(有効に機能を發揮する)	—																																																																																
	海水	海水を通れない	対象外																																																																																
	周辺機器からの影響	(周辺機器等から周波数により機器を失うおそれがない)	—																																																																																
	電磁的障害	(電磁波により機能が損なわれない)	—																																																																																
	周辺資料	57-2 計画図																																																																																	
	操作性	中央制御室操作	A																																																																																
	周辺資料	57-2 計画図, 57-3 作業図																																																																																	
	定期検査・検査 (検査性)、点検復成・外部入力	その旨電源設備	J																																																																																
	周辺資料	57-1 試験及び検査																																																																																	
初期式性	本表の用途として使用-初期必要	Ba																																																																																	
周辺資料	57-3 系統図																																																																																		
第2項 想定事故上	系統設計	通常時は隔離又は分離	Ab																																																																																
	その他(想定物)	対象外																																																																																	
	周辺資料	57-3 系統図, 57-1 バウンダリ系統図																																																																																	
第3項 計画場所	計画場所	中央制御室操作	I																																																																																
	周辺資料	57-2 計画図																																																																																	
	常設SAの容量	流路、その他設備	対象外																																																																																
第4項 周辺資料	周辺資料	57-5 容量設定規則																																																																																	
	共有の禁止	(未用しない設備)	—																																																																																
	周辺資料	—																																																																																	
第5項 主たる原因対策(要件上)	環境条件、自然現象、人為等 、溢水、火災	防止設備-対象(代替対象)(BWR固有あり)-屋内	Aa																																																																																
	サポート作業因	対象外(サポート未実施)	対象外																																																																																
	周辺資料	57-2 計画図, 57-3 作業図, 57-9 代替電源設備について																																																																																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																														
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条：電源設備</th> <th>要旨用文改進原初替盤2D番</th> <th>適合化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>温度・圧度・圧力／温水の火側／放射線</td> <td>原子炉建屋の二重格納施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に機能を發揮する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を遮水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地盤からの影響</td> <td>(内立柱等から運動量により構造物を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電気的障害</td> <td>(駆動装置により機能不損なれないと)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>B7-2 計画図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>中央制御室操作</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>B7-2 計画図、B7-3 系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査</td> <td>その他電気設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>B7-4 検査及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2項</td> <td>切替え性</td> <td>本來の用途として使用・切替必要</td> <td>Bs</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>B7-3 施設図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃費設計</td> <td>通常時は隔離又は分離</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>その他(燃費物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>B7-3 施設図、B7-7 バケンダリ系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験機器</td> <td>中央制御室操作</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>B7-2 計画図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>常設SAの容量</td> <td>消防。その他設備</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>B7-5 容量設定接続</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(公用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3項</td> <td>燃焼条件、自然現象、火災</td> <td>防止装置-対象(代替対象(BS設備あり)-屋内)</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>サボート条項</td> <td>対象外(サボート共なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>B7-2 計画図、B7-3 系統図、B7-7 代替電源装置について</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第57条：電源設備		要旨用文改進原初替盤2D番	適合化区分	第1項	温度・圧度・圧力／温水の火側／放射線	原子炉建屋の二重格納施設外及びその他の建屋内	C	荷重	(有効に機能を發揮する)	-	海水	海水を遮水しない	対象外	地盤からの影響	(内立柱等から運動量により構造物を失うおそれがない)	-	電気的障害	(駆動装置により機能不損なれないと)	-	開港資料	B7-2 計画図		操作性	中央制御室操作	A	開港資料	B7-2 計画図、B7-3 系統図		試験・検査	その他電気設備	J	開港資料	B7-4 検査及び検査		第2項	切替え性	本來の用途として使用・切替必要	Bs	開港資料	B7-3 施設図		燃費設計	通常時は隔離又は分離	Ab	その他(燃費物)	対象外	対象外	開港資料	B7-3 施設図、B7-7 バケンダリ系統図		試験機器	中央制御室操作	H	開港資料	B7-2 計画図		常設SAの容量	消防。その他設備	対象外	開港資料	B7-5 容量設定接続		共有の禁止	(公用しない設備)	-	開港資料	-		第3項	燃焼条件、自然現象、火災	防止装置-対象(代替対象(BS設備あり)-屋内)	Ab	サボート条項	対象外(サボート共なし)	対象外	開港資料	B7-2 計画図、B7-3 系統図、B7-7 代替電源装置について		<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第57条：電源設備		要旨用文改進原初替盤2D番	適合化区分																																																																														
第1項	温度・圧度・圧力／温水の火側／放射線	原子炉建屋の二重格納施設外及びその他の建屋内	C																																																																														
	荷重	(有効に機能を發揮する)	-																																																																														
	海水	海水を遮水しない	対象外																																																																														
	地盤からの影響	(内立柱等から運動量により構造物を失うおそれがない)	-																																																																														
	電気的障害	(駆動装置により機能不損なれないと)	-																																																																														
	開港資料	B7-2 計画図																																																																															
	操作性	中央制御室操作	A																																																																														
	開港資料	B7-2 計画図、B7-3 系統図																																																																															
	試験・検査	その他電気設備	J																																																																														
	開港資料	B7-4 検査及び検査																																																																															
第2項	切替え性	本來の用途として使用・切替必要	Bs																																																																														
	開港資料	B7-3 施設図																																																																															
	燃費設計	通常時は隔離又は分離	Ab																																																																														
	その他(燃費物)	対象外	対象外																																																																														
	開港資料	B7-3 施設図、B7-7 バケンダリ系統図																																																																															
	試験機器	中央制御室操作	H																																																																														
	開港資料	B7-2 計画図																																																																															
	常設SAの容量	消防。その他設備	対象外																																																																														
	開港資料	B7-5 容量設定接続																																																																															
	共有の禁止	(公用しない設備)	-																																																																														
開港資料	-																																																																																
第3項	燃焼条件、自然現象、火災	防止装置-対象(代替対象(BS設備あり)-屋内)	Ab																																																																														
	サボート条項	対象外(サボート共なし)	対象外																																																																														
	開港資料	B7-2 計画図、B7-3 系統図、B7-7 代替電源装置について																																																																															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">第1条: 電源設備</th> <th>新規用高圧母線 DC系</th> <th>集約化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">第1年</td> <td>風扇・復水・圧力／周囲の天候／放射線</td> <td>原子炉建屋の二段階納施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に機能を發揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を涵水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地盤(建物からの影響)</td> <td>(周辺機器等から感應電圧により機器をもろおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>地震的震害</td> <td>(地盤波により機器が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>B7-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>中和制御装置操作</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>B7-1 配置図, B7-5 運転図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査</td> <td>その他電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>B7-4 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>切替操作性</td> <td>本名の用途以外の用途として使用するため、切替操作が必要</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>B7-3 施設図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">第4年</td> <td>消防装置</td> <td>分離の操作で消防構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他の(英語版)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">第6年</td> <td>開港資料</td> <td>B7-1 施設図, B7-4 バランダリ系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>中和制御装置操作</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>B7-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">第10年 新規用高圧母線 DC系</td> <td>新規 SA の容量</td> <td>設計基準が東京電設の系統及び横浜の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>B7-5 容量設定規則</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">第14年</td> <td>非構造条件、自然現象、人為事象、温水、火災</td> <td>防止設備-対象(代替対象 DB 設備あり)-屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>サポート必要因</td> <td>対象外(サポートなし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>B7-2 配置図, B7-3 施設図, B7-9 代替施設設備について</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第1条: 電源設備		新規用高圧母線 DC系	集約化区分	第1年	風扇・復水・圧力／周囲の天候／放射線	原子炉建屋の二段階納施設外及びその他の建屋内	C	荷重	(有効に機能を發揮する)	—	海水	海水を涵水しない	対象外	地盤(建物からの影響)	(周辺機器等から感應電圧により機器をもろおそれがない)	—	地震的震害	(地盤波により機器が損なわれない)	—	開港資料	B7-2 配置図		操作性	中和制御装置操作	A	開港資料	B7-1 配置図, B7-5 運転図		試験・検査	その他電源設備	J	開港資料	B7-4 試験及び検査		切替操作性	本名の用途以外の用途として使用するため、切替操作が必要	A	開港資料	B7-3 施設図		第4年	消防装置	分離の操作で消防構成	Aa	その他の(英語版)	対象外	対象外	第6年	開港資料	B7-1 施設図, B7-4 バランダリ系統図		設置場所	中和制御装置操作	B	開港資料	B7-2 配置図		第10年 新規用高圧母線 DC系	新規 SA の容量	設計基準が東京電設の系統及び横浜の容量等が十分	B	開港資料	B7-5 容量設定規則		共有の禁止	(共用しない設備)	—	開港資料	—		第14年	非構造条件、自然現象、人為事象、温水、火災	防止設備-対象(代替対象 DB 設備あり)-屋内	Aa	サポート必要因	対象外(サポートなし)	対象外	開港資料	B7-2 配置図, B7-3 施設図, B7-9 代替施設設備について		<p style="text-align: center;">【女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)
第1条: 電源設備		新規用高圧母線 DC系	集約化区分																																																																																
第1年	風扇・復水・圧力／周囲の天候／放射線	原子炉建屋の二段階納施設外及びその他の建屋内	C																																																																																
	荷重	(有効に機能を發揮する)	—																																																																																
	海水	海水を涵水しない	対象外																																																																																
	地盤(建物からの影響)	(周辺機器等から感應電圧により機器をもろおそれがない)	—																																																																																
	地震的震害	(地盤波により機器が損なわれない)	—																																																																																
	開港資料	B7-2 配置図																																																																																	
	操作性	中和制御装置操作	A																																																																																
	開港資料	B7-1 配置図, B7-5 運転図																																																																																	
	試験・検査	その他電源設備	J																																																																																
	開港資料	B7-4 試験及び検査																																																																																	
切替操作性	本名の用途以外の用途として使用するため、切替操作が必要	A																																																																																	
開港資料	B7-3 施設図																																																																																		
第4年	消防装置	分離の操作で消防構成	Aa																																																																																
	その他の(英語版)	対象外	対象外																																																																																
第6年	開港資料	B7-1 施設図, B7-4 バランダリ系統図																																																																																	
	設置場所	中和制御装置操作	B																																																																																
	開港資料	B7-2 配置図																																																																																	
第10年 新規用高圧母線 DC系	新規 SA の容量	設計基準が東京電設の系統及び横浜の容量等が十分	B																																																																																
	開港資料	B7-5 容量設定規則																																																																																	
	共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																
	開港資料	—																																																																																	
第14年	非構造条件、自然現象、人為事象、温水、火災	防止設備-対象(代替対象 DB 設備あり)-屋内	Aa																																																																																
	サポート必要因	対象外(サポートなし)	対象外																																																																																
	開港資料	B7-2 配置図, B7-3 施設図, B7-9 代替施設設備について																																																																																	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																	
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">第0.7条：施設設備</th> <th>非常用真止設備 ID系</th> <th>機器化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1章 運行条件 における整備全般性</td> <td>温度・湿度・圧力 /屋外の天候／放射線</td> <td>原子炉建屋の二次格納施設外を含む他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>(有効に機組を整備する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を湛れない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>船技員からの影響</td> <td>(船員が船員等から基準通り上り橋面を整うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>重宝の管理</td> <td>(重宝滅失により機組が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>SI-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>中央制御室操作</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>SI-2 配置図, SI-3 対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)</td> <td>その他の基準設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>SI-4 試験及び検査</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第4章 運転操作 停止</td> <td>切替操作</td> <td>本体の用途以外の用途として使用するため、切替操作が必要</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>SI-3 派遣団</td> <td></td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>計画の操作と系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(荷役物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>SI-3 対象外, SI-7 バウンダリ系統図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>中央制御室操作</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>SI-2 配置図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1章 開港資料</td> <td>新設 SA の容量</td> <td>計画基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>SI-5 対象外登録</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2章 運行</td> <td>荷役の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第9章 運行条件 における整備全般性</td> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、海水、火災 防止設備対象(代替対象IDB設備あり)～屋内</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>サポート装置図</td> <td>対象外(サポート兵なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>SI-2 配置図, SI-3 対象外, SI-9 代替艦艇設備について</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第0.7条：施設設備		非常用真止設備 ID系	機器化区分	第1章 運行条件 における整備全般性	温度・湿度・圧力 /屋外の天候／放射線	原子炉建屋の二次格納施設外を含む他の建屋内	C	質量	(有効に機組を整備する)	—	海水	海水を湛れない	対象外	船技員からの影響	(船員が船員等から基準通り上り橋面を整うおそれがない)	—	重宝の管理	(重宝滅失により機組が損なわれない)	—	開港資料	SI-2 配置図		操作性	中央制御室操作	A	開港資料	SI-2 配置図, SI-3 対象外		試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他の基準設備	J	開港資料	SI-4 試験及び検査		第4章 運転操作 停止	切替操作	本体の用途以外の用途として使用するため、切替操作が必要	A	開港資料	SI-3 派遣団		系統設計	計画の操作と系統構成	Aa	その他(荷役物)	対象外	対象外	開港資料	SI-3 対象外, SI-7 バウンダリ系統図		設置場所	中央制御室操作	B	開港資料	SI-2 配置図		第1章 開港資料	新設 SA の容量	計画基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	開港資料	SI-5 対象外登録		第2章 運行	荷役の禁止	(共用しない設備)	—	第9章 運行条件 における整備全般性	開港資料	—		操作性	環境条件、自然現象、人為事象、海水、火災 防止設備対象(代替対象IDB設備あり)～屋内	Aa	サポート装置図	対象外(サポート兵なし)	対象外	開港資料	SI-2 配置図, SI-3 対象外, SI-9 代替艦艇設備について			<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第0.7条：施設設備		非常用真止設備 ID系	機器化区分																																																																																	
第1章 運行条件 における整備全般性	温度・湿度・圧力 /屋外の天候／放射線	原子炉建屋の二次格納施設外を含む他の建屋内	C																																																																																	
	質量	(有効に機組を整備する)	—																																																																																	
	海水	海水を湛れない	対象外																																																																																	
	船技員からの影響	(船員が船員等から基準通り上り橋面を整うおそれがない)	—																																																																																	
	重宝の管理	(重宝滅失により機組が損なわれない)	—																																																																																	
	開港資料	SI-2 配置図																																																																																		
	操作性	中央制御室操作	A																																																																																	
	開港資料	SI-2 配置図, SI-3 対象外																																																																																		
	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他の基準設備	J																																																																																	
	開港資料	SI-4 試験及び検査																																																																																		
第4章 運転操作 停止	切替操作	本体の用途以外の用途として使用するため、切替操作が必要	A																																																																																	
	開港資料	SI-3 派遣団																																																																																		
	系統設計	計画の操作と系統構成	Aa																																																																																	
	その他(荷役物)	対象外	対象外																																																																																	
	開港資料	SI-3 対象外, SI-7 バウンダリ系統図																																																																																		
	設置場所	中央制御室操作	B																																																																																	
	開港資料	SI-2 配置図																																																																																		
	第1章 開港資料	新設 SA の容量	計画基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																																
	開港資料	SI-5 対象外登録																																																																																		
	第2章 運行	荷役の禁止	(共用しない設備)	—																																																																																
第9章 運行条件 における整備全般性	開港資料	—																																																																																		
	操作性	環境条件、自然現象、人為事象、海水、火災 防止設備対象(代替対象IDB設備あり)～屋内	Aa																																																																																	
	サポート装置図	対象外(サポート兵なし)	対象外																																																																																	
	開港資料	SI-2 配置図, SI-3 対象外, SI-9 代替艦艇設備について																																																																																		

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉

＜内容比較のため再掲（補足 1-2）＞

女川原子力発電所 2号炉

女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)		適合化区分
第5.7条: 部品設備	非常用ディーゼル発電機	
第1項 第5.7条: 部品設備	温度・湿度・圧力 ／屋外の天候・放射塵	原子炉建屋の二重格納施設外及びその他の建屋内
	耐震	《有効に機能を発揮する》
	耐水	海水を涵養しない
	伝熱機器からの影響	《海水による影響から考慮して上り機組をカウソされがない》
	伝熱機器の害害	《冷却水により機械性が損なわれない》
	開通資料	—
	操作性	操作不要
	開通資料	—
	試験・検査 (試験性、実施構成・外部入力)	内燃機関、発電機
	開通資料	—
第4.3条: 機器運転停止	切替え性	本來の用途として使用・切替不要
	開通資料	—
	再起動許可	DB基準と同じ再起動許可
	その他(開通資料)	対象外
	開通資料	—
第5.8条: 計量場所	計量場所	操作不要
	開通資料	—
	試験性	—
第1.4条: 基準適合性	常設 SA の容量	設計基準値未満の系統及び機器の容量等が十分
	開通資料	—
	夫者の禁止	《共用しない設備》
第2.2条: 機器運転停止	開通資料	—
	構造条件、自然現象、人為事象、漏水、水没	対象外(海浜翼田の考慮対象設備なし)
	サポート系要因	対象(サポート添付あり)→異なる細則又は別細則
	開通資料	—

泊発電所 3号炉

相違理由

【大飯、女川】

- #### 記載表現の相違

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉 <泊の記載箇所で比較(補足1-8)> 女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)	泊発電所3号炉	相違理由																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">男57条：電源設備</th> </tr> <tr> <th>機器名</th> <th>非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ</th> <th>範囲化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>循環ポンプ に付ける 開通資料</td> <td>温度・深度・圧力 ／屋外の天井／放射線 荷重 (有効に種類を要押す)</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を通さない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>循環ポンプの影響 確認の確認</td> <td>(因に機器等から運動量により損傷をあうおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>底部の排水</td> <td>(船底がより種類が進なれないので)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水 外 部 開通資料</td> <td>貯蔵・検査 (保護性、系統構成、外部入力)</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>ポンプ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>切替性</td> <td>本來の用途として使用・切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>系統設計 上</td> <td>DB施設と同じ系統構成</td> <td>Ab</td> </tr> <tr> <td>その他の開通物</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>常設SAの容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開通資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>泊の記載箇所 上</td> <td>環境条件、自然現象、人為条件、監視、火災 サポート需要因 開通資料</td> <td>対象外(泊の記載箇所の考慮対象設備なし) 対象外(サポートなし) —</td> <td>対象外</td> </tr> </tbody> </table>	男57条：電源設備			機器名	非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ	範囲化区分	循環ポンプ に付ける 開通資料	温度・深度・圧力 ／屋外の天井／放射線 荷重 (有効に種類を要押す)	B	海水	海水を通さない	対象外	循環ポンプの影響 確認の確認	(因に機器等から運動量により損傷をあうおそれがない)	—	底部の排水	(船底がより種類が進なれないので)	—	開通資料	—	—	操作性	操作不要	対象外	開通資料	—	—	海水 外 部 開通資料	貯蔵・検査 (保護性、系統構成、外部入力)	A	開通資料	ポンプ	—	切替性	本來の用途として使用・切替不要	Bb	開通資料	—	—	系統設計 上	DB施設と同じ系統構成	Ab	その他の開通物	対象外	対象外	開通資料	—	—	設置場所	操作不要	対象外	開通資料	—	—	常設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	開通資料	—	—	共有の禁止	(未用しない設備)	—	開通資料	—	—	泊の記載箇所 上	環境条件、自然現象、人為条件、監視、火災 サポート需要因 開通資料	対象外(泊の記載箇所の考慮対象設備なし) 対象外(サポートなし) —	対象外		<p>【大飯】 記載箇所の相違 (57-1-15 ~)</p>
男57条：電源設備																																																																									
機器名	非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ	範囲化区分																																																																							
循環ポンプ に付ける 開通資料	温度・深度・圧力 ／屋外の天井／放射線 荷重 (有効に種類を要押す)	B																																																																							
海水	海水を通さない	対象外																																																																							
循環ポンプの影響 確認の確認	(因に機器等から運動量により損傷をあうおそれがない)	—																																																																							
底部の排水	(船底がより種類が進なれないので)	—																																																																							
開通資料	—	—																																																																							
操作性	操作不要	対象外																																																																							
開通資料	—	—																																																																							
海水 外 部 開通資料	貯蔵・検査 (保護性、系統構成、外部入力)	A																																																																							
開通資料	ポンプ	—																																																																							
切替性	本來の用途として使用・切替不要	Bb																																																																							
開通資料	—	—																																																																							
系統設計 上	DB施設と同じ系統構成	Ab																																																																							
その他の開通物	対象外	対象外																																																																							
開通資料	—	—																																																																							
設置場所	操作不要	対象外																																																																							
開通資料	—	—																																																																							
常設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																							
開通資料	—	—																																																																							
共有の禁止	(未用しない設備)	—																																																																							
開通資料	—	—																																																																							
泊の記載箇所 上	環境条件、自然現象、人為条件、監視、火災 サポート需要因 開通資料	対象外(泊の記載箇所の考慮対象設備なし) 対象外(サポートなし) —	対象外																																																																						

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																				
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">第6.7条: 電源設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機燃料タンク</th> <th>細分化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項</td> <td>密度・比重・圧力 ／屋外の天候／放射線 における対応手段</td> <td>原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>荷重 (有効に機能を發揮する)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3項</td> <td>海水 海水を通れない</td> <td>対象外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4項</td> <td>周辺機器からの影響 (周辺機器等から照射影響により機器を失うおそれがない)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5項</td> <td>電気的障害 (電源装置により機器が損なわれない)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6項</td> <td>周辺資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7項</td> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第8項</td> <td>周辺資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第9項</td> <td>定期検査 (検査性、系統構成・外因入力)</td> <td>容器</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>第10項</td> <td>周辺資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第11項</td> <td>切替式性 定期資料</td> <td>本來の用途として使用・切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>第12項</td> <td>周辺資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第13項</td> <td>系統構成 その他(災害時)</td> <td>BB 施設と共に蒸気構造</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>第14項</td> <td>周辺資料</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第15項</td> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第16項</td> <td>周辺資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第17項</td> <td>常設SAの容量 定期資料</td> <td>設計基準対象施設の系統及び発電器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第18項</td> <td>周辺資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第19項</td> <td>外部の禁止 周辺資料</td> <td>(失用しない誓約)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第20項</td> <td>構造条件、自然現象、人為事 件、溢水、火災 マガート所蔵因</td> <td>対象外(周辺要因の考慮対象設備なし) 対象外(サポート所蔵)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>第21項</td> <td>周辺資料</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第6.7条: 電源設備		非常用ディーゼル発電機燃料タンク	細分化区分	第1項	密度・比重・圧力 ／屋外の天候／放射線 における対応手段	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C	第2項	荷重 (有効に機能を發揮する)	—		第3項	海水 海水を通れない	対象外		第4項	周辺機器からの影響 (周辺機器等から照射影響により機器を失うおそれがない)	—		第5項	電気的障害 (電源装置により機器が損なわれない)	—		第6項	周辺資料	—		第7項	操作性	操作不要	対象外	第8項	周辺資料	—		第9項	定期検査 (検査性、系統構成・外因入力)	容器	C	第10項	周辺資料	—		第11項	切替式性 定期資料	本來の用途として使用・切替不要	Bb	第12項	周辺資料	—		第13項	系統構成 その他(災害時)	BB 施設と共に蒸気構造	Aa	第14項	周辺資料	対象外	対象外	第15項	設置場所	操作不要	対象外	第16項	周辺資料	—		第17項	常設SAの容量 定期資料	設計基準対象施設の系統及び発電器の容量等が十分	B	第18項	周辺資料	—		第19項	外部の禁止 周辺資料	(失用しない誓約)	—	第20項	構造条件、自然現象、人為事 件、溢水、火災 マガート所蔵因	対象外(周辺要因の考慮対象設備なし) 対象外(サポート所蔵)	対象外	第21項	周辺資料	—		<table border="1"> <caption>泊発電所3号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th>第1項: 基本設備</th> <th>グローバル電源供給計画データシートナ</th> <th>細分化区分</th> <th>相違特</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2項: 対応手段</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3項: 機器</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4項: 設備</td> <td>対象外(海水を通れない)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5項: 周辺</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第6項: 周辺機器</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7項: 周辺資料</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第8項: 機器</td> <td>対象外</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第9項: 周辺</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第10項: 周辺機器</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第11項: 周辺資料</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第12項: 機器</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第13項: 周辺</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第14項: 周辺機器</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第15項: 周辺資料</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第16項: 機器</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第17項: 周辺</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第18項: 周辺機器</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第19項: 周辺資料</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第20項: 機器</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第21項: 周辺</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第22項: 周辺機器</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第23項: 周辺資料</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	第1項: 基本設備	グローバル電源供給計画データシートナ	細分化区分	相違特	第2項: 対応手段	—			第3項: 機器	—			第4項: 設備	対象外(海水を通れない)			第5項: 周辺	—			第6項: 周辺機器	—			第7項: 周辺資料	—			第8項: 機器	対象外			第9項: 周辺	—			第10項: 周辺機器	—			第11項: 周辺資料	—			第12項: 機器	—			第13項: 周辺	—			第14項: 周辺機器	—			第15項: 周辺資料	—			第16項: 機器	—			第17項: 周辺	—			第18項: 周辺機器	—			第19項: 周辺資料	—			第20項: 機器	—			第21項: 周辺	—			第22項: 周辺機器	—			第23項: 周辺資料	—			<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第6.7条: 電源設備		非常用ディーゼル発電機燃料タンク	細分化区分																																																																																																																																																																																				
第1項	密度・比重・圧力 ／屋外の天候／放射線 における対応手段	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C																																																																																																																																																																																				
第2項	荷重 (有効に機能を發揮する)	—																																																																																																																																																																																					
第3項	海水 海水を通れない	対象外																																																																																																																																																																																					
第4項	周辺機器からの影響 (周辺機器等から照射影響により機器を失うおそれがない)	—																																																																																																																																																																																					
第5項	電気的障害 (電源装置により機器が損なわれない)	—																																																																																																																																																																																					
第6項	周辺資料	—																																																																																																																																																																																					
第7項	操作性	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																				
第8項	周辺資料	—																																																																																																																																																																																					
第9項	定期検査 (検査性、系統構成・外因入力)	容器	C																																																																																																																																																																																				
第10項	周辺資料	—																																																																																																																																																																																					
第11項	切替式性 定期資料	本來の用途として使用・切替不要	Bb																																																																																																																																																																																				
第12項	周辺資料	—																																																																																																																																																																																					
第13項	系統構成 その他(災害時)	BB 施設と共に蒸気構造	Aa																																																																																																																																																																																				
第14項	周辺資料	対象外	対象外																																																																																																																																																																																				
第15項	設置場所	操作不要	対象外																																																																																																																																																																																				
第16項	周辺資料	—																																																																																																																																																																																					
第17項	常設SAの容量 定期資料	設計基準対象施設の系統及び発電器の容量等が十分	B																																																																																																																																																																																				
第18項	周辺資料	—																																																																																																																																																																																					
第19項	外部の禁止 周辺資料	(失用しない誓約)	—																																																																																																																																																																																				
第20項	構造条件、自然現象、人為事 件、溢水、火災 マガート所蔵因	対象外(周辺要因の考慮対象設備なし) 対象外(サポート所蔵)	対象外																																																																																																																																																																																				
第21項	周辺資料	—																																																																																																																																																																																					
第1項: 基本設備	グローバル電源供給計画データシートナ	細分化区分	相違特																																																																																																																																																																																				
第2項: 対応手段	—																																																																																																																																																																																						
第3項: 機器	—																																																																																																																																																																																						
第4項: 設備	対象外(海水を通れない)																																																																																																																																																																																						
第5項: 周辺	—																																																																																																																																																																																						
第6項: 周辺機器	—																																																																																																																																																																																						
第7項: 周辺資料	—																																																																																																																																																																																						
第8項: 機器	対象外																																																																																																																																																																																						
第9項: 周辺	—																																																																																																																																																																																						
第10項: 周辺機器	—																																																																																																																																																																																						
第11項: 周辺資料	—																																																																																																																																																																																						
第12項: 機器	—																																																																																																																																																																																						
第13項: 周辺	—																																																																																																																																																																																						
第14項: 周辺機器	—																																																																																																																																																																																						
第15項: 周辺資料	—																																																																																																																																																																																						
第16項: 機器	—																																																																																																																																																																																						
第17項: 周辺	—																																																																																																																																																																																						
第18項: 周辺機器	—																																																																																																																																																																																						
第19項: 周辺資料	—																																																																																																																																																																																						
第20項: 機器	—																																																																																																																																																																																						
第21項: 周辺	—																																																																																																																																																																																						
第22項: 周辺機器	—																																																																																																																																																																																						
第23項: 周辺資料	—																																																																																																																																																																																						

・記付は「赤字：相違性有り未記載箇所」に対する範例範囲を示す。
・「」はすべて記載に該当する箇所が記載されてることを示し、該付箇所の適合判断としては記載せず、符合適合判断としてのみ記載する。
・「」はすべて記載に該当する箇所が記載されていないことを示し、該付箇所の適合判断としては記載せず、不適合判断としてのみ記載する。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																														
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条：電源設備</th> <th>真田伊心スプレイ落ゲイゼル型電廠</th> <th>適用化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>温度・湿度・圧力／登別の天風／放射線</td> <td>原子炉建屋の二枚各絶縁設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(有効に機器を飛躍する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を海水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地盤・地山の影響</td> <td>(周辺機器等から地盤影響により建物を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機器が損なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>緊急警報</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開庫資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査</td> <td>内封隔離、緊急停</td> <td>B, I</td> </tr> <tr> <td>開庫資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2項</td> <td>切替之性</td> <td>本炉の用途として使用-切替不裏</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>開庫資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃焼前駆</td> <td>DB燃焼と同系燃焼成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(飛散物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開庫資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開庫資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>常設SAの容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>開庫資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(共用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3項</td> <td>共通要件</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災</td> <td>対象外(共通要件の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>サポート系装置</td> <td>対象(サポート系あり)-異なる動動源又は冷却源</td> <td>Ce</td> </tr> <tr> <td>開庫資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第57条：電源設備		真田伊心スプレイ落ゲイゼル型電廠	適用化区分	第1項	温度・湿度・圧力／登別の天風／放射線	原子炉建屋の二枚各絶縁設外及びその他の建屋内	C	荷重	(有効に機器を飛躍する)	—	海水	海水を海水しない	対象外	地盤・地山の影響	(周辺機器等から地盤影響により建物を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により機器が損なわれない)	—	緊急警報	—	—	操作性	操作不要	対象外	開庫資料	—	—	試験・検査	内封隔離、緊急停	B, I	開庫資料	—	—	第2項	切替之性	本炉の用途として使用-切替不裏	Bb	開庫資料	—	—	燃焼前駆	DB燃焼と同系燃焼成	Aa	その他(飛散物)	対象外	対象外	開庫資料	—	—	設置場所	操作不要	対象外	開庫資料	—	—	常設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	開庫資料	—	—	共有の禁止	(共用しない設備)	—	第3項	共通要件	—	—	環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災	対象外(共通要件の考慮対象設備なし)	対象外	サポート系装置	対象(サポート系あり)-異なる動動源又は冷却源	Ce	開庫資料	—	—	<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第57条：電源設備		真田伊心スプレイ落ゲイゼル型電廠	適用化区分																																																																														
第1項	温度・湿度・圧力／登別の天風／放射線	原子炉建屋の二枚各絶縁設外及びその他の建屋内	C																																																																														
	荷重	(有効に機器を飛躍する)	—																																																																														
	海水	海水を海水しない	対象外																																																																														
	地盤・地山の影響	(周辺機器等から地盤影響により建物を失うおそれがない)	—																																																																														
	電磁的障害	(電磁波により機器が損なわれない)	—																																																																														
	緊急警報	—	—																																																																														
	操作性	操作不要	対象外																																																																														
	開庫資料	—	—																																																																														
	試験・検査	内封隔離、緊急停	B, I																																																																														
	開庫資料	—	—																																																																														
第2項	切替之性	本炉の用途として使用-切替不裏	Bb																																																																														
	開庫資料	—	—																																																																														
	燃焼前駆	DB燃焼と同系燃焼成	Aa																																																																														
	その他(飛散物)	対象外	対象外																																																																														
	開庫資料	—	—																																																																														
	設置場所	操作不要	対象外																																																																														
	開庫資料	—	—																																																																														
	常設SAの容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																														
	開庫資料	—	—																																																																														
	共有の禁止	(共用しない設備)	—																																																																														
第3項	共通要件	—	—																																																																														
	環境条件、自然現象、人為事象、溢水、火災	対象外(共通要件の考慮対象設備なし)	対象外																																																																														
	サポート系装置	対象(サポート系あり)-異なる動動源又は冷却源	Ce																																																																														
開庫資料	—	—																																																																															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																														
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">第57条：電源設備</th> <th>高圧サスペンションボンプ実験設備燃料移行ポンプ</th> <th>適用化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>温度・湿度・圧力／機外の大気／放射線</td> <td>屋外</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>荷重</td> <td>(荷重に種別を選擇する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を汲みしない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>(周辺施設から震動等により種別を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により種別が損なわらない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査</td> <td>ポンプ（検査性、系統構成・外部入力）</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第4-3項</td> <td>切替元件</td> <td>本物の用途として使用-切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>BB設計と同じ系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(飛散物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>常設 SA の容量</td> <td>設計基準对象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共有の禁止</td> <td>(公用しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2項</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>生活費(防災準備)</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、海水、火災 対象外(共通要因の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>サポート系要因</td> <td>対象外(サポート系なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第57条：電源設備		高圧サスペンションボンプ実験設備燃料移行ポンプ	適用化区分	第1項	温度・湿度・圧力／機外の大気／放射線	屋外	B	荷重	(荷重に種別を選擇する)	—	海水	海水を汲みしない	対象外	地震からの影響	(周辺施設から震動等により種別を失うおそれがない)	—	電磁的障害	(電磁波により種別が損なわらない)	—	関連資料	—	—	操作性	操作不要	対象外	関連資料	—	—	試験・検査	ポンプ（検査性、系統構成・外部入力）	A	関連資料	—	—	第4-3項	切替元件	本物の用途として使用-切替不要	Bb	関連資料	—	—	系統設計	BB設計と同じ系統構成	Aa	その他(飛散物)	対象外	対象外	関連資料	—	—	設置場所	操作不要	対象外	関連資料	—	—	常設 SA の容量	設計基準对象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	関連資料	—	—	共有の禁止	(公用しない設備)	—	第2項	関連資料	—	—	生活費(防災準備)	環境条件、自然現象、人為事象、海水、火災 対象外(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外	サポート系要因	対象外(サポート系なし)	対象外	関連資料	—	—	<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第57条：電源設備		高圧サスペンションボンプ実験設備燃料移行ポンプ	適用化区分																																																																														
第1項	温度・湿度・圧力／機外の大気／放射線	屋外	B																																																																														
	荷重	(荷重に種別を選擇する)	—																																																																														
	海水	海水を汲みしない	対象外																																																																														
	地震からの影響	(周辺施設から震動等により種別を失うおそれがない)	—																																																																														
	電磁的障害	(電磁波により種別が損なわらない)	—																																																																														
	関連資料	—	—																																																																														
	操作性	操作不要	対象外																																																																														
	関連資料	—	—																																																																														
	試験・検査	ポンプ（検査性、系統構成・外部入力）	A																																																																														
	関連資料	—	—																																																																														
第4-3項	切替元件	本物の用途として使用-切替不要	Bb																																																																														
	関連資料	—	—																																																																														
	系統設計	BB設計と同じ系統構成	Aa																																																																														
	その他(飛散物)	対象外	対象外																																																																														
	関連資料	—	—																																																																														
	設置場所	操作不要	対象外																																																																														
	関連資料	—	—																																																																														
	常設 SA の容量	設計基準对象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																														
	関連資料	—	—																																																																														
	共有の禁止	(公用しない設備)	—																																																																														
第2項	関連資料	—	—																																																																														
	生活費(防災準備)	環境条件、自然現象、人為事象、海水、火災 対象外(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外																																																																														
	サポート系要因	対象外(サポート系なし)	対象外																																																																														
関連資料	—	—																																																																															

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																														
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA 営業基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">施設名：電源設備</th> <th>浜田伊ふスブレイ系ディーゼル発電装置燃料タンク</th> <th>類型化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>温度・湿度・圧力／屋外の大気／放射線</td> <td>原子炉建屋の二段格納施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>雷風</td> <td>(有効に機器を保護する)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を遮水しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地盤からの影響</td> <td>(両立機器等から地盤に響きにより機能を失うおそれがない)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>(電磁波により機器が異なれないと想定)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>試験・検査</td> <td>(検査性、系統構成・外部入力)</td> <td>守避</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>切替え性</td> <td>本軸の用途として使用-切替不要</td> <td>B9</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>燃焼設計</td> <td>BB 独自と同じ燃焼構成</td> <td>Ad</td> </tr> <tr> <td>遮光煙防止</td> <td>その他の(飛散物)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作手荷</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>第1項</td> <td>常設 SA の容量</td> <td>設計基準対象実証の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>第2項</td> <td>所有の地上</td> <td>(未用しない設備)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>共通運営規則 遮光煙防止</td> <td>遮光条件、自然吸排、人為導風、風向、火災</td> <td>対象外(共通運営規則の考慮対象機器なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>サポート溝裏因</td> <td>対象外(サポート溝なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	施設名：電源設備		浜田伊ふスブレイ系ディーゼル発電装置燃料タンク	類型化区分	第1項	温度・湿度・圧力／屋外の大気／放射線	原子炉建屋の二段格納施設外及びその他の建屋内	C	雷風	(有効に機器を保護する)	-	海水	海水を遮水しない	対象外	地盤からの影響	(両立機器等から地盤に響きにより機能を失うおそれがない)	-	電磁的障害	(電磁波により機器が異なれないと想定)	-	関連資料	-	-	操作性	操作不要	対象外	関連資料	-	-	試験・検査	(検査性、系統構成・外部入力)	守避	関連資料	-	-	切替え性	本軸の用途として使用-切替不要	B9	関連資料	-	-	燃焼設計	BB 独自と同じ燃焼構成	Ad	遮光煙防止	その他の(飛散物)	対象外	関連資料	-	-	設置場所	操作手荷	対象外	関連資料	-	-	第1項	常設 SA の容量	設計基準対象実証の系統及び機器の容量等が十分	B	第2項	所有の地上	(未用しない設備)	-	関連資料	-	-	-	共通運営規則 遮光煙防止	遮光条件、自然吸排、人為導風、風向、火災	対象外(共通運営規則の考慮対象機器なし)	対象外	サポート溝裏因	対象外(サポート溝なし)	対象外	関連資料	-	-	-	<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
施設名：電源設備		浜田伊ふスブレイ系ディーゼル発電装置燃料タンク	類型化区分																																																																														
第1項	温度・湿度・圧力／屋外の大気／放射線	原子炉建屋の二段格納施設外及びその他の建屋内	C																																																																														
	雷風	(有効に機器を保護する)	-																																																																														
	海水	海水を遮水しない	対象外																																																																														
	地盤からの影響	(両立機器等から地盤に響きにより機能を失うおそれがない)	-																																																																														
	電磁的障害	(電磁波により機器が異なれないと想定)	-																																																																														
	関連資料	-	-																																																																														
	操作性	操作不要	対象外																																																																														
	関連資料	-	-																																																																														
	試験・検査	(検査性、系統構成・外部入力)	守避																																																																														
	関連資料	-	-																																																																														
切替え性	本軸の用途として使用-切替不要	B9																																																																															
関連資料	-	-																																																																															
燃焼設計	BB 独自と同じ燃焼構成	Ad																																																																															
遮光煙防止	その他の(飛散物)	対象外																																																																															
関連資料	-	-																																																																															
設置場所	操作手荷	対象外																																																																															
関連資料	-	-																																																																															
第1項	常設 SA の容量	設計基準対象実証の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																														
第2項	所有の地上	(未用しない設備)	-																																																																														
関連資料	-	-	-																																																																														
共通運営規則 遮光煙防止	遮光条件、自然吸排、人為導風、風向、火災	対象外(共通運営規則の考慮対象機器なし)	対象外																																																																														
サポート溝裏因	対象外(サポート溝なし)	対象外																																																																															
関連資料	-	-	-																																																																														

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">第D7条：電源設備</th> <th>120F 審査結果</th> <th>細分化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項</td> <td>風速・密度・圧力 （屋外の大気／放射線）</td> <td>原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>貯水</td> <td>（有効に機能を發揮する）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を沸騰しない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>地震からの影響</td> <td>（内立地盤等から想定地震により構造物を失うおそれがない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>船舶的障害</td> <td>（電源装置により機能不復ならぬない）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>試験・検査 (検査性、点検構成・外観入力)</td> <td>その他の電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2項</td> <td>切替操作</td> <td>本來の用途として使用・切替不要</td> <td>Bb</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>BB 施設と共に系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他（緊急時）</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設備場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>常設 SA の容量</td> <td>設計基準对象面積の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>H</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共者の禁止</td> <td>（使用しない要領）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3項</td> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>此消彼歿(因縁上)</td> <td>環境条件、自然現象、人為事象、震度、火災</td> <td>対象外(共通基準の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>マガート排気口</td> <td>対象外(サポート既なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>関連資料</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第D7条：電源設備		120F 審査結果	細分化区分	第1項	風速・密度・圧力 （屋外の大気／放射線）	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C	貯水	（有効に機能を發揮する）	—	海水	海水を沸騰しない	対象外	地震からの影響	（内立地盤等から想定地震により構造物を失うおそれがない）	—	船舶的障害	（電源装置により機能不復ならぬない）	—	関連資料	—	—	操作性	操作不要	対象外	関連資料	—	—	試験・検査 (検査性、点検構成・外観入力)	その他の電源設備	J	関連資料	—	—	第2項	切替操作	本來の用途として使用・切替不要	Bb	関連資料	—	—	系統設計	BB 施設と共に系統構成	Aa	その他（緊急時）	対象外	対象外	関連資料	—	—	設備場所	操作不要	対象外	関連資料	—	—	常設 SA の容量	設計基準对象面積の系統及び機器の容量等が十分	H	関連資料	—	—	共者の禁止	（使用しない要領）	—	第3項	関連資料	—	—	此消彼歿(因縁上)	環境条件、自然現象、人為事象、震度、火災	対象外(共通基準の考慮対象設備なし)	対象外	マガート排気口	対象外(サポート既なし)	対象外	関連資料	—	—	—	<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第D7条：電源設備		120F 審査結果	細分化区分																																																																																
第1項	風速・密度・圧力 （屋外の大気／放射線）	原子炉建屋の二次格納施設外及びその他の建屋内	C																																																																																
	貯水	（有効に機能を發揮する）	—																																																																																
	海水	海水を沸騰しない	対象外																																																																																
	地震からの影響	（内立地盤等から想定地震により構造物を失うおそれがない）	—																																																																																
	船舶的障害	（電源装置により機能不復ならぬない）	—																																																																																
	関連資料	—	—																																																																																
	操作性	操作不要	対象外																																																																																
	関連資料	—	—																																																																																
	試験・検査 (検査性、点検構成・外観入力)	その他の電源設備	J																																																																																
	関連資料	—	—																																																																																
第2項	切替操作	本來の用途として使用・切替不要	Bb																																																																																
	関連資料	—	—																																																																																
	系統設計	BB 施設と共に系統構成	Aa																																																																																
	その他（緊急時）	対象外	対象外																																																																																
	関連資料	—	—																																																																																
	設備場所	操作不要	対象外																																																																																
	関連資料	—	—																																																																																
	常設 SA の容量	設計基準对象面積の系統及び機器の容量等が十分	H																																																																																
	関連資料	—	—																																																																																
	共者の禁止	（使用しない要領）	—																																																																																
第3項	関連資料	—	—																																																																																
	此消彼歿(因縁上)	環境条件、自然現象、人為事象、震度、火災	対象外(共通基準の考慮対象設備なし)	対象外																																																																															
	マガート排気口	対象外(サポート既なし)	対象外																																																																																
関連資料	—	—	—																																																																																

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																														
	<table border="1"> <caption>女川原子力発電所2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">第07条：電源設備</th> <th>120Y充電器2R</th> <th>範囲化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第1項 備蓄池槽における健全性</td> <td>密度・深度・圧力 ／屋外の炎炎／放射線</td> <td>原子炉建屋の二次燃焼施設外及びその他の建屋内</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>液量</td> <td>(有効に機能を發揮する)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海水</td> <td>海水を湛れしない</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>消防備からの影響</td> <td>(因に機器等から悪影響により機能を失うおそれがない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電気的機器</td> <td>(瓶詰式に上り機器が侵なわれない)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>操作性</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>貯蔵・輸送 (搬送性、系統構成・外部入力)</td> <td>その他の電源設備</td> <td>J</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第4・3項 施設構造上</td> <td>切替え性</td> <td>本条の用途として使用-切替不要</td> <td>Rb</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>系統設計</td> <td>DS 施設と同じ系統構成</td> <td>Aa</td> </tr> <tr> <td>その他(飛散物)</td> <td>対象外</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>操作不要</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>者設立の容量</td> <td>設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>火消の禁止</td> <td>(火消しない設備)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2項 備蓄池槽</td> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>油槽・貯水・火災 防止及ぼし</td> <td>構造条件、自然現象、人為事象、漏水、火災 対象外(共通要因の考慮対象設備なし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>サポート装置因</td> <td>対象外(サポートなし)</td> <td>対象外</td> </tr> <tr> <td>開港資料</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	第07条：電源設備		120Y充電器2R	範囲化区分	第1項 備蓄池槽における健全性	密度・深度・圧力 ／屋外の炎炎／放射線	原子炉建屋の二次燃焼施設外及びその他の建屋内	C	液量	(有効に機能を發揮する)	—	海水	海水を湛れしない	対象外	消防備からの影響	(因に機器等から悪影響により機能を失うおそれがない)	—	電気的機器	(瓶詰式に上り機器が侵なわれない)	—	開港資料	—	—	操作性	操作不要	対象外	開港資料	—	—	貯蔵・輸送 (搬送性、系統構成・外部入力)	その他の電源設備	J	開港資料	—	—	第4・3項 施設構造上	切替え性	本条の用途として使用-切替不要	Rb	開港資料	—	—	系統設計	DS 施設と同じ系統構成	Aa	その他(飛散物)	対象外	対象外	開港資料	—	—	設置場所	操作不要	対象外	開港資料	—	—	者設立の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B	開港資料	—	—	火消の禁止	(火消しない設備)	—	第2項 備蓄池槽	開港資料	—	—	油槽・貯水・火災 防止及ぼし	構造条件、自然現象、人為事象、漏水、火災 対象外(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外	サポート装置因	対象外(サポートなし)	対象外	開港資料	—	—	<p>【女川】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)</p>
第07条：電源設備		120Y充電器2R	範囲化区分																																																																														
第1項 備蓄池槽における健全性	密度・深度・圧力 ／屋外の炎炎／放射線	原子炉建屋の二次燃焼施設外及びその他の建屋内	C																																																																														
	液量	(有効に機能を發揮する)	—																																																																														
	海水	海水を湛れしない	対象外																																																																														
	消防備からの影響	(因に機器等から悪影響により機能を失うおそれがない)	—																																																																														
	電気的機器	(瓶詰式に上り機器が侵なわれない)	—																																																																														
	開港資料	—	—																																																																														
	操作性	操作不要	対象外																																																																														
	開港資料	—	—																																																																														
	貯蔵・輸送 (搬送性、系統構成・外部入力)	その他の電源設備	J																																																																														
	開港資料	—	—																																																																														
第4・3項 施設構造上	切替え性	本条の用途として使用-切替不要	Rb																																																																														
	開港資料	—	—																																																																														
	系統設計	DS 施設と同じ系統構成	Aa																																																																														
	その他(飛散物)	対象外	対象外																																																																														
	開港資料	—	—																																																																														
	設置場所	操作不要	対象外																																																																														
	開港資料	—	—																																																																														
	者設立の容量	設計基準対象施設の系統及び機器の容量等が十分	B																																																																														
	開港資料	—	—																																																																														
	火消の禁止	(火消しない設備)	—																																																																														
第2項 備蓄池槽	開港資料	—	—																																																																														
	油槽・貯水・火災 防止及ぼし	構造条件、自然現象、人為事象、漏水、火災 対象外(共通要因の考慮対象設備なし)	対象外																																																																														
	サポート装置因	対象外(サポートなし)	対象外																																																																														
開港資料	—	—																																																																															

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

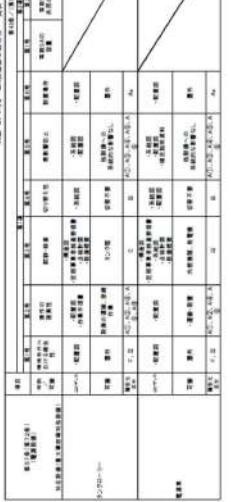
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所 3号炉

苗違理由

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																	
<内容比較のため再掲(補足1-3)>																																																																																																																																																																																				
 <p>図表2-1-3-1 女川原子力発電所2号炉の構造</p> <p>図表2-1-3-2 女川原子力発電所2号炉の構造</p> <p>図表2-1-3-3 女川原子力発電所2号炉の構造</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足1-4)></th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(可搬型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <p>第57条、電源設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">概要</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">適合化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">電源機器等に付ける取扱い規程</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">屋外</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">Y</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">荷重</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">(有効に機能を發揮する)</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">海水</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">海水を通れない</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">対象外</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">油設備からの影響</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">(機器接続部から漏洩油により機器を汚染されない)</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">電磁的影響</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">(電磁波により機能が損なわれない)</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-1 配置図</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第58条、操作性</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">操作性(設備の運転・設置、操作スイッチ操作、接続作業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-2 配置図、57-3 系統図</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">Br, Bd, Bg</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第59条、試験・検査</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">試験・検査(検査性、系統構成、外筋人力)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">内燃機関、蓄電池</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">G, I</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第60条、切替性</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">切替性(用具の用途として使用・切替手順)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-3 系統図</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">Bb</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第61条、システム設計</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">システム設計(通常時は隔離又は分離)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">Ab</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第62条、その他の(飛散物)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">その他の(飛散物)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">対象外</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第63条、設置場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">設置場所(設置場所で操作可)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-3 配置図</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">As</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第64条、可搬性の容量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">可搬性の容量(原子炉建屋以外からも又は電力を供給する可搬型設備)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-5 容量検査根拠</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">A</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第65条、可搬性の接続性</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">より簡便な接続方式等による接続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-2 配置図、57-3 系統図、57-8 蓄電池接続に関する別表書</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">C</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第66条、真なる複数の接続部の保護</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">単純な機能で使用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-2 配置図</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">Ab</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第67条、設置場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">(放射能量の高くなるおそれの少ない場所を適切)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-2 配置図</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第68条、保管場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">(保管要因の考慮対象設備あり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-2 配置図</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">Bb</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第69条、アクセスルート</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">屋外アクセスルートの確保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-6 アクセスルート図</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">B</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第70条、温度条件、自然換気、人為事象、漏水、火災</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">防止設備・対象(代替対象)B(設備あり)・屋外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">サポート系装置</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">対象(サポート系あり)・真なる複数源又は冷却源</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">Cs</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-2 配置図、57-3 蓄電池、57-9 代替要因設備について</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> </td><td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA 設備基準適合性一覧表(可搬型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1章、電源設備</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2章、操作性</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3章、試験・検査</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第4章、切替性</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5章、システム設計</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第6章、その他の(飛散物)</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第7章、設置場所</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第8章、可搬性の容量</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第9章、可搬性の接続性</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第10章、真なる複数の接続部の保護</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第11章、設置場所</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第12章、保管場所</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第13章、アクセスルート</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第14章、温度条件、自然換気、人為事象、漏水、火災</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第15章、サポート系装置</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> </tbody> </table> </td><td> <p>【大飯、女川】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。) </td></tr> </tbody> </table>	<内容比較のため再掲(補足1-4)>		女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(可搬型)		<p>第57条、電源設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">概要</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">適合化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">電源機器等に付ける取扱い規程</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">屋外</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">Y</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">荷重</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">(有効に機能を發揮する)</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">海水</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">海水を通れない</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">対象外</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">油設備からの影響</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">(機器接続部から漏洩油により機器を汚染されない)</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">電磁的影響</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">(電磁波により機能が損なわれない)</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-1 配置図</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第58条、操作性</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">操作性(設備の運転・設置、操作スイッチ操作、接続作業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-2 配置図、57-3 系統図</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">Br, Bd, Bg</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第59条、試験・検査</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">試験・検査(検査性、系統構成、外筋人力)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">内燃機関、蓄電池</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">G, I</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第60条、切替性</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">切替性(用具の用途として使用・切替手順)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-3 系統図</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">Bb</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第61条、システム設計</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">システム設計(通常時は隔離又は分離)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">Ab</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第62条、その他の(飛散物)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">その他の(飛散物)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">対象外</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第63条、設置場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">設置場所(設置場所で操作可)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-3 配置図</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">As</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第64条、可搬性の容量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">可搬性の容量(原子炉建屋以外からも又は電力を供給する可搬型設備)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-5 容量検査根拠</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">A</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第65条、可搬性の接続性</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">より簡便な接続方式等による接続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-2 配置図、57-3 系統図、57-8 蓄電池接続に関する別表書</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">C</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第66条、真なる複数の接続部の保護</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">単純な機能で使用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-2 配置図</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">Ab</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第67条、設置場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">(放射能量の高くなるおそれの少ない場所を適切)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-2 配置図</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第68条、保管場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">(保管要因の考慮対象設備あり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-2 配置図</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">Bb</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第69条、アクセスルート</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">屋外アクセスルートの確保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-6 アクセスルート図</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">B</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第70条、温度条件、自然換気、人為事象、漏水、火災</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">防止設備・対象(代替対象)B(設備あり)・屋外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">サポート系装置</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">対象(サポート系あり)・真なる複数源又は冷却源</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">Cs</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-2 配置図、57-3 蓄電池、57-9 代替要因設備について</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table>	概要		適合化区分		電源機器等に付ける取扱い規程	温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	屋外	Y	荷重	(有効に機能を發揮する)	—	—	海水	海水を通れない	対象外	—	油設備からの影響	(機器接続部から漏洩油により機器を汚染されない)	—	—	電磁的影響	(電磁波により機能が損なわれない)	—	—	関連資料	57-1 配置図	—	—	操作性(設備の運転・設置、操作スイッチ操作、接続作業)		関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図	Br, Bd, Bg	—	試験・検査(検査性、系統構成、外筋人力)		関連資料	内燃機関、蓄電池	G, I	—	切替性(用具の用途として使用・切替手順)		関連資料	57-3 系統図	Bb	—	システム設計(通常時は隔離又は分離)		関連資料	—	Ab	—	その他の(飛散物)		関連資料	対象外	—	—	設置場所(設置場所で操作可)		関連資料	57-3 配置図	As	—	可搬性の容量(原子炉建屋以外からも又は電力を供給する可搬型設備)		関連資料	57-5 容量検査根拠	A	—	より簡便な接続方式等による接続		関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-8 蓄電池接続に関する別表書	C	—	単純な機能で使用		関連資料	57-2 配置図	Ab	—	(放射能量の高くなるおそれの少ない場所を適切)		関連資料	57-2 配置図	—	—	(保管要因の考慮対象設備あり)		関連資料	57-2 配置図	Bb	—	屋外アクセスルートの確保		関連資料	57-6 アクセスルート図	B	—	防止設備・対象(代替対象)B(設備あり)・屋外		サポート系装置	対象(サポート系あり)・真なる複数源又は冷却源	Cs	—	関連資料	57-2 配置図、57-3 蓄電池、57-9 代替要因設備について	—	—	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA 設備基準適合性一覧表(可搬型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1章、電源設備</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2章、操作性</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3章、試験・検査</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第4章、切替性</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5章、システム設計</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第6章、その他の(飛散物)</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第7章、設置場所</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第8章、可搬性の容量</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第9章、可搬性の接続性</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第10章、真なる複数の接続部の保護</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第11章、設置場所</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第12章、保管場所</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第13章、アクセスルート</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第14章、温度条件、自然換気、人為事象、漏水、火災</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第15章、サポート系装置</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> </tbody> </table>	泊発電所3号炉 SA 設備基準適合性一覧表(可搬型)		第1章、電源設備	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	第2章、操作性	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	第3章、試験・検査	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	第4章、切替性	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	第5章、システム設計	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	第6章、その他の(飛散物)	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	第7章、設置場所	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	第8章、可搬性の容量	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	第9章、可搬性の接続性	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	第10章、真なる複数の接続部の保護	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	第11章、設置場所	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	第12章、保管場所	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	第13章、アクセスルート	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	第14章、温度条件、自然換気、人為事象、漏水、火災	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	第15章、サポート系装置	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	<p>【大飯、女川】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)
<内容比較のため再掲(補足1-4)>																																																																																																																																																																																				
女川原子力発電所2号炉 SA 設備基準適合性一覧表(可搬型)																																																																																																																																																																																				
<p>第57条、電源設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">概要</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">適合化区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">電源機器等に付ける取扱い規程</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">屋外</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">Y</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">荷重</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">(有効に機能を發揮する)</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">海水</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">海水を通れない</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">対象外</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">油設備からの影響</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">(機器接続部から漏洩油により機器を汚染されない)</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">電磁的影響</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">(電磁波により機能が損なわれない)</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-1 配置図</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第58条、操作性</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">操作性(設備の運転・設置、操作スイッチ操作、接続作業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-2 配置図、57-3 系統図</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">Br, Bd, Bg</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第59条、試験・検査</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">試験・検査(検査性、系統構成、外筋人力)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">内燃機関、蓄電池</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">G, I</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第60条、切替性</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">切替性(用具の用途として使用・切替手順)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-3 系統図</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">Bb</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第61条、システム設計</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">システム設計(通常時は隔離又は分離)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">Ab</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第62条、その他の(飛散物)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">その他の(飛散物)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">対象外</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第63条、設置場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">設置場所(設置場所で操作可)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-3 配置図</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">As</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第64条、可搬性の容量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">可搬性の容量(原子炉建屋以外からも又は電力を供給する可搬型設備)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-5 容量検査根拠</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">A</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第65条、可搬性の接続性</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">より簡便な接続方式等による接続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-2 配置図、57-3 系統図、57-8 蓄電池接続に関する別表書</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">C</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第66条、真なる複数の接続部の保護</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">単純な機能で使用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-2 配置図</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">Ab</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第67条、設置場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">(放射能量の高くなるおそれの少ない場所を適切)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-2 配置図</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第68条、保管場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">(保管要因の考慮対象設備あり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-2 配置図</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">Bb</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第69条、アクセスルート</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">屋外アクセスルートの確保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-6 アクセスルート図</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">B</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table> <p>第70条、温度条件、自然換気、人為事象、漏水、火災</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">防止設備・対象(代替対象)B(設備あり)・屋外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">サポート系装置</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">対象(サポート系あり)・真なる複数源又は冷却源</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">Cs</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">関連資料</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">57-2 配置図、57-3 蓄電池、57-9 代替要因設備について</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">—</td></tr> </tbody> </table>	概要		適合化区分		電源機器等に付ける取扱い規程	温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	屋外	Y	荷重	(有効に機能を發揮する)	—	—	海水	海水を通れない	対象外	—	油設備からの影響	(機器接続部から漏洩油により機器を汚染されない)	—	—	電磁的影響	(電磁波により機能が損なわれない)	—	—	関連資料	57-1 配置図	—	—	操作性(設備の運転・設置、操作スイッチ操作、接続作業)		関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図	Br, Bd, Bg	—	試験・検査(検査性、系統構成、外筋人力)		関連資料	内燃機関、蓄電池	G, I	—	切替性(用具の用途として使用・切替手順)		関連資料	57-3 系統図	Bb	—	システム設計(通常時は隔離又は分離)		関連資料	—	Ab	—	その他の(飛散物)		関連資料	対象外	—	—	設置場所(設置場所で操作可)		関連資料	57-3 配置図	As	—	可搬性の容量(原子炉建屋以外からも又は電力を供給する可搬型設備)		関連資料	57-5 容量検査根拠	A	—	より簡便な接続方式等による接続		関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-8 蓄電池接続に関する別表書	C	—	単純な機能で使用		関連資料	57-2 配置図	Ab	—	(放射能量の高くなるおそれの少ない場所を適切)		関連資料	57-2 配置図	—	—	(保管要因の考慮対象設備あり)		関連資料	57-2 配置図	Bb	—	屋外アクセスルートの確保		関連資料	57-6 アクセスルート図	B	—	防止設備・対象(代替対象)B(設備あり)・屋外		サポート系装置	対象(サポート系あり)・真なる複数源又は冷却源	Cs	—	関連資料	57-2 配置図、57-3 蓄電池、57-9 代替要因設備について	—	—	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA 設備基準適合性一覧表(可搬型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第1章、電源設備</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第2章、操作性</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第3章、試験・検査</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第4章、切替性</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第5章、システム設計</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第6章、その他の(飛散物)</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第7章、設置場所</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第8章、可搬性の容量</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第9章、可搬性の接続性</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第10章、真なる複数の接続部の保護</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第11章、設置場所</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第12章、保管場所</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第13章、アクセスルート</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第14章、温度条件、自然換気、人為事象、漏水、火災</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">第15章、サポート系装置</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期動作実験実施実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期化実績</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">初期運転実績</td></tr> </tbody> </table>	泊発電所3号炉 SA 設備基準適合性一覧表(可搬型)		第1章、電源設備	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	第2章、操作性	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	第3章、試験・検査	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	第4章、切替性	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	第5章、システム設計	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	第6章、その他の(飛散物)	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	第7章、設置場所	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	第8章、可搬性の容量	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	第9章、可搬性の接続性	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	第10章、真なる複数の接続部の保護	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	第11章、設置場所	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	第12章、保管場所	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	第13章、アクセスルート	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	第14章、温度条件、自然換気、人為事象、漏水、火災	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	第15章、サポート系装置	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績	<p>【大飯、女川】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。) 						
概要		適合化区分																																																																																																																																																																																		
電源機器等に付ける取扱い規程	温度・湿度・圧力／屋外の天候／放射線	屋外	Y																																																																																																																																																																																	
荷重	(有効に機能を發揮する)	—	—																																																																																																																																																																																	
海水	海水を通れない	対象外	—																																																																																																																																																																																	
油設備からの影響	(機器接続部から漏洩油により機器を汚染されない)	—	—																																																																																																																																																																																	
電磁的影響	(電磁波により機能が損なわれない)	—	—																																																																																																																																																																																	
関連資料	57-1 配置図	—	—																																																																																																																																																																																	
操作性(設備の運転・設置、操作スイッチ操作、接続作業)																																																																																																																																																																																				
関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図	Br, Bd, Bg	—																																																																																																																																																																																	
試験・検査(検査性、系統構成、外筋人力)																																																																																																																																																																																				
関連資料	内燃機関、蓄電池	G, I	—																																																																																																																																																																																	
切替性(用具の用途として使用・切替手順)																																																																																																																																																																																				
関連資料	57-3 系統図	Bb	—																																																																																																																																																																																	
システム設計(通常時は隔離又は分離)																																																																																																																																																																																				
関連資料	—	Ab	—																																																																																																																																																																																	
その他の(飛散物)																																																																																																																																																																																				
関連資料	対象外	—	—																																																																																																																																																																																	
設置場所(設置場所で操作可)																																																																																																																																																																																				
関連資料	57-3 配置図	As	—																																																																																																																																																																																	
可搬性の容量(原子炉建屋以外からも又は電力を供給する可搬型設備)																																																																																																																																																																																				
関連資料	57-5 容量検査根拠	A	—																																																																																																																																																																																	
より簡便な接続方式等による接続																																																																																																																																																																																				
関連資料	57-2 配置図、57-3 系統図、57-8 蓄電池接続に関する別表書	C	—																																																																																																																																																																																	
単純な機能で使用																																																																																																																																																																																				
関連資料	57-2 配置図	Ab	—																																																																																																																																																																																	
(放射能量の高くなるおそれの少ない場所を適切)																																																																																																																																																																																				
関連資料	57-2 配置図	—	—																																																																																																																																																																																	
(保管要因の考慮対象設備あり)																																																																																																																																																																																				
関連資料	57-2 配置図	Bb	—																																																																																																																																																																																	
屋外アクセスルートの確保																																																																																																																																																																																				
関連資料	57-6 アクセスルート図	B	—																																																																																																																																																																																	
防止設備・対象(代替対象)B(設備あり)・屋外																																																																																																																																																																																				
サポート系装置	対象(サポート系あり)・真なる複数源又は冷却源	Cs	—																																																																																																																																																																																	
関連資料	57-2 配置図、57-3 蓄電池、57-9 代替要因設備について	—	—																																																																																																																																																																																	
泊発電所3号炉 SA 設備基準適合性一覧表(可搬型)																																																																																																																																																																																				
第1章、電源設備	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績																																																																																																																																																																																	
第2章、操作性	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績																																																																																																																																																																																	
第3章、試験・検査	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績																																																																																																																																																																																	
第4章、切替性	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績																																																																																																																																																																																	
第5章、システム設計	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績																																																																																																																																																																																	
第6章、その他の(飛散物)	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績																																																																																																																																																																																	
第7章、設置場所	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績																																																																																																																																																																																	
第8章、可搬性の容量	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績																																																																																																																																																																																	
第9章、可搬性の接続性	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績																																																																																																																																																																																	
第10章、真なる複数の接続部の保護	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績																																																																																																																																																																																	
第11章、設置場所	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績																																																																																																																																																																																	
第12章、保管場所	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績																																																																																																																																																																																	
第13章、アクセスルート	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績																																																																																																																																																																																	
第14章、温度条件、自然換気、人為事象、漏水、火災	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績																																																																																																																																																																																	
第15章、サポート系装置	初期動作実験実施実績	初期化実績	初期運転実績																																																																																																																																																																																	

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

油発電所 3号炉

相違理由

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

<内容比較のため再掲(補足 1-7)>				
女川原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性一覧表(常設)				
第7項: 電設設備		ESS代替充電器		発電化区分
第1項 電設設備	爆破装置動作に対する警報装置	温度・湿度・圧力 /屋内の火災報/放射線	原子炉重縮の二次燃焼物飛散及びその他の難燃内	C
	警報	(有効に性能を發揮する)	—	対象外
	海水	海水を海水しない	—	対象外
	施設側からの影響	(周辺施設等から想定影響により機能を失うそれがなし)	—	対象外
	電磁干渉抑制	(電磁波により機能が異なれないと)	—	対象外
	関連資料	SI-2 配置図	—	対象外
	操作性	操作不要	—	対象外
	関連資料	SI-3 洗浄団	—	対象外
	実験・就在	(耐久性、系統構成・外部入力)	その他機能設備	D
	関連資料	SI-4 実験及び検査	—	対象外
第2項 機器	切替文性	本来の用途として使用-代替不要	BB	対象外
	関連資料	SI-3 洗浄団	—	対象外
	解説書類	通常は床面又は分離	Ab	対象外
	その他(保険物)	対象外	—	対象外
第3項 機器	関連資料	SI-3 洗浄団, SI-7-1 バウンダリ洗浄団	—	対象外
	設置場所	操作不要	—	対象外
	関連資料	SI-2 配置図	—	対象外
第4項 機器	常設SAの容量	重大事故等への対応を本来の目的として既備するもの	A	対象外
	関連資料	SI-5 容量設定手帳	—	対象外
	共有の禁止	(共用しない設備)	—	対象外
第5項 機器	関連資料	—	—	対象外
	運転条件、自然現象、人為事象、雨水、火災	応急設備-対象(代替対象 BB 設備あり)-室内	Ab	対象外
	サポート添録図	対象外(サポートなし)	—	対象外
	関連資料	SI-2 配置図, SI-3 洗浄団, SI-10 全空交換動力電源失火時設備について(直噴動力設備について)	—	対象外
第6項 機器	出力過負因数警報装置上	—	—	対象外

泊発電所 3号炉

相違理由

【大飯、女川】

記載表現の相違

- ・表の様式の相違。(43条への適合性を説明している点において同じ。)

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>操作が必要な場合 → 環境条件による影響 (B-E) → 設備 (F-H)</p> <p>操作が必要ない場合 → しない (I)</p> <p>備考：海水を通過する系統については、I：通常時に海水を通過する系統、II：海水又は海水から導出できる系統、III：海水を通過しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> <p>操作が必要な場合 → 操作が必要な設備 (A-E) → 設備 (F-H)</p> <p>操作が不要な場合 → 対外 (I)</p> <p>備考：設備ごとに規定の組み合わせが異なるため、その用途を設備ごとに記載する。 (例：A①, A②, A③等)</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>操作が必要な場合 → 環境条件による影響 (B-E) → 設備 (F-H)</p> <p>操作が必要ない場合 → しない (I)</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> <p>操作が必要な場合 → 操作が必要な設備 (A-E) → 設備 (F-H)</p> <p>操作が不要な場合 → 対外 (I)</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。（43条への適合性を説明している点において同じ。）</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。(例：A①, A②等)</p> <p>57-1-5</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。（43条への適合性を説明している点において同じ。）</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p> <p>A: 設置が適くならぬおそれがある B: 基地遮蔽装置 C: 運転操作</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 実施人または当社設備の容量等について</p> <p>A: 構造的必要な設備の容量等を決定するための設計 B: 構造的必要な設備の容量等を規定するための設計 C: 基本的構造設計と設計手順</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 実施用原子炉施設での共用の禁止について</p> <p>A: 共用している設備 B: 共用しない設備</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 実施人または当社設備の共通要因障害について</p> <p>A: ①構造条件、自然災害、外因人為災害、漏水、火災 B: ②サポート系による要因 C: 位置的分離 D: 多様性・独立性</p> <p>※：記載の記載については、考慮事項の番号+a又は+bを記載する。(例:①a, ①b, ②a, ②b)</p> <p style="text-align: center;">57-1-6</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p> <p>A: 設置が適くなれぬおそれがある B: 基地遮蔽装置 C: 運転操作</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対応設備の容量等について</p> <p>A: 構造的必要な設備の容量等を決定するための設計 B: 構造的必要な設備の容量等を規定するための設計 C: 基本的構造設計と設計手順</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 常設重大事故等対応設備の容量等について</p> <p>A: 共用している設備 B: 共用しない設備</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因障害について</p> <p>A: ①構造条件、自然災害、外因人為災害、漏水、火災 B: ②サポート系による要因 C: 考慮事項 D: 防護設備</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第4号 常設重大事故防止設備の共通要因障害について</p> <p>A: ①構造条件、自然災害、外因人為災害、漏水、火災 B: ②サポート系による要因 C: 考慮事項 D: 防護設備</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p> <p>A: 設置が適くなれぬおそれがある B: 基地遮蔽装置 C: 運転操作</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対応設備の容量等について</p> <p>A: 構造的必要な設備の容量等を決定するための設計 B: 構造的必要な設備の容量等を規定するための設計 C: 基本的構造設計と設計手順</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 常設重大事故等対応設備の容量等について</p> <p>A: 共用している設備 B: 共用しない設備</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因障害について</p> <p>A: ①構造条件、自然災害、外因人為災害、漏水、火災 B: ②サポート系による要因 C: 考慮事項 D: 防護設備</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第4号 常設重大事故防止設備の共通要因障害について</p> <p>A: ①構造条件、自然災害、外因人為災害、漏水、火災 B: ②サポート系による要因 C: 考慮事項 D: 防護設備</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。（43条への適合性を説明している点において同じ。）</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉補助機器の外から水又は電力を供給する設備がどうか ② 負担に直面せねばならない可搬型高度電圧設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンベ等 <p>千歳新幹線の考え方へ</p> <p>(D, E以外) — C</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の接続性について</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 既存の接続と接続するものとの組合せ ② 新規の接続と接続するものとの組合せ <p>A B C D E</p> <p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第1号 異なる複数の接続箇所について</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 建屋外から供給するものとの組合せ ② 室内(壁面含む)に接続するものとの組合せ <p>A B C D E</p> <p>57-1-7</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉補助機器の外から水又は電力を供給する設備がどうか ② 負担に直面せねばならない可搬型高度電圧設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンベ等 <p>A B C D, E以外</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の接続性について</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 既存かつ複数の接続と接続するものとの組合せ ② 新規の接続と接続するものとの組合せ <p>A B C D E</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 建屋外から供給するものとの組合せ ② 室内(壁面含む)に接続するものとの組合せ <p>A B C D E</p>			

第57条 電源設備（補足説明資料）

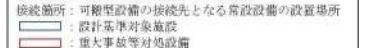
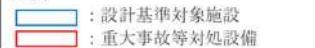
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■ 設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可燃性重大事故対応設備の設置場所について</p> <p>■ 設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <p>■ 設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <p>■ 設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可燃型のものの共通要因故障について</p> <p>57-1-8</p>		<p>■ 設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可燃型重大事故等対応設備の設置場所について</p> <p>■ 設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> <p>■ 設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> <p>■ 設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可燃型のものの共通要因故障について</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・表の様式の相違。（43条への適合性を説明している点において同じ。）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉 57-2 配置図	女川原子力発電所2号炉 57-2 配置図	泊発電所3号炉 57-2 配置図	相違理由
	<p>設置場所：常設設備の配置及び可搬型設備を使用時に設置する場所 保管場所：可搬型設備を保管している場所 接続箇所：可搬型設備の接続先となる常設設備の設置場所</p> 	<p>設置場所：常設設備の配置及び可搬型設備を使用時に設置する場所 保管場所：可搬型設備を保管している場所 接続箇所：可搬型設備の接続先となる常設設備の設置場所</p> 	<p>【女川】 記載内容の相違 ・女川は「設置場所、保管場所、接続箇所」を記載しているが、泊は「設計基準事故対処設備等、重大事故等対処設備」のみの記載である。</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
3号炉			<p>【大飯】 記載方針の相違 大飯は複数号炉同時申請のため号炉毎に記載している。泊は女川と同様に単独号炉申請のため記載していない。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
[Redacted Content]			<p>【大飯】 記載方針の相違 ・大飯は複数号炉での申請であるのに對し、女川及び泊は単独号炉での申請であるため記載していない。</p>

機密のみの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

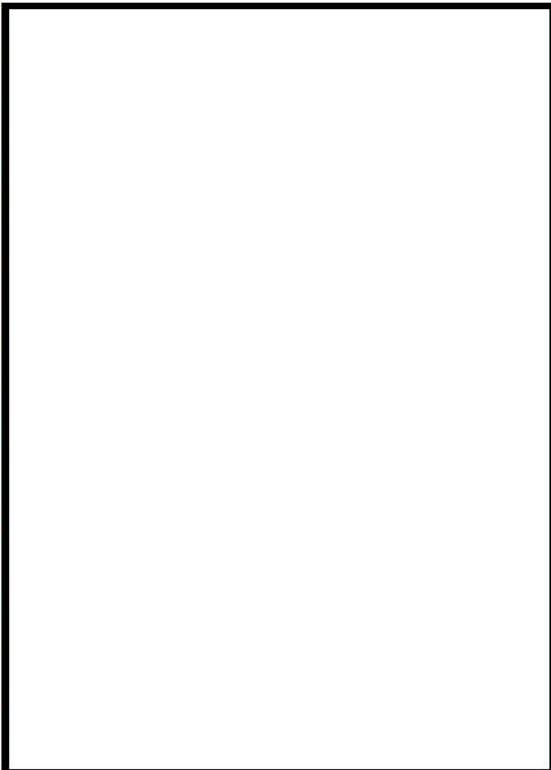
57-2-2

泊発電所 3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【女川、泊の記載箇所で比較（補足2-1）】</p>  <p>件開きの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-3</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違（57-2-33～）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
[Redacted Content]			<p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>

特開みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

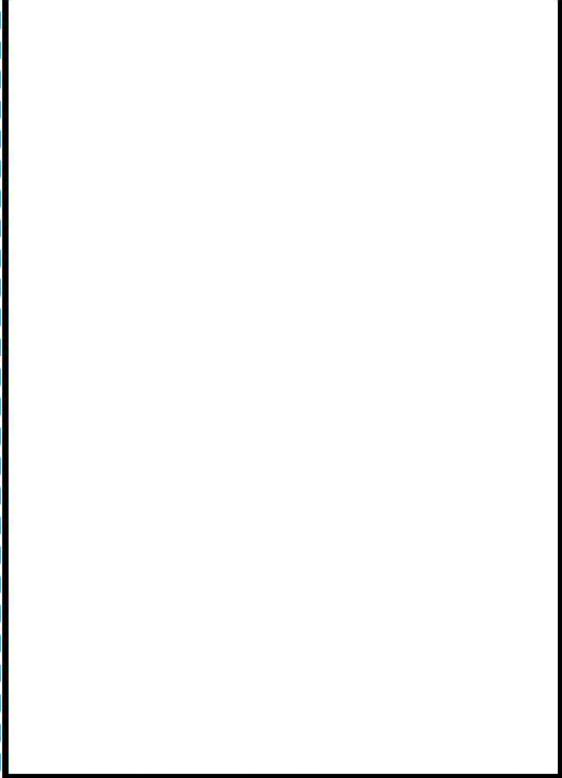
57-2-4

泊発電所 3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

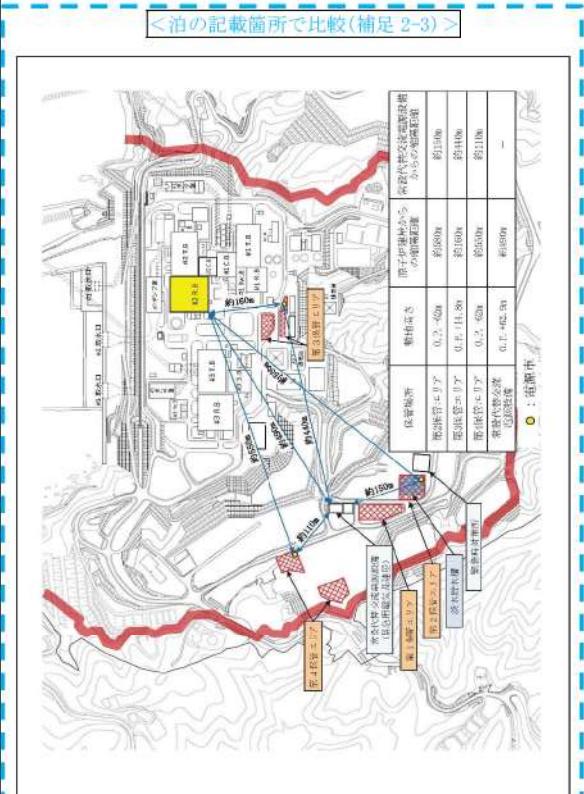
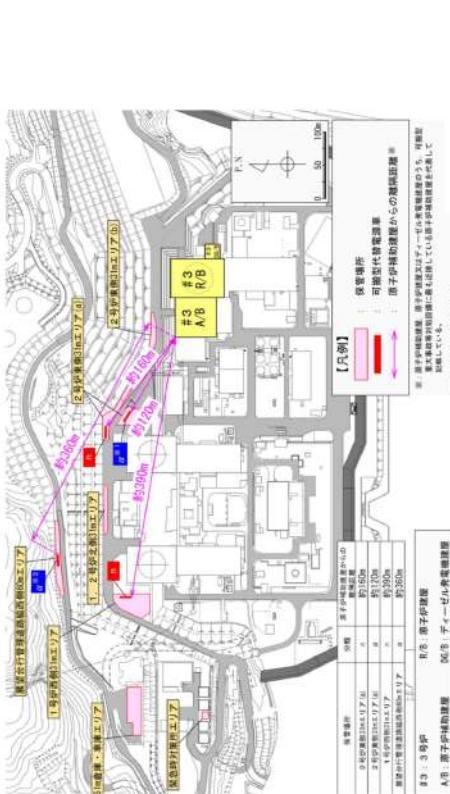
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><女川、泊の記載箇所で比較(補足 2-2)></p>  <p>情報の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-5</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違 (57-2-20 ~)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

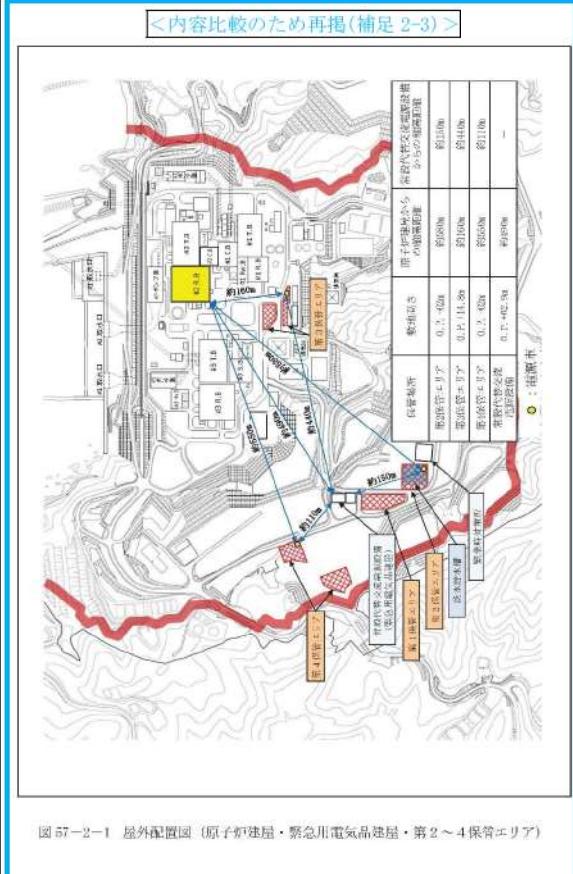
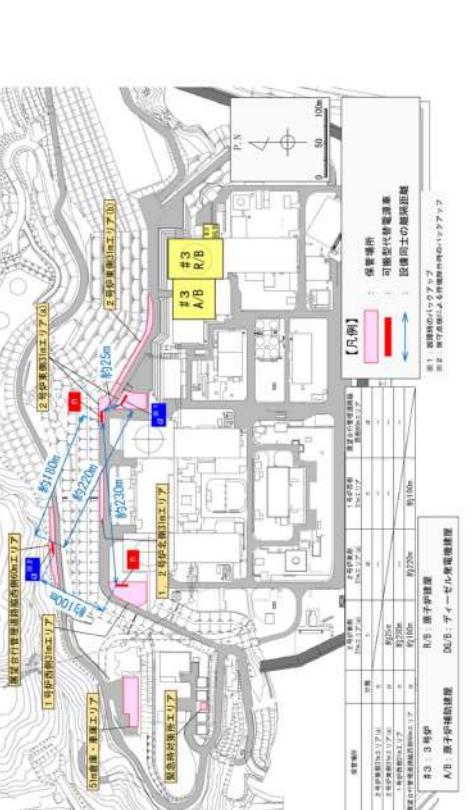
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;"><泊の記載箇所で比較(補足2-3)></p>  <p>図 57-2-1 屋外配置図（原子炉建屋・緊急用電気品屋・第2～4保管エリア）</p>	 <p>図 57-2-1 屋外配置図（原子炉建屋・原子炉輔助建屋・ディーゼル発電機建屋・51m倉庫・車庫エリア・緊急待機室エリア・1号炉西側31mエリア・屋外自行管理道路脇60mエリア・1、2号炉北側31mエリア・2号炉東側31mエリア(a)及び(b)）(1/3)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対応設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足2-3)></p>  <p>図57-2-1 屋外配置図（原子炉建屋・緊急用電気品建屋・第2～4保管エリア）</p>	 <p>図57-2-2 屋外配置図（原子炉建屋・原子炉輔助建屋・ディーゼル發電機建屋・51m倉庫・車庫エリア・緊急用電気品建屋・1号炉西側31mエリア・屋外行停用道路脇30mエリア・1、2号炉北側31mエリア・2号炉東側31mエリア(a)及び(b)）(2/5)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

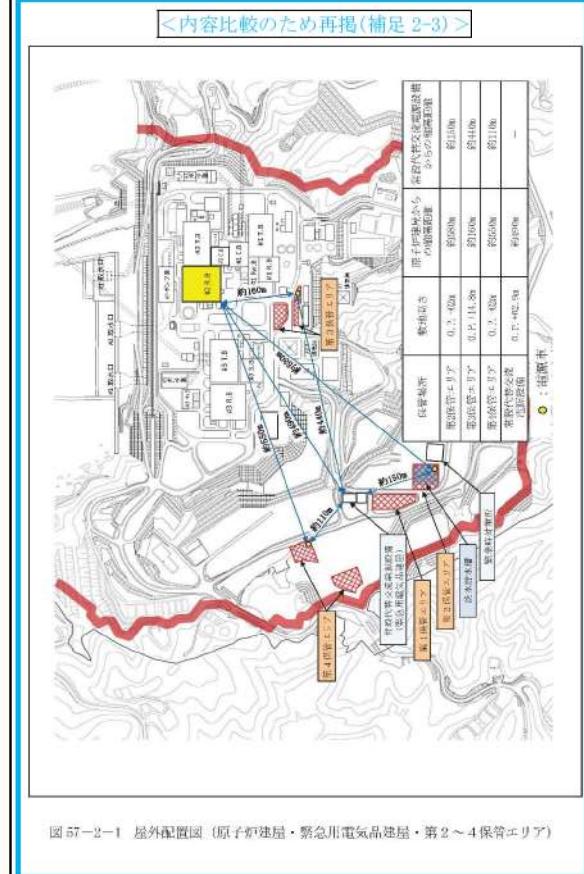
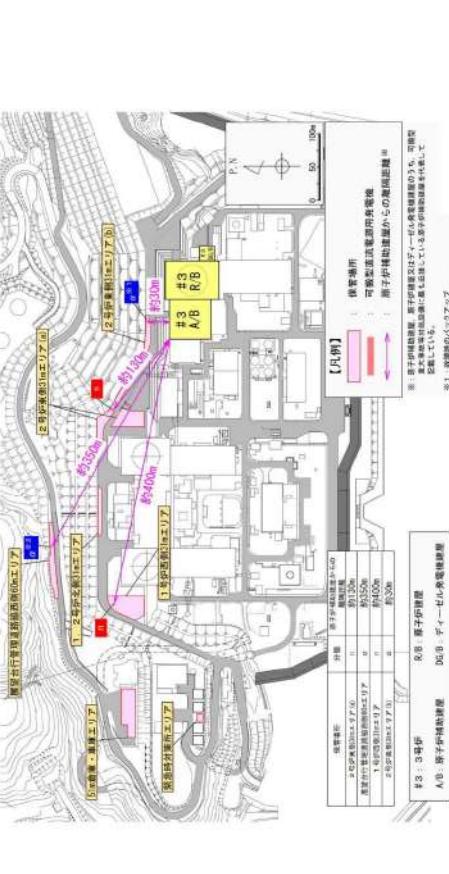
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足2-3)></p> <p>図 57-2-1 屋外配置図（原子炉建屋・緊急用電気品建屋・第2～4保管エリア）</p>	<p>図 57-2-3 屋外配置図（原子炉建屋・原子炉建屋補助建屋・ディーゼル発電機室・61m倉庫・東周辺エリア・1号機北側31mエリア・2号機東側31mエリア(a)及び(b)）(3.6)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

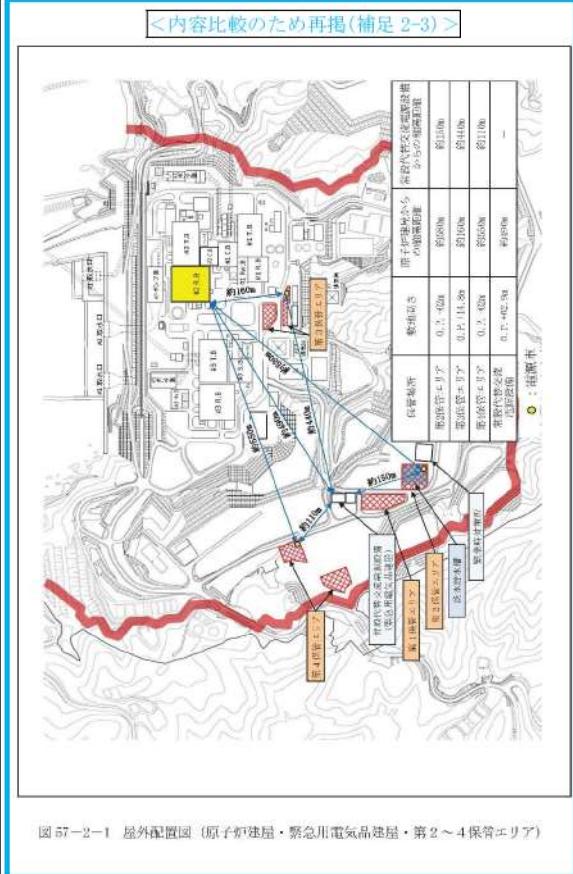
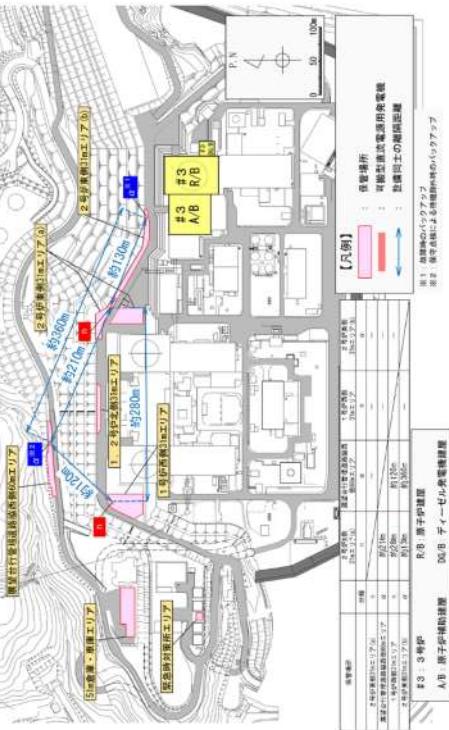
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足2-3)></p>  <p>図 57-2-1 屋外配置図（原子炉建屋・緊急用電気品建屋・第2～4保管エリア）</p>	 <p>図 57-2-4 屋外配置図（原子炉建屋・緊急用電気品建屋・第2～4保管エリア・ディーゼル発電機建屋・51m倉庫・施設エリア・緊急用対策室エリア・1号炉西側31mエリア・展望台行管理道橋36mエリア・1・2号炉北側31mエリア・2号炉東側31mエリア(a)及び(b)) (4/5)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対応設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

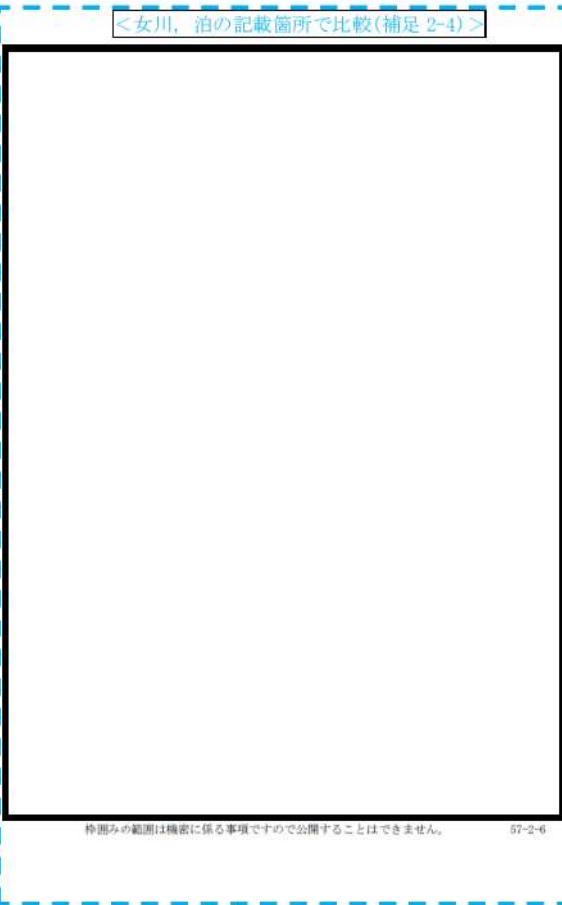
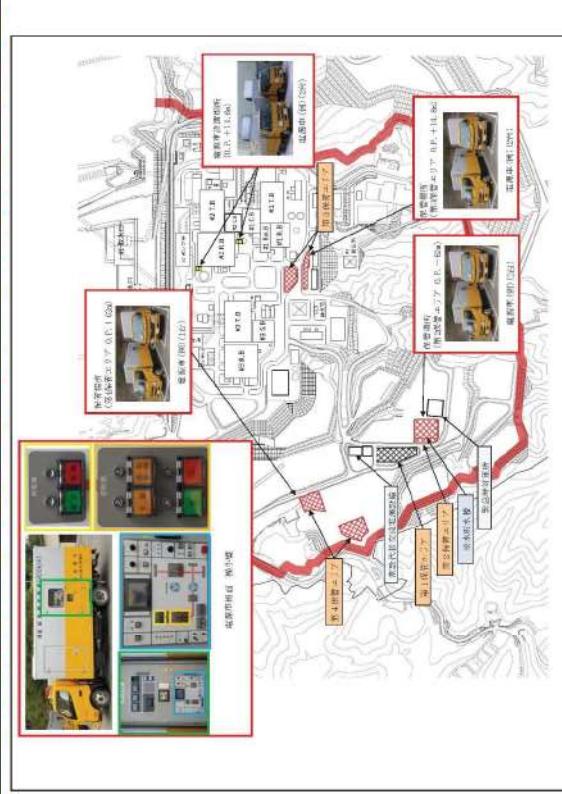
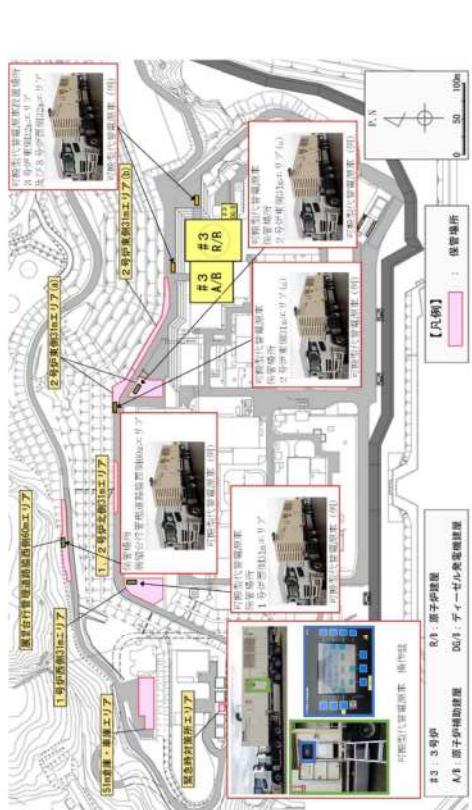
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足2-3)></p>  <p>図57-2-1 屋外配置図（原子炉建屋・緊急用電気品建屋・第2～4保管エリア）</p>	 <p>図57-2-5 屋外配置図（原子炉建屋・原子炉補助建屋・ディーゼル発電建屋・51m倉庫・堆積エリア・緊急対策所エリヤ・1号炉南側31mエリア・2号炉北側31mエリア・2号炉東側31mエリア）(5/5)</p>	<p>【大飯】 記載の充実 ・女川審査実績の反映</p> <p>【女川】 設備の相違 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>＜女川、泊の記載箇所で比較（補足2-4）＞</p>  <p>詳細の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-6</p>	 <p>図 57-2-2 屋外配置図（電源車保管場所・設置場所）</p>	 <p>図 57-2-6 屋外配置図（川端西代防護堤上及川端西防護堤上発電機保管場所・設置場所）(1/2)</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。 <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は電源車とタンクローリーの配置図を同じ図に記載している。 泊は女川と同様に設備毎に記載している。

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

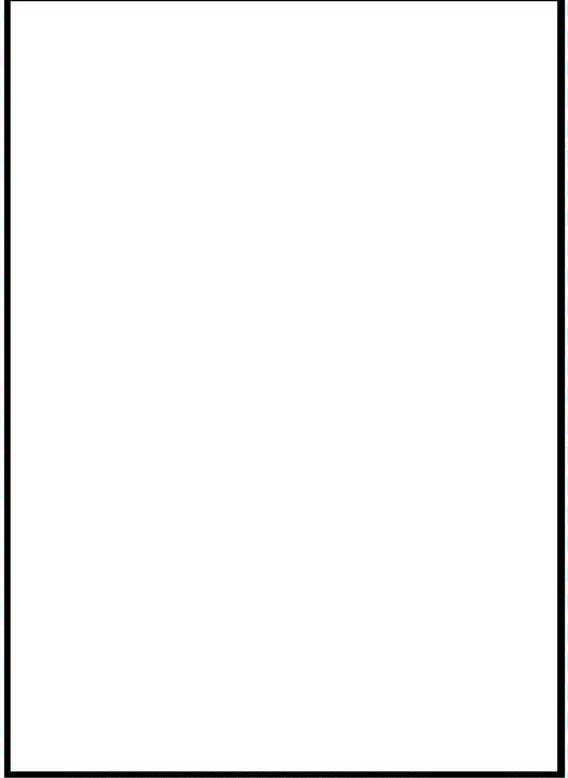
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯、女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。 <p>図 57.2.7 屋外配管図（可搬型代替遮断弁及び可動遮断弁用充填機保管場所・設置場所）(2/2)</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

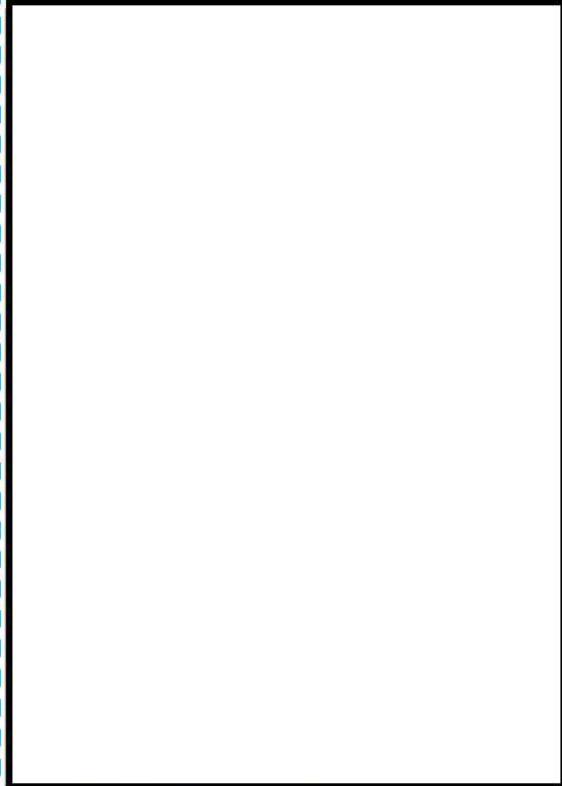
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><女川、泊の記載箇所で比較(補足2-5)></p>  <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-7</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違 (57-2-27 ~)</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

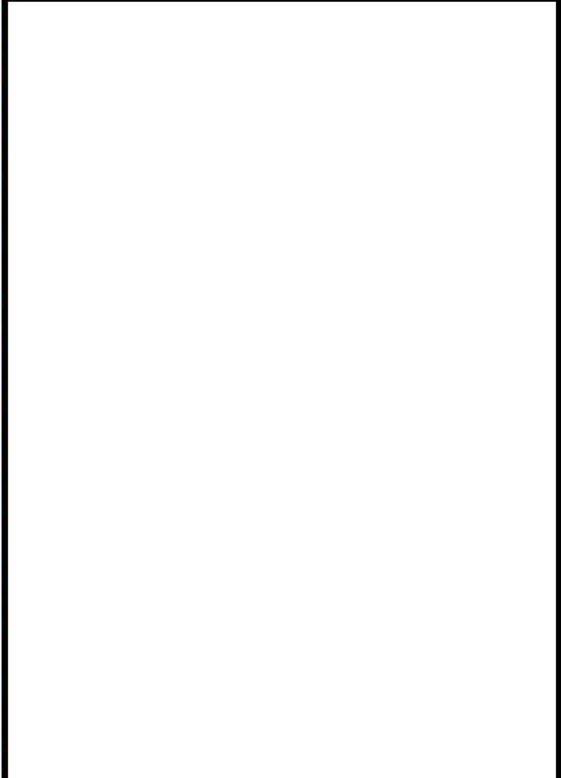
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【女川、泊の記載箇所で比較(補足2-6)】</p>  <p>情報の漏洩は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-8</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違 (57-2-27 ~)</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

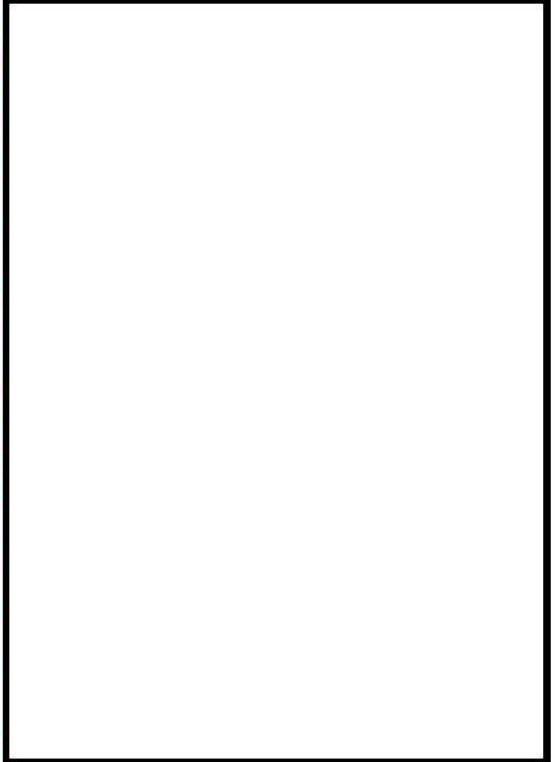
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【女川、泊の記載箇所で比較(補足2-7)】</p>  <p>詳細のみの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-9</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違 (57-2-18 ~)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

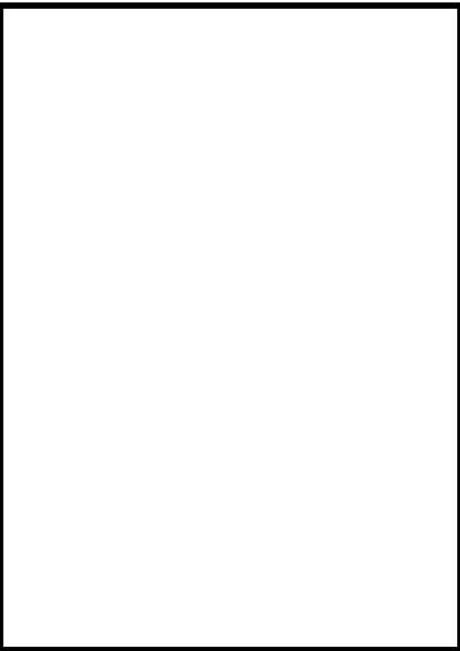
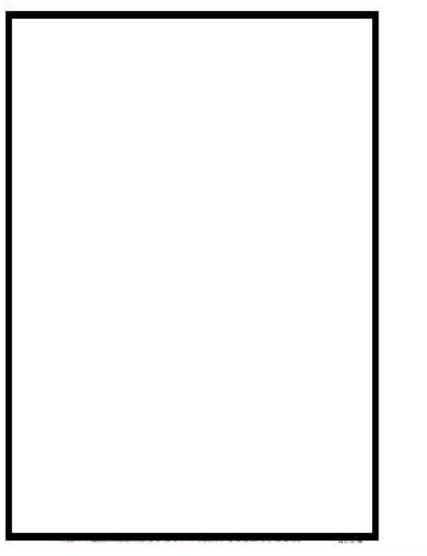
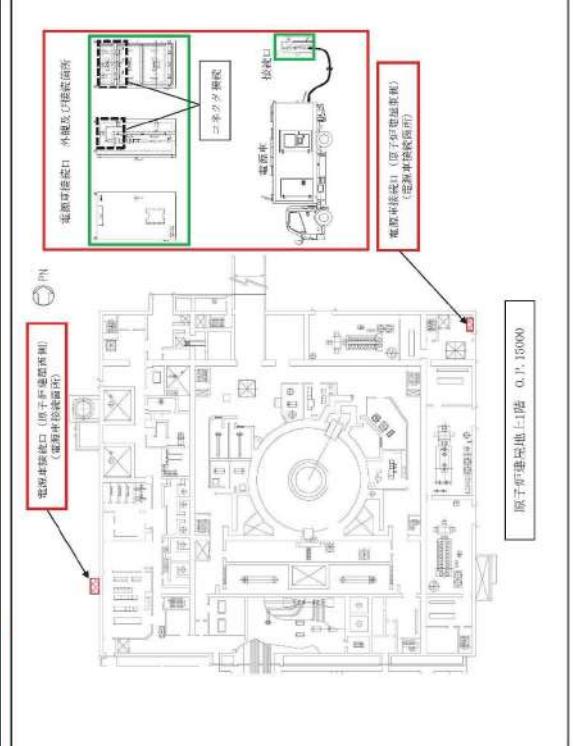
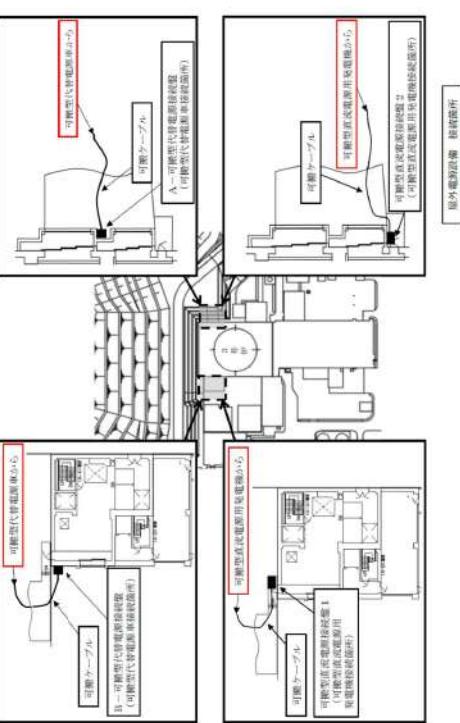
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【女川、泊の記載箇所で比較(補足2-8)】</p>  <p>機密の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-10</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違 (57-2-27 ~)</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>赤囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small> <small>07-2-11</small> <内容比較のため再掲(補足2-7)> 	 図 57-2-3 屋外配置図（電源車接続箇所）	 図 57-2-8 屋外配置図（可搬型遮断器車及び電源車接続箇所）	<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は電源車と可搬型整流器の接続図を別の図に記載している。 ・泊は女川と同様に設備毎に記載している。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
4号炉			<p>【大飯】 記載方針の相違 大飯は複数号炉同時申請のため号炉毎に記載している。泊は女川と同様に単独号炉申請のため記載していない。</p>

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

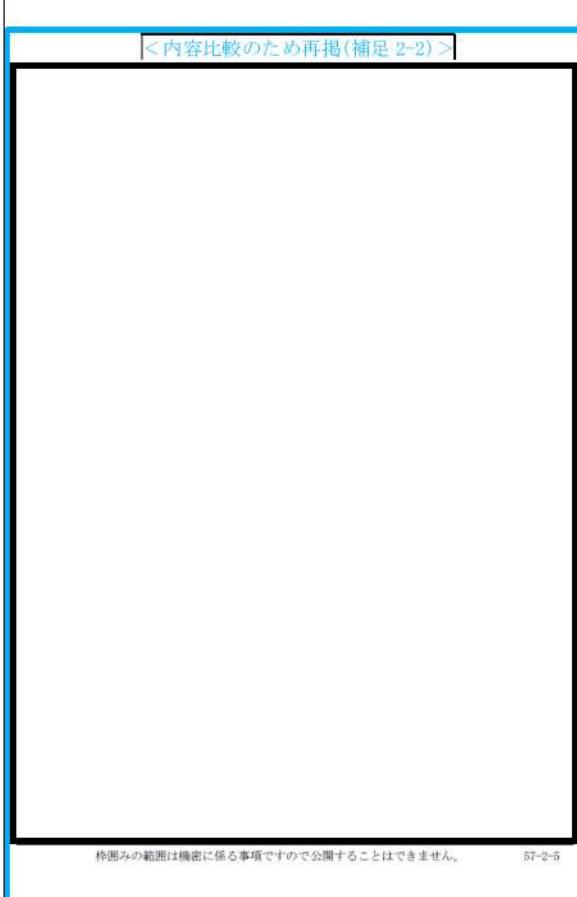


図 57-2-4 屋外配管図（軽油タンク）

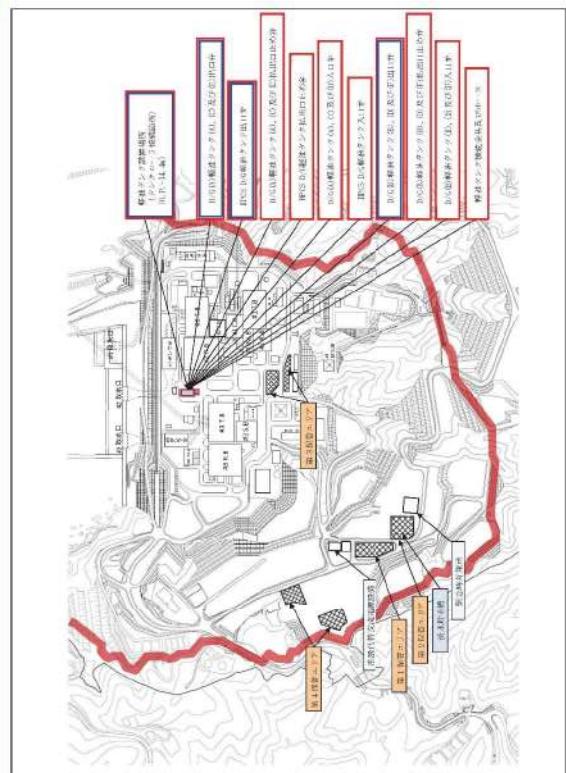
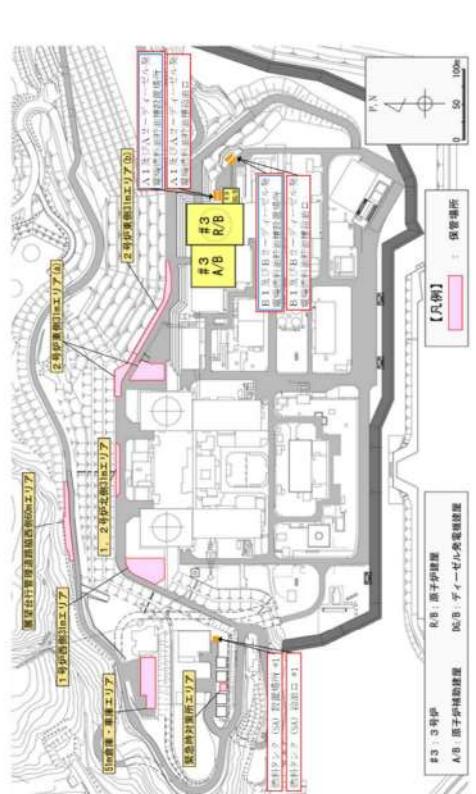


図 57-2-4 屋外配管図（軽油タンク）



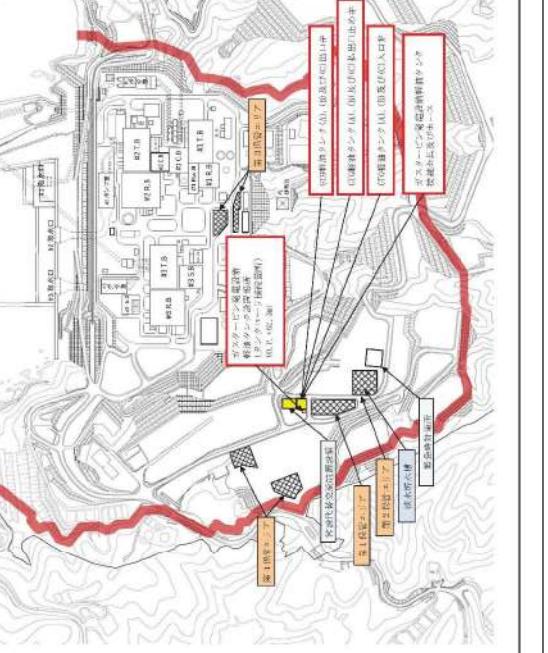
第 27 章 フィルタリングとソート (CA)

【女川】

- ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

相違理由

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-5 屋外配置図（ガスタービン発電設備軽油タンク）</p>		<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉

＜内容比較のため再掲（補足 2-4）＞

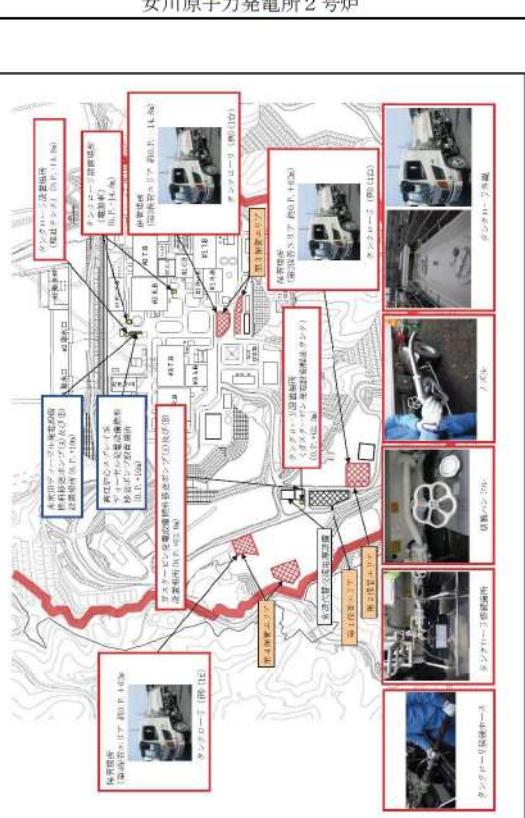
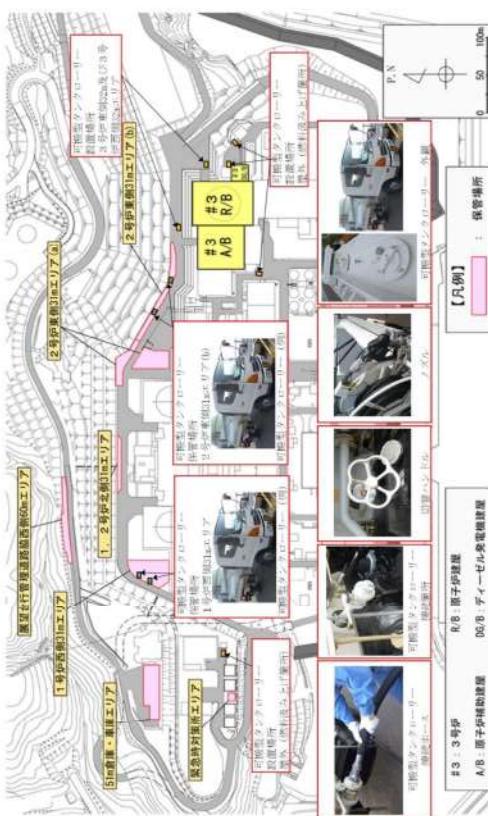


図 57-2-6 屋外配置図（タンクローリー）

検索範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

27-28

泊発電所 3号炉



卷之三

【大飯、女川】

設備の相違

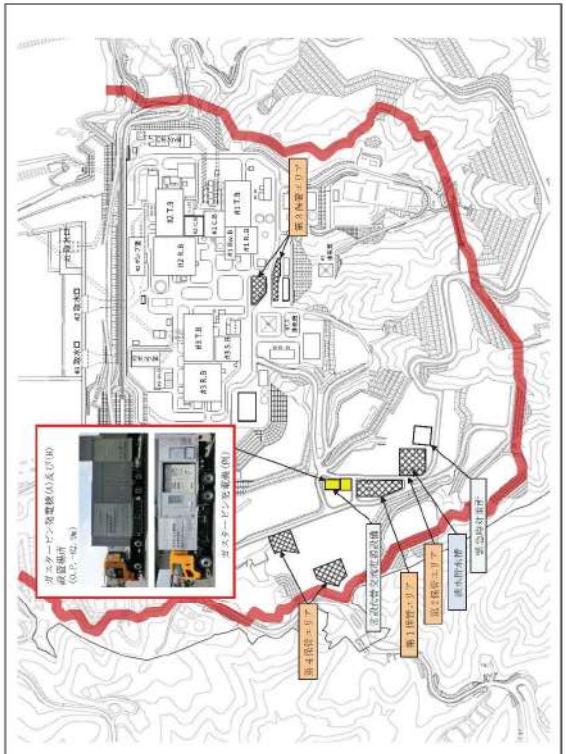
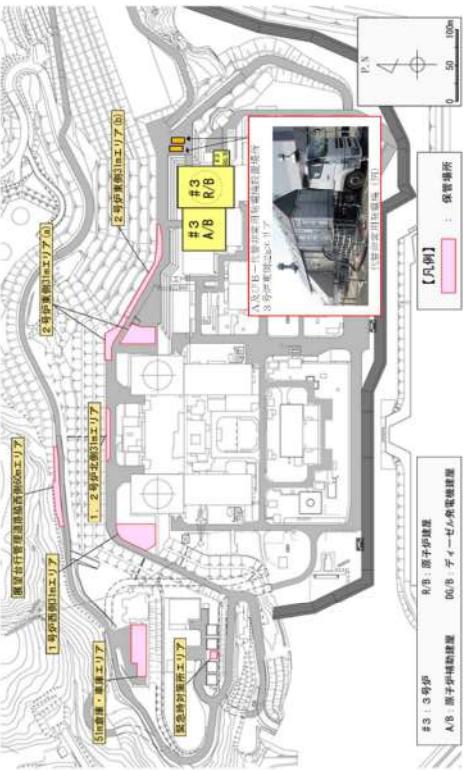
- ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
 - ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

相違理由

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-7 屋外配置図（ガスタービン発電機）</p>	 <p>図 57-2-11 屋外配置図（代替非常用発電機）</p>	<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

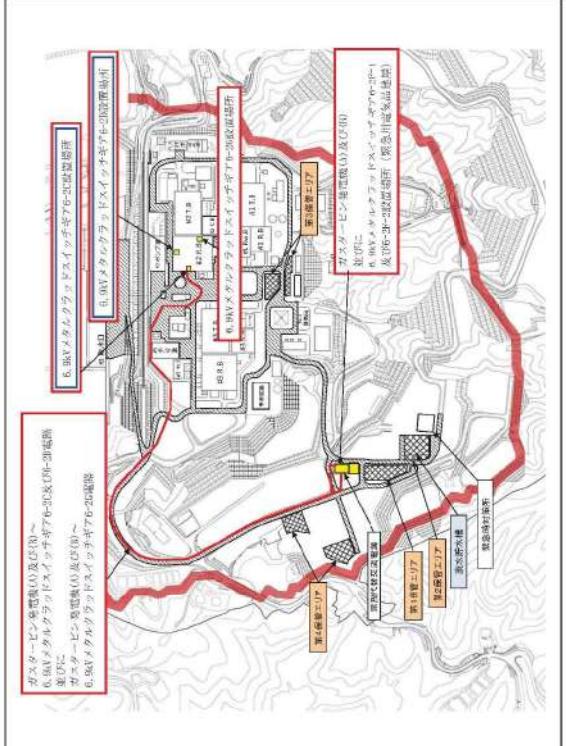
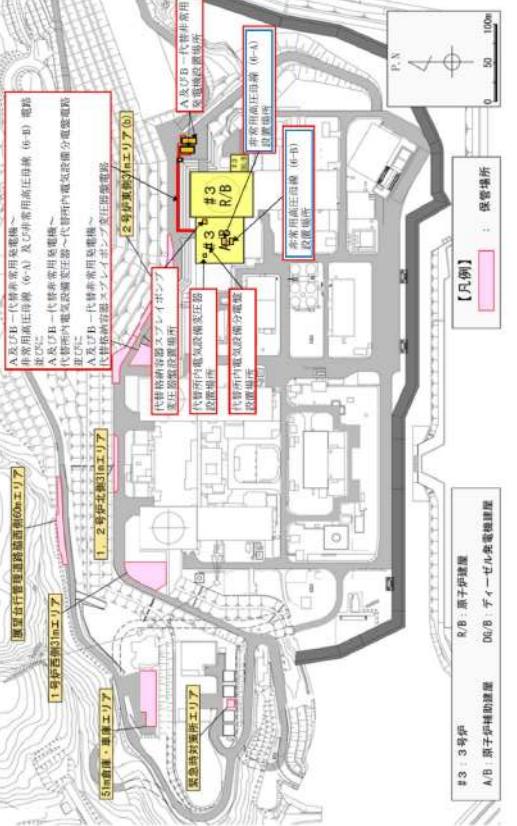
第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

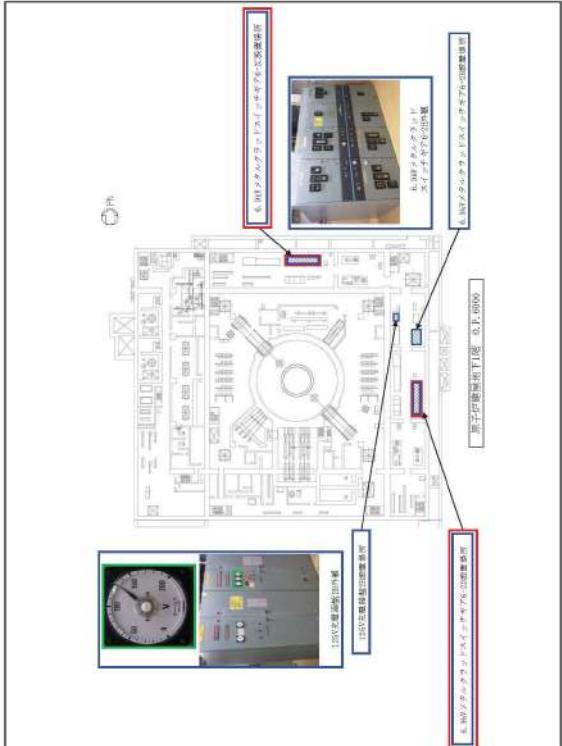
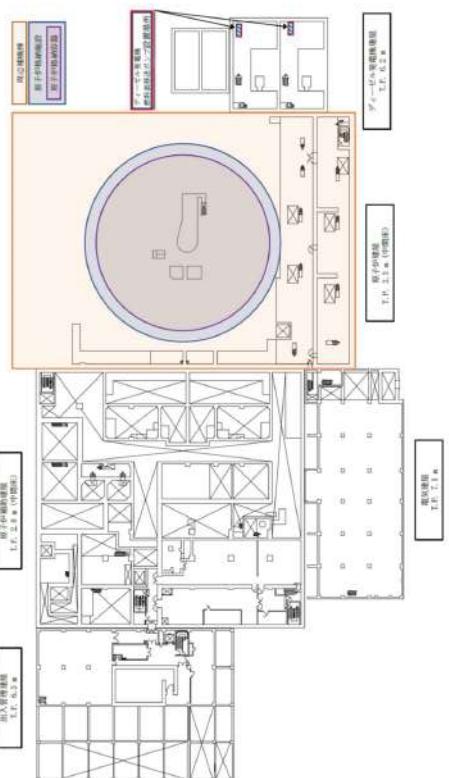
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-9 屋外配設図（屋外電路）</p>	 <p>#3・3号炉 R/B：原子炉建屋 A/B：原子炉建屋 DG/B：デーゼル発電機建屋 【凡例】 保育場所</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-2-10 配置図（原子炉建屋 地下1階）</p>	 <p>図57-2-13 配置図（1/5）</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

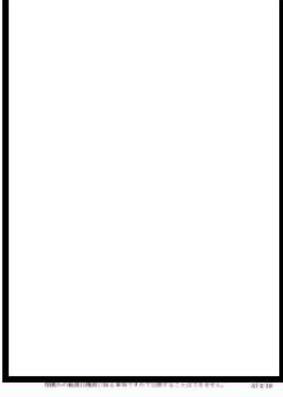
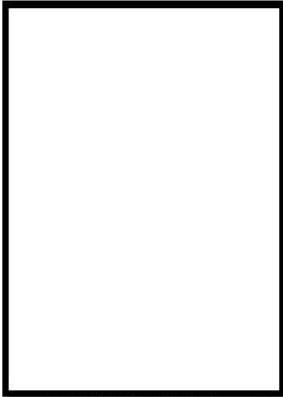
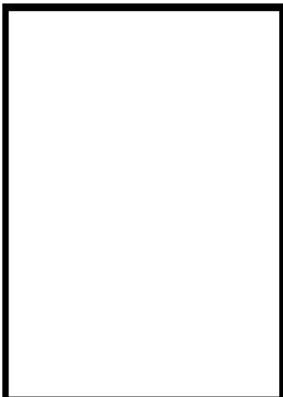
第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉

<内容比較のため再掲(補足 2-5, 6, 8)>



女川原子力発電所 2号炉

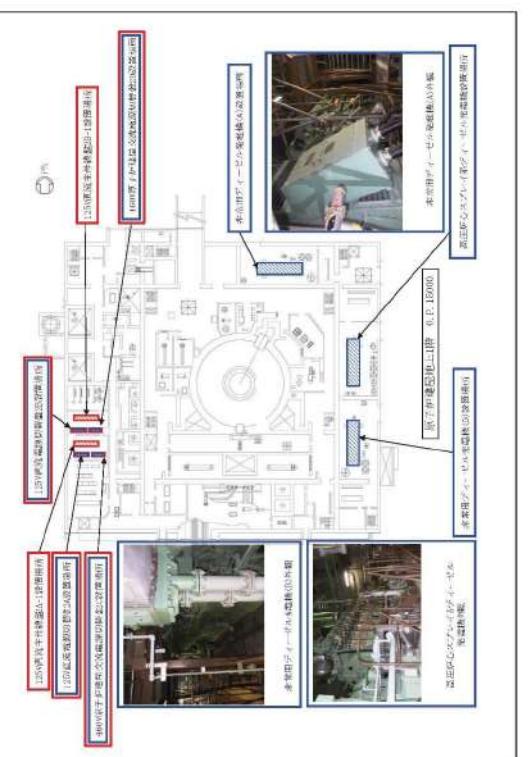


図 57-2-11 配置図（原子炉建屋 地上 1 階）

泊発電所 3号炉

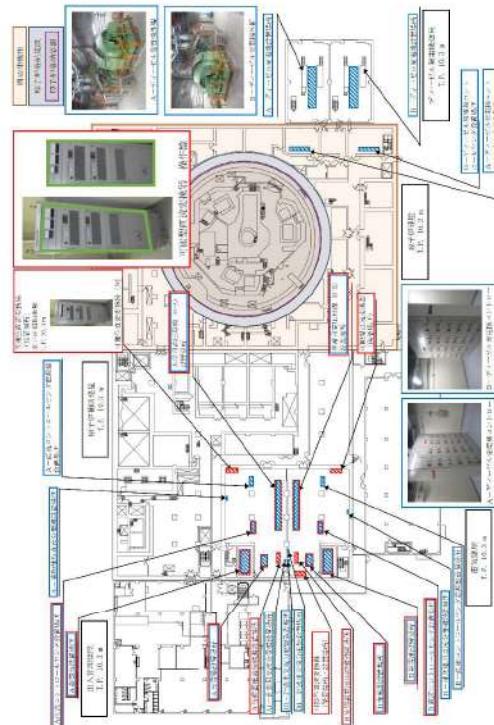


図57.2.11 配置図 (2/5)

相違理由

卷之三

設備の相違

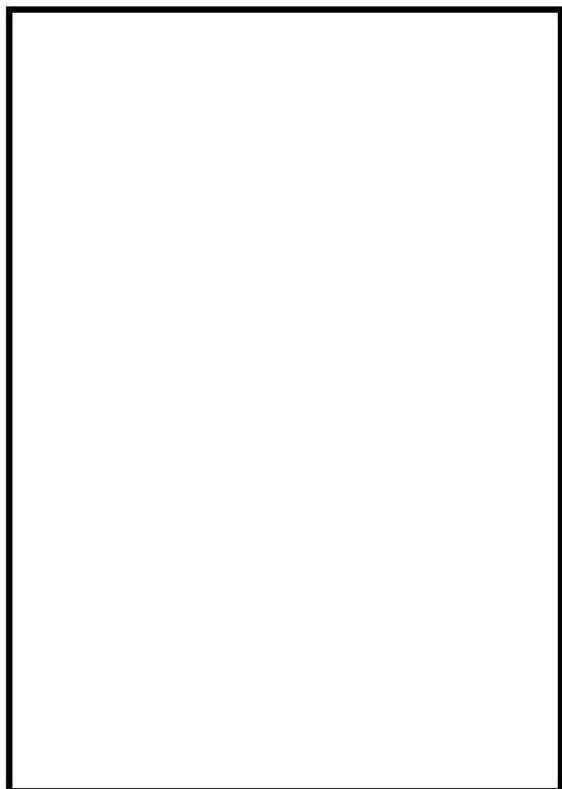
- ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。
 - ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>枠内の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>57-2-13</p>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

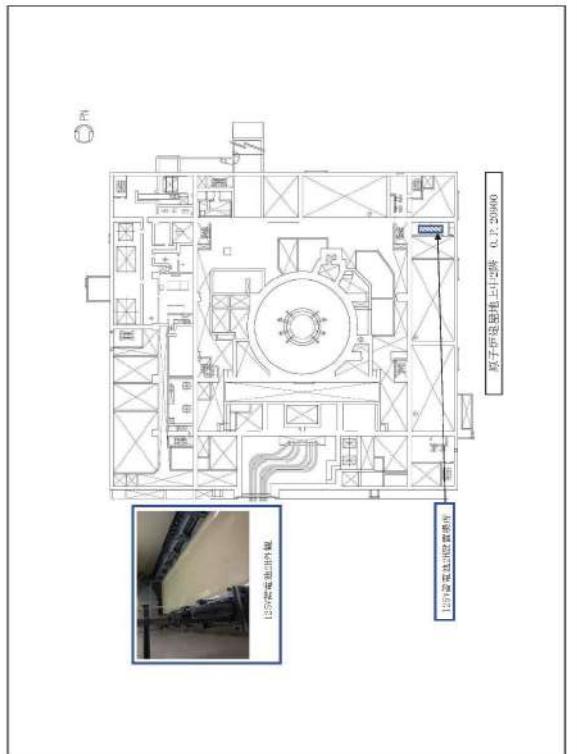
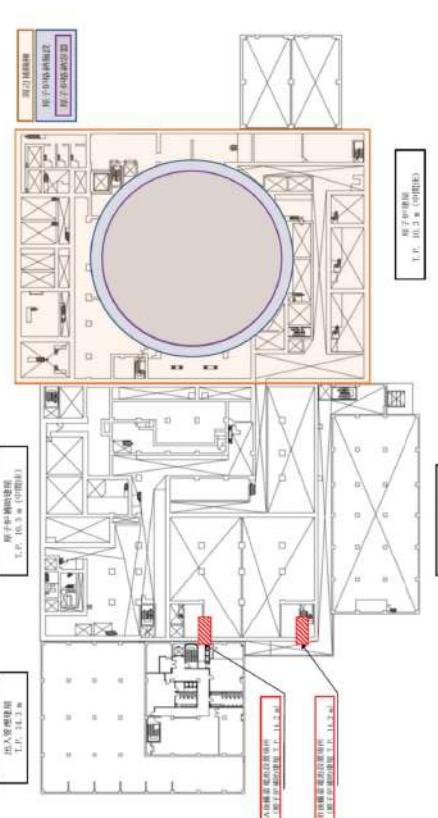
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。			<p>【大飯】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

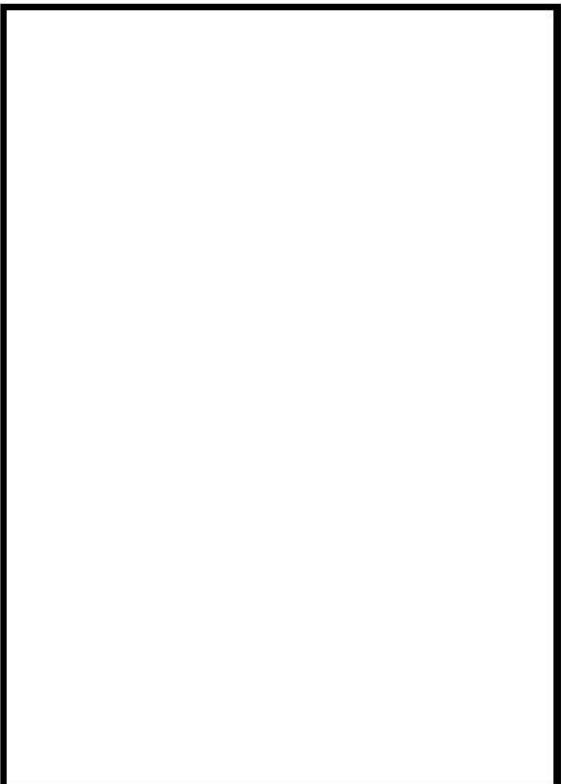
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>図 57-2-12 配置図（原子炉建屋 地上中2階）</p>	 <p>図 57-2-15 配置図 (3/5)</p>	<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

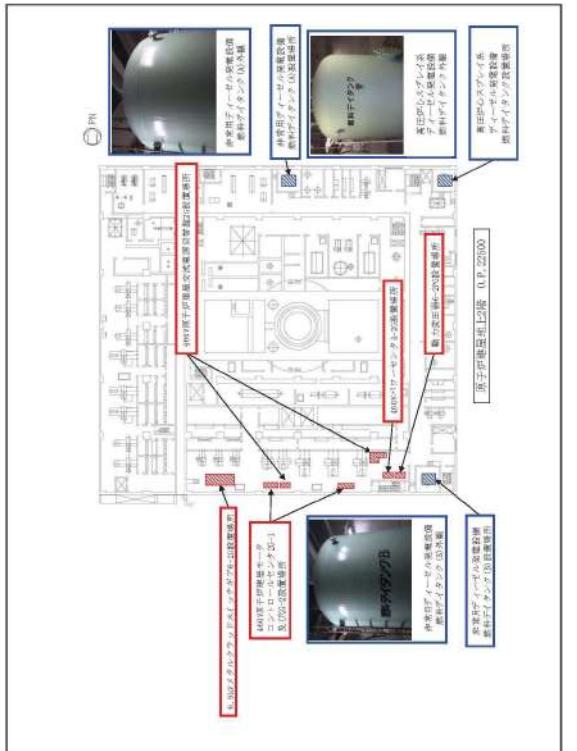
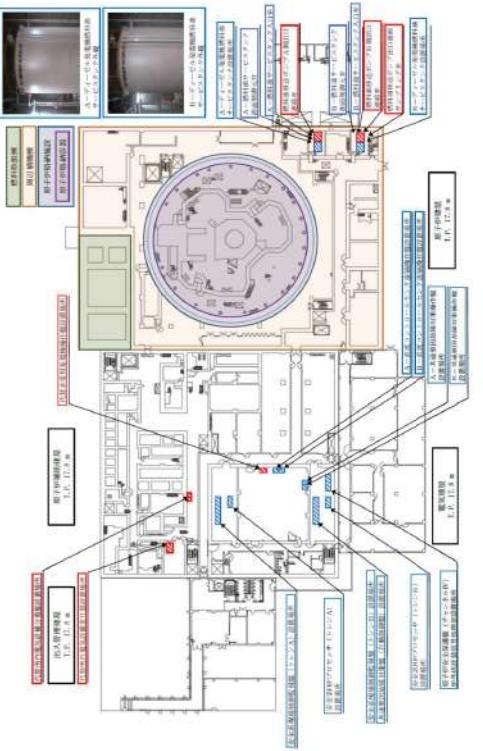
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>情報の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>57-2-15</p>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

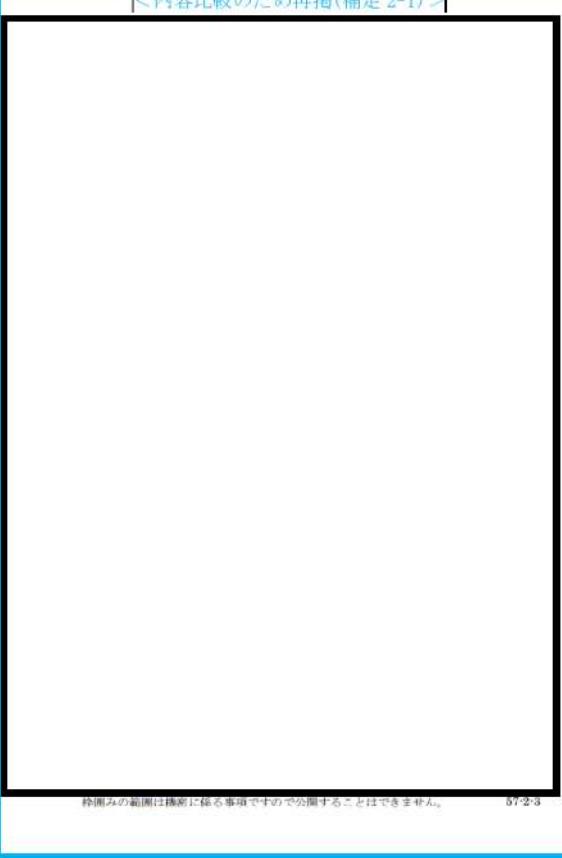
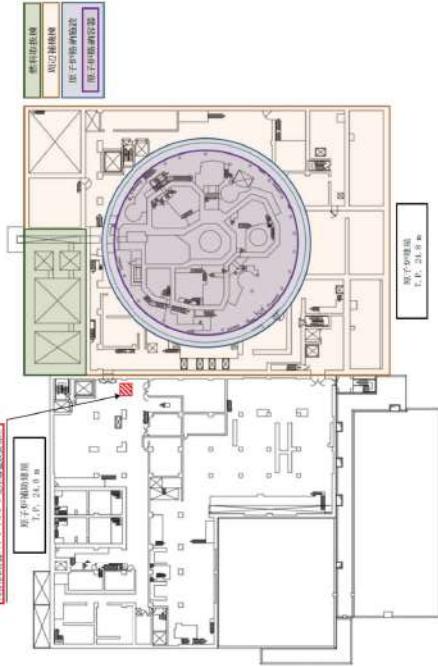
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-13 配置図(原子炉建屋 地上2階)</p>	 <p>図 57-2-16 配置図(4.5)</p>	<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

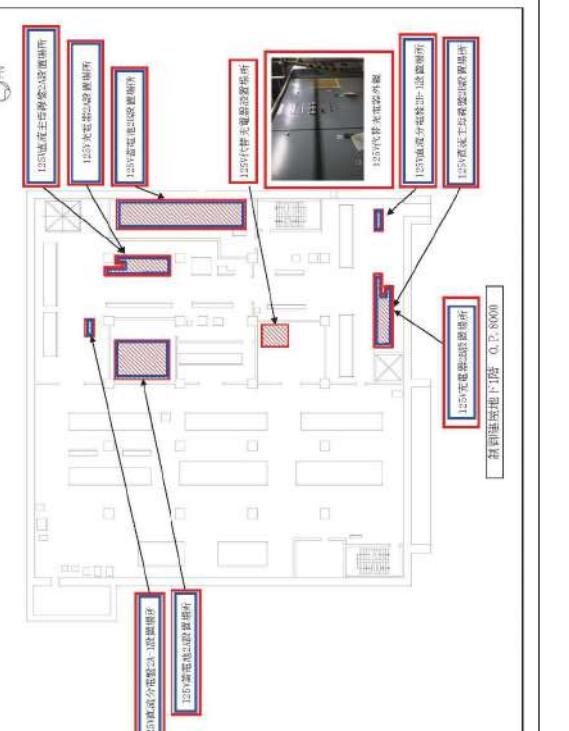
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><内容比較のため再掲(補足 2-1)></p>  <p>57-2-3</p> <p>本図の範囲は機密に係る事項でのみ公開することはできません。</p>	女川原子力発電所2号炉	 <p>57-2-17 配置図 (5/5)</p>	<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-2-14 配置図(制御建屋 地下2階)</p>		<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

第57条 電源設備（補足説明資料）

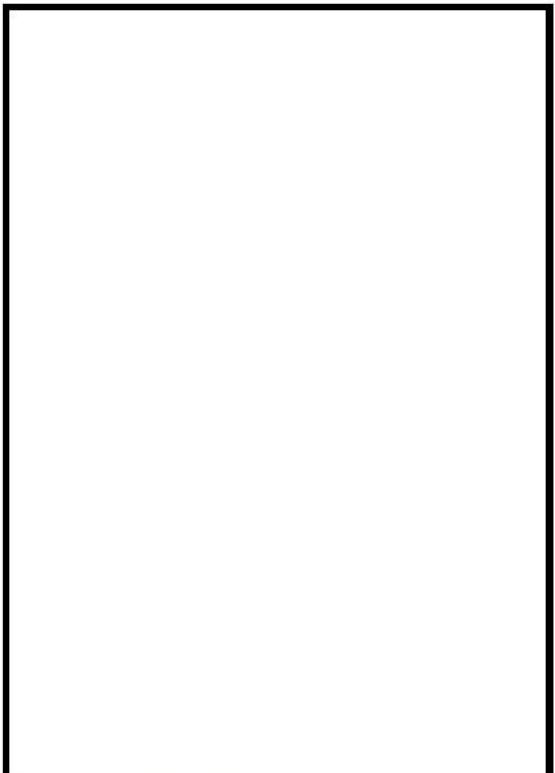
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-15 配置図（制御建屋 地下1階）</p>		<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

第57条 電源設備（補足説明資料）

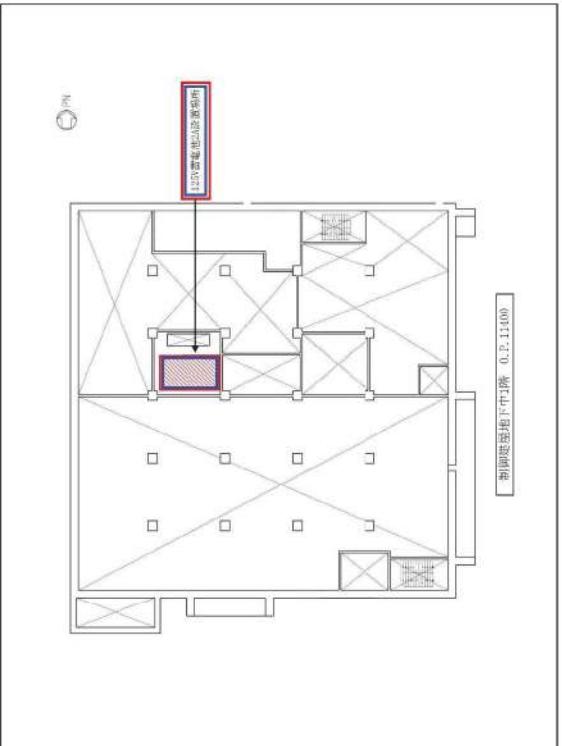
泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>件名のみの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>57-2-16</p>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-2-16 配置図（制御建屋 地下中1階）</p>		<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

第57条 電源設備（補足説明資料）

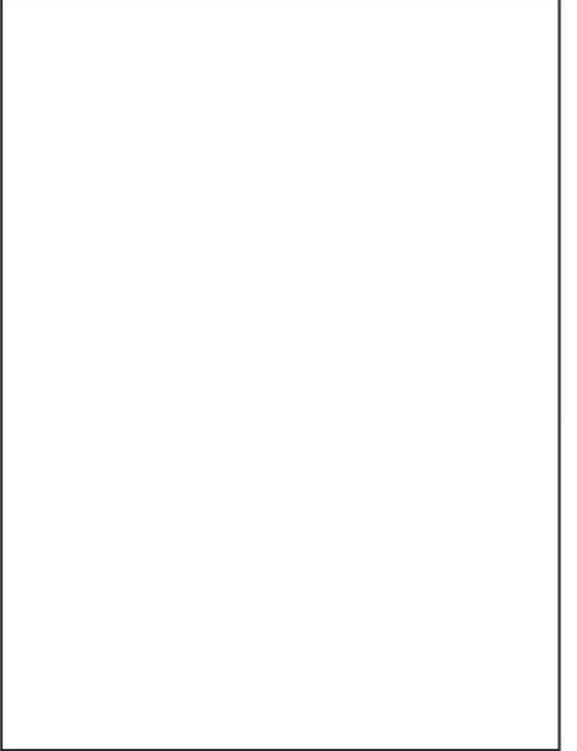
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-2-17 配置図（制御建屋 地上2階）</p>		<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-2-18 配置図（中央制御室（制御建屋 地上3階））</p> <p>枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

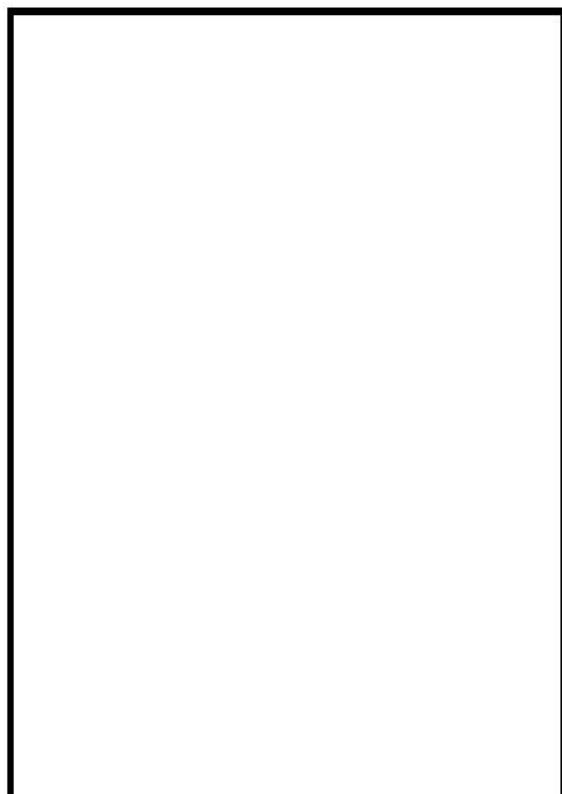
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-2-19 配置図（緊急用電気品建屋 地下1階）</p>		<p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>各団体の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>57-2-41</p>			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

57-2-18

第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
[Redacted]			<p>【大飯】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

※固のみの範囲は機密に係る事項でして公開することができません。

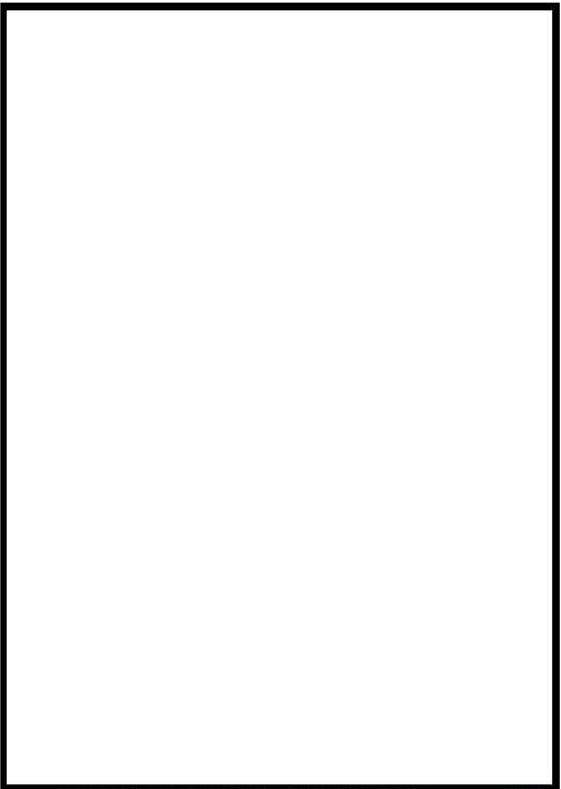
57-2-19

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>作図等の範囲又は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-2-20</p>			<p>【大飯】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 ・設備の設置場所・保管場所に相違があるが、重大事故等対処設備として共通要因によって同時に機能を損なわない配置とするという点において同等である。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉 57-4 試験・検査説明資料	女川原子力発電所2号炉 57-4 試験及び検査	泊発電所3号炉 57-3 試験・検査説明資料	相違理由 【女川・大飯】 項目番号の相違 【女川】 記載表現の相違 ・女川：試験及び検査→泊：試験・検査説明資料

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

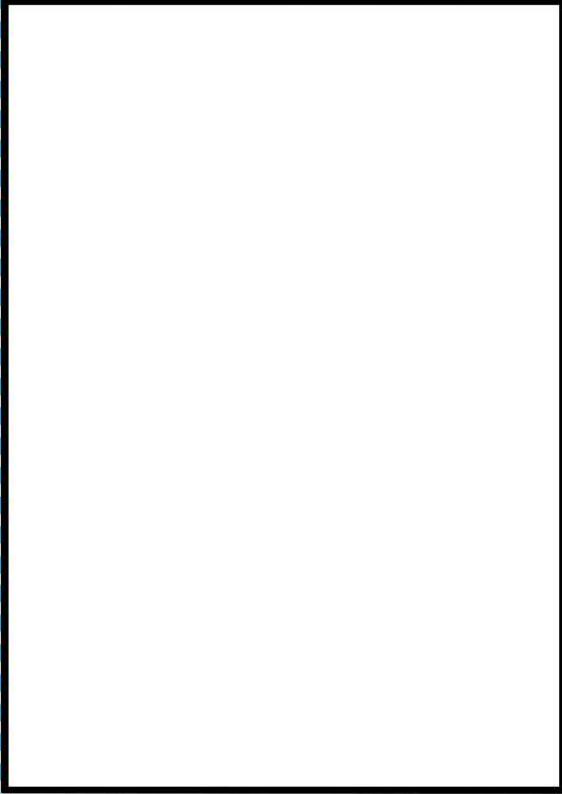
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
3号炉			<p>【大飯】 記載方針の相違 大飯は複数号炉同時申請のため号炉毎に記載している。泊は女川と同様に単独号炉申請のため記載していない。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は3号炉分のみを比較対象とするため4号炉の記載はしない（次頁以降、同様とする）。 ・大飯の申請書では、3／4号炉を記載しているが、3／4号炉での差は共通設備（タンクローリー、重油タンク、号炉間融通設備）であり、共通設備分が記載されている3号炉を比較対象とする。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

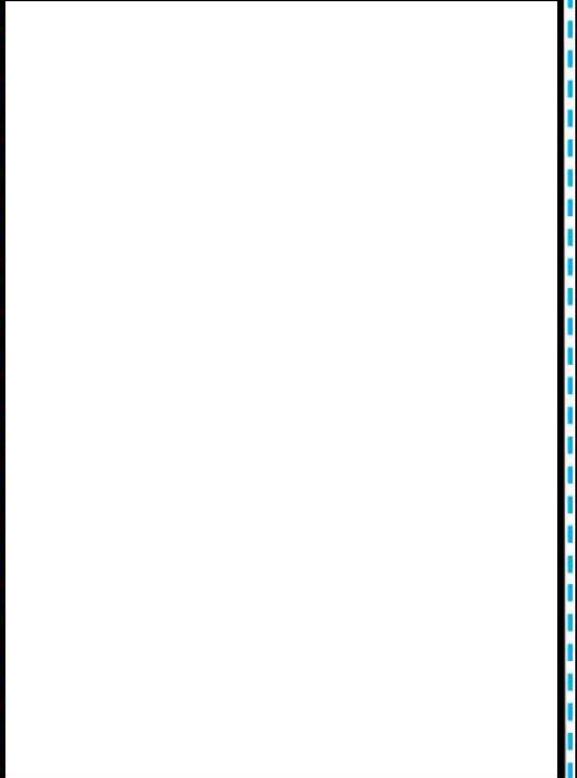
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><女川、泊の記載箇所で比較(補足3-1)></p>  <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-2</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違 (57-3-21 ~)</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>＜女川、泊の記載箇所で比較（補足3-2）＞</p>  <p>作図みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-3</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違（57-3-22～）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

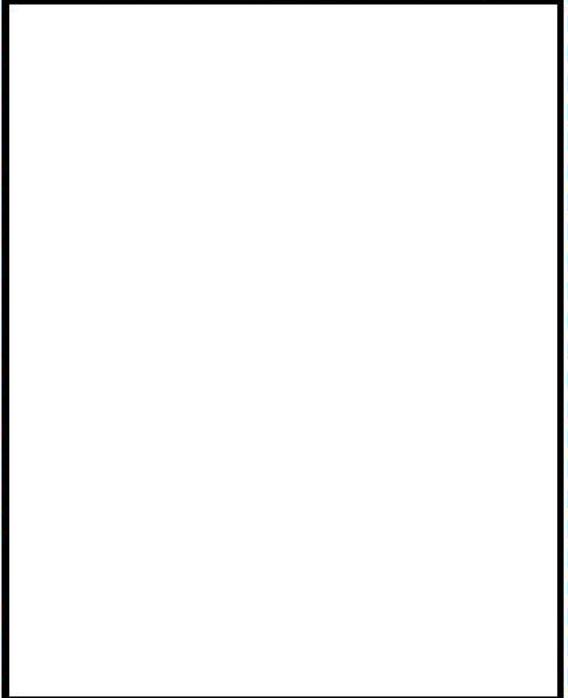
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>＜女川、泊の記載箇所で比較（補足3-3）＞</p>  <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-8</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違（57-3-23～）</p>

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

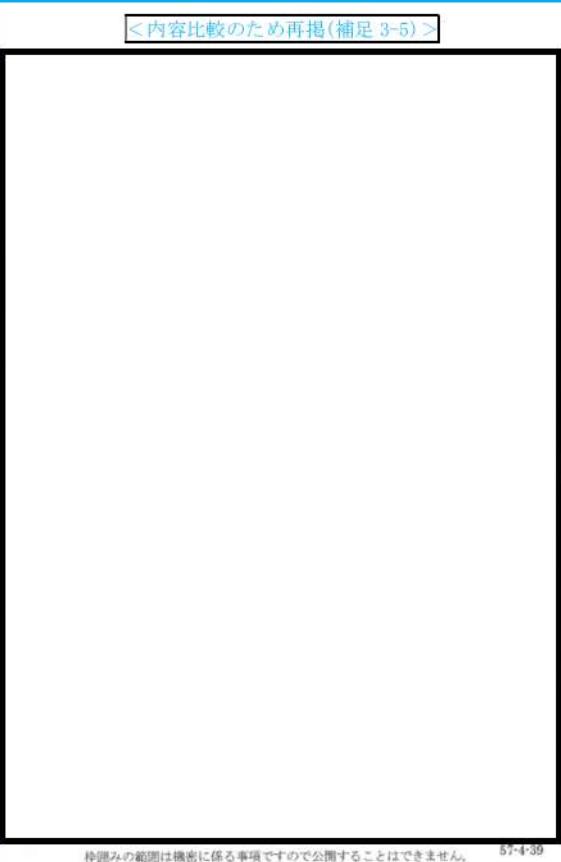
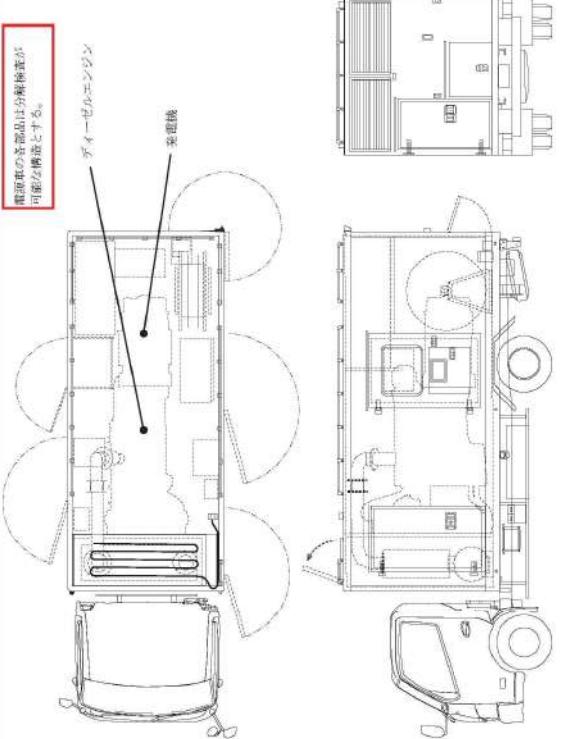
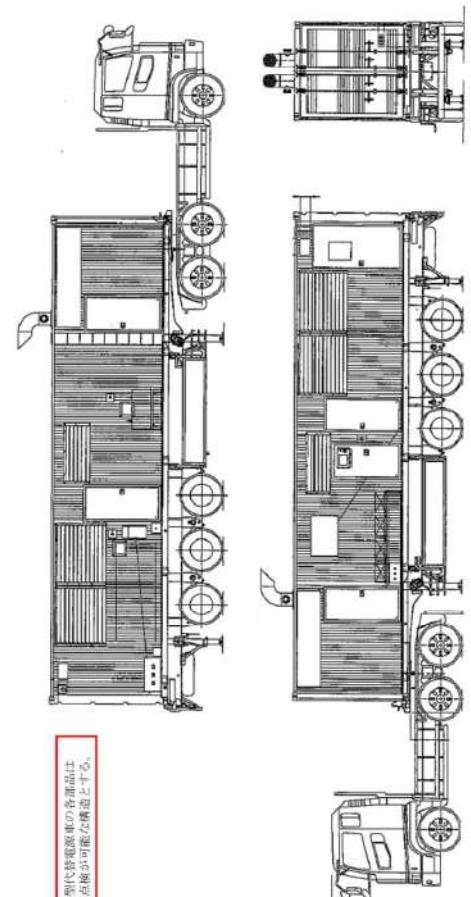
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><女川、泊の記載箇所で比較(補足3-4)></p>  <p>枠固みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>57-4-5</p>			<p>【大飯】 記載箇所の相違 (57-3-24 ~)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

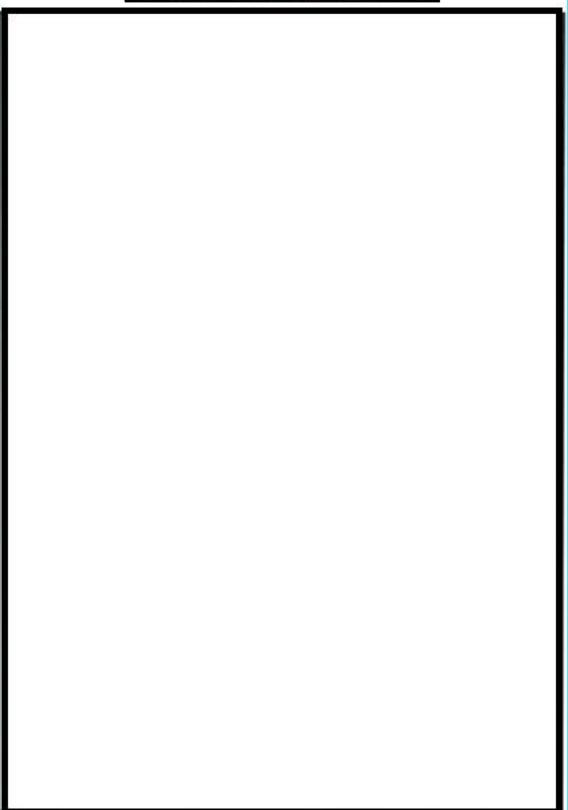
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>57-4-39</p> <p>持論みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p><内容比較のため再掲(補足3-5)></p>  <p>図57-4-1 構造図（電源車）</p>	 <p>図57-4-1 構造図（電源車）</p>	 <p>図57-3-1 可搬型代替電源車構造図</p>	<p>【女川、大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

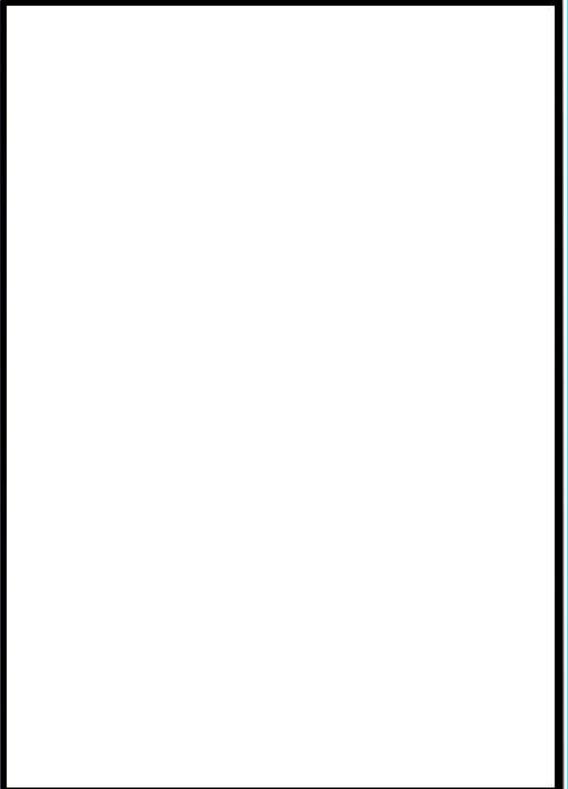
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足3-6)></p>  <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-40</p>			<p>【女川、大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

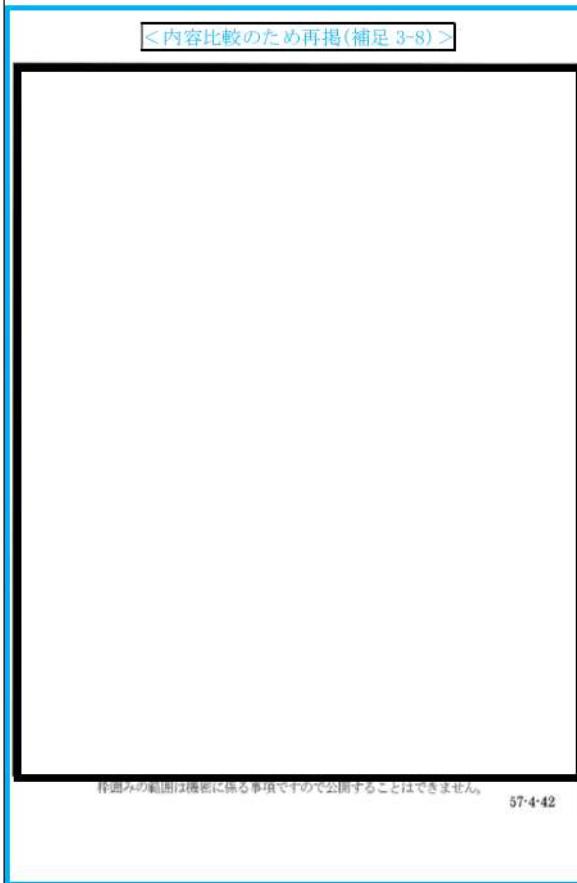
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足3-7)></p>  <p>件名の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-41</p>			<p>【女川、大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉



女川原子力発電所2号炉

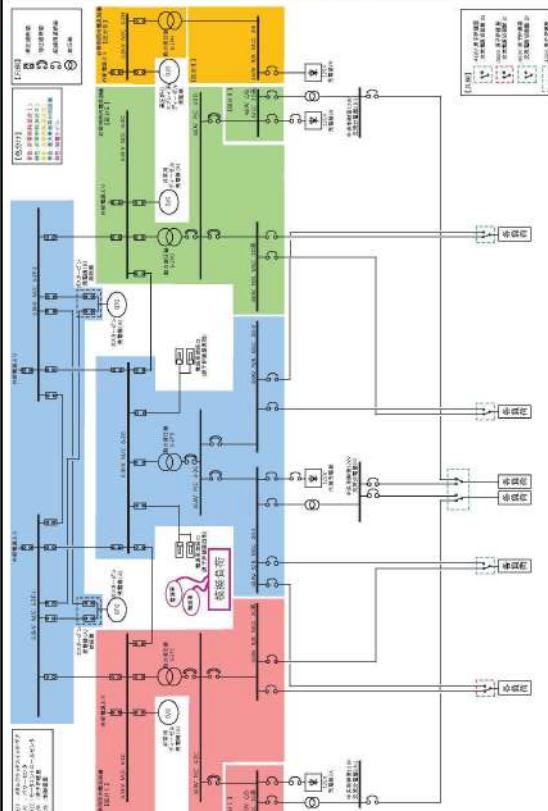
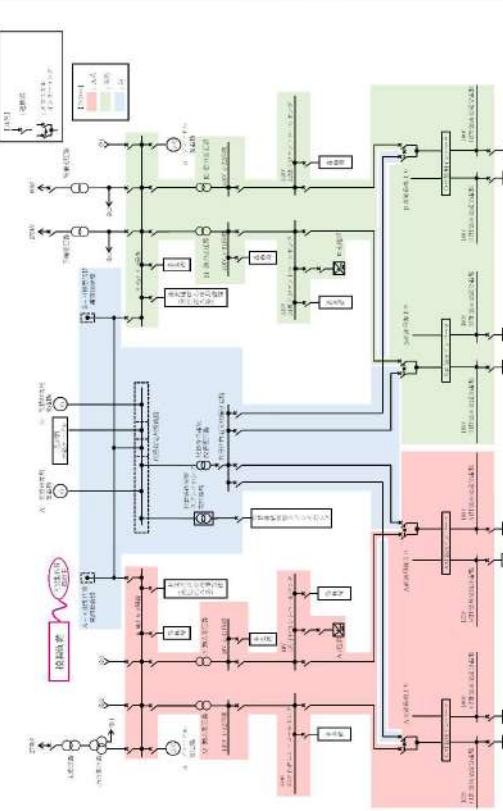


図 57-4-2 電源車試験系統図

泊発電所3号炉



相違理由

【女川、大飯】

記載表現の相違

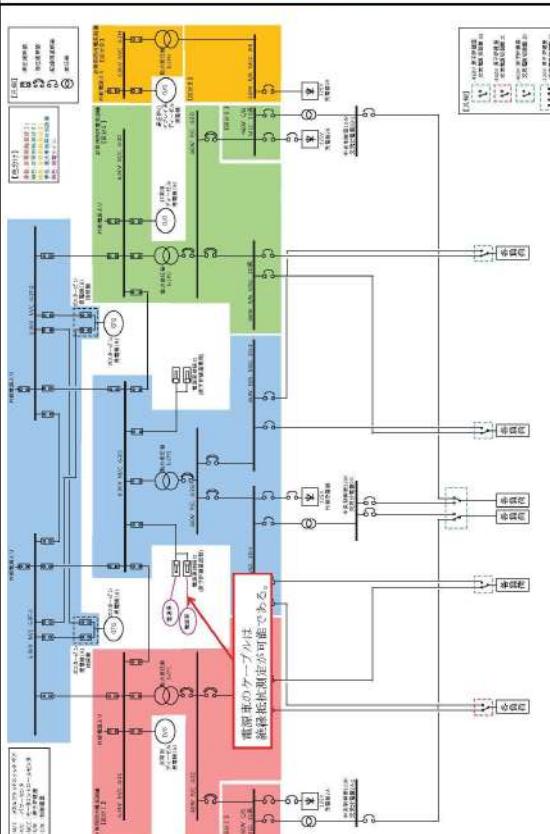
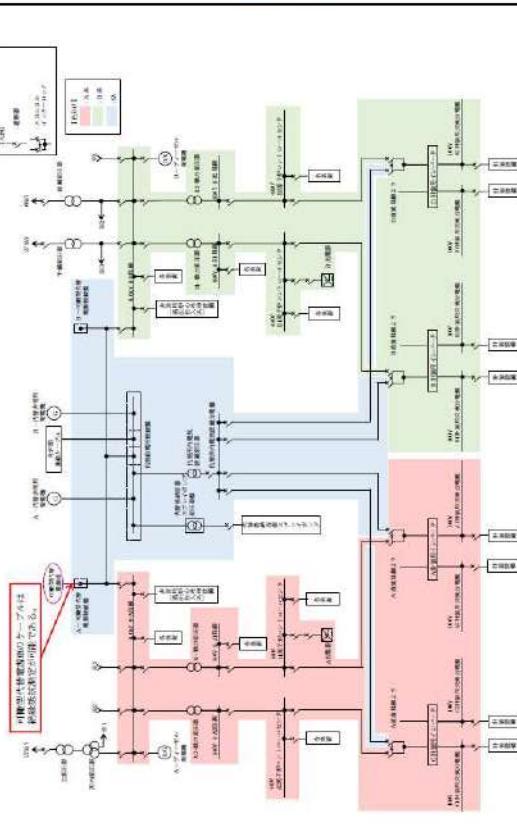
- ・試験・検査方法に相違はない。

図 57-3-2 可換型代用試験車試験系統図

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-4-3 電源車用ケーブル試験系統図</p>	 <p>図57-3-3 可燃性ガス電気用ケーブル試験系統図</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・試験・検査方法に相違はない。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

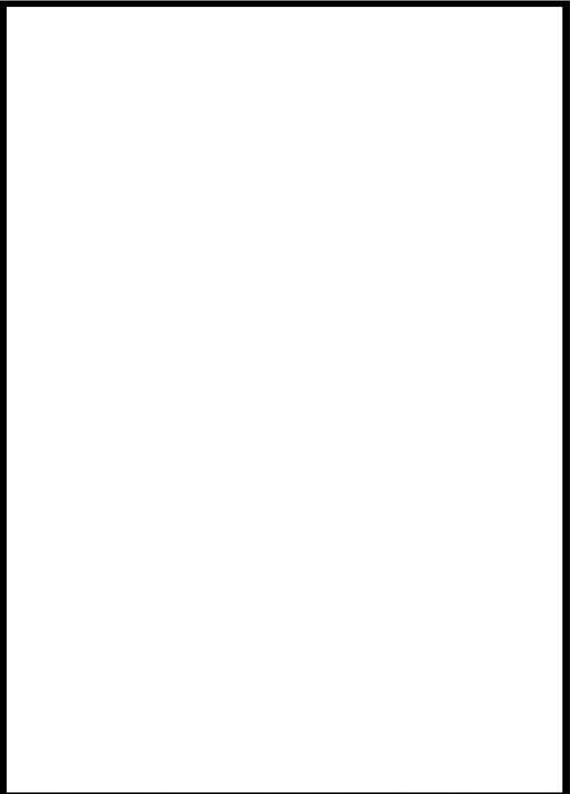
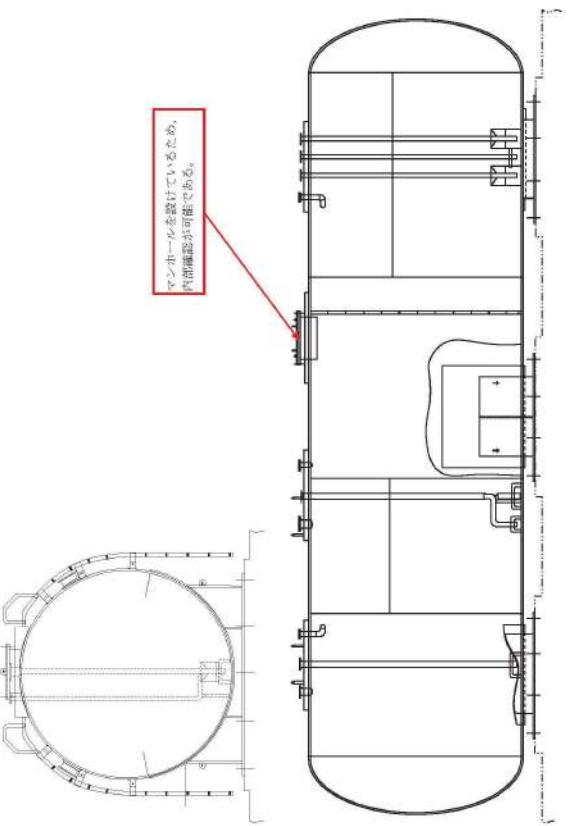
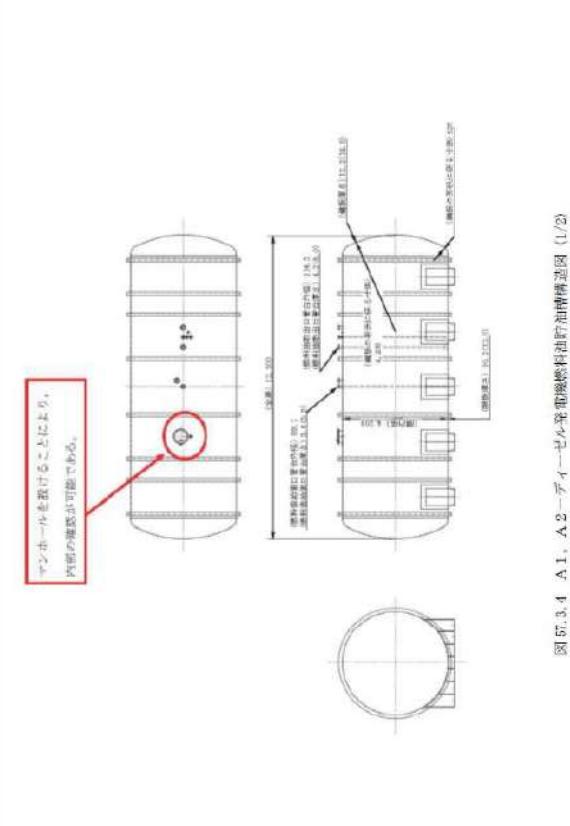
第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

機器区分・機器名	機器区分・機器名	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉			【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-4-4 軽油タンク構造図</p>	 <p>図 57-3-4 A1, A2, A3, A4—セル等油槽構造図 (1/2)</p>	<p>【女川、大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。

詳細の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

57-4-7

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

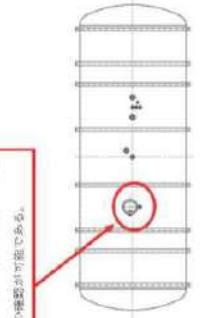
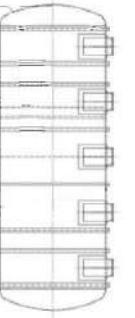
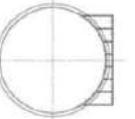
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>【女川、大飯】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.3.6 燃料タンク (SA) 脱離移注図</p> <p>内筒の運動が可能である。 ランホールを開けることにより。</p>   	<p>【女川、大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。

第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
[Redacted]			<p>【大飯】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の 内容という点において同等である。</p>

押込みの範囲は機密に保る事項ですので公開することはできません。

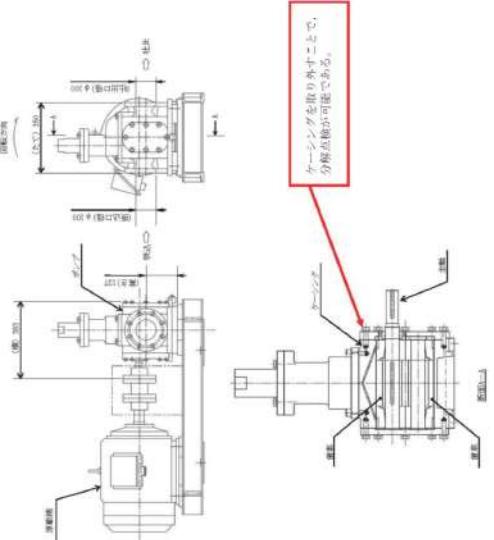
574-8

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>【女川、大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の構成に差異があるが試験検査の内容という点において同等である。 <p>図57.3.7 ディーゼル発電機燃料油移送装置構造図</p>	

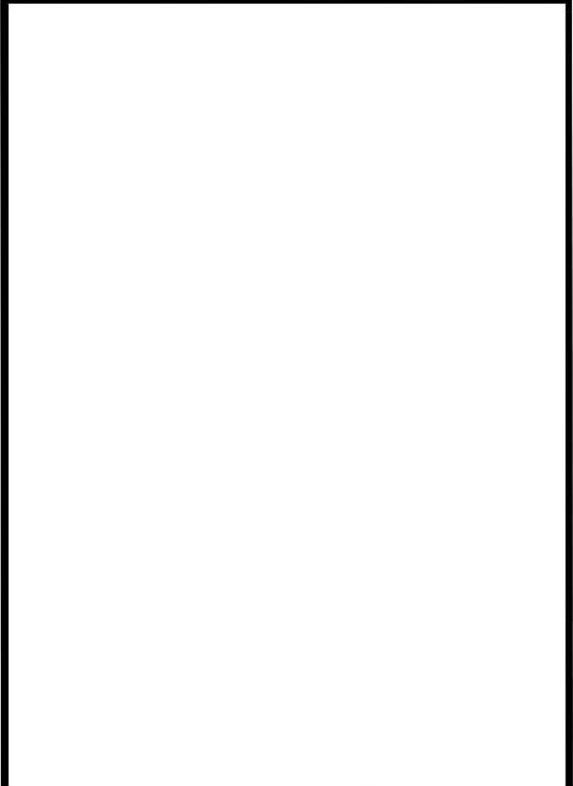
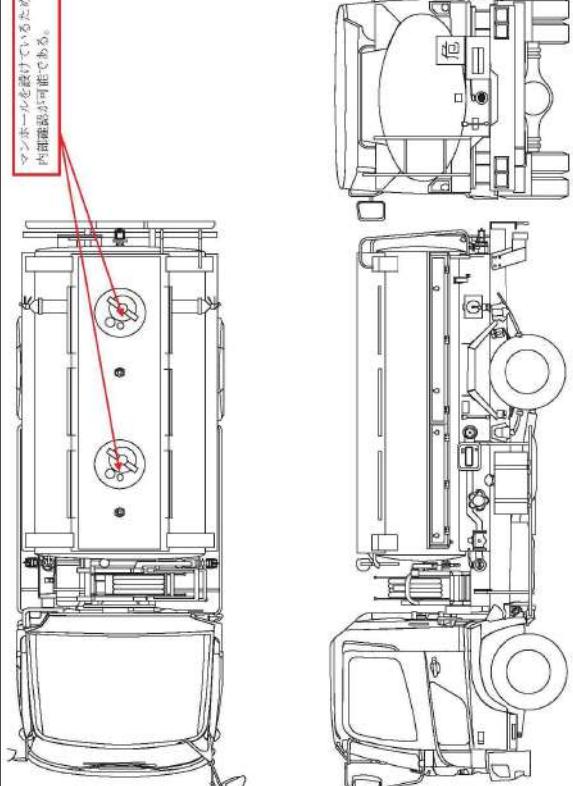
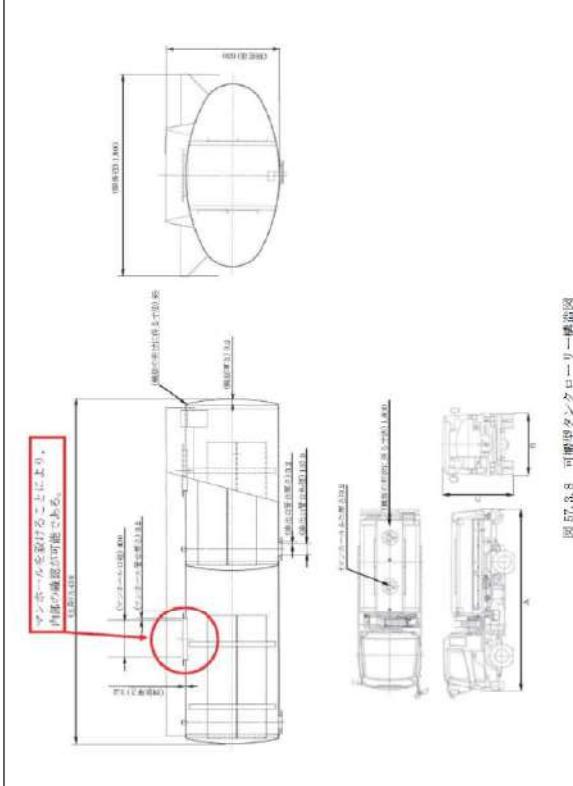
第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-4-5 ガスタービン発電設備軽油タンク構造図</p>		<p>【女川】 設備の相違 ・設備の構成に差異があるが試験検査の 内容という点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57-3-8 可動型タンクローリー構造図</p>	<p>【女川、大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。

仲間みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

57-4-9

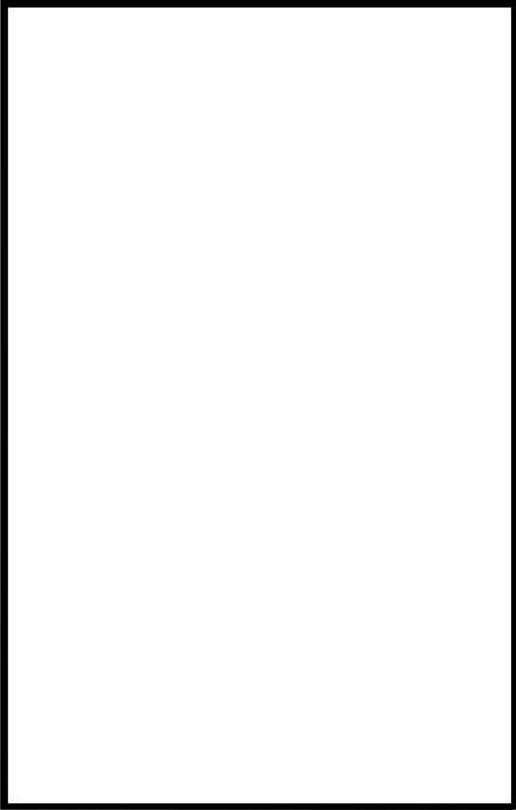
図 57-4-6 タンクローリー構造図

第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

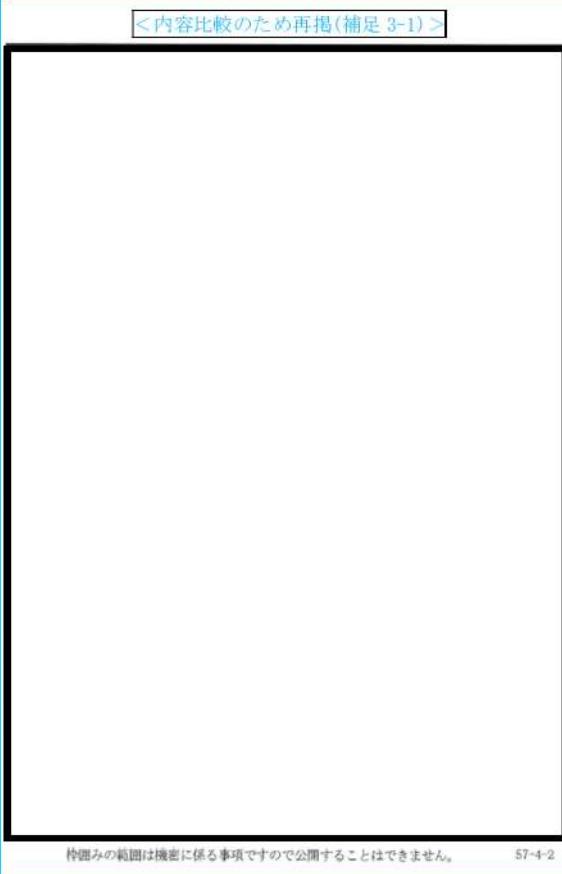
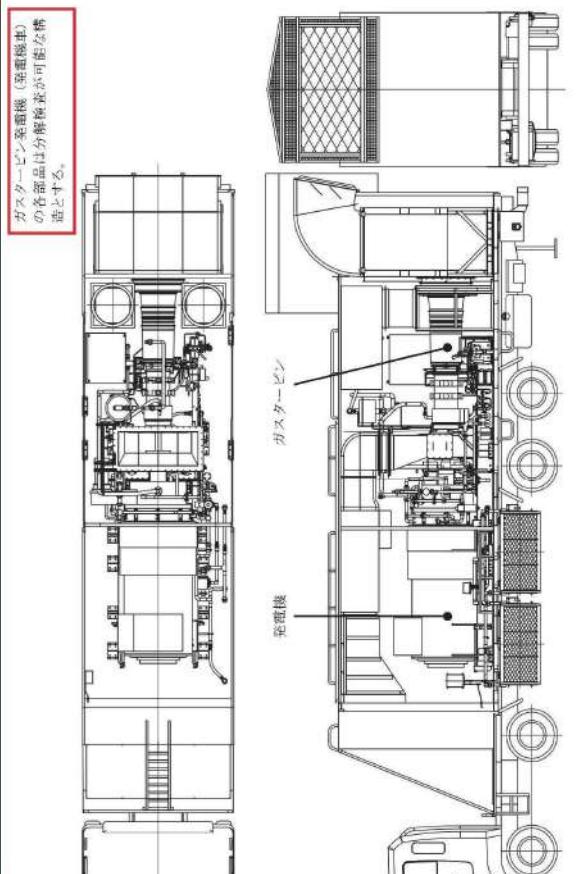
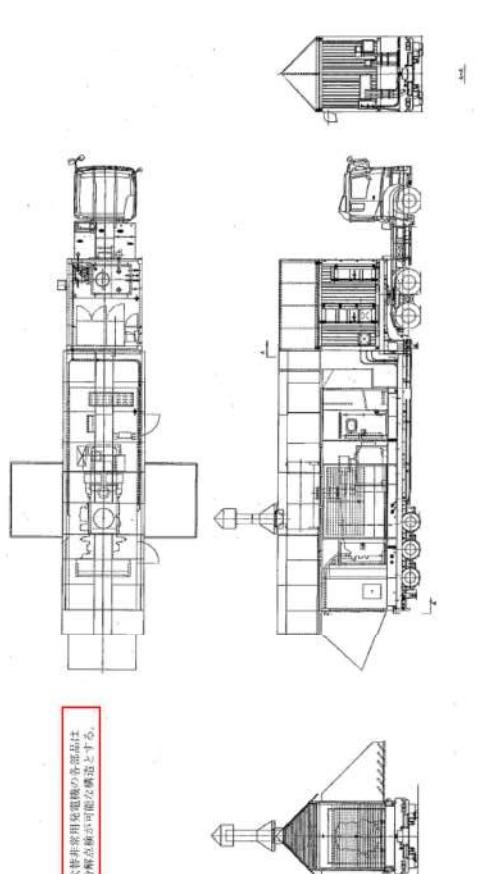
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>57-4-10</p>			<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(補足3-1)></p>  <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 57-4-2</p>	 <p>ガスタービン発電機の各部品は分解検査が可能な構造とする。</p> <p>図 57-4-7 ガスタービン発電機（発電機車）構造図</p>	 <p>代替非常用発電機の各部品は分解点検が可能な構造とする。</p>	<p>【女川、大飯】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、試験検査の内容という点において同等である。 <p>図 57-3-9 代替非常用発電機構造図</p>